

左久大夫殿
兵衛大夫殿

其比打越候近比大儀之至候仍陣中祈念之間鳥目五百遣之候御神前任入候恐々謹言

五月廿六日

止々齋(花押)

近日御遷宮目出々因之鳥目一貫文進納申於御神前祈念任入申候と

霜月廿五日

祝殿

出陣之中之爲祈念歸陣候迄馬具足進納可申立願頼入候吉事重而(缺文)

未極月廿九日

諏波祝殿

止々齋(花押)

來廿七日出陣候因之祈念之爲具足馬如先年進納可申めて御神前へ立願記に任申候

正月廿四日

止々齋(花押)

五貫文如毎年進之候於神前彌々祈念任入候

極月晦日(花押)
(止々齋)

陣前に馬具足進納可申由申候具足之分鳥目六貫文并に馬一疋進納申候

壬申菊月廿五日

當月之祈念之爲鳥目五百進之候能々任申候

五月朔日(花押)
(止々齋)

參百文進納能々祈念頼入候

菊月廿二日

野始并に普請初可申候吉日能々見可被致候仍鳥目三百遣之候令北咳禮未に候草々能成候様に祈念頼申候

二月朔日

野出始可申候月亦風呂造候立始可申兩日頼候爲祈念之馬一疋爲神馬進納之候

未十月十五日

岩崎新町立候其普請可申候日を見可給候雁之一遣候萬歳々々

十月四日

祝殿

御一子候ハぬについてそれかしの子ひこ二郎迄御みやうたいになしをかれへきよしうけ候てしんしやくのよし申候へともおほしめし候事くわふんに存候又あふき殿御いんきよ御とはりと申御一筆のとく御しうてんになんしはさ候は々そしふんをあつかり御ねんころあるへし御こはは御ことも候ともかもの子はみやうたいたされへき事さういあるましく候かのひこ二郎身の子に候とて御みやの義あひさたまり候事すこしもわたくしの義申事あるましく候御貴所よりもわたくしの義なさましく候あひたかひにさたまり候をきてのとくにあるへし將又御うつろへいろいたて申ましきよしうはかし候へともいろい申ましき候仍爲後日如件

天正丙子

三月十日

方慶(花押)

御使宗右衛門
祝殿人々甚兵衛

助衛門
與次郎

一正月御禮に參候時代五十錢もたせ申候指南へも廿錢進候

一同十六日に御籠候時人數以上拾人

一肴にさうに御酒はへいぢ三具以上此外何事成共御六ヶ敷事有間敷候爲其一筆進申候

一十六日御籠候時そない一ツ御酒一具あかし此分取持候爲後日如件

天正拾六戊子

正月十五日

災戸堂
宥海(花押)

祝殿
參

一正月之御禮に代物五十文指南に廿文

一同十六日にこもり之時人かす以上十人

一さかなにさうに同御酒へいち三具以上此分何にても此外にむつかしく有間敷候其ために一筆進候

天正十六年

正月十五日

ゑんま道え參

一仁貫八百文東山一壹貫五百文山本一壹貫文あら田一
仁貫文かなさは一壹貫八百文むろや一米四ツみつしま
一五千七百疋すはうしろ田一仁百地畠以上
右有之下置所永代不可有相違者也仍證文如件

天正十七年巳丑年
七月廿四日 政宗(印)
諏訪 はふりへ

諏訪宮え知行百石令寄進候永代不可有相違者也
天正廿年
二月二日(花押)

祝部
右衛門大夫
作大夫

諏訪宮御寄進分 あこか島
梅澤之内
百石

以上
天正廿年
一月十一日

祝部

右衛門大夫殿
作大夫殿
參

御知行分御目錄

百石
巳上
安積郡
小原田之内
文祿三年
八月十四日
蒲生左兵衛
重長(花押)
玉井數馬助
貞右(花押)

諏訪宮

會津於分領御知行百石寄進候全可取納者也

慶長六
十月十八日 (蒲生)
秀行(花押)

諏訪
社人中

諏訪之宮神領目錄

參拾九石壹斗壹升 いな川
十日町之内

六拾石八斗九升

大沼 赤井之内

合百石

慶長六年

十月十八日

諏訪宮

社人中

岡 半兵衛(花押)

町野左近助(花押)

會津山之郡半在家村之内を以知行高百石令寄進候訖全
可收納者也

寛永五年

十月十八日

諏訪宮

社家中

(加藤)
明成(花押)

服忌令 一軸本社の神職大祝か贈る所なり奥書左に
載す

當社物忌令次第雖深秘至極候從遠國社叅之志不淺之
上成一姓契諾畢然者所望之旨非可難避之間書寫進候
於被用疎者不可然候以上

天正四年丙子
七月廿六日

大祝神(花押)
會津諏方社 大祝殿

すははふり分そこにて御かんかへ御申候へ共
あつめて御目にかけ候

きたかた
山あり

いあはせ

きたかたかんのうの内

山もと

かなをば

印 あらた

かいつ

いなほのさかい

越後さかい

むろや

ひかし山

印 水島

すはのうしろ

印 田四千かり

ゆ川はた

印 はた

二百(一字虫喰)

候以上
天正十四年
正月廿日
取長日記

一 關年貢十三貫文其内水錢一貫文大ますにて米代三斗中ますにて一斗七しうこますにて一斗六しうきたのさいけより此分にて候大ますにて米代三斗中ますにて一斗七しうこますにて一斗六しう合十二三しう百文節句代三度すみ段もち百廿文一やちより米四一五十文そなへの代やちより一さんくうめん三貫文一關のうち五百かり五郎右衛門尉とさとの四郎左衛門尉に出し申候田中より参るやく五百文大工めん四貫文同米四ツ

一 正月禮に一關四郎さへもん廿文つゝ酒代

一 三合年貢日記

ねんく四貫文米三段節句代二百文三度すみ持百五十文一田五百かり代百文さんくう面畑二百文の所五百かり介右衛門心さし一四百五十かり庵房すゝきて前より七月二百文年貢

一 馬引屋敷六百文か所新右衛門尉心さし小二百かり甚左衛門尉もいたし候一ため七十文かり

一 山本二貫文うるし一はいあかり物祝言ともに二百文つゝかゝり代二貫の内五百文さんくうめんなり

一 かなさは二貫文か所まめ一段さんくう面七百文か所うれひ祝言ともに代百五十文つゝ

一 荒田一貫文か所四月禮代七十五文さんくう面に百文いたし申一貫文のうちを百文いたしてまへさ九百文とるなり

一 かひ川米六半のところを半をはさんくう面にいたし候て手前さは六ツとるなりうれひ祝言にやく百五十文かせはつほとていね五そくつゝ

一 さかひ年貢八貫五百文にて候を五百文さんくうへゆるし今は八貫文いたし候てとるなり是は太郎右衛門尉にはかり宥申候以上さんくう面は公儀みゝたかふんは二貫文にてかなひとくは知申候あかりもの松二世をひうを十あはいはい大まめ八はひまつたけ卅本天正十七年よりさかひ年く七貫六百文にて候其故は御たはらびき五連手すな二筋くうしき二本うちむき正月よりいたかひなされ候て三百文川くつれに百文

廿日五百文あふの宮より百文以上正月廿にうちむき六百文なりうちたかひにはしかあかりなり手さくの田よりも米三段一斗四月必くる也祝言ともに五百文つゝやく申かけるなり

松一くみ七月参なり手前の年くのうちを關に百文かけるなりあふのみやへもくちなと申かけるなり(以下不詳)

一 すはのうしろの田日記杉のさき千かり八百かり石田

五百から西四かり上七百かり下七百かりすのちかくの三百かり七十かり又七十かり大和殿のうしろなる田三百かり二百かり川原二百かり畑三百文か地さかひの米一段

一 大江五百文かとうろ 下七百かり大方へ上七百文見なみへ川原田二百かりは孫右衛門尉二百かり助七三百かり彌左衛門尉又三百かり内記殿

一 むろや年貢日記二貫二百文うちむき百五十文師子三ゑたかは一まひつのつけてうをひとつうちかたへはゝきめん五百文か所あかりものは夏すし一まひ

天正十五年よりも兩百姓に二百文つゝ宥免仕候而一貫八百文とり申候

一 ひかしやま日記年貢の事山田與七郎より三百文九郎兵衛より三百文はら筑後三百文宮主田より七百五十文をのうらより五百文さんくうめん七百文か所此うち宮主田をはいとく院へ進置なりをのうらをは庵訪へ進置なり正月廿五日にうちむき百文

一 太郎兵衛に三百文か心さし(以下關く)

一 山本一貫五百文さくとのへ進置なりはらひてんにて候むかひのやしきも二けんこれは山本三貫五百文の

ところを分て進置申候なりやく錢三百五十文さくものより参なり

一 柳井土ねきにもみこやく心さしにいたし申候

一 ぬさは筋よりも出るなり

一 水島は前代ハ二町文たつといへともいき米五つにて候五まんたつのきしんに御座候

手前へとる田千から八百かり石田五百かり西四百かり百四十かりかけの上のはたけ七十かりのそはなるはたけにて下の七百かりはとし月の心さしをうけたる首尾と申萬端のために右衛門尉母のふちのふんにこし申候か後は不知候

一 さかひよりの手作の米ます數一こくよくはかり候へはうりに五ツ八ツ

一 四月一日にすハ大く火をいたし候て身躰きり候ときむらにこめを置候をいつよりいらいたても成す候てたてより人をこしなされ候へともたなはしを以他言申候て九日に米も返し候也

一 うつろの日記とく村しまつ 一やち四段太郎兵衛 一 大江五百文か所彌十郎 一 三合五百かり助右衛門 一 さかひの一段六郎左衛門

一 正月の支置之事彌勒寺より二百文年々正月七日に直

談御もたせ候事

- 一いといんより正月四日に五十文もたせ候事指南に廿文
- 一正月四日五十文指南に廿文圓摩堂よりさくとのより百文衛門とのより百文そなへの代参なり
- 一よろつのとけに右衛門尉より百文つゝ参なり
- 一しめとのへかと神心さしに御座候
- 一上野の前の三百かりの田といんへの心さしにて候ひかしまより七百文あらためての心さしにて候なり
- 一御神前より参代物は(マ、)
- 一五月御はつほ一貫文
- 一正月十三日一貫文御はつほこれは御たちへ七百文かへるなり
- 一よひのまつりと申て代物一貫五十文参なり馬引代とて一貫五百文五月七月参なり
- 一つこもりに御はつほ一貫文
- 一籠代とて十二月廿三日に一貫三百文参なり百文ひきてもものに五十文も代かけて参候ものいたし候てさくとのへ五百五十文てまへさ五百五十文つゝとるなりさくとのよりも夫に十五文たしかに預候なり
- 一しめをろしに二度に四百文つゝ八百文とるなり又あ

けるとき百文となり七月も五月も此分にて候
 一十二月廿七日に御たちにてかまよめに二百文御座
 一まひうをのかしらをとるなり
 一三合に四文一荒田一くみ
 一關へ四くみやちへ一文半金澤三文やま本へ三文かひつへ三文さかひへ五文東山へ三文むろや三文半

尙、其元連歌はやり申候由珍重に候點取幾度も御上(虫喰)候へく候今度は便無之故をそく還候而迷惑申候諫方九郎右殿へ一儀頼り候以上
 歴庵下向由候間一書申入候其元無事之由正月十六日之御狀披見安堵候爰元無相違義候可被心安候
 一我等義仙臺呼に参候へとも去年霜月於一一條様攝政様御事 源氏講尺仕候間其理申下之義申延候いま返事候無之候七八月時分成就可申候京都歌道者數多候へ共被召出九條大御所様其外御公家衆大勢御聽聞外聞冥加に叶候御開御満足たるへく候
 一卷共五墨を引進候舊冬調置候へとも便無之候故今迄延引候
 一北野德勝院筆天神相下し進候前近衛様のにもをとらす人の用申候

- 一歌書筆出来合無之候間先々四對進重候而可進候
- 一帯壹筋兵太へ遣し申候
- 一要法寺隱居日僑舊冬臘十八日御逝去追悼之辭栗七右殿へ書進候間御うつし御覽候へく候たのもしき御人をうしなひ別而力落申候
- 一左内義行方も不知候不器用者せう事もなく候恐惶謹言

兼也(花押)

尙、二本松十二村内藏助は達者に候哉道にて候間相可申と存候い上

先日は底相御上に御狀披見申候我等義三月廿四日に江戸へ下着申候先度専福寺之内壽齋下國にも不知候而以書狀不申入候拙者義政宗借仕仙臺可罷(虫喰)供仕候而の事に候間其元へよろし(虫喰)申事も不成候仙臺いとま出上洛申候而隱密に立より申事も可有之候もし來年迄仙臺に罷有又江戸供仕候而上候は其地へ参候事も成間敷候此中者牢人に手前不罷成迷惑御推量之外に候京にて八百目銀子かり申候て人を置なと仕やうく是迄は罷下候太左衛門をもつれ候而参候兩人之子共は京に置申候何とそ仕當年中に歸京仕度と(虫喰)迄申候底

相御事(虫喰)隨分引廻し可申をと存候へ共不及是非候京へ御上候とても十方有ましきと存候爰元にて昌琢には禮をめされ候昌琢廿日御立とう(虫喰)三郎右と度とは(虫喰)政宗なと奥衆何れも頼而御昵近を申候猶仙臺可申入候恐惶謹言

兼也(花押)

追而申候まむしのくろやき六ツもほして御才覺頼入候打ころし候てかはらけに入上をよくぬり御やき可被下必々御頼申候

諫方勘兵衛様

人々御中

神職佐久上總 其先を佐久平治忠義と云小野笠原等と共に神輿を奉し來る惣して當社勸請のことは此忠義か功によるとそ中頃大祝と同く姓を改て神朝臣と稱す氏を佐久と稱する事は信州の郡名によると云忠義より今の上總方廣に至て凡二十世計を經と云傳れと世系詳ならず家に古文書を藏む左に載す

(花押)

補任 刑部律師什明
 諫方社務職事

千四百東蒔
 吉田村二百文

大沼郡松岸諏方田 三貫文大沼郡野村內 五百文
西明寺領 千五百束刈 蠶河庄實津村內 五百文

伊佐美二月祭田在 千五百束刈

道祖神々田 在下黑河

小白山神田 在小檜村

黒岩大明神々田 在青木村

天満大自在天神々田 二千二百束刈

右於彼寺社等者所令補任什明也知行不可有相違至御

祈禱者守先例可致精誠之狀如件

明徳二年 五月十三日

神職笠原幸之丞 其先は信州伊奈郡笠原郷の人にて笠
原次郎平頼長と云當社勸請の時神輿に従ひ來て此地
に住す姓は二祝部と同く神朝臣と稱す天正文祿の際
右衛門大夫某と云者あり後彼死して嗣なく家斷絶せ
しに葦名氏の舊臣佐瀬大和種常か子右近常政一に常徳と云
と云者浪浪して攝州にあり舊里を慕ひ當地に歸り來
て笠原の家を相續す程なく當家封につき常政に俸祿
を與て家士とせしかは常政か次男大膳亮常尙をして
笠原家を繼しむ常尙又蠶養國神社再興の時移て彼の

神職となりその弟主殿茂義笠原家を繼けり其後茂義
故ありて此家を去り再び斷絶に及ひしを家士生田某
か子縫殿勝治と云者其職姓備ふ大祝佐久祝等か請に
因てなり勝治姓は藤原なりしか此明年氏を笠原と改
め姓を神朝臣と稱して笠原家を續けり今の幸之丞勝
滿は勝治四世の孫なり頼長より茂義に至るま又三祝部
各下社家あり大祝部に屬するは五十嵐氏佐久祝部に
屬するは小松氏笠原祝部に屬するは佐藤氏なり各祝
部か宅地の内に住す笠原か家に傳る古文書如左
就諏波御社頭進物今般相論之儀落着之事
一玉はしよりうちへまいり納神馬の事はふり殿へおち
つき候若又兵衛大夫殿しられす候ては玉はしを引こ
し候共子細あるへからす候

一社内へまいり候物の事祝殿へ共兵衛殿へ共申てつし

よにまかせ兎角あるへからす候

一御社内兵衛大夫との取刷上古よりの事候上後代にお

ゐて不可有異義候此條相違候はは可承候嚴重可及其

刷候當作松豆各御指南之上彼義御披露候之條我々如

此取刷候仍爲後證一筆如斯

松本備前守 良輔(花押)

栗村下總守 盛種(花押)

五月日 天文二年

兵衛大夫殿

(花押)

(花押)

右門田莊耶麻郡兩所之諏訪用等五月七月祭禮以前如
頭人至末代當行兵衛大夫所明鏡也於斯儀各免許不可
有之也

天文七年戊戌

卯月一日

兵衛大夫殿

(花押)

於御諏訪掟之條々

- 一 らく書不可致之事
 - 一 松杉にさはるへからさる事
 - 一 下草不可刈取事
 - 一 參籠之人不及其屆事
 - 一 狼藉仁之事
 - 一 自祭禮外牛馬入へからさる事
 - 一 番衆懈怠之事
- 右於背此旨輩者無甲乙惣慥可處嚴科者也仍如件

天文拾九年庚戌

四月廿七日

笠原右兵衛大夫殿

細工之間法度之事

一 郡中之番匠爲一人十日充可成之事

一 日出候はぬ以前より日の入候まで可成之事

一 一こちやうは可爲一食事

一 細工萬端右兵衛大夫以意見候成之事

右條々相背此旨候は慥可處嚴科者也仍如件

天文拾八年

一 十四貫文すはゆうと設錢まつり相立候年は可令知行

候祭如前之不相立候年は知行可相止候

一 田かつら太夫へあひくはり四千三百刈一畠四まい

一 田七百刈并とかくし明神分一六百元やしき一壹貫

文關以上

右條々下置所永代不可有相違者也仍證文如件

政宗(印)

諏訪右衛門大夫へ

爲祈念脇指一明神奉上候退諸病候儀祈念任入候脇差子

秘藏候其心得可有之候

永七年
十二月廿七日

年々之事重て進之候十日比に家を可立候吉日可然候古
家に候上草々立可申少々に候共近見可給候一兩日に普
請始可申候也月見可給候八日(不詳)候上十日十一日に
立可申其時分可然候

二月六日
右衛門大夫殿

今日廿三日可移申候草々打越札をく可在之候

二月廿三日
右衛門大夫殿

重而うはふき之鳥目二貫文進納候

三月三日
右衛門大夫殿

爲祈念鳥目壹貫進納之候神前へ任入候

三月六日
從岩崎
右衛門大夫殿

廿五六日比にも其(虫喰)にも小屋作(虫喰)日を見有之
(候力)

卯月十八日

すは右衛門大夫殿

草々發造候家可移候吉日見可給候

五月十九日

右衛門大夫殿

祈念之爲鳥目參百進之候

六月十七日

諏訪右衛門大夫殿

たか之鷹神前へ進納之候

九月朔日

右衛門大夫殿

馬屋こぼし候吉日見可給候二三日之内を必岩崎に立申
立吉日見可在之候今月之末に廿七八日比に其前も

菊月十八日

右衛門大夫殿

祈念之爲鳥目參百進之祈并たか之鷹進納申候祈念頼入
候

十月朔日

右衛門大夫殿

馬を可立申吉日見可承候草々馬を立可申候

十月十八日

衛門大夫殿

せう言遣之候吉日見可申越候縁之祝言に候

十月十九日

左衛門大夫殿

實城に番屋造候吉日見可給候宵に候立今明成共疾日見
度候かしこ

十月廿二日

右衛門大夫殿

正月之事昨之吉日見可承候□□

霜月十三日

右衛門大夫殿

尙々吉方之儀如何可有之候何違可申候哉

今度淡水に黒川へ如遠甫可申に候併吉方無撰之由申候
何は爰元申候可移申候哉何病氣もいへ候爰元任之申候

右衛門大夫殿

止々

鳥目三百明神へ上申祈念任候仍人置候日を見可給候明
日より廿日のうちお見可有之候かしこ

右衛門大夫殿

諏訪
來末々之祈念之爲代物五貫文進之候吉事任入候

家もた々み黒川へ可越候日を見可給候草々可越候其心
得可然候

八月八日

左衛門大夫殿

具足甲馬如毎年歸陣上進納之可申候於御神前祈念任入
候

卯月廿四日

右衛門大夫殿

有存分刀一腰進之候能々祈念頼入候く

菊月十一日

右衛門大夫殿

如毎年目出度祈念之事任入候因之代物五貫文遣之候

壬月晦日

有子細野子之馬到來候之條明神へ馬五疋奉進納候似合候御修理憑入候

潤月九日

御諏訪右衛門大夫殿

態爲使者申理富田煩氣付而代物一貫文之てかた指越申候能く御祈念候而御守はらひ指越可賜候單任入候彼使へ申合候早不能有之目出度重而候恐と謹言

追而申候從陣中歸陣之刻は則代物届申候は能く

御祈念馮入候めてたくかしこ

實國(花押)

右衛門大夫殿

新編會津風土記卷之十二終

新編會津風土記卷之十三

陸奥國若松之二

郭内

外郭

本丁下

本三之丁

本四之丁

五之丁

六之丁

横通

寶積寺通

三日町通

六日町通

甲賀町通

大町通

桂林寺町通

れ假山を營み朝夕の娛とすこの石其内の一にて一千貫の資を出して求めし故名くと云當時の諺に
天寧寺河原の石は大和殿町の課役はさる人そとるといへりさる人とは盛氏をさせしとそ

五之丁

東は六日町通より西は外郭の土居につつき本四之丁の西端に出つ長七町十八間幅東は八間餘中は十二間西は四間なり家數二十七軒中に小川あり西に流る車川といふ黒川の支流にて南青木組院内村より分れ徒町を経てこの丁に入り末は後町に出つ此川の東の方僅の瀧あり昔は鳴戸瀧とて佳觀の瀑布なりしとそ應永の頃までは今の城南の黒川と云下同此地を流ると云

倉屋敷 此丁の北頬にあり家人に給する倉米を藏む

製作所 倉屋敷の西に續く職人を置き甲冑刀槍を始め諸

の武器を製せしむ

馬場町口通 此丁の中程少し上より北に折て馬場町口に出る通なり南北一町五十七間餘幅六間家數七軒

馬場町口 馬場町口通の北端より馬場町に出る郭門なり

番所東向

興徳寺前通 馬場町口通の西に並ひ興徳寺門前に行く道

諏訪通
融通寺町通

本三之丁

東は寶積寺通より西は少し北に折て桂林寺町口に至る長十三町三十二間餘家數六十七軒此丁清水多し桶輪を設け用水とす又舊事雜考至徳元年の記に此丁に壽福寺と云寺ありしよし見ゆれとも今其所詳ならず

角場 此丁の東土居際にあり足輕の炮術を肄ふ所なり

角場と云もの
これに倣ふ

一桂院趾 此丁の中ころにあり蒲生氏の時郭外大町に移す

本四之丁

東は三日町通の北端より西は外郭の土居際に傍て南に折れ本三の丁の末に出つ長九町四十二間餘幅五間餘家數四十六軒

千貫石 此丁の北頬土屋敷の内にあり葦名盛氏の長臣佐

瀬大和某と云者天正中磨上原合戦に討死せし泉石の癖ありて城東天寧寺河原より大石數十を運取り水をせき入

なり長四十八間餘家數三軒

寺院

興徳寺 境内東西一町二十二間半興徳寺前通の北端にあり京師妙心寺末寺臨濟宗なり相傳ふ後宇多院弘安十年大圓禪師の草創なり禪師諱は覺圓字は鏡堂西蜀の人なり法を天童環溪に嗣く乃六祖惠能より二十一代徑山無準の孫なり弘安二年相州鎌倉圓覺寺の開山佛光禪師元より歸朝の時伴ひ來りしに北條時宗か計ひとして同州禪興寺及建長寺等に住せしむ居こと幾も無して移て洛の建仁寺に住せり是所謂二十四派の源なり此地に來りしは弘安十年の頃と云縁起を按するに釋師初て本郡に來り此地に紫雲の靈龕くを見て佳瑞とし八町四方の地を占て即時に經營を始めけるか不日に其功成て山を瑞雲と號し寺を興徳と名くと云東鑑に康元元年北條時頼遁世のとき葦名光盛及盛時時連兄弟三人諸共に剃髮せし事見ゆ是もと時頼と親昵なるによるといへとも光盛等も亦深く禪道に歸依せしとは見えたり然らば此等を草創せしは光盛か孫盛宗の時にて祖父と同一禪道を信しこの禪師を請して當寺を開かしめしにや其後二十年を経て徳治元年九月二十六日禪師遷化せり遺偈あり
甲子子六十三無_ニ法興_レ人説_レ任_レ運_レ自_レ去_レ來_レ天_レ上_レ只

一月

即塔を建て靈光と號す時に勅有て大圓禪師と謚す其後壽峯と云僧其跡を續て當時に住す是を第二世とす三世大圭か時に至て益莊嚴を加へ凡叢林の宜く有へきところ悉く備はれり又靈岩山圓藏寺河沼郡牛澤組柳津村 聖會山禪定寺同郡箕川組垂川村 高巖山長福寺安積郡福良組赤津村 小谷山大慈寺本郡南小谷組 聖福山寶泉寺手明町 久昌山少林寺耶麻郡小田付組大澤村等 其法流を慕ひ末山となりしかは大圭を以て當山の中興とす葦名氏亦深くこれに歸依し世世別院を立るもの二十四字各祖先の位牌を安す多寶院法界庵正傳庵福祿聚院舊事雜考永享四年の記に葦名修理大夫盛政の法號にて其祠堂なるへしとあり 持地庵慶雲庵瑞應庵徳受院謙亨庵富陽庵靜香庵常喜院能滿庵寶聚庵茲視庵海藏庵福春庵香南庵鶴栖院大慈院徳雲庵松源院長徳院一字の名 これなり今は僅に瑞應庵のみ残て餘はみな廢壞せり又當時多く莊園を寄附し本郡石村宮内村天屋村香鹽村大豆田村闇川村小鹽村大沼郡小谷村相川村澤村今は詳ならず 耶麻郡入田付村熊倉村等の諸邑皆税を納る其後應永二十三年當寺を以て天下の十刹に列し其名海内に震ふ同二十五年鎌倉諸山より贈る所の疏あり寶物の部に

又其頃當寺の十境と稱せしは通津橋山門の前にあり此に橋柱殘る 圓通道場即今の佛と云傳ふ 洪音樓今の鐘樓なり 靈光塔開山堂宗鏡堂今の法福祿聚院此地今詳ならず 龍華室方丈萬年松今猶方丈の前 甘露泉萬年松の側 是なり其後百餘年をへて三十二世速傳に至り妙心派となると云天正己丑の亂に諸刹多くは兵燹に罹り此寺獨免るる事を得しといへとも伊達の兵士境内を侵掠し堂舎を破却し僧徒を追逐せしかは時の住僧心安これを避て河沼郡勝方村勝方寺に遁るここに於て政宗當寺を以て假の居館とし諸の仕置を定む翌十八年豊臣家下向の時も又當寺を以て廳事とす氏郷封に就くに及て心安か高行あることを聞き迎て再び住持たらしめ祿二百石を附せり當家封に就て又二百石を寄附す又三十六世逸傳か時勅して紫衣を賜ふ繪旨今に傳ふ寶物の部に
制札 門外西の方にあり殺生伐木狼藉を禁する榜示にて府より建る所なり以下凡て寺院の制札と云ものこれに倣ふ
總門 二間四面南向扁額に瑞雲山の三字を題す龍飛乙未孟秋吉日臨濟三十二世隱元書とあり
客殿 十間に八間南向本尊觀音正面に方丈の二字を榜す落疑に張即之とあり

庫裏 十五間に七間
書院 八間に四間
昌林院 客殿の東南にあり九尺四面西向内に五輪塔あり高九尺地水火風空の五字を彫れり文祿四年蒲生氏郷京師に卒し紫野大徳寺に葬り昌林院殿贈參議高巖宗忠と謚し分骨を當寺に納む因てこれを建つ今年年孟蘭盆ことに使番の者を遣して香奠を供へ因國の主を禮し寺僧をして歲時の勤懈らさらしむ以下寺院に香奠を供すと書するも是に同じ
鐘樓 殿の東南にあり二間四面西面に額を懸け洪音と題す當寺第八世審中新に鐘を鑄て自ら銘を製し樓を洪音と號すと云今の鐘は寶曆十三年住持祖春か時治工早山安次をして改め鑄しむる所なり徑二尺八寸古銘左に載す
日本國奥州路會津縣瑞雲山興徳禪寺大鐘應永廿三季丙申六月十五日鑄造
爲_ニ鐘_ノ之_レ用_ニ 幽_ニ顯_ノ俱_ニ利_ニ 斷_ニ現_ノ世_ノ迷_ニ 除_ニ多_ノ劫_ノ睡_ニ 煩_ノ惱_ノ所_レ離_ニ 菩_ニ提_ノ茲_ノ至_ニ 一_ニ指_ノ半_ノ錢_ニ 助_ニ化_ノ策_ノ志_ニ 二_ニ聽_ノ五_ノ觀_ニ 御_ニ神_ノ驚_ノ智_ニ 深_ニ契_ノ正_ノ緣_ニ 妙_ニ符_ノ眞_ノ理_ニ 誓_ニ證_ノ佛_ノ身_ニ 廣_ニ濟_ノ群_ノ類_ニ 虛_ニ空_ノ有_レ消_ニ 此_ニ願_ノ無_レ棄_ニ

法界可窮 斯文不墜

住持 審中叟謹銘 大檀那 沙彌祐仁

都寺 義乘 化主 詰阿 大工 圓乘

瑞應庵 總門を入て右にあり六間に二間西向

開山堂 客殿の西南にあり三間四面東向大圓壽峯大圭

三人の木像を安す大圭か額に大なる創あり傳へ謂ふ

先に此木像寺中守護のため毎夜境内を巡りしにある

夜僕見咎て盜賊と心得斧を以て傷けりと

稻荷神社 境内にあり

寶物

六祖畫像 六幅唐人筆

十六羅漢畫 十六幅筆者詳ならず

觀音畫像 二幅一幅は牧溪筆一幅は筆者を知らず

釋迦畫像 二幅草座と出山の圖共に雪舟筆

布袋畫 一幅雪村筆

屏風 一雙佛像の畫古法眼筆と云傳

僊人圖 一幅古畫なり

大般若經 全部卷末に奥州會津野澤大槻圓福寺常住應

永第七天庚辰六月廿日右筆金資良鏡と記し次に經卷

之内四而其一者當山四十世覺幻修補之とあり何の故

に當寺に傳ることを詳にせず

佛祖的傳 一軸

畫像 一幅開山大圓禪師の眞影なり

金剛經 一部同禪師の眞蹟にて卷末に正應戊子六月

十七日覺圓謹題と書せり

語錄 二卷禪師相摸禪興寺にある時の問答の語及

禪師の詩文を録せるものなり

一休書 一幅草書にて虎嘯風生の四字を書す

法服 一領そのかみ朝廷より開山禪師に賜所と云

袈裟 一具同上

硯 二枚一は色深縹にして表に葡萄のかたを彫

り一は地縁にて紋黒く竹葉の如し

鹿筆架 一枚辛金なり

蓮葉水滴 一枚同上

山路文鎮 一枚

普庵畫像 一幅贊あり如左

靈一妙如一々 圓通大虛 造化万物 不礎

方隅 普菴寂感妙齊眞覺昭現大德惠慶禪師之正像天童山一

環溪拜書印

觀音畫像 一幅大圭か贊あり左に載す

人々觀一世音 心外莫追尋 如月眉間鑑 那

方不照臨

金藏長(虫喰)義乘大師者予小師也仍需贊爲書偈與

之而已

德五甲戌結制後二日瑞雲大圭拜贊

紀年を書せし所もと一字を缺けり按するに大圭其

生年を詳にせされとも遷化せしは應永七年なり是

よりさき明徳五年即應永の改元にて甲戌に當れば

決して明徳五年なるへし

中峯國師書 一幅其文

是心何用ニ安名ニ至寶不レ容ニ酬價ニ西庭柏侍者出ニ

乃師一山和尚垂示汚要求ニ跋汚予於禪道佛

法素所末解以故生不平敢妄加一字於尊宿

語中恐貽酬價之誚於大方也柏領首掩卷焉

幻住(不詳)

鎌倉諸山疏 一幅其文

相成諸山 奥州會津瑞雲山興徳寺廻 大圓禪師創

業之地也安衆優裕叢規肅整蔚爲一都會之重

刹也應永丁酉秋 京師大丞相遙降鈞帖陞之以

齒諸天下十刹關左元帥左武衛大將軍特

建長審中和尙新旌開堂之儀蓋重肇始也於

是乎相城諸山園詞相謂云今之叢林亦百丈叢林

也今之禮樂亦百丈禮樂也所慨弛張有時興衰

頼人荷得其人執而行之則祖道勃興其不踈

旋踵也哉遂胥率作短疏遠致馳戀之意云

天降甘露固知美化旁流山起瑞雲乃見慶

澤所及願惟偉人之出也豈匪昭代之資乎恭惟

新命興德審中和尙環谿的傳圭翁眞事渾然無適無

莫信矣有德有詞視豹變諸南山展也君子取龍

筋諸東海炳如文章與其解巨嶠印而安眼執

若匡瑞峯席以衆靈光獨耀空萬象於宗鏡堂前

群生爭趨闢度門於通津橋畔宜慶佛祖古曲

一痛斥夷狄新聲上山川阻脩書疏來往 戊戌之

歲三月日 諸山疏

建長守哲印 圓覺本雄印 壽幅寶梁印 淨智廣曦

淨妙建祚印 禪興芳孫 東勝充典

萬壽 瑞泉梵妙 興聖 本漸文龜 善福 法泉

氏鄉肖像 一幅贊あり左に載す

昌林院殿前參議高岩忠公大禪定門畫像贊并序

高岩忠公者乃江州蒲生之氏鄉公也天正歲舍庚寅之秋奉殿下嚴命始領會津蓋以有智名雄略爲邦國重鎮同年之冬有奥州姦賊俄峰起圍本村伊勢守居城二十重猶如籠中鳥羽檄至於是不移時日進發會津斯時大雪群馬不前數百里程數暖席于雪上度馬雖云賊徒備甲兵遮路公之士衆一而無貳心誓死一生而銳卒之先鋒難敵故賊徒迴避由是得其徑道驀過彼至葛西大崎若決洪河灑燭火誅罰徒數千竟密定五十四郡往昔裴普公淮西大雪夜入蔡擒賊將吳元濟公之兵略暗合裴氏者乎本朝義光天喜中滅關東賊虜安倍貞任抑亦鎮守府將軍利仁大雪擒武野一州凶徒却立公之下風者乎世壽四十而逝矣惟乎千里之驥半途而一蹶矣厥克家子畫其像需讚詞講侍予左右好不克辭書旂讚曰任參議官入八座列昔承田原藤太孫後爲伊陽松坂牧家老不墜年華初冠文彩弓裘國士無雙燕寢清香兵衛畫戟將吾官軍千乘萬騎征東勝似置李勣于高麗拔彼賊壘十一死一生追北如同擒元濟于蔡雪遠望士峯一田旬頂所貴重賞下必有勇夫管領奥州五十四郡

繪旨

二通其文如左

興德寺住持職之事殊賜御前紫專佛法紹隆宣奉祈寶祚延長者天氣如此仍執達如件

慶長十二年丁未正月十日

藤原右少辨明廣

逸博 和尚禪室

妙心住持職之事所有 勅請也殊專佛法紹隆可奉祈寶祚延長者依 天氣執達如件

慶長十三年十二月廿三日

頭左中辨(花押)

逸博和尚禪室

寄附狀

四通其文如左

會津於分領知行貳百石進之候全可有取納候恐々謹言

慶長六

十月十八日

興德寺

秀行(判)

興德寺

會津山之郡之内を以知行高貳百石令寄附畢如目錄全可有收納之狀如件

寬永五年十月十八日

明成(判)

興德寺

御知行御目錄

貳百石

以上

大沼 西田面の内

慶長六年 十月十八日 興德寺 岡半兵衛重政(花押) 町野左近助旂景(花押)

寺領高目錄之事

一百六石八斗九升者

一九拾三石壹斗壹升者

高合貳百石有

寬永五年

十月十八日

明成(花押)

山之郡 稻田村之内 同郡 半在家村之内

古筆掛幅 一軸當寺にあつからさることと雖も傳て寺寶とすれば此に附す

紅梅犯雪欵一朶鸞錦屏風畫水月鷓鴣據頭啞蘭葉劉郎散盡金餅歸喚引香綃護癡蝶

東阿王紀夢行

月青露紫翠矜白相思一夜貫地脉帝遣織阿控緣鸞崑崙低小海如席曲房小幄雙杏坡玉鳥吐麝熏錦窠軟香雨裙祝濕紫雲三五生紅韡含蟾吞漏不入咽柔情點蓄薇血海山重結千年期碧桃小核生孫枝陳玉此恨屏山知 劇後村嘗言古樂府惟李賀最工余觀後村有齊人少翁招魂歌(虫喰)

應永壬辰秋季 六之丁

九華山人書(印)

五之丁の北に並ひ大町口の左土居につきて西にさしたる通なり末は南に折て五之丁の末に出東西一町四十五間餘幅二間家數七軒

横通

凡八條あり皆南北の通にて小田垣より本丁を貫くもの二條あり寶積寺通三日町通是なり本丁の内にて他の區域に出さるもの亦二條あり六日町通甲賀通是なり餘の四條は米代より本丁を貫けりされと各條の通多くは東西の丁に屬する家の裏行にて此通に隸するものは稀なりまま便につきて門を横通に開けるあるも自ら其數にあらず因て東西の通に比すれば家數常に少し

寶積寺通

内郭の東にあり南は寶積寺口より北は本三之丁の土居際に至る長二町二十五間幅六間北の端より少し西に折て徒町口に通す家數四軒昔は此通より本郡南青木組小田村寶積寺に行く因て此名ありとそ或は寶積寺もとは此地にありとも云傳ふ寶積寺口 此通の南端にあり今不用なる故鎖て往來を禁す俗不開門と云

徒町口 此通の北端より西の方三之丁に折れ北に向て徒町に出る郭門なり今不用なる故鎖して往來を禁す

三日町通

寶寺通の西に並ひ南は小田垣口より北は本四之丁の土居際に至る長五町四十間餘幅五間此通皆東西の丁に屬する家の裏の裏行なり

三日町口 此通の北端より西の方本四之丁に折れ北に向て三日町に出る郭門なり番所西向

小田垣口 此通の南端にて西に向ひ南に折れ外小田垣に出る郭門なり番所西向

六日町通

三日町通の西に並ひ南は本一之丁より北は五之丁の土居際に至る長四町六間餘幅五間家數二軒

六日町口 此通の北端より西の方五之丁に折れ北に向て六日町に出る郭門なり番所東向

甲賀町通

六日町通の西に並ひ南は本一之丁より北は甲賀町口に至る長五町二十二間餘幅十間家數二軒此通は内郭よりの追手道なる故東西に屬する家數多くは此通に向ふ

甲賀町口 此通の北端にあり左右高石垣にて甲賀町に出る郭門なり番所東向西の方石垣の中九尺に一間餘の石に□□衛與と彫付あり上の二字落削して明ならず何の謂を傳へず

寶相寺通 昔此通の北端郭門の西に安吉山寶相寺とて臨

濟宗の寺あり元徳中大光禪師の草創にて此より西の方興徳寺の境内に隣り大地なりしと云文祿中郭外五之町に移れり其頃十境とて般若水安禪石夢妙石月見庵光龍柳法雲堂高樓會東光門明星水臨月橋と稱す舊趾の今に遺りしもの左に載す

般若水 郭門の西士屋敷の内にあり今は僅の汚池となる相傳て此等の子院に住せし宥鎮と云僧此水にて般若心經を寫せしより名くと云大町一桂院の條一説に昔は此池中にて時時般若を讀誦する聲聞えし故名くとも云へり又此池の邊に大なる杉木一本あり周數圍般若水と名け猥りに伐採する事無ししか近き頃枯れ失て今は葉のみ残り

安禪石 般若水の側にあり座禪石とも云徑數尺平らみあり當寺二十二世殘夢と云僧座禪せし所と云

明星水 郭門の側にある井なり其水茶に佳し

臨月橋 五之丁と此通との辻車川に架せし石橋其遺迹なりと云

餘の六境今其所を詳にせず

大町通

甲賀町通の西に並ひ南は南町口より北は五之丁にて少し西に折れ大町口に出つ長十一町四十三間餘幅八間家數二

軒此街は郭内の大通なる故東西の丁に屬する家多くは此通に向ふ

大町口 此通の北端にあり大町に出る郭門なり番所東向南町口 此通の南端にあり南町に出る郭門なり番所東向

別墅 此道の西頼本一之丁と米代一之丁の間にあり上杉氏の時其老臣直江山城守兼續か装束屋敷なりしと云肥後守正之封に就て後も執政の居宅なりしか後故ありて西の方數間を割き士屋敷とし東の方を別墅とす今西の方に割し士屋敷の内に直江清水とて昔の遺迹存せり

作事場 此通の東頼にて別墅に向ふ相傳ふ此地蒲生氏の時までは芝原にて犬追物を習ふ場所なりしか加藤氏の時屋敷地となり今は作事場とす内に火見櫓あり天寧寺町口小田垣口南町口河原町口の郭門にも恒に小鐘を懸て喚續の相圖をなさしむ

應事 此通の東頼本二之丁の角にあり門二箇所西にあるを表門とし北にあるを裏門とす此内に執政の署を始諸の役署ありて封内の事を管轄す會所と稱ふ加藤氏の時より當家の始まで三之丸の内にありしか後作事場の地に置き又今の地に移せり

閑宅 此通の西頼六之丁の角にあり凡士人罪を犯し他邦に追放すへき者をはこれを捨すして此内に幽し日夜經

義を學はしむ各年限あり若能く過を悔ひ行を改るものは期を待すして赦す

徒小屋 閑宅の櫛の内にあり庶人の罪軽くして死に至らざる者及他邦に追放すへき者は此小屋の内に囚へおき頭を髡して諸の役事を勤めしむ亦各年限あり期満るに及て赦して郷里に歸らしむ若孤獨にして生業に乏きものは口量を與てこれを賑はし産を失ふ事無らしむ且過を悔ひ行を改る者は期を待すして赦すこと閑宅の定に同じ

獄屋 大町口の東側にあり閑宅に向ふ又庶人の婦女罪の輕き者は一室に幽して女工を業とせしむ其定徒小屋と同じ

桂林寺町通

大町通の西に並ひ南は米代四之丁より北は本一之丁に至りて少し西に折れ又三之丁にて西に廻り北の方桂林寺町口に通す長九町五十五間餘幅五間家數三軒

桂林寺町口 此通の北端にあり桂林寺町に出る郭門なり番所東向

諏訪通

桂林寺町通の西に並て南は花畑口の郭門より北は諏訪神社の門前に至る長五町三十一間餘幅四間家數二軒

花畑口 此通の南端にて西に向ひ南に折れ花畑に出る郭門なり番所西向

融通寺町通

諏訪通の西に並て南は米代二之丁の末より北は融通寺町口の郭門に至る長二町三十一間餘幅五間餘家數六軒

融通寺町口 此通の北端にあり融通寺町に出る郭門なり番所東向

野島原 此通の南の方にある芝原なり昔家士野島某か居室の側なりし故名く今は土屋敷となりて其迹僅に残れり又此地に往昔獄屋ありしと云傳れと年代詳ならず

新編會津風土記卷之十三終

新編會津風土記卷之十四

陸奥國若松之三

郭内

米代

米代一之丁

米代二之丁

米代三之丁

米代四之丁

小田垣

一番丁

二番丁

袋丁

權現下郭

五軒丁

米代

内郭の西本一之丁の南にあり東西の通四條の端を米代一之丁とし次を米代二之丁とし序を追て四之丁に至る皆大町通より西に出る通なり總て是を米代と稱す代或は臺に作り又袋に作る

米代一之丁

東は大町通より西は河原町口に至る長七町六間餘幅十一間餘家數十九軒昔は今の郭外大町北地にありしか外郭營築の時今の所に移せりと云併見るべし

河原町口 此丁の西端より郭外河原町に出る郭門なり番所東向

米代二之丁

米代一之丁の南に並ひ長六町五十八間餘幅七間末は融通寺町通に至る家數三十五軒此丁清水多し處處に桶輪を設け用水とす

米代三之丁

米代二之丁の南に並ひ長六町七間餘幅五間餘諏訪通より末は行留なり家數三十八軒

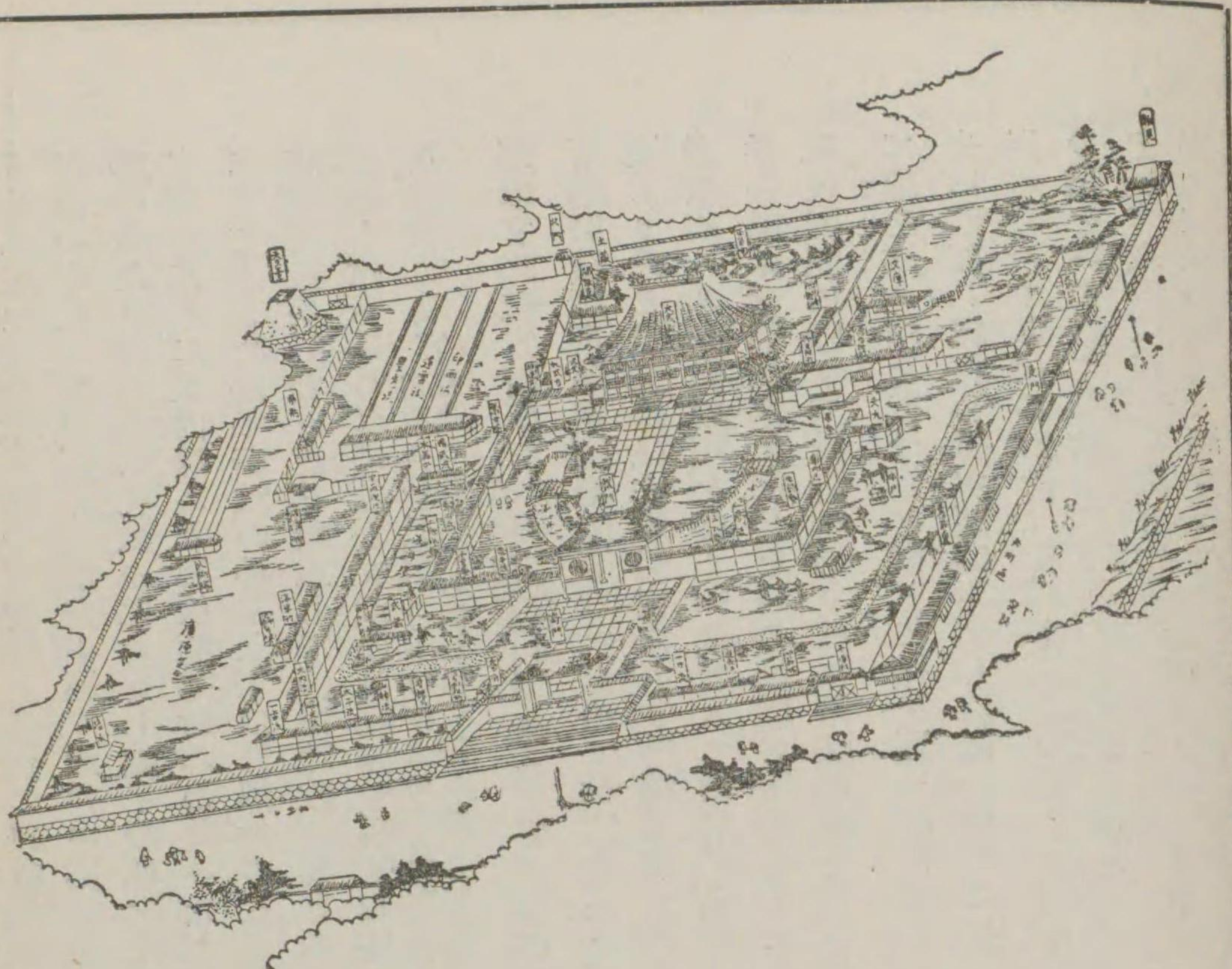
米代四之丁

米代三之丁の南に並ひ長四町三十六間餘幅二間末は諏訪通に至る家數二十二軒桂林寺町通より西は片瀬丁なり

學校

日新館 米代二之丁の北頼にあり周垣六町餘四方通にて東を大町通とし西は桂林寺町通にて北は米代之丁なりはしめ肥後守正之學を好み山崎闇齋を聘して師とし學ひしか入封の初にていまた國學造立の事に暇なくまつ郭外桂林寺町に纔の學舎を構へ志ある者は此に入て學ふことを得しむ其肥後守正容父の志を繼ぎ元祿元年本一之丁に國學を建て中に聖廟を營み是を講所と稱せり天明八年學政を改め師員を増し國の子弟皆學に入て業を受け別に武技の稽古所をも構へて射御刀槍の技まで悉く學はしむされとも學舎狭小にして稽古の便あしければ寛政十一年より此地に營作の事を始め享和三年殿堂齋舎大かた成就し日新館と名く同年十一月遷座の式を行ひ孔聖及顔子の像を安置して毎年春秋釋奠の禮を行はしむ文化元年文武の學寮悉く造畢しければ百の技藝殘なく兼學て人材を養育す凡國の子弟十歳より已上毎朝塾に入り誦師に就て業を受け習書寮に入て書を學ひ十一歳より禮客及配膳等の儀を學ひ十三歳より算術を學ひ十五歳より武學寮に入て弓馬刀槍を兼學はしむ塾の生徒學行勝れたる者を撰て大學に升（るカ）かく文學武技の場一處になりしかは子弟常に此中に身を寄せ生徒

の總額千人の左右なり東西の塾分て四とす毛詩三禮尙書二經是なり皆司業に分ち屬し誦師及佐助數員を置く諸生大抵十人を一組とし其長を建て出入往來の行儀を輔導し諸の學寮皆師範及佐助數員ありて生徒を督課す總して文武の學政は司成の掌る所にて家老をして職を分ち是を總統せしむさきに天明中學政を改めしとき功令十二條を定て六科と名け又糾科八條を記して糾則と名け常に諸生に示して勸戒を加ふれとも猶孝悌忠信の風厚からしめん爲に童子訓二卷を著はして是を子弟に分ち與へ其實行を勵ませり南門 泮宮正南の門なり東西二間一尺南北一間四尺餘額に過化存神の四字を題す阿部主計頭正精の筆なり此門を入て戟門まで道幅二間長七間皆敷石なり西に番所を設け東に腰懸あり凡外構は南北に塀を廻し東は表長屋にて西は柵板屏なり戟門 東西七間半南北三間額には金聲玉振の四字を題す白河少將定信の筆なり左右に室あり左室に大鼓を懸置き時を報せしむ又左右に廊ありて東西の塾に接す此門より石橋の前まで道幅二間長三間敷石なり東塾 戟門を入て右にあり東より北に折廻し大學の前に至る梁間二間半棟間三十八間半内の方に庇ありて



新編會津風土記卷之十四 陸奥國若松之三

の二階造なり戟門の東を三禮塾と稱し其北を毛詩塾稱す二階の上は習書寮なり北端を居學寮とす居寮の生徒には既廩を與ふ西塾 戟門を入て左にあり西より北に繰り又東に折れ泮宮の西の渡殿に接す梁間二間半棟間五十二間半是も二階造にて内の方に庇を設く戟門の西を尙書塾と稱し其北を二經塾と稱す此階上も皆習書寮なり二經塾の北に通路を開き其北を醫學寮とす東に折廻せる所は禮式及算學天文等を習ふ所とす此にて又散樂をも習ふ東端に神廚あり二階の上は卜部垂加派の神道及和學を教ふる所なり又醫學寮の北に數寄屋を設け茶寮と名て茶湯を教ふる所とす泮水 大學の前より泮宮の南を廻り西塾醫學寮の前に至る廣三間長一町二間左右の涯は本郡篠山村より産せる材木岩を並へ積めり石橋三箇所 一は戟門の北にて泮宮正南の橋なり一は東塾の西にあり一は西塾の東にあり共に泮水に架す長三間幅三間泮宮正南の橋より左右に分れ堂塗ありて東西兩階の下に至る各長二十間幅一間半敷石なり泮宮 高五丈八尺東西九間二尺一寸南北八間二尺四寸南面にて屋は皆銅なり前に東西兩階あり後に側階あり

り皆五級なり室堂戸牖の制皆唐土三代の典故に倣ふ南面の中央に額を懸く大成殿と題す水戸中納言治保卿の筆なり室の奥に孔聖の像を安し顔子の像を配祀す室の左右に東西房あり郷飲酒郷射等の禮みな此所にて行ふまた毎年春秋の仲月上丁の日釋奠の式あり前日司業主祭官となり齋戒して洗掃陳設す其日老祭を監し諸有司これに蒞む文武の師範諸執事皆拜禮あり其朝初獻官司成これを勤む已下の役司業及誦師佐助録事これを勤む開れば大學生徒これを補ふ亞獻官終獻官陪祭官三獻并陪祭皆贊介各一人あり掌儀祝司樽啓積者講師讀師齊郎司樂樂工等官次を出て戟門を入り東階より入り堂上に坐す掌儀室に入り啓積と唱ふ啓積者室に入り先聖の積を啓く初獻官入て幣奏す掌儀食供と唱ふ齋郎次第に饌具を送る初獻官陪祭官受て先聖及配祀に獻す三獻皆樂あり次に陪祭の禮を行ひ畢(まゝ)て福を飲み昨を受け饌を徹して積を闔つ經師堂の中央に南面し經書を講す讀師西面し講師北面して祭に與る者獻する所の詩をよむ掌儀送神と唱へ司樂送神の樂を奏す畢て初獻官已下序の儘に退く此時また樂を奏す最後に祝文を焚き幣を埋て祭に與る者大學に宴す文武の執事及輕き役付まで塾或は武學寮にて宴

あり又四時の仲月文武の師範佐助及生徒を此堂に集て司成六科科則を讀み勸懲を示す
渡殿 泮宮の東西にあり東は長三間半餘幅一間大學に通し西は長三間幅一間神厨に通す共に勾欄あり

- 禮器
- | | | | | | | | |
|-----|---|----|---|----|---|----|---|
| 豆 | 三 | 銅 | 二 | 俎 | 三 | 敦 | 四 |
| 簋 | 二 | 勺 | 一 | 祝板 | 一 | 幣篚 | 一 |
| 壘并鼎 | 二 | 罍 | 四 | 几 | 一 | 沙池 | 二 |
| 蒲筵 | 二 | 紅厨 | 二 | 香爐 | 一 | 香合 | 一 |
| 香筋 | 一 | 屏障 | 一 | 饌案 | 二 | 書閣 | 一 |
| 文臺 | 一 | 圓坐 | 一 | | | | |
- 右二十二品釋奠の禮に用う
- | | | | | | | | |
|---|----|-------|----|------|----|----|---|
| 爵 | 三 | 罍 | 五 | 方壺并鼎 | 二 | 斯禁 | 二 |
| 簋 | 二十 | 拭巾 | 五 | 豆 | 四十 | 俎 | 四 |
| 洗 | 一 | 洗 | 一 | 刁 | 三 | 鏤 | 一 |
| 篚 | 二 | 深衣并大帶 | 三十 | 緇布冠 | 三十 | | |
- 青組纓及簪幅巾あり 席 十二
右十六品郷飲酒射等の算に用う
大學 泮宮の東にあり東西十二間半又西端より北に繰れる所を司業監察等の詰所とす四塾生徒の勝れたる者を考試し進めて大學生徒と稱す常に經義を研究し

會讀及び作文を業とす春秋に對策あり又此所にて雅樂及び詩歌書畫の會席あり詩歌書畫に宴を設く

文庫 大學の北にあり四間に二間

東門 東の方大町通に出る門なり日新館と云額あり堀田豊前守正毅の筆北の方に番所あり門の南は文武師範の居所にて北を學科役所と號け館中の用度修繕の事を司らしむ十二間に二間半
掌饌所 東塾の東に續く東西六間南北三間五尺居寮生徒の食を設くる所なり

文武師範居宅 二箇所にあり一は東門より南の表長屋なり東西三間南北三十七間一は武學寮に續き東塾の東南にあり東西十四間南北三間

武學寮 三箇所にあり一は南門の東より文武師範の長屋に續く東西十六間南北三間眞天流一刀流の劍術寮なり一は南門の西より武講の西南を緣り射弓亭の前に至る梁間三間半棟間八十四間大内一旨寶藏院三流の槍術安光精武太子三流の劍術及精武流の柔術を學ぶ寮とす一は射弓亭の南にあり東西十間南北三間新天流の劍術及大坪新流同古流の木馬を習ふ所なり一流ことに坐を別にし相通することを許さす
武講 西塾の西にあり東西九間南北四間此及び教場の

事は皆軍事奉行の司る所なり常に會日を定め侍大將及物頭等武役の者を始め子弟ともに兵書を講習する所なり師範及び佐助數員あり
池 武講の北より西に廻れり周八十五間樋を地中に伏せ泮水を引て此に湛ふ水馬及水練の業を習はしむる所なり
射弓亭 池の北にあり東西二十七間南北二間半道雪派印西派豊秀流三流の射技を習ふ所なり各的場あり是も一流ことに場を別にす
北門 北の方米代一之丁に通る門なり此外に三の門あれとも常に銷して往來を禁す
教場 武學寮の西にて東西十七間南北五十間の芝原なり旗手及金鼓角手を習ふ所とす又騎步槍刀の術及騎射打毬遠的禮射等の稽古あり東の方に九間に二間半の舎を設く會日には軍事奉行已下諸の役人出て此に座す左右に内營舎外營舎あり鼓角の相圖を習はす所なり内營舎二間に一間半外營舎四間に一間半西南に清水あり下流米代二之丁の渠に入る極て清冽なり
觀臺 教場の北にあり基趾方十二間餘上方五間半高三間半天文稽古の爲に設く
放銃教場 觀臺の南に在會日を定め炮術を稽古せしむ

司役舎 射弓亭の西にあり掃除及諸用に給仕する小者を置所なり
倉 司役舎の南にあり

小田垣 ナダガキ

内郭の東本一之丁の南に東西の通二條南北の通二條あり東西の通は北を一番丁とし南を二番丁とす南北の通東は寶積寺通にて西は三日町通なり 二條共に北の本丁に分ち屬せる故本丁の下横通の條下に載 總て是を小田垣と云古小高木と稱せし地にて此邊村落ありしと見え延壽寺熊野宮鐵鉢の銘に大會津郡小高木村とあり至徳元年葦名氏城築の時これを墮ちしにや 雜考 文和三年の記に或記を引て小高木館立始むと云今の小田垣の字にて天正の末氏郷就封の初に當て其稱の改りしなるへしとあり

一番丁 東は寶積寺通より西は三日町通まで長一町五十二間幅六間家數十一軒

二番丁

東西二町幅六間家數十三軒 此丁の末小田垣口の西にあり足輕の弓術を學ぶ所なり 以下凡的場と云ふ袋丁

一番丁の末より寶積寺通を隔て東に通する行留りの小路なり長四十間餘家數二軒

權現下郭 オンゲンシタゲル

二之丸の南より西に廻れる郭の内を云此所に住古より熊野權現の宮ある故名く

五軒丁

權現下郭の土居に就き東より西にゆき北に折れ又西に廻りて大町通に出長四町四間幅十間家數五軒此邊加藤氏のとぎまては土屋敷あまた有しか今は五軒となりき故に此名あり

倉屋敷 二箇所あるを上倉と云西にあるを下倉と稱ふ家人に給する倉米を藏む

熊野口 又天神口とも云郭南深澤天神社に近き故なり

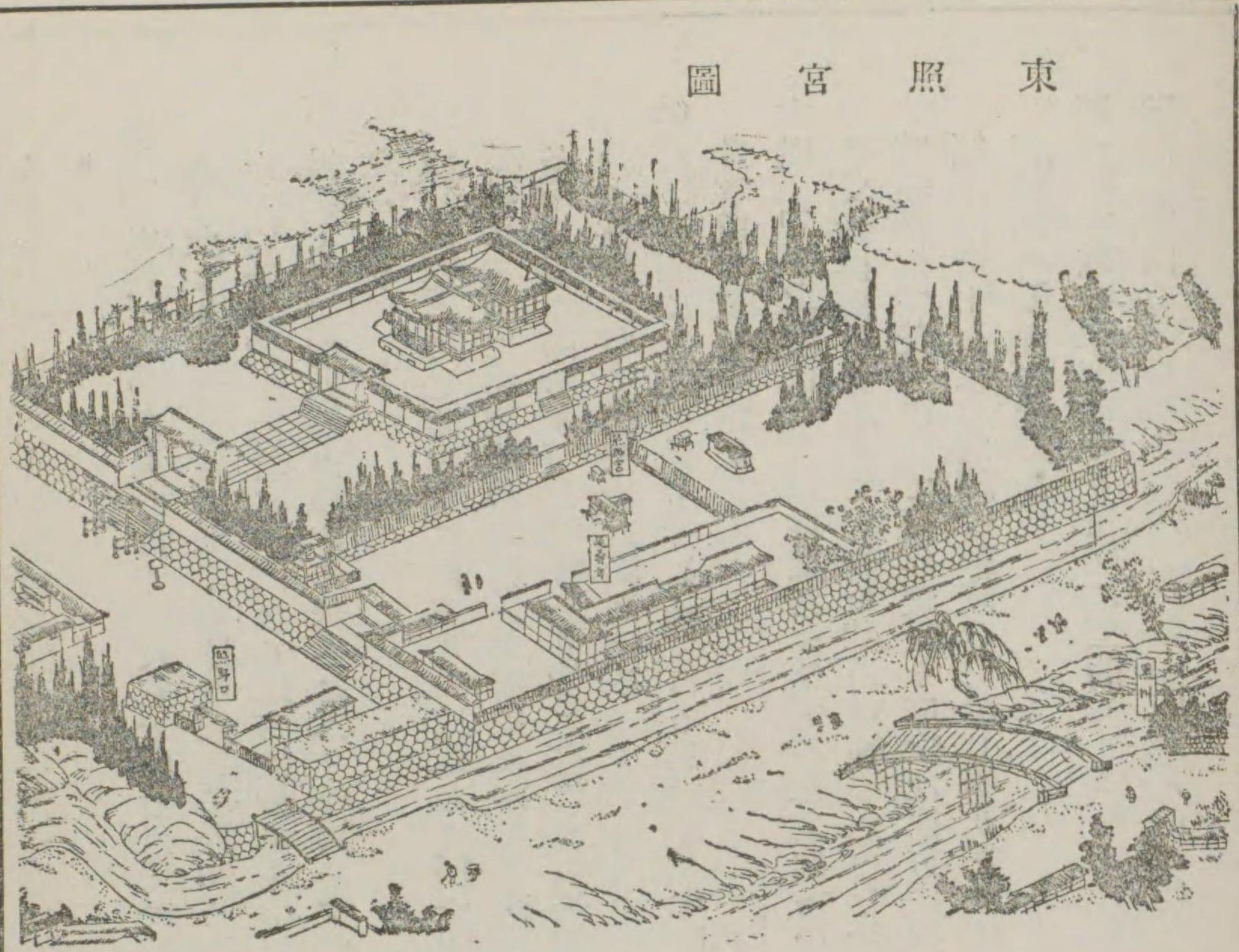
此丁の東端にて西に向ひ南に折れ河原新丁に分る郭門なり番所北向熊野宮の側にある故此名あり

外讚岐口 熊野口の西の方にあり内郭に同名ある故内外を以て分つ 府城西二丸の條下と照見るへし今銷して往來を禁す

正覺寺迹 今豊兩神社のある所なり蒲生氏の頃まで此寺ありしと云傳ふ

神社

東照宮圖



東照宮 境内東西一町二間南北四十二間 此丁の東端一段高き所にあり數圍の老杉宮居の四方を繞り南は外郭の堀に傍ひ北は城樹

高く聳え勝れたる地形なり寛永元年蒲生忠郷此所に勸請し奉り 舊事雜考に元和七年十月より土木の事ははしめ其明年に造畢せる由あり 法器法衣等

寄進ありしとそ又加藤明成の時會津郡神指村にて二百石の地を寄獻せり肥後守正之封に就て後二百石の神領

を附し奉ること故の如し 下馬札 表門の前鳥居の南にあり

鳥居 梶立造にて兩柱の間一丈二尺此より石階を登て表門に至る

制札 石階を登り右の方にあり府より殺生伐木狼籍等を禁する榜示なり 以下凡て神社の制札を是に倣ふ

表門 正西の門なり柿葺四建作にて二間に一間五尺餘常は銷して往來を禁す此を入て韓門まで敷石なり又

此門より東西北三方に堀を廻せり 鹽水所 韓門の西北道の左にあり石の盥を居へ小屋を

架す「とち葺」なり 石燈籠九基 韓門にゆく道の左右に列れり其内二基に彫付あり一は奉造立東照大權現御寶前元和〇年〇〇

八月十日日稻田馬助〇〇と刻み一は奉上石煙籠東照

大権現御寶前北川土佐守寛永元年甲子六月吉日とあり

韓門 唐破風造「とち葺」にて八尺五寸に七尺前に石階あり此より左右透塙ありて本殿の四方に繚れり周五十六間餘本殿の南北に小門あり此内は皆黒き小石敷詰にす又透塙の外南の方に柵木をふり外構とす中に木戸あり

拜殿 四間半に二間三方に幅三尺の庇縁あり欄干を設く前に三間に一間半の向拜あり唐破風造なり西に下る所三級の階あり下に濱縁あり「とち葺」にて皆黒塗なり幣殿に行く所三級の階を下る

幣殿 三間に二間半是も「とち葺」にて黒塗なり本殿に升る所七級の階あり

本殿 「とち葺」にて三間四面西向柱梁戸扉及四方の縁まで皆黒漆の堅地にて黄金を鏤め種種の彩色を施し其結構極て美麗にして最尊嚴なり庇縁は四方に廻り幅三尺欄干を設く内陣に神體を安置し奉り左右に山王神摩多羅神を併祭る

寶藏 本殿の東南にあり三間に二間

總門 表門の南にあり一間二尺に一間餘常には此門を通行す

鼓堂 總門を入て左にあり二間四面

別當延壽寺 本殿の南にあり山號を天耀山と云東叡山の未寺天台宗なり昔は遮那院と號す後改て地定院と稱す相傳て慈覺の草創と云長祿四年の頃當寺始て灌頂の法を行ふ其式を記せる書一卷あり卷末に大會津郡黒川小高木小田垣の條下に併見るへし天耀山延壽寺遮那院住持沙門英海と云書附ありしといふ當寺昔より熊野宮の社務を司り又忠郷東照宮を勸請し奉りしより已來別當を勤て今に至る

書院 十間に四間半此東に祈禱所あり三間四面不動を安し本尊とす又其東に二間四面の所あり 大猷院殿 嚴有院殿 常憲院殿 有徳院殿 淺明院殿 孝恭院殿の靈牌を安置し奉る

庫裏 十一間半に四間半

寶物

東照宮神翰 一通封して見ることを許さす

東照宮神號 一幅東叡山堯然法親王筆

古鏡 記 一軸往昔當寺の住僧珍慶か撰する所なり

蟲喰て全く存せず八十鏡記と稱ふ按するに件の記に本 喚て八十の如見ゆる故鏡の名と思へるなるへし舊事雜考に此記を載て本鏡者云と書せりさきに古鏡一面并宮一箇あり

稻荷神社 同上

寶物

鐵鉢 一口徑一尺八寸其形本二之丁諏訪神社にある所の鐵鉢に相似たり奥州大會津郡小高木村熊野權現御鉢檀那沙淨應安七甲寅年十二月の數字を陰起にす

延壽寺の縁起に應安の頃小高木領主は大葉帶刀左衛門平景兼なり妙淨は景兼か門族の人なるへき由あり

豐岡神社 境内東西五十二間 熊野宮の東にあり土津大明神

中將正之の徳翁靈神 中將正容の土常靈神 少將容貞の靈號なり

れる社なり寛文十二年正之逝して耶麻郡猪苗代見禰山に葬り社を建てこれを祭るといへとも行程數里を隔る故此別社を營して拜所とす徳翁土常の二靈社は後に併祭れる所なり此地加藤氏のときまで土屋敷なりしか地形勝れ又内郭への通行便よき故此社を置く毎年八月二十八日祭禮あり大むね見禰山の式にならひ社家三員并宮奴等を置て祭事に供す

總門 高二間半横二間半北向内に番所あり

神馬廐 韓門にゆく道の左にあり

韓門 高一丈横八尺左右に玉垣を繚らせり長二十九間

餘此門の北に便門あり

鳥居 韓門を入て東にゆき又北に折て鳥居あり兩柱の

り其宮の製堅六寸二分横四寸三分地黒漆時繪あり金丹を施して細畫の妙を盡せり其内別に一の小き宮ありて件の古鏡を納む其形方二寸九分表に佛像を鏤し裏に湖州眞石家念三叙青銅照子の十二字を彫れりと云共に今はなし此古鏡記は此鏡に付し 其文左に出す(記文下上不殘缺虫喰にて讀記なりとそむへき字僅少なれば省きぬ)

妙見像 一幅氏名を失す唐人筆

文書 二通一通は加藤明成神領寄附の書なり一通は慶安年中住持尊易か時上野國世良田長樂寺と本末の爭論ありしに當寺もと故ある古道場にて東照宮鎮座の靈地なれば東叡山毘沙門堂門跡大僧正公海より直末に屬せる由を書て與へられし文書なり

熊野宮 延壽寺の北にあり祭神は伊弉册尊早玉男神事解男神久壽二年義連の父三浦介義明に勅して下野國那須野の狐を狩らしめ給ふ義明紀州熊野宮に祈て功あり故に三浦氏此神を尊崇し義連の時に勸請せりとそ延壽寺之を司る

鳥居 兩柱の間九尺

本社 二間に一間餘西向

幣殿 一間一尺餘に一間

拜殿 三間に二間

末社二座

山王神社 本社の東北にあり

間八尺餘

拜殿 七間に三間前に三間に一間の向拜あり
本社 二間半四面南向三方に玉垣を繞す周二十一間餘
神供所 本社の西にあり四間半に二間半此西に社人詰
所あり
浴室 神供所の西玉垣の外にあり

新編會津風土記卷之十五

陸奥國若松之四

郭外

郭外

上町上之上

大町

郭外

外郭の外に在て府城の四面をめぐれり士屋敷組屋敷市廓
雜はれとも各一區なり市廓の地は城北に上町下町東に天
寧寺町西に河原町材木町南に南町あり 昔は大町馬場町新町
町河原町材木町は大町に屬し甲賀町は馬場町に屬し博勞町天寧
寺町は新町に屬せり今も郭外の町町にて事あれば常に此四町の
檢斷是を捌くことは 外郭の諸門より街衢連續して縱横相通
この因ある故なり

新編會津風土記卷之十四 終

し商賈肆をつらね工匠軒をならふ葦名氏の時までは市廓
多く郭内の地に在て士商雜居せり蒲生氏郷就封の初市街
宅地を改制する志ありしか軍務に暇なく未其事に及はさ
りしに

黒かはを袴にたちてきて見れば

まちのつまるはひたの狭さに

と云落書あり氏郷彌志を決して文祿元年六月に馬場町よ
り西の町町を郭外に移し甲賀町より東の町町を増廣め毎
月の市日を定め町町に市立有て 一八馬場町二七本郷町三三
六日町 遠近より群集して有無を交易するに便よく家家給
し人人足て今日に至れり曠平の地にあれとも四方に高山
連れる故暑は晩く寒は早し大抵大暑の頃より暑氣すすみ
八月より冷氣催し九月四山に雪降り十月中旬より平地に
積り六七尺に至ることあり十一月より寒氣烈しく氷雪凝
結し道路滑にして行人屐を着ることを得ず藁沓を踏て通
行す牛馬輻輳の往來絶え雪車を以て諸物を運送す簷下の
氷條大なる者様の如く下垂して地に至る家家の戸牖に新
薦をかけて風寒を防ぐ年の寒暖により遅速あれとも大様
春分の頃より宿雪稍消し梅花漸く綻ひ穀雨の頃を花候と
す習俗は葦名蒲生加藤家士の子孫残れる遺風にや書を讀
み武技を習ふ者往往あり近頃より七歳以上より十五歳ま

ての兒童を町町に會集して古人の嘉言善行を講し身を慎
み威儀を正うする事を教ふ昔は婚姻の後婚始て舅家にゆ
く時水を灌くことあり此戯に因て屢鬪争に及びし故萬治
二年に禁して今はなし近隣の者死すれば一日店を閉て商
賣せず二三日の間は營作の事をなさず往還の旅人病に罹
る者をは留置て醫療を加へ平癒して歸國せしむ主人遠方
にゆき兒女家を守り或は鰥寡孤獨の類は五人組にて冬月
道路并屋上の雪を拂ふ正月十日大町の初市なり大晦日よ
り大町の南に春日明神北に住吉明神の假屋を構置き十日
の朝白米五升を方器二に盛り祈年の祭あり其後米引とて
白米五升を俵に入れ一人翁の面を蒙り古團を携へ荷杖を
衝き俵を背負ひ檢斷倉田と云者の屋上に升り俵を街上に
投す總町の若者大勢待受け兩方に分れ力を出して引争ふ
東南の方勝ては其年の米價貴く西北勝ては米價安しと云
傳ふ又方器の米を紙に包み屋上に置く初稻買とて參詣の
者これを求めて家に歸る總町の米穀を賣買する者倉田か家
に集り諸穀の價直を定む此日遠近より群集して諸物を商
ふ此市祭は至徳元年葦名直盛府城を築きし初より今に其
事絶えずと云十四日家家にて水木と云木の枝 此木を若に
團子をさし座中に飾り諸神に供し豊年を祈る二十日の朝
に取をさむ此團子を煎たる湯を取おき果園にゆき刃物に

て梨柿等の諸木にすこしく疵付此湯少許を灌けは實を結ふこと多しと云此夜「かせとり」と云者來る簀笠を着面を覆ひ寶貨農具の類を畫き人家に持ゆき門戸を叩けは内より米錢を持出與て水を灌く農家にては「かせとり」に水を灌けは其年の養水乏からすと云「かせとり」に出る者は其年疾病なしと云葦名龜王丸二歳の時府下に「かせとり」を出せしとありと云傳ふ此月中穢多福吉蠶種數と云を稱へ家來に來て歳首を賀す

福吉の詞

福の神が祝入候、世にやらふじやうには、宿もかはせ候なり、村もさかえ候なり、大みかるとに、小みかとや、おちうもんの明神、あふとすればたするや、右大將に三代とは、鎌倉の鳥追、長者様のとり追、さらはおほみきこし、きこしめしは申さん、西田も四千、東田も四千、合候て八千町か壺、中の田のよい所、苗代ところ内や定め候や、一年かその内、算へ算へてまゐ入て、とつき山にきさらき、臘月をは弟月と定め、正月の月をは、太郎月と祝ひて、祝てかちやうには、元三日の朝に歳男まゐらせて、浅い沓をさしわけて、さいのよねを打蒔、若みつを迎へ、おちやうなんとすまし、釜の煙り奉る、こふれおふれ、南百壺の御殿に、こうらい縁のたぐみ、錦縁のたぐみ、千疊やはかり、敷やな

らへ候なり、御一門に御兄弟、車座に居流し、末廣の折敷に、おりひばを添て、長柄の御銚子、とき羽色のおかはらけ、重盃とあたゝめ、一度まゐれ候や、二度まゐれ候や、五度も十度も、まゐるこそは御祝ひ、長者様と祝ふたり

右大將權大納言源頼朝公寵臣

團左衛門頼兼 十五代

蠶種數の詞

あら、めてたい、新玉の、とし立戻る、あしたには、植木に花咲、こかねには實なるそふと、二月きさらき、初午の日をは、よい日もよい日、よい吉日と、ゑらひとうて、上のかかひ、ほめよろこんで、美濃の國のこたね千枚、おはりの國のこたね千枚、吉山口の上子せんまい、合すれば、三千枚の、こたねなどは、よいこのたねよ、白子に黒子、蓬またらに、とりませて、かひめのおやはばかるやうは、袴たけにかはつやわたる、かひやまうて、ゆんてのわきに三日はんや、めてのわきに三日はんや、合すれば七日七夜があひた、かほとに暖めたまへ、あため候へ候へけれ、そらが千丈中飛とりの、八つの風きりあいきやうはねを、手に抜き持てこ紙しら紙、中のはんしはりまたん紙、そよりとしかせ一は子なてれば千貫かこうりよ、二はねな

てれば二千貫かこうりよ、三は子なてれば三千貫のこりやうそくをは、かかゝるめて度候ものに候ひければ、此御子などの御育やるはしゆしゆに置きてはしゆんじゆつこかい、船に乗りてはふんだんこがひ、たけにおきてはたかごに増る、庭におきてはにんげんこがい、四度のおきふし、なんなく、くせなく、お育やるは、うまのとしの女房達が、かうむらかうのたすきをかけさせ、旭さしの桑のもとへ立よりて、秋の方よりさしたる枝を、一枝たゆめ、二枝たゆめ、三枝めには、本からうらへ、うらからもとへ、こきとりてもきとりて、朝桑などは、露打拂ひに、せんとなづけた、桑などは露打こめてかんと名付、御覽すれば此御子などの桑めすやうは、ものによくよくとふれは、昔源氏の厩に立たる糶くり毛にじんめいひたへ、大笹小笹馬草はんめ、いさんだこまにさても似たり、こまにも似たり、奥山と山、外山かうらのかかやこすすき、もと打休めうらをははやし、まぶしと名付まぶしにのりて、糸とるやうは、春の雨に、七日しくれ、八日めには、板やにはらへ、かややにしとり、しとりはらひいうかんことく、かんもや川の瀬にふし立たる、女石男石、ろんじたことく石の丸さに石のかたさ、前山つかの尺のゑ

びら、つんはとつかせ、是より南表拾二けん、こや家を掛させ、板やをささせ、いと釜と釜、十二の釜を塗ならへ、塗とりて、美濃の國のまゆねり上手に、まゆをねらせ、尾張の國の糸をとらせ、よし山口の綿かけ上手に、綿をかけさせ、とつたる糸と、かけたるわたは、千貫がいとか、萬貫かわたか、このきぬなどは、おりちう姫の都におきて、莊吉莊内小大夫どのの乙御の姫は、綾も上手、にしきも上手、横家に籠り、たつやに籠り、月かた日かた、じやかうの丸ぶし、てうじのふしまて、かつちとおらせ、織たる絹の初をは、みしまへほんちやうくまのみと帳、餘りし絹は、かはつや、皮こにたたみ入て、あひ黒川の眞中町て、紐打しめて、戌亥の角の御寶絹と御名付やるは、春の始にかひめのおやの、御もの参り、先にも家人千人連る、跡にも家人千人立る、合すれば二千人の女房たちは袖口揃へ、妻をはとらせ、着させたまへば、遠くのもの、きえてよろこぶ、近くのものは、見てもよろこぶ、三國一の一福長者と祝ふたり、

近村より田植躍ダウエナドリサトノとも云 乙女 とて男子女奴に出立ち太鼓を打ち農歌をうたひ來る五日頃より家にて親戚を會し宴樂す是を名けて節會と云二月八日竹器の目多きものを懸れ

は疫神家に入らずとて竿上に竹籠をかけ高く掲ぐ十五日穀屋酒屋等にて「つぼ團子」と云ものを製す地上の諸穀を集置き此日團子を作り食す彼岸七日の間瀧澤高久南青木組より獅子躍いつる雌獅子雄獅子大夫獅子の三頭あり笛を吹き太鼓を打ち劍舞弓くぐり等の藝あり五月五日菱巻と云ものを製す笹の葉に糯米を包み形三稜にして菱角に似たり因て名く七月朔日百堂参として諸寺諸堂に参詣す大町東明寺閻魔堂に近村の老父集り念佛太鼓を打つ先廻向とて念佛の功德を稱し鉦鼓を合奏す又新に憂にあたる者は今日より河沼郡冬木澤村八葉寺に参詣す今夜より兒童多く小挑燈を燃し街上を群行す盆中店を閉て家業をとめ親戚共に祖先の墓所に参て挑燈を燃し門戸に燈籠を懸く遊觀する者多し二十六日より二十八日まで郭内諏訪神社の祭禮あり此神は總町の生土神なる故社内に至て祭式の設に供給し老若参詣して神樂を奏し家毎に燈籠をかけ近邊の町町にて親戚を饗す八月五日同社の授光祭なり諏訪神社の條下と併見る 府下町町を二分にし隔年に神輿に供奉して郭内外を巡行す町毎に萬度の稜形に綵剪の花柳を飾り屋臺に故事の人物を作り兒女の華飾を争ひ絲竹の新曲を競ふ供奉の人数凡二千餘人見物の男女遠近より群集す明日再び神殿に詣て神酒を拜飲し其後踐りの街衢を廻る十四

日より十六日まで鳥居町伊舎須彌神社の祭禮なり社前に商人多く集り十五夜明月に供する諸菓をひさく上町にて家毎に燈籠を懸け親戚を請す十月十日茶年越として蔓菁蘿蔔を食はす十二月朔日「川びたり餅」を製し節分の夜儺豆を焼く共に會津郡の部に詳なり

大町より以東の町町を總て上町と稱す又甲賀町より東は文祿年中新に置く所故新町とも稱す

大町

大町口の郭門を出て北にゆく通なり長六町五十四間餘幅四間餘末は糠塚町に通す家數郭五十軒至徳元年葦名直盛初て置きし所にてもとは今の郭内米代一の丁の地にあり蒲生氏郭の内外を分ち諸士と商賣を別ちし時此に移せり此地大抵府下の中央にて四民輻湊するに所故一之町と七日町に岐るる十字街に官より令せらるる掟條目の制札を懸く因て此街を札辻と云四方の里程これより數を起す東は本州長沼領界まで八里三町餘西は越後國新發田領界まで二十里餘南は下野國宇都宮領界まで二十一里十六町北は出羽國米澤領界まで九里二十九町餘道路路凡て六條あり東を白川街道とし本郡原組原村驛まで三里十八町七間西

を越後街道とし河沼郡坂下組坂下村驛まで三里三十五町四十五間半南を下野街道とし大沼郡橋爪組關山村驛まで二里三十四町四十間又下野に通る裏街道は同郡同組藤田村驛まで二里十九町二十九間北を本州二本松及ひ出羽國米澤街道とす二本松街道は耶麻郡川西組大寺村驛まで二里七町三十間米澤街道は同郡鹽川組鹽川村驛まで二里三十一町四十間七日町と博勞町とに問屋を置て往來の荷物運送せしむ此町の内五之町より北を大町名子屋町と云火見櫓 札辻にあり小鐘を懸けおき火災を報せしむ

土産

畫蠟燭 此町に齋藤八郎兵衛と云蠟燭掛あり近き頃此品を巧み出せしより今多く廣まれり筆翰竹筍のかたち眞にせまり宮媛の清翫とするに足れり

寺院

彌勒寺 境内東西四十二間南北三十二間半免除地此町の西頼にあり諏波山龍華院と號す山城國醍醐松橋無量寺院の末寺なり應永三十二年秀哉と云僧武州より來り當寺を開基すと云初郭内諏訪神社の社僧たりし故山號これに因ると會津眞言四箇寺の一にて 大和町金剛寺道場小路觀音寺博勞町自在院に當寺を合て會津眞言四箇寺と稱し輪番をもて封内眞言寺院の事を任司す 當寺に隸せる道場封内に凡十九箇寺あり

昔は左計の大刹にて天正の頃までも僧徒多く此寺に集り毎月朔日國家鎮護の爲に般若を讀誦せしと云縁起に云文祿四年氏郷外郭を築き城市を分つ時寺境を此に移せりと氏郷城市を分ちしは文祿元年なり縁起の傳る所誤れりもとは古記寺寶も有しか中頃兵燹の爲に其大半を失ふ忠郷の時母堂に檀縁あるにより元和二年寺領五十石を寄附す蒲生家斷絶の時これを失ふ元祿十六年當時二十二世品克か時二十石を附す二十三世含潤か時材木若干を寄附し改て伽藍を建立せしめ數年を経て落成す延享中又災に罹て烏有し程なく再建成て壯麗の寺院なりしか安永中再び炎上し今は庫裏廊下のみにて造營未だ成らず本尊彌陀の像を安す又鐘一口あり徑二尺七寸寛保三癸亥天仲冬大吉祥辰含潤と彫付あり銘は略して載せず

寶物

青龍神社 境内にあり

畫軸 二幅一幅は山水人物の圖一幅は花鳥の圖共に唐人の筆と云意ふに元人の畫ならん
佛像畫 二幅涅槃の圖と愛染の像共に古畫なり
曼荼羅 二幅筆者を知らず古畫なり
屏風 一雙猿猴の畫古筆なり
墨跡 一幅草書にて歡雲氣の三字を書せり落款に副將

軍筆とあり何人なることを詳にせず

大般若經 全部奥書に奉施入大般若經本願秀哉且那妙壽同日那令阿彌奧州會津黒川諏波常住永享拾一年己未九月廿七日とあり

十六善神畫像 一幅裏書に東奥會津黒川總鎮守諏波大明神寶殿永享十一年己未九月廿七日大檀那葦名修理大夫盛政施入之大般若經六百卷并十六善神什寶也神主佐久祝敬白賜紫秀哉大僧都開眼供養之とあり
傳法印可 三通一通には奥書に奉授秀海大法師所也文龜三年太才天死太歳癸亥四月廿八日權大僧都俊淵とあり二通には右於會津金剛寺道場授兩部許可畢天文十九庚戌年閏五月十六日己酉女宿目囉傳授大阿闍梨權僧正法印大和尚位堯雅とあり外に元龜三年天文十九年天正五年の印可六通あり又天正二年に書せし灌頂式と唯授附法様二通あり

木像 三軀不動并二童子の像にて空海作と云
聖天像 一軀作者を知らず古代の物なり
彌勒木像 一軀古佛なり今本尊の腹籠とす
補任牒 二通其文如左
權律師宗慶
宜任權少僧都

右任當院舊例所任如件

天正十七年六月廿二日

金剛峯寺彌勒院(花押)
權少僧都宗慶

宜任權大僧都

右任當院舊例所任如件

天正十七年七月十六日

金剛峯寺彌勒院(花押)

繪旨 一通開山秀哉に賜所の寫なり如左

陸奥國會津黒川總鎮守諏波大明神別當坊左學頭彌勒院秀哉之事有末世英才譽醍醐山松橋鑊祐僧正之吹舉仁和寺一品大王總法務宮執奏賜紫衣上人號殊專佛法興隆抽鎮護國家丹誠宜奉祈 實祚延長旨者依 天氣執達如件
藤原右少辨奉

永享十一年己未正月廿三日

頭左中辨奉

賜紫上人秀哉御房
一通忠郷の母堂より寄附の狀なり其文如左
文書

みろくしへ高五十石の御ちきやうまいらせられ候まへねんわたしまいらせられ候へく候そのためかきつけにて申候

元和貳年ひのへたつ正月十一日

(野脫カ)

町なかとのへ

つほね

いなたかつまとのへ 参る

融通寺 境内東西一町十二間半 南北一町十二間免除地 彌勒寺の北にあり自然山と號す京師智恩院の末寺淨土宗なり縁起に淨緣國師の開基にて初は天台宗なり淨緣は大原良忍の弟子にて遍く融通念佛を勧め此國に來り河沼郡八葉寺村 今の代田組冬木澤村これなり一字を建て自然山融通寺と稱す 淨緣を國師と稱するとも今詳康曆元年葦名直盛鎌倉より下向し二井寺村の南青木組飯の西北に居り後古館今の融通寺町城に移り居寺村なり 安寺の在所なり こと三年至徳元年小田山城今の府 營築なりて小館をは當山第三世融海に與へ寺を移さしむ第五世隆譽か時淨家となる文祿元年十三世文譽蒲生氏郷に請て今の地に移り舊地をは小館山城安寺と號し其徒弟をして住せしむ其後園藝と云僧秀行の菩提所となり浴に赴き本山智

恩院に請て官寺とならんことを求む秀行よりも其事を推舉せし故智恩院の直末となり後陽成帝より扁額法制并宸翰の和歌を賜へり蒲生忠郷其母堂の位牌 法號を昌大姉を安し寺領二百石を寄附す後又東照宮の爲に祠堂と云を建立し宰相忠郷中務忠知兄弟萬部頓寫の法會を行ふと云寺領二百石は今に至るまで故の如し寛保の頃までは東漸院大慶院地藏庵とて塔頭三字ありしか火災にかかりて再建未だ成らず

制札 門を入れて右にあり

客殿 八間に七間半南向本尊彌陀自然山の三字を扁す 勅額なり

庫裏 十間に五間

鐘樓 境内にあり二間四面鐘徑三尺正保戊子歲正月吉

祥日法子超蓮社廣譽上人宗蓮社格譽上人看轍比丘玄底比丘大檀那大守源朝臣保科氏正之公と彫付あり銘

あれとも煩しければ略す

觀音堂 同上

稻荷神社 同上

寶物

三尊彌陀繡像 一軸法如比丘尼の繡せし所と云法如比丘尼は所謂中將姫なり

六觀音四天王繡像 七幅縫針功緻密なり每幅秀盛縫之
の四字と上に法華普門品下に施主の法名俗稱許多を
繡せり

融通念佛根本 二卷

開山淨緣影像 一幅

和歌掛物 二幅後陽成帝の宸翰なり

墨畫掛物 二幅對布袋猿猴の圖牧溪筆にて天正中佐藤

彦兵衛尉と云もの寄附なり

屏風 三雙共に蒲生家の寄附なりと云一雙は金地にて

源氏物語の繪二雙は玄宗皇帝及花鳥の圖なり

勅制文 一軸そのかみ朝廷より賜所なり左に載す

勅願所融通寺法度之事

一禁裏御祈念之事

一將軍御祈念之事

一守護不入之事

一殺生禁斷之事

一下馬尤之事

右所定如件

慶長九年六月吉日

古文書 六通其文如左

融通教寺

勅願所之義早と相調珍重不過之候自是以來之儀萬事
者宗門之法度可然様可被仰付候委曲は此長老宣説不
能具候恐惶敬白

五月廿八日

融通寺

侍者御中

淨花院

良久 判

寄進

河沼郡藤藏村内淺野權現堂大沼郡長岡村内金俣所門
田中荒居内三所宮事

右融通寺令寄補所也守先例可被致沙汰狀如件

應永十八年十月十一日

沙彌(花押)

舊事雜考に此牒を葦名盛政の書とし盛政薙髮して義
安と號せし由書せり

融通寺

元和二年辰四月十七日より一周分
宗譽道和様日靈供料 三石六斗

同月忌料

同四月より一周分 拾八石

穠山芳清様日靈供料

元和三年巳八月三十日より一周分 三石六斗

同月忌料

同八月より一周分 拾八石

右兩御名日には寺中塔頭不殘御寺々御齋被可遣候一
汁二菜御酒可爲一通事

元和三年十月十八日

町野長門守(花押)
稻田數馬助(花押)

昌清院殿依爲御牌所爲寺領知行貳百石相付候如目錄
全可有領知者也

元和五年

三月廿一日

忠郷 □印

融通寺

御寺領目錄

六拾九石者

河沼郡

竹之内村

七石六斗者

同

高島村

貳拾三石五斗者

稻川郡

十日町村

四拾九石四斗者

山郡 能力村

五拾石五斗者

同 下岩崎村

合貳百石者

元和五年三月廿一日

町野長門守 幸和(花押)
稻田數馬加 貞右(花押)

融通寺

尊書令拜見候仍貴寺勅額之願望候而近日可有御上洛
之由候就其淨花院へ折昏之事蒙仰候則調遣候向炎天
旁御大儀共候御仕合能目出頓而御歸寺奉待存候恐惶
謹言

卯月廿九日

岡平兵衛 之政(花押)
町野左近助 紀(花押)

融通寺

貴報

一桂院 境内東西二十六間南 此町の東頼にあり眞言宗京師智
積院の末寺なり寶珠山壽福寺と號す往古は郭内本三之

丁にあり文祿二年此に移る縁起に永和二年有範と云僧開基し享祿年中に住持有鎮と云ものあり靈夢に感じ熊野山に參詣し牛王寶印を改作れりと云此頃葦名氏の祈願所にて世の用も重かりしゆゑ有鎮を以て中興開山とせり又彼か加持にて湧出る清泉あり般若水と名く實相縁起に傳る所と 此水を以て自ら大般若經六百卷を書寫し當寺に遺せしか天正己丑の亂に失ふと云 舊事雜考天正二十二年の記に二月二十五日大般若經書寫の功を卒へ卷末に生生世世值遇頂戴權少僧都宥鎮筆と書せし由見ゆ 慶長中蒲生氏寺産五十石を寄附せしとそ今は失へり千手觀音を本尊とす長一尺二寸の木像有鎮作と云庫裏に安す 觀音堂 境内にあり 熊野宮 同上

持寶院 境内東西三十間南 一桂院の北に並へり東光山と號す博勞町自在院の末寺眞言宗なり開基の年月を知らず昔は郭内本二之丁にあり 今其地を詳にせず 文祿元年此に移ると云本尊大日客殿に安す

誓願寺 境内東西二十五間半 南北三十六間免除地持寶院と北に並へり鳥居町龜福院の末山眞言宗なり安養山と號す開基の年代詳ならず大永二年幸仁と云僧住せし時平田石見盛範と云者寺内に堂を建立し彌陀の像を安す其後中絶せしを文祿二年

舜善と云僧地を蒲生氏に請ひ此所に移る 舊地を詳にせず 因て舜善を中興とす本尊大日客殿に安す

實成寺 境内東西一町十一間 此町の西頰融通寺の北にあり法華宗久遠山と號す嘉元二年日尊と云僧草創す初は今の郭内米代四之丁 其地を傳へず に在て法華堂と云文祿四年高久組柳原村に移る忠郷の時住持日尊と云僧參詣の便よき地に靈場を開かん事を請ひ元和九年此地に移れり開山日尊は日蓮附法の弟子日興か徒なり父は本州三迫の内玉野の主にて彘祖は大織冠より出ると云文永二年に生れ六歳にて薙染す始は天台宗なり十七歳にて日興に歸依し法華宗となり高足の弟子たりしか故有て勘氣を蒙り正安三年富峯大石寺を辭して諸州を遍歴し道場を草創すること三十六箇寺に至れり當寺は其第二の靈場なり後富峯に歸り赦免を請ふ日興妙法弘通の功を善し血脉抄を附屬し師弟の契約を結ぶ事故の如しと云康永四年五月八日洛の上行院にて遷化す年八十一其後數世を経るといへとも一本寺にて代代上人と稱し他の推舉を受けす又當寺建立の棟札 今は其寫なり寶物 によれば藤原實成建立の寺故寺號をもこれを用ゐしと見ゆ然れとも實成如何なる人にて此に至りしや詳にしかたし舊事雜考に元弘建武のころ神社佛閣の器物に藤原氏女と銘す

るもの多し依て事蹟を考るに嘉元のころは葦名遠江守盛宗の時に當り盛宗の内室藤原氏にて先考の爲に一字を建しも知るへからすと云 建武四年郭内諏方神社寶器の條下に論ずる所と異同あるに似たり併見るへし

制札 門外左にあり

總門 東向左右に番所を設く内に腰掛あり

本堂 七間四面東向三方に庇椽あり十界勸請曼荼羅并祖師日蓮の木像及畫像を安す畫像は駿河國本門寺生寫の影像を模せる物なり共に肥後守正容生母榮壽院寄附

客殿 本堂の東北にあり七間に五間南向題目多寶釋迦の三幅を本尊とす又當寺開山日尊か作る所日蓮の像二十一世日永か刻むところ日興日尊の像をも安す

庫裏 客殿の西にあり十三間に四間

題目供養塔 客殿の東南にあり榮壽院の建立なり

寶藏 供養塔の南にあり

鐘樓 寶藏の南にあり三間四面餘鐘徑三尺三寸久遠山實成寺二十二世日宥元祿八乙亥年七月日と彫付あり

三十番神社 客殿の東にあり

塔頭

常詮院 本堂の東南にあり

圓乘院 常詮院の東にあり

覺成院 圓乘院の東にあり

本量院 燒失して再建未だ成らず

蓮淨院 同上 圓養院 同上

寶物

日蓮消息 二幅

猶々明日可參候明不申必參候約束候(虫喰)明後日早天可參候(虫喰)可然候

時米井永(虫喰)貳百文神養(虫喰)祈禱之儀心組(虫喰)申候かし

三月 日蓮(花押)

(虫喰)月をなへう存候よりと夫(不詳)よりとをもへみなせりこは何も夢しあなつ昔はいさみらなし佛に供養しひいのかつひ行き佛に供養せし人も佛になりて御仁見御ころさしのこかわ思へて候事はかり存候かし

八月六日 日蓮(花押)

きさふよういなしかし 御返事かし

曼荼羅 一幅日蓮筆

同 二幅一幅は落款に元亨三年十一月十日日興と

書し一幅には嘉曆(虫喰)十二月六日日興と書す共に花押あり

曼荼羅 一幅日禪筆落款に元惠の二字あり左邊は表装のために裁れしと見ゆ疑くは元惠の紀號にて偏傍を欠きしなるへし

日興申狀 一幅卷末に天文廿三年五月八日於京都日在寫之とあり

日目書 一通裏に中道院日要判自富山大石寺日院上人所賜之御筆也とあり

二箇相承 二幅裏書に我與日譽等弘治二丙辰年七月五日至駿河國富士郡重須本門寺同日午二刻此二ヶ御相承并本門寺額安國論等拜令閱畢爲後證住持日耀上人寫之而以備隨身上洛于時同月廿二日也弘治三年丁巳八月朔日日辰と書し下に花押あり

血脉相承 三幅二幅は裏に弘治二丙辰年七月七日我與日譽日優宗純寂園幸次等於駿州富士郡重須本門寺令拜見之畢今欲趣泉州故記之于時永祿三庚申年八月十三日又永祿二己未年正月十二日奉拜見之日辰と書し一幅には永祿二己未年正月十八日於小泉久遠寺書之重須日出上人寺僧本行坊日輝丹後讚岐民部卿京主日玉等孰披見此書寫者也此外大石寺有一紙御付屬狀是

廣格異耳要法寺日辰と書す共に花押あり

問答書 一軸興聖か弟子日代と日仙と方便品讀不讀の問答なり裏に永祿二己未年二月下旬於駿州富士郡重須本門寺之内西頼新造之坊移之畢建武元年之間答日興日周御入之明年也日辰と書し花押あり

日尊實錄 一軸日大筆なりと云卷末に永祿三庚申年八月十三日廣藏院日辰と書し花押あり

附屬次第 一軸興聖か弟子日代日妙日目日仙日滿五人の附屬次第なり裏に右此御附狀者是日興上人八十歳之時也此御狀の紙高一尺二寸二分廣二尺也行數眞相點畫如御筆奉移之者也永祿二己未年正月廿日未刻日出上人は向西日辰向東移之後則刻日玉日住同奉拜見頂戴日興上人八十八歳于時正慶二癸酉年二月七日御入滅即當元興三年也元興は元弘の誤寫なるへし悲紛失故重奉寫之于時永祿四辛酉年六月廿九日洛陽日辰と書し花押あり

血脉抄 一軸即日興か開山日尊に與る所なり今はなし其奥書載て舊事雜考にあれば左に出す

右此血脉抄者聖人出生之本懷衆生入理之直路也然玉野大夫阿闍梨日尊者夫於王城法華弘通開山也於都鄙建立于法華道場乎三十六箇寺其功莫大也仍附囑之畢

正和元壬子十月十三日

日興

棟札 一枚往時火災に罹て燒失す其寫あれば左に載す

大檀那 永徳院殿前相公遠山日秀大居士從五位兼

日向守藤原實成

嘉元二甲辰八月日

玉野阿闍梨法印 日尊

法系寫 一通其文如左

奥州久遠山實成寺者開山日尊上人三十六箇寺建立之内第二之靈場也因茲其法系也本門三箇之秘法二箇之相承之的派傳弘流宣之靈寺也故當山代代宜稱上人自木大曼荼羅并授戒補任等如本山貫主計之者也其上近國之諸末寺等以弘化廣布之餘暇於諸寺可被下知者也仍而附囑指南狀如件

貞和三丁亥年五月三日上行院貫主開山附法弟子

日大判

奥州久遠山實成寺永代常住等

佛舍利 一顆榮壽院寄附なり玉塔を造て其中に納む釋迦金像 一軀

新編會津風土記卷之十五 陸奥國若松之四

木念珠 一連菩提樹子と云

白玉 一顆

草花畫 一幅呂紀筆

花鳥墨畫 一幅唐人筆と云

文書 四通葦名蒲生兩家よりの寄附狀なり外に盛氏の書一通あり當時に關らざる所といへとも因に末に附す

(葦名盛舜)(花押)

依有要用東黒川之内千本木御箸田三千疇之田地永代賣渡申所實也然者彼地之事爲實成寺御寄進周防殿召置候尤於子と孫と爲不可有違亂候御屋形様御判形お申請進獻仕候仍後證之一筆如件

天文元年壬辰八月吉日 指南 佐瀬大學助 御小者 九郎左衛門尉

御館 周防との 參御中

(右同)(花押)

東黒川之内法花堂南堀際百五十疇并石塚之南貳百疇合參百五十疇之田地長谷川清兵衛尉之買得實成寺へ永代致寄進所實也然者向後爲不可有相違申請御判形渡進者也仍證文之一筆如斯

天文四年乙未五月三日 申續 御たてすはう 佐瀬大隅守常教

實成寺日東上人 進上

(右同) (花押)

法花堂實成寺之儀は無縁處候て諸役令免許畢自然寺中に非分之儀候者爲住侍可被相計候此旨子々孫々まで相違有間敷候也

天文五年丙申六月 日 指南佐瀬大隅

申次周防

實成寺

參

當寺堂塔屋敷之事令免除上者永代不可有相違也

天正十九年

五月十六日

實成寺

氏郷(花押)

今度鷹之義申越候處に即御替預置候近頃本望無是非申事に候併於御當方御覽不付候故眼悉損申たるに迷之事に候也とても御覺付間布候因之返之申候如く隨意成由可被取置候はん乍去自損申迄當々の用に罷立間布候

老子を置申たか成共今一御咄候由申上其成共可預候其元清顯老子隨意成申事に無之様にと心得單に頼入迄候然は山玉山之事源三方小田原へ退散之人衆候由申候義愛は五日結城小田へ之列に出馬必然候其上小田原甲州手切に迄關東中悉國一味に可有之候本庄之事悉手詰に候小田原筋にはたか上(不詳)候不可有之候其元老子にたか被下候は、左衛門大夫より居手參候は、即老子所より二も三も越可申候老子もとにてたか共死申候共老子は約束之程到來次第に越可申候由存申候吉事重而恐惶謹言

尙と老子進申候たか成共に其元に御所持被成共可預候さて、眼御覽不付候故能は成申間布候たかに候

正月十六日

田村北殿

止齋(花押)

東明寺境内東西一町七間半 南北一町八間免除地此町の末にあり門南にむかう時宗當麻山と號す建治三年一遍の開基なりもと郭内本二之丁にあり地にありし由を傳ふ元和二年この地に移れり縁起を按するに一遍は伊豫國の住人河野七郎通廣か二男なり建長中に發心して僧となり善恵に逢て念佛の法

日本國奥州大會津黒河 奉懸東明寺大鐘事 右志趣者爲法界平等利益也 大工圓聖 幹縁淨阿彌陀佛

大檀那下津珠阿敬白 住持重阿彌陀佛

應安八年乙卯四月廿三日鑄造

閻魔堂 境内にあり延享の災に閻魔の木像は燒て今は畫像なり其外奪衣婆十王等の木像は古の儘にて今に存す 熊野宮 同上神體は銅の坐像にて長四寸開祖一遍か奉し來るところなり 六時常行念佛堂跡 同上元祿年中淨土宗求願と云僧當山に寓して建立す延享の災に罹て燒亡す

寶物

草書十八名號 三幅開祖一遍筆 六字名號 三幅空海一遍及第二世其阿か筆なり 彌陀木像 二軀一軀は聖德太子の作一軀は惠心作と云傳ふ 地藏木像 一軀空海作と云傳ふ 一遍木像 一軀 畫像 三幅一幅は釋迦の像にて張思恭筆と云一幅は羅

門を學ひ十一年を経て自ら知眞房と改め紀州熊野に至り靈夢を蒙り時宗を開き建治三年本州に下り此寺を建立し奉持するところの熊野の神像を以て神足の弟子其阿と云僧に附屬し遂に攝津國兵庫の觀音堂にて遷化す其後當寺の住持は他宗の管轄を受けす代代人と稱し大和國禪林寺相模國無量光寺に當寺を加へて三當麻とす初は本堂二十七間餘ありて寮舎も亘宏なりしか屢回祿に罹て壯麗を失へりされとも元和のころまでは猶二十六院ありしと云所謂開山一遍の影堂を始め林華院西藏院蓮宗院陽德院嚴重庵多寶院地藏院養福院春長院重梵院金樹院光明院下林庵虚空藏院覺雲軒壽塔院西住院庭樹院林草院爲重院志閑軒壽端軒權宗院華阿彌衆阿彌なり永祿のころ越中の産文峯と云僧遊行に隨來りしを葦名盛興ふかく歸依し留て當寺の住職とす其頃までは寺産猶四百石ありて建治の盛蹟を減せさりしと尋て上杉景勝の時も眷遇厚かりしかは慶長六年從て米澤に移る蒲生家再封の時この寺無住なる故姑く臨濟の僧に與へ寺號を改て成願寺と云忠郷の時今の地に移れり往年回祿にかかり今は庫裏假殿のみにて造營未だ成らず彌陀を本尊とす長一尺一寸八分脇侍各長八寸餘古物なりまた鐘一口あり徑二尺一寸銘左に載す

漢の像筆者詳ならされとも極て右畫なり一幅は地藏の像宅間法眼筆

圓輪光曼荼羅 一幅昔時一遍大和國禪林寺にて説法の時光榮と云比丘尼これを寄附す法如比丘尼の織りし所と云

一遍消息 一通其文如左

夫念佛の行者用心の事可示候由承候南無阿彌陀佛と申外に更に用心もなく此上に可示案心もなし諸の先徳達の様々に立置候法用共の侍るは皆諸惑に對したるかりそめの案文也されは念佛の行者はかやうの事をも打捨て念佛すへし昔空也上人に人の念佛は如何申へきと問ければ捨てこそと計にて余の事は何共の玉はずと西行法し撰集抄に載たり是誠に金言也念佛の行者は智慧をも愚癡をも捨善惡の境界をも捨貴賤高下の道理をも捨地獄をも不恐れ極樂を願ふ心をも捨又諸宗の悟りをも捨一切の事を捨て申す念佛こそ彌定超世の本願に叶ひ候へかやうに打あけく唱れは佛もなく我もなくまして此内に兎角の道理もなし善惡の境界皆淨土也求へからすいとしいける者山河草木吹風立浪の音迄念佛ならずと云事なし人計超世の願に預るに非ず又如此愚老か申す事をも打捨て

何共あてかひ計すして本願に任て念佛し玉ふへし念佛は案心して申も案心せずして申も他力超世の本願にたかふ事なし彌陀の本願には闕たる事もなく餘れる事もなし此外に何事をか用心して申へき只愚なる本の心に立歸りて念佛し玉ふへし南無阿彌陀佛

八月十四日 一遍

興願律師御報

紺地金字阿彌陀經 一軸其阿か筆

圓磬 一枚開祖平日携へしものと云三世覺阿當麻山東

明寺の六字を鐫れり

青磁香爐 一口惠逢智□□□□此あいた字體辨せず 一遍法體

天久地堅と云銘あり

墜齒 一枚一遍四十三歳の時齒痛て脱せしを其阿貯置

て師雲遊の日は事ることく奉持せり示寂の後玉堂

を造てこれを納む

菅天神畫像 一幅自畫と云傳ふ白髮にて顔角の相世に

ある所と頗る殊なり

人麿畫像 一幅これも自畫と云上に式紙形二枚を畫き

人麿の歌首二を書すこの歌定家の筆蹟と云傳ふ

新編會津風土記卷之十六

陸奥國若松之四

郭外

ウハマチ 上町上之下

大町

舊家

築田仙右衛門 先祖は梁田内匠俊信と云始義種 其先薩摩

國伊佐郡を領して大町に住せし故世世大町を氏とせし

と云子孫左京盛胤又肥前と云ものあり康暦元年葦名直

盛に從て鎌倉より來り此町に住し市祭を始め又直盛の

命に依て京師に至り足利將軍義滿より會津四郡并隣國

までの商人の司たるへき由の仰を蒙り歸郷の後住吉神

社を府城の町口に勸請す材木町の西にある新に市場を

開くことあれは烏帽子直垂を着し商賣を從へ其地に至

り市神を祭り見世割を定めしと云ふ世世の領主より與

葦名盛氏文書 一通其文如左

急度爲脚力令啓之候二本松方息邊行之依茲爲弔憑入候一刻も早と被打越可給候爲其狀進置候香代之事三貫文三郎左衛門に御理可被爲取寄候只之儀無之候間片時も早と被打越可給候恐と謹言

七月廿二日

止々齋(花押)

當戸へ參る

善行院 此町の東頼町屋敷の地にあり眞言宗最上山と號す又緣元年法海と云僧草建すもとは江戸彌勒寺の末山なりしが寛延三年京師蓮臺寺の末寺となる本尊地藏客殿に安す

新編會津風土記卷之十五終

る所の文書今に傳るもの多し又葦名氏のころより商人の司を任せしにより他邦の出入等をさきし事其家の日記元和の頃記せに詳なりいま其二を左に出す今に至る此町の檢斷を勤め屋敷地の諸役を免除せらるる凡總町名主これに準し屋敷地の課役を免除す故に毎條これを註せす

朱印 花押

駄賃とり荷物已下少無沙汰申候者無持尻堅爲成敗者也仍下知如件

天將四年五月十六日

築田藤左衛門

駄賃(虫喰)以下無沙汰申候者持尻不上役人其分仁代物事從商(虫喰)賤役人請取候其主者可成共不綺沙汰無相違候可罷通候荷物致宿候者盜候不存(虫喰)別條候於其同心は爲罪過候仍如件

天正四年丙子十一月十九日 盛滿(花押)

築田藤左衛門尉との

駄賃取荷物以下無沙汰申候て(虫喰)持尻不上役人其分に代物五十(虫喰)從商人指上賊役人請取候(虫喰)主者何成共不綺沙汰無相違則可罷通候荷物之致宿候者盜代(虫喰)不存候者不可有別條候於于内(虫喰)可爲罪過仍如件

(正カ) 天政四年丙子霜月十七日

彈正忠爲範(花押)
彈次郎舜範(花押)

花押

築田藤左衛門尉殿

一高荷に三文充可取事

一相物荷三文充(虫喰)取事

一鹽荷拾駄可爲三盃事 付さしはたことり

駄賃取荷物以下無沙汰申候者其持尻不上役人其分仁代物五十疋從商人差上賊役人請取候者(虫喰)何成共不倚沙汰無相違則可(虫喰)透候荷物致宿候之者盜賊(虫喰)可有別條候於于同心者可爲罪過者也仍如件

天正五年丁丑丑拾月

築田藤左衛門との

一船賃拾五錢有免 五文仁相定候事

一惣關錢荷物壹仁 免之事

一就御免舟て荷物如近年之相拘間敷事

右三ヶ條於未代不可有違儀者也仍如件

□天正十一年癸未卯月十四日

盛滿判 京衆 伊勢衆 關東衆 此外諸地國衆

當所築田

伊達政宗の文書

一於會津中市町立之事

一築田諸商人おやかたに候間諸商賈之儀築田可申付事

一諸商人於會津中山に賊盜賊にあひ候者代物五百文禮儀にて荷物無相違可通候事

一於諸關築田手前免許之旨不可有相違者也仍證文如件

天正十七年己丑七月十三日

築田藤左衛門

依奥口所用有之脚力差越候之處被開召届到來再也三也令披讀候殊更御鷹一もと被懸芳意候御厚志と云地鷹と云自愛無他事候此等之趣必々以使者可申入候仍麥作爲拂捨可申越何于今水海と半地築田在地戸張際に被陣取候作毛建壘に被致之候當月中と幸島口張陣可有之分に候兼又其後御様子如何承居被存候節々氏政へ御通用可爲專一候對盛氏無二可申談心底逼塞被申候猶以御鷹拜受本望更以難盡筆舌候令歸陣上急度以使者可申述候自陣中申入之間聊先及尊答候恐と謹言

五月二日

岩崎え 貴報

北左(北條左衛門尉) 氏繁(花押)

掟條

一當町鹽役しほの宿らうやくかうし役駒役此ほか諸座不可有之事

一押うりおし買令停止事

一國質所質かたく令停止事

一於喧嘩者双方可加成敗但町人と奉公人喧嘩仕出候はば糺明をとけ科により町人あひたすくへき事

一當町に借屋之輩くせとを於仕出者其家主に其科をか

くへからす家主曲事の時も借屋の者に其科有へから

さる事

一於自火は類火の者申分により其身一人可爲曲事於付

火は當番の者くせとにおこなふへき事

一ぬれ質ねすみくい以元錢可請之火事は双方可爲失墜

付札を取失か事違候とも元錢あひまきれすは加利辨

可請之質物取失におゐては元錢一はい藏主より可返

之事

一けんかくにやすき賣物於有之は兩隣とむかいの家主

と三間へ相届是を買へし左候はぬすみ物に候共町

人其科有間敷候盗人於引付者以本錢可請之事

一雖爲往還旅人いさゝか非分之儀不可有之宿はつき次

第之事

一町のふれなかし一町より三人宛罷出一ヶ月切に可致沙汰事

一町奉行より申ふるゝ子細有之は月行事まで可申付之事

一申上子細これあらは奉行迄可申事

一奉行共下見町人え非分之候有之者ちきそう可申上之事

以上

文祿四年七月廿一日

淺野彈少弼
長吉(花押)

蒲生四郎兵衛尉殿

町野左近助殿

玉井數馬助殿

長吉は長政か初の名なり

漆屋山臥共惡布由候間可造直し番匠共に謂付候間談合可申候他之事も謂付候仍此口可床布候今朔清顯等對談候定而一兩日中働可有之恐と謹言

十月朔日

止と齋(印)

慶林寺市場之付ての事御直つかいに任入申

一東町鑪うち十左衛門よりいゑ五つより角小左衛門と申如御定眞打次第に

一西町も其小左衛門とをりちり眞立次第に明日之儀頼

入候

慶長五年

十二月十三日

屋

築田孫八郎殿へ

參

關近右衛門 花押

實田左衛門 花押

於當時秤取役被相究條々候事 (○は虫喰)

一砂金のべ金の掛賃者壹枚に付て從買永樂拾文賣主の同拾○○○取之事

一判金江戸小判之賣買には秤賃不可在候但不審に立於見者壹枚に○○○可取之事

一銀之賣買是も金子の○○○○取之事

一金賣之事當時之儀は不及申○○○相意於賣買候不可有違亂○○○○

一金銀之賣買如此被仰出候儀金子安賣買仕よく諸國之商人相着繁昌○○○と御意候て被仰出候に付て町中○○○三人此書付相□渡候間可被得其意候以上

慶長六年

十一月廿五日

岡半兵衛尉(花押)

町野右近助(花押)

當町 年寄中

といや中 倉方中

乍恐書物を以申上候事

乍恐書物を以申上候事

一高田之市へ若松之諸商人八月十八日に參候處無異儀おしかゑされ申候其後之市にも兩二三ヶ度參候とお

しかゑされ申候前々御在城之商人共在と之市にお

しかゑされ候儀無御座候事

一若松之諸商人高田市へ被入不申候儀迷惑に存商人之

さはきに御座候とて我等方へ申聞へ就は我等支配之

内商人衆問屋中へも高田市之出入相澄不申候間は高

田衆とうりかい仕申間敷候由申越候事

一高田村吉原方へ使を兩人越申され候坂下に買置鹽御

座候由被申候間右出入對買被申候へは取よせ可被申

候由使へ申渡候自然さといし候は、我等之者を坂下

へさしそゑ可申と申候事

右之通に御座候間前々之とく被仰付可被下候以上

元和四年

霜月八日

築田孫八郎

正次判

稻田數馬様

町野長門守様

御中

乍恐書物を以申上候事

一越國溝口伯耆殿御令領に新役被成御立候而會津え罷上諸荷物に御役被成御取候間諸商人迷惑仕候事

一同堀丹後殿御印領に候ても伯耆殿諸役取立候に付而一月程相過候而又候役御取被成候事

一御兩所御分領の先年以來御役仕り罷出候荷物に御座候へは御役御取候ても御尤に候へ共諸他國の罷通る

諸荷物無殘御役被成御座候儀前代にも無御座候事

右之御役御取立に付て諸荷物不罷通候右津川口道中之

者共商人同前に迷惑仕候間御役無御座様に被仰遣可被

下候以上

元和六年

四月十七日

諸商人

道通之者共

梁田孫八郎

稻田數馬殿

福西吉左衛門殿

人々御中

以上

今度築田孫八郎越國御役之儀に付て御下り則御わひ

叶候て被歸候にては何も之ために候間傳馬七疋無

相違可出者也

元和六年

九月十八日

藤岡新右衛門印

長池甚六郎

(花押)

道通きも入百姓中へ

今度つきのき町與左衛門所に源六郎と申もの綿を袖置申候則御けつ所御座候所を商人之儀に候間某に御預け被下候へ由御理申上候へは則御預け被下候於以來に御せんさくも御座候も其時罷出御わひと申上自然御詫言不被成御闕所に被成候は右之ゆたん之内に纏七拾三端御座候と相調指上可申候仍如件

元和六年

十二月朔日

築田孫八郎

町野主水様

満田出雲様

覺

一主之なき者に宿仕事事中間不寄宿仕間敷候若其者惡事於仕者宿之曲事可成候間可成其迄事
一他所他國の當所侍衆え奉公望者候て相越旅宿を借る事可有之候五日三日之内に何方をも聞合有付候へは不及是非候主取のかせきをも不仕有之者は可追出一切宿無用之事
一人と請人に立候儀親子兄弟或は伯父甥いとこの類或は女房之親類等其身にのかれさる者之請人に立候儀

は無是非候雖然古書付之内にも不知心者も可有之候徒者も可有之候間能吟味も仕可然候請人に立候者徒を仕候敷逃走候は、身替に可立と思程之者と於存者請に可立事
一他所他國之生所も不知無縁之者當座禮儀を出候とて請人に立候事無用に候自然其者不相届儀候敷徒を仕候は、不及穿鑿請人共に可爲御成敗間可得其意事
一町人之子共若衆道に付候て之知音たて一切可爲無用候自然又若黨又小者理不盡に申懸族候は、奉行迄其由を可申候候其主人に理可申事
一借錢借金質物之人頭等之口入請人に立候事借主死失候共爲請人可相濟と存程之者之請人ならば可立不及申儀に候へ共よくきんみ仕以來迄令分別可請人立事
一人と賣買兼而御停止に候間時と不及申事
一主之有之奉公人に宿借又在郷々來る者之雖爲宿借夜あかきを仕候は、宿借間敷候事
但主人に夜詰之奉公を仕夜更宿へ歸事も可有之候左様のものにも心を付其主人え夜詰をもさせられ候かと可相尋主に夜詰をも不仕夜更宿へ入歸仕候は、宿借候儀可爲無用事

一町中夜番之儀無御斷様と雖申觸候猶爲念申無沙汰仕候は、曲事之段可被仰付之由御年寄衆の御念入候旨被斷有間敷事以上右條と町中末と迄も可被申届候以上

元和七年

九月廿日

満田出雲守

安利(花押)

町野主水佑

昌就(花押)

當町年寄中

以上

一書申入候此女貳人江戸へ相越候間無相違罷通候様に御切手之儀奉願候恐惶謹言

元和八年八月廿八日

溝口左(判)

築田孫八様

人、御中

自他國々商人之儀築田さばき申事我等之祖父之時候分一相馬之商人伊苗代にて山賊にあい申に付相馬へ會津之者出入不罷成候て築田才覺に候て無事仕候事
一だての内ふかせと申所に會津商人仁平藤次郎申者ころされ申候を築田狀を付申候て盗人成敗候事

一盛氏御代に宇津宮と當國敵候ニ御座候間高原口留申に付自むりこへと申所ヲ當所ノゑつた罷通にとて拾余人ころされ申候付盛氏ノ築田にさしはい申候へ由被仰付候ゑつたノ儀ハ商人さわき申儀候無之候へと
も御山之間高原境目迄罷越候間宇津宮庭林へ狀ヲ付候へは庭林被出相談を以彼ころされ申川崎口へ亭ヲかけ盗人共あまた御成敗被成首六七ツ并雜物取返其上高原口を付申諸國商人通用申事
一越後府中之關屋と申者爰元を通り米澤之内にて横山源兵衛と申者處にて商事仕候罷歸候ヲ源兵衛若キ者付添候て當所の諏方うしろにて殺申候爰元ノ築田彼源兵衛所へ穿鑿仕候へは會津町末に死候を爰元に御尋被成候事不存覺色々申候を高柳大鹽槍原宿々迄せんさく仕候へはつなきノ宿ノ駄賃持を付候へは槍原の山中にて源兵衛との(不詳)者きかへをせをい可參と申つなきのだちん不取返し申候それを引付源兵衛所へ理申候へは若き者共二人落申候を米澤ノ内小松と申所えをしかけ成敗申首二ツ築田へ相渡被申候ヲ則越後へ送候事
もりたか様御代
一當所た、ら平右衛門と申者の旅人盜にあい申候を築田穿鑿申内ノ若き者新内と申者取候を雜物は捨人に

返し五文ノ太(不詳)錢にて成敗被申候事親々代にさはき申事

一京葉圖司口ノ若キ者ヲ始とし七八人岩城之なりわと申所にて山賊にあい被殺申候築田狀ヲ付成敗仕首五ツ當所へ越申候を又爰元ノ鹽付に致候て圖司口方へ遣申候事

一西方四郎右衛門と申もの當所の商人に御座候間豊後國をの道と申所にて被殺申候を築田狀を遣候て成敗仕候事

一本國信濃ノ者に御座候か當國に在付子共迄御座候て關東へ商に罷越熊谷にて相果申候所に折節信濃ノ商人居合申て彼佐左衛門か荷物ヲうまにて信濃へ可參せよしを我等をぢにて御座候藤右衛門申候様は彼佐左衛門存生之時に候は尤に候か相果候上にては被成ましきとて色々六ヶ敷申候へとも荷物とりかへし候て彼若松ノ子共に相渡申候事

一我等代に米沼關にて長沼又右衛門と申者ノ旅人ト馬方出入仕候而彼馬方ヲあやまり申候就は米沼十左衛門

を藤右衛門代之事に候

一坂下丞丞と申者御關所にあい申候所に商人共申候

荷物共御座候而石橋筑後殿へ申もらい申て商人共へ返之申候事

十二月十三日 築田孫八様 人々中 下代共

門并關の宿へ狀ヲ遣候而相すまし申候事

一柏崎にて當國ノ商人ヲ殺申候を柳澤喜六ト申者柏崎に居合申候て我等かたへ爲聞申候間狀ヲ越申候て成敗仕候事

一村上柴田は御當地へ參候荷物に役かゝり申候ヲ我等罷下兩所に四十貫め計ノ役を申上相やめ罷歸候右之役にておいて米澤へ罷越候荷にはかゝり申候事

一白川ノ者と當所に御座候二郎左衛門と申者出入御座候を我等さくはい候て相濟申候事

一さゝ山ノ參候荷物金なりにて失申候はん馬方商人ノ出入御座候を相すまし申候事

此外津川道下舟ノ上出入津川けんたん井をとな共さくはいかね候へは我等かたへ申候間さはき申候其外諸口出入御座候へはさはき申候事

以上 一書申入候今日も主水所にて參會御座候左様候へは大寺へ入仕候十人之者めし過ぐ參候様に御申付可被成候又は人五ヶ寺へ入仕候者も可給候爲其申入候恐々謹言

十二月十三日 築田孫八様 人々中

築田孫八様 參

羽越前

其以來は何角無音背本意候于今無御出仕候哉一人之様に笑止可致存候仍我等事御暇被下明日在所へ罷下事に候頓て罷上可遂面談迄候哉候へ共小袖一重任折節進候空書之驗迄候恐惶謹言

正月晦日

永眞(花押)

福吉左衛門

□築田孫八郎殿人々中家者昨朝を御出候由殊に生鯛一枚被懸御意候御懇志之至別而祝着申候猶懸御目御禮可申達恐々謹言

閏十二月十六日

(花押)

以上

遠路御使札殊爲御音信蠟燭貳百挺被掛御意忝存候如仰去年役所之儀に付御越候處何之御馳走も不申入所存之外に候此筋相應之御用等於有之は可仰蒙候聊疎意爲間敷候誠被入御念別而忝存候猶徒是可申達候恐惶謹言

五月三日

堀主膳正 忠方(花押)

御狀奉拜見恐悅之至存候其比は以御使條々被仰聞候義重存分之通被及返答候因茲御指者之旨被仰越候本望に被存候仍月田村佐々川へ被及取扱候哉無是非次第に候無可不可及糺明候殊に長沼ノ御出馬被承筋候是亦人衆等可被遠慮候此由恐々謹言

七月十日

會津御館貴面 人々御中

小貫佐渡守 頼如判

一就越山態預脚力候本望候當日之様子盛氏及直話候間不能再筆候如何様當日明隙東方調儀御手合望入候猶

以上

新春之御慶目出度奉存候隨て此飛脚共江戸へ年頭に上せ申事候左候へは其元にて荷物御改之由承候無相違罷通候様に御切手之儀御馳走可參候此地相當之御用候はは可被仰下候猶追而可申入候間不能一二候恐々謹言

正月五日

築田孫八様

人々中

溝本判

重而可申候恐々謹言

極月十九日

葦名四郎殿

謙信 判

猶々御粉骨之御働非大形珍重不可過之候以上
去八日之御懇報具拜見申候大坂表早々被明御隙歸歸京
之段珍重存候殊更此度御先手衆仰出に付而不歷時剋七
日午刻即座に敵被追崩建討果城中へ乗移被成放火事扱
々御手柄之程天下無比類御名譽目出度存候兩御所様御
感悅之儀御冥加不淺次第(不詳)申得(不詳)候猶重而可
得貴意候未不能細筆候恐惶謹言

五月十一日

松筑州様

人々御中

羽孫四

利(花押)

奥筋へ用所候て御歩衆遣候間何方迄も通候様に其方折
紙可被越候恐々謹言

五月一日

築田藤左衛門殿

參

稻數馬

貞右(花押)

以上

貴札具拜見忝奉存候如御意之此度商人衆此方へ御越被
成候處ニ路次に不慮之儀御座候て殊六ヶ敷罷成候を
何町之としゞ衆を頼候て無相違相濟何方迄之外聞と申
我等一身満足不慮是候定て其誠候ても被聞召御大慶可
被成候自然此方相當之御用等御座候由可被仰付候少も
女在に存ましく候恐惶謹言

卯月廿五日

築田藤左衛門殿

同 孫八郎様

境井彦右衛門尉

吉(花押)

尙々實(不詳)坂井喜右衛門殊外情をおし上申候如
此由又右衛門物語可成候以上

尊書忝令拜見候然其元長澤又右衛門殿御旅人衆開候
不慮に出入御座候馬方相はて中に仍て馬主親類共六ヶ
敷申分に開候宿遠藤新助同米澤町年寄共相談被得相濟
申委細之段長澤又右衛門殿口上に可被仰上候仰上候間
不能具候恐惶謹言

卯月廿四月

鈴木悦右衛門
吉次(花押)
越前屋二四郎
家次(花押)

小海老一重贈給祝着申候明日御横目衆御出候間御肴に
可仕候祝着候恐々謹言

卯月八日

秀(花押)

栗早左

築田孫八郎殿

以上

明後十三日夕書信にて御使に可申入候何分柄御用可多
候所御遣忝存候たれも御隔心之方無之町衆一兩人申入
候恐々謹言

四月十一日

(花押)

以上 (〇は虫喰)

すわの明神於社前三人〇〇〇〇〇仰付候間まさかり三
ツ當町中鍛冶屋仕可出候廻り垣并棚材木屋中可仕
候扱めん可取戻候さんはうはひもの屋可出候手
袋布はしちや可出右之通可被申候候恐々謹言

六月廿六日

大町 馬場町 新町 後町 御年寄衆中

杉山吉右衛門
宗(花押)

追々以面御禮可申候間書中不具候かしこ

梁田孫八郎殿 御宿所

謹上 築田中務大輔殿

七月七日

藤原政有(花押)

熊言上抑今度之洪水仁御近邊之御様躰無御心元奉存候
疾雖可申上候此日毛以外之間通路令斷絶遅延非無沙
汰候此由可有御披露候恐々謹言

六月十五日

築田孫八様

かへし

堀主藤正

忠方(花押)

以上

態申入候仍其時分御使者殊御音信別て忝存候拙者少々
相煩申付て御禮延引所存之外候向後爰許御用候儀御心
安可仰蒙候聊疎意存間敷候然者銀子少兩替仕度候間御
肝煎を以早速相調申様に頼存候將又是不詳一口御帷子
三ツ内單物壹松前鯨貳本進入候誠音問之印迄恐々謹言

築田藤左衛門様
同 孫八郎様

尊書人々御中

流人之覺

かみの山 遊里 南部
玉寶和尙 澤庵和尙 東源和尙 單傳和尙
右三人之衆遠流被仰付候親類知音たりといふ共書狀之
取かわし尤音物等仕候は曲事たるへき由江戸へ被仰遣
候此趣町中へ急度可被申觸候以上

三月廿八日 杉山吉右衛門

大町 河原町材木町へ可被申候

馬場町 甲賀町へ可被申傳候

新町 博勞町へ可被申傳候

後町 年寄中へ

安

雷丸一 黄檗二 黄連一 蓬朮一 苦參一 檳榔子一 乾姜二 芩
棟根一 吳茱萸三 木香一 吏君子一 無夷仁三 已上口傳
有之候

同安家之法

苦二 檗三 連一 檳一 木一 棟三分 莪一 楊一 稜一 良三 已上口
傳この色薄ときは檗ヲ三モ四モ加之

本豊前 印
外信濃 印

以上

乍恐申上候何新銀山爲御用於若松紅從下野殿御衆買調
梁田孫八預ヶ置申候處松下石見殿被成御留由候間御理
申上候へは左馬助様可申上之由被仰下候間申上候無相
違被爲出置可被下候恐惶謹言

六月二日

竹村九郎右衛門
嘉次(花押)
加藤左馬助様
御小姓中

又慶長以來札辻ニ懸ル所ノ制札ヲ藏ム其文如左
たはこすひ候儀かたく御法度に候間たはこうりかひ同
つくり候儀可令停止候旨江戸御奉行衆より被仰出候條
手前に有之たはこ來十五日以前にとくひきすてや
き捨なしもし十五日過候てすひ候歟取あつかひ候は
可被成御成敗間可成其意者也

慶長廿年 七月五日 稲田數馬
いしかもり御金山御運上に可被仰付間そのみの面々可

三才

天門冬二 地黄二 人參一 五味子半 犀角一 赤石脂二 錢 黃芩二
白朮一 大戟半 石膏三分 水飛白斂一 川芎三分 茯苓三分 延胡索一
龍腦二 甘草一分 已上

同三才家之法

芋二 門一人半 芩一大 連一 葉一 殼三分 骨一 以三分兩隨時
有口傳之

三喜齋秘法傳之

弘治三七吉日書之

止々齋(花押)

火付之爲囑吒當町に被懸置御用判金參枚町野主水満田
出雲方へ可被相渡候自然火付無之右之金子不入候て被
請取候は、其刻此指紙可被相返候以上

寛永貳乙丑年
二月廿三日

吉倉瀬兵衛 (印)

西田宗左衛門殿
河副彌五兵衛殿

まへる
稲數馬 印
西吉左 印

被相越候や

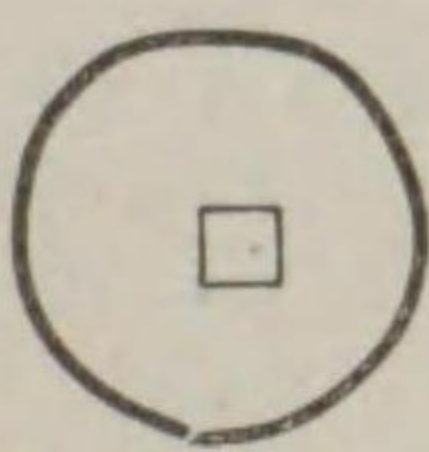
閏六月十八日

稲田數馬助

定

一大かけ一かたなし一われ錢一ころ錢一なまり錢一新
錢一やけせん
右代物之外は御藏へも納候間ゑらふへからす金子壹
分に壹貫文之うりかひたるへし若彼七錢之外をゑら
ふもの於在之者其人の面に火印をすへき者也

火印のかた



定

一當御年貢永樂方壹貫文に付一分判四つ宛可有納所は
したの分は御法度候京錢四文たてに可被取事付未進
分之儀者前々のとくたるへき事
一京錢御法度以前之借錢と御法度之錢本分二わりまし
にして子錢者やくそくのこく取やりあるへき事
一うりかけかいかけも二わりましにとりやりあるへき
事

右條と所相定如件

元和二年
十月廿五日

町野長門守
稲田數馬助

他所他國あきなひうるし入候儀堅御停止候口と相留候へ共若町中にて漆賣かひ有之者宿共に可被行曲事之間可成其意者也

元和二年丙辰
十一月廿九日

町野長門守
稲田數馬助

定

一在々所々の百姓田畠をつくらず或は小物うり辻うり仕者或かな山へ立入かねをほりひようを取候者の類有之は其郷之給人可被召仕給分之儀はおとな役仕者小者一ヶ年に京錢貳貫文そより取以下は壹貫貳百文たるへし他所他國へ供使之時は右之外一日にわらんち錢五文宛可有下行事

一他郷之者にて届捨有之は人迄御法度之とくたるへき事

一當御年貢錢方五斗百に金子にて可有取納事
右條と堅被仰出者也

元和四年十一月廿三日

町野長門
稲田數馬

定

一今度上洛に付て諸奉公人年紀明候ともいとまを不被出御下國迄可召置候儀當春いとまを被出候共いまた主取を不仕有之者をは引返し可被召仕候事
一給分之儀は去年のとくたるへし御歸國以後年紀明いとまをこひ候ものをは可被出候事
一請人之儀去年迄の請人無異儀可相立候但御下國之後年紀明いとまをひ候は、請人にかゝらるましき事
右條と不可有違亂者也仍如件

元和五年
二月十九日

町野長門守
稲田數馬助

辻すまう取候儀并おとり候事かたく御ちやうし候もし違背之輩於有之は可爲曲事者也

元和七年六月十五日

本山豊前守
稲田數馬助

寛永六年九月朔日

本山 豊前守
岡山 奎允
福西吉右衛門
外池 信濃守
稲田 數馬助

當町并諸郷共にしやうはいの米に水をかけいろく手ちやく仕由に付て 御横目被付候間左様のやから於有之は見付聞付次第にさいくわにしよせらるへき者也仍如件

寛永元年九月朔日

本山 豊前守
岡山 奎允
福西吉左衛門
外池 信濃守
稲田 數馬助

當町中火付はいくわい仕之由に候見付聞付次第於申上者たとひ同類たりといふとも其とかをゆるし御ほうびとして此判金三枚可被下者也

寛永三年三月十二日

稲田 數馬助

掟

一御年貢蠟うるし大買蠟小買蠟皆濟不仕以前に商賣かたく御停賣かたく御停止候かいせい仕候外之蠟はうりぬし合點之上相場相究 公儀へ可被召上候條少ノ分成共わきくにてうりかひ仕候は、曲事たるへき事

一蠟手として代物請取おき候は、有様に可申上候代物公儀有御返辨被成その蠟は可被召上之事
一らふるしにませ物仕候は、曲事之段可被仰付之事
右條と堅可相守在々所と御横目被仰付候條可存其旨者也仍如件

元和八年十月廿五日

外池 信濃守
福西吉左衛門
本山 豊前守
稲田 數馬助

法度

會津御分領中もちさけたうふあめおこし米御停止被成候賣買之儀は不及申に一切仕間敷候若かくし仕者於有之は可申上御ほうびとして右仕者家財を可被下候賣主は可被行殺害者也

福西吉左衛門
外池 信濃守

定

- 一中務太輔殿家來伊よへ御伴之衆之外當地の男女他所へ遣間敷候事
 - 一若盜賊在之を隱置間敷候事
 - 一至町中無手形に宿かし申間敷候事
 - 右之旨於相違者可爲曲事者也仍如件
- 寛永四年卯月七日 松下石見守

定

- 一御傳馬并駄賃荷物いづれも壹駄に付四拾貫目之事
- 一駄賃錢之儀上道壹里に付拾六文之事
- 但當所より赤井村まで四拾六文原村七拾貳文之事
- 一九月より雪ふり道あしく候とも馬足立候内赤井村へ五拾文原村へ八拾文歸馬可爲同前もし馬次に馬無之時者先之馬次まで可通事馬足とまり候時者壹駄分赤井村へ七拾五文原村へ百貳拾文之事付人足賃は馬之可爲半分事
- 一傳馬手形於無之者縦たれへ申候共出すまじき事

一御定の外駄賃増錢とるもの有之は五十日可爲籠付其町之年寄三貫文其外與中家壹軒に付百文宛過錢可出

右條と不可相背者也

寛永六年十一月五日

青木佐左衛門
守岡 主馬佑
堀 主 水

今月廿七日より來七日まで坂下町に日市立候間望之者有之は罷出雜駄のうりかひ可仕者也

寛永九年七月十日

代官

御公儀從御奉行所被仰出候事

一年貢并諸賣買に金子壹兩之分に壹分判四ツ、取やり有之候兩判をとり可申候但よしたには壹分判をとりやり可仕候付兩替いたし候は、小判壹兩の方よりきりちん銀貳分宛可出候つねのとりやりには不可成也右之趣不可相背者也

寛永十三年十二月五日

青木佐左衛門
守岡 主馬佑

條と

恒川又右衛門

- 一はてれんの訴人 銀子貳百枚
- 一いるまんの訴人 同百枚
- 一きりしたんの訴人 同五拾枚又は三拾枚訴人よるへし

右之訴人いたし候ともその者たとへ同しうもんたりといふといふともしうしをころひ申出るにおゐては者御ほうひとして書付の通可被下旨被仰出者也仍如件

如此被仰出候間此旨かたく可相守候申出るにをゐては公儀より被下候外に其やうすしたかひほうひ可遣也

寛永十五年

九月廿日

式部御判

諸國在々所々田畠あれさるやうに入情耕作すへし若立毛損亡なきのところ申かすめ年貢等令難澁族あらは曲事たるへき者也

六月日

右之通江戸從御老中様御書出し被成候間彌此趣かたく可相守者也

寛永拾九年七月十一日

守岡 主馬佑

諸國在々所々におゐて新錢鑄候事堅御停止候若相かくし鑄鞆あらは可申出候假同類たりといふ共其科をゆるし御ほうひ被下へし自然わきより訴人於有之は本人は不及申五人組同罪におこなふへし并其所之のまで可爲曲事者也

右從 御公儀之御書出候旨堅可相守者也

寛永四年二月廿三日

恒川又右衛門
守岡 主馬佑

古川近江 世世刀劍を鍛ひ此町に住めり先祖は和泉守兼定にて織田家に仕ふ其子清右衛門某美濃國より會津に來り葦名盛氏に仕ふ天正十七年伊達政宗當郡に襲ひ入り翌年舊領に歸住の時強て伴ふへきよしを命すれとも辭して從はず蒲生氏郷上杉景勝か時も相つきて給事せり蒲生家再封の時口量を給せしより相續て今も扶持米を與へ家人の列に次せしむ家に上杉家より與へし文書の寫あり左に載す

被下置知行目錄

高合貳百石者

耶麻郡の内
宮の前村

此内七石四斗五升八合不足有

此物成三石五斗六升五合 御藏より可足候

右可被任知行候但寄小物外也可爲拂藏納候被仰出候以上

慶長三年戊戌

十月廿六日

満願寺仙右衛門判

兼貞殿

管慶傳右衛門 此町の蠟燭掛なり先祖を傳右衛門某と云文祿元年蒲生家より商家一軒の諸役を免除せられしより今の傳右衛門信重に至て九世此所に住す家に古文書の寫あり左に載す

當町蠟燭掛三拾人之事如前と町諸役被成御免候條有其心得可被申聞候恐と謹言

後霜月廿八日

町野左近助判

岡半兵衛尉判

河野九郎左衛門殿

石岡 所右衛門殿

褒善

與兵衛 源右衛門と云者の譜代にて備作して主人夫婦を

養ひしか主家の事をも甲斐甲斐しく勤めしかは主人も其行に感し新しき衣なりとも與ふへしと云に飢寒に及はずは事足れりとて敝れたる衣のみ着てありけり又錢を與ふれば貯ひ置て夫婦に羞る酒肴の料とし佳節或は遊日に休暇を與ふれとも出遊せず園蔬を鋤き門庭を掃ひ或は家の破れなと繕ひ徒に居ることなし初幼くして父母を失ひしか存生の中は孝生の中は孝心深く他より貰ひし物も己は食せずして家つとにし病中には二便をも自らとりをさめ孝養を盡せしと云元祿四年賞して米を與ふ

嘉右衛門 人の家借て住し極老の母に事て孝心深し他邦に出れば利を得ること多けれども膝下を離るる事を厭ひ常に膝器の下地細工を業とし夜も母の傍に細工して寝さる間は語り慰め二便にも手を引て伴ひ行き力を盡して介抱す近頃は己も年老て細工のはか行す愈貧しく朝夕の飲食母にのみ羞めて己は食せざる事も多し近里これを愍み府に訴て貧人扶持を乞へしと云しに百歳に近き親に貧人米を取らせんこと本意ならず如何にも身を苦め母を扶助すへしとて益勵みしかは元祿十二年賞して米を與ふ

九十郎 家貧く椀の繪をかきて世を渡れり繼母に事て孝

新編會津風土記卷之十七

陸奥國若松之四

郭外

ウヘマチ

上町中

馬場町

一之町

二之町

三之町

四之町

五之町

馬場町

馬場町口の郭門を出て北に行通なり長五町三十間餘幅五間家數百十四軒葦名氏のころは今の郭内本一之丁の地に

新編會津風土記卷之十六終

- 忠義者甚左衛門 延享元年米を與て賞す
- 孝行者小左衛門 延享二年米を與て賞す
- 孝行者半兵衛 明和五年米を與て賞す
- 善行者利兵衛 天明四年米を與て賞す
- 孝行者安右衛門 利兵衛子なり同上
- 善行者忠助 同上
- 孝行者忠次 忠助子なり同上
- 善行者佐右衛門 寛政五年米を與て賞しき

犬追物の馬場あり 本一之丁の條 此町件の馬場に續ける故名とすと云文祿元年蒲生氏城郭營築のとき此に移せりこの地もそのなかみ馬場ありしにや一之町と二之町との間の渠に古き杖數本埋れて残り往時馬を繋し杖なりと云此町の内五之町より北の方を馬場名子屋町と云

寺院

觀音堂 境内東西二十三間南北十三間半免除地 此町の西頼にあり承應の頃坂内宗澤とて豪富の者あり同三年府に請て己か宅地を毀ち此堂を建立す翌三日町修驗養壽院これを司る

舊家

坂内孫右衛門 この町の檢斷なり先祖は安倍大和守實信とて駿州安倍郡を領し足利將軍義輝卿に仕て京師に伺候せり永祿八年五月十九日松永彈正久秀義輝卿を弑せし時實信その難に徇て忠死せり實信四子あり長男を助左衛門實乘と云本領を失て二十二歳の片會津に來り葦名盛氏に請てこの地に往す二男は安部迦賀三男は安部掃部とて甲斐の武田家に仕ふ四男は安部善九郎とて叅河に參て奉仕せり實乘盛氏の命により氏を坂内と改め長くこの地の人となりき蒲生氏城郭修築の時この所に宅地を與て町年寄とす子孫代々豪富にして領主加藤氏

も屢彼か亭に宴せし事あり其時の饌の羞次第を書せしもの今にあり

寶物

桃核 一箇後藤但馬守祐乘か作にて船乗の千匹猿を彫れり家譜を考るに助左衛門實乘か妻は美濃國の住人後藤長左衛門幸光か女なり先祖は即但馬守祐乘にて彫刻に巧なりし事世の知る所なり永享のころ普廣院義教卿に奉仕して京師にあり勘氣を受けて一室に籠居せしか傍輩より桃を贈りしかは無聊に堪へず小刀を以て二の桃の核に日吉山王二十一社の圖と此船乗の千匹猿を彫刻す精工比なかりしにより義教卿の耳に達し其罪を免さる後山王二十一社の圖は常陸國山王權の社に納まり神體となる船乗の千匹猿は其家に傳はり其孫彦兵衛德乘子光清に詔ありて正親町院の叡覽に入り繪旨を賜へり光清か子は即長左衛門幸光なり弟を莊左衛門とて江戸金座の始今の後藤家先祖にて家門繁昌せり幸光は次第に勢おとろへて文祿中に會津に來り女の縁により助左衛門か家に寓して終れり故に千匹猿の彫物と繪旨は實乘か家に傳れり

繪旨 一通其文如左

後藤彦兵衛男光清申請諸公事免除事被問食訖任武家下

知之旨不可有相違之由可令下知給者依天氣上啓如件

元龜三年四月三日

左中辨(花押)

謹上右大辨宰相殿

褒善

重都 この町に住し盲人なり父母に能く孝にして出るに告け歸れば先の事を語て慰めけり父病あればはしはしも傍を去らす穢はしき物は母の手にふれしめす後父死して母に事へ貧しければ餅を賣て世を渡りしに朝とく起て母に代り餅を吞き大豆を粉にし水を汲み薪を割り盲人に應せぬ働をし母を悦はしむるを樂とす元祿四年米を與て賞しき

小池小伯 醫師友悦と云者の子にて盲人なり友悦妻を失ひ後妻を娶りしに小伯を慈しみ髪手水より立居の習はしまて懇に諭し又自ら琴ひくことと教へけり友悦廢疾にて家業に懶く渡世に迫りければ衣類手道具を鬻て父子を養ひ己は食はさる折もありけり或時友悦妻に向ひ我が爲に生涯を誤らしめんも本意なし年若きほとに他に嫁すへしと切に勸れとも肯はず愈夫に事ること厚し小伯も孝心厚く又琴を善せし故請に應しその賃錢をもて三人の口を糊せり近頃脹滿を煩ひしに招く人あれ

は苦みを忍ひ珍らしき方に行て氣晴し侍らんとて勤を缺かす菓子肴の類は必懷にし折にふれて酒をも貰ひ携へ歸て父母に進め暫時も貧苦を忘れしめん事を思ひ誠に類なき繼母繼子なるにより母四十四歳子十四歳の時米を與て賞しぬ享保十五年のことなり

孝行者きそ

貞節者つき 清助妻なり寛保二年褒賞して米を與ふ

孝行者きく 六右衛門妻なり同上

善行者喜兵衛 天明四年同上

孝行者石川徳右衛門 寛政十一年同上

貞節者まる 徳右衛門母なり同上

一之町

馬場町より東の方甲賀町に至るを上一之町とし又馬場町より西の方大町に至るを下一之町とす二之町三之町等皆これに同じ共に東西の通なり上は長一町四十七間幅四間家數二十二軒下は長二町三十一間幅四間家數四十六軒

舊家

倉田藏之丞 この町の檢斷なり其先は近江源氏にて本國甲賀郡に住せり室町將軍の時軍功によりて倉田氏を賜ひしより世世倉田を稱すと云文祿中蒲生氏城郭修理の

時その子孫新右衛門爲實と云ものこの地に來り氏郷の命を奉し三奉行に與力し町割を定む因て大町札辻にて宅地を與へ町年寄とせり今の檢爲實より今の藏之丞爲興に至て凡十二世なりと云古文書一通あり左に載す

うけとり申ゑひらくせん之事
一四拾壹貫三百貳文はかねかいせん殘ゑいらく
一七貫貳百四十文はかりのかけちんのゑいらく
右うけ取如件

慶長十九年
八月廿二日

つほね

くらたしんへもんとの參る

この外寛永中加藤家より與へし文書數通を藏む

褒善

次左衛門 家豊なれ共公法を重し奢侈を省きよく下を教へけり兄弟七人のうち二人の兄のみ同母にて餘は皆異母なりしか能く和順し弟の久左衛門に家屋敷を求め妻をも娶り酒を造て渡世せしむ後の母往てうしろみんと云しに實の父母に早く別れ恩を受しこと厚し願くは同家に在て心計の孝養を盡さんと云しを強て願しかは力なく其詞にまかせけり斯て後は風雨寒暑の厭ひなく毎日ゆきて安否を問ひ四五日を隔ては必我家に伴ひ妻と

共に奉養す又世を去し父母の靈前にも朝夕の配膳忘らさりしとそ延享三年褒賞して米を與ふ

林右衛門 今年七十三にて極老の母あり子なければ前に初右衛門と云者を養子とし妻を迎へて家を譲り其身は母と共に五之町に借宅し醫術を學て孝養せしか起臥二便の扱ひまで稚子を養ふかことくして常に近所の童ともを集て慰ましむ四年前に火災に罹り初右衛門か許に暫く同居せしに母の年久しく借家にすむことを歎きしかは親子三人憤發して業を勵み今の所に家居を求て移れり初右衛門夫婦も父に事ること厚く又代て老母にも事へんと願へとも我手足の動んほとはとて仕へあつかへり延享四年林右衛門を褒賞して米を與へ初右衛門夫婦をも町奉行の署に召て賞美せり

權内 常に儉約を守り祭祀に禮を盡し身を省き貧窮を賑はず事多しかねては醫業に通せしに貧しき者重く病て人參に非れば治すへき共見えざるは其價に恐んことを思ひ密に己貯へたるを加へ與へ陰徳常に多かりけり或年伊勢高岡川を通れる時溺人ありければ多くの價を出し人夫を傭て援はしむ其人伊勢に詣るにてありければ伴て宮回りし錢を與て家に返せり又召仕ふ者にも期至て暇與ふる日は定の外に金を與へ或家もたせよすか定

めし事もありしとそ寛延元年米を與て其實行を賞せり

孝行者とく 忠右衛門母なり元文二年米を與て賞せり

善行者善四郎 寶曆五年米を與て賞す

善行者善次郎 善四郎子なり同上

二之町

一之町の北に並ひ上は中六日町の角より馬場町まで長三町二十間餘幅四間餘家數五十一軒下は長二町三十一間幅四間餘家數五十六軒

舊家

角田彦右衛門 この町の檢斷なり先祖は角田彈正藤原秀義とて延元二年十一月越前黒丸城落し時會津に來りしと云十世の裔刑部憲光と云もの葦名盛氏に仕て弓大將となる天正己丑の亂の後落魄し文祿中蒲生氏城郭修理の時より町年寄となり代代これを勤む家寶も多くありしか慶長二十年災に罪て僅に存するもの左の如し

寶物

國俊懷劍 一口

冬廣長刀 一振

雁書 一幅古法眼元信筆

風間久兵衛 此町の鹽を商ふものなり世系の履歴を詳にせず其先輩名家に仕ふと云傳ふ七世の祖久兵衛信氏と

云者の時蒲生家より與へし文書あり左に出す

當町鹽宿之儀兩人ニ被仰付候然者鹽役之儀從當月毎月以御年貢舛貳石宛岡田吉左衛門方へ可相渡候諸商人願路に可有者裁判者也

慶長六 後十一月十日 岡平兵衛 之政(花押)

町野左近助 繁(花押)

鹽屋肥前殿

鈴木三河殿

褒善

甚助 父はさきに死し母は疾に臥し又獨身のよるへなき伯父をも迎て養へり母は老ほれて筋なきことを云けるに色色にこしらへ又常に淋しきを厭ひしかは心しりたる者を迎へ花を挿み菓子など求て樂ましめ何事も其好に從ふ伯父の中風を憂へしにもよく奉養し常に貧窶のすかたを二人の病者に見せず其心を安せん爲に小歌なとうたひて興せしとそ延享元年褒賞して米を與ふ

孝行者徳右衛門 享保十七年米を與へて賞す

孝行者久之丞 享保十八年同上

孝行者猶右衛門 寶曆九年同上

孝行者さの 猶右衛門の妻なり寶曆九年米を與へて賞

す

孝行者さよ 小右衛門娘なり安永七年同上

善行者風間久兵衛 寛政四年同上

孝行者金平 寛政七年同上

三之町

二之町の北に並ひ上は甲賀町より馬場町まで長一町二十間餘幅三間家數二十三軒下は長二町三十一間幅四間餘家數五十九軒

神社

荒神社境内三間四 此町の北頰にあり鎮座の初を知らず天文二十二年正福寺の僧稱説と云者再興すと云鳥居あり

即正福寺是を司る

寺院

正福寺境内八十五 荒神社の北に續く山號を竹林山と云眞言宗大町彌勒寺の末寺なり昔は商福寺と云後改めて正福寺に作る元和年中炎に罹て舊記焼失し何人の開基と云事を知らず相傳て天文二十二年沙門稱説舊宇を修造すと云本尊不動客殿に安す

莊三郎 さきに塗師左衛門か養子たりしか半兵衛とて實子出來しかは己夫婦は別家に移れり然るに養父母

褒善

か慶長中地震に逢て堂舎零落し今は僅の塗籠に安す修驗正善院司る

舊家

萩原小隅 九世の祖を川北三左衛門重宗と云近江の産にて蒲生家に仕へ屢戰功ありしとそ天正十八年氏郷に従て此地に來れり子を新助有宗と云如藤家に仕ふ後明友石州に移りし時市井の人となれり其子吉兵衛武宗氏を萩原と改め此町に住して甲冑をつくる事を業とせり吉兵衛か子吉之丞國重か時月俸を與て家人の列に次せしより相繼て今の小隅家邦に至れり

褒善

左兵衛妻みよ 六十に餘れる舅ありて中風を煩へり夫兄弟は家業に出て暇なればみよ獨にて介抱し倦る色あれば老たる友を呼び將棋をさせ手ととかぬ處は己か手にて駒をつかひ又は草花を栽え小池に魚を放ち舅を背負て慰め常に火食を斷ち鹽味を忌て神佛に祈れり町の役人其實行を應に達せんとすれ共固く辭して其事止しかみよか行ひ諸人にすくれければ寛延三年米を與て賞す

宗兵衛 子を十兵衛と云共に儉約を守り貧窮を救ふこと尋常に超過せり常に子の十兵衛と云しは己のみ豊なる

病身となり家傾き屋敷をも賣拂ひければ二人を是我方に迎取り孝養せしに程なく妻は世を早くし左衛門も續て死せり舊より貧しき上に不幸つつきて愈困窮に及ふされと日夜家業に力を盡して養母を育へり養母奇麗を好みしかは常に湯水を設け洒掃の用に供へしと云母常の物語に人の許に行けは味よき物もあれと貧しく莊三郎と居るよりは樂少しとそ云ける享保四年褒賞して米を與ふ

貞節者しゆむ 六右衛門妻なり享保元年米を賞す

四之町

三之町の北に並ひ上は博勞町より馬場町まで長二町四十六間餘家數二十四軒下は二町三十間幅四間家數五十二軒

神社

稻荷神社境内東西一間南北 此町の北頰にありもと中御堂屋敷

ならす鳥居あり此町の持なり

寺院

地藏堂境内東西三間半南 此町の北頰にありもと中御堂屋敷

と稱へ應安三年と彫附けし罅口ありしと云今はなし相傳ふ往古この堂府城の西北に在て大破せしを葺名盛氏再興す文祿元年蒲生氏城郭營築の時本町と共に移りし

も樂むへきにあらすとて人の事を見ること己かことの如く親疎の隔なく生活乏しき者あれば米錢を與て煙を擧さする者多し又貧しき者に金錢を借與へ償ふ者なけれ共忘たるか如く召仕ふ男女は云に及はす昔の奴婢の艱苦を救しことも數多し斯る陰徳の著はれしかは寶曆三年米を與て父子の善行を賞す

彌惣右衛門 病ある母を養ひ貧しき中に諸事をいとなみ好めるものは竊に衣服朝夕の具をも質に典りて調進し

或は時のはやり歌など謠ひ慰めけり妻かむも姑に事へ心を盡して介抱し又前に夫の重病を煩ひしを養ひ一人の働にて家内五人飢渴を免れ幸うして朝夕を送りしか病愈重きに臨み泣て妻に向ひ惜からぬ身の日も世にあらんと思ふは唯母の在せる故なりとて歎きしを兎角してあやしき衣一を身にまとひ佛神に詣て祈誓をこらせしか其誠の感通せしにや病漸く快愈せりかく夫婦の篤行聞えしかは延享四年二人を賞して米を與ふ

善行者文助 明和五年褒賞して米を與ふ

五之町

四之町の北に並ひ上は中六日町より馬場町まで長三町二十九間餘幅三間家數二十二軒下は二町三十間幅三間餘家數三十九軒

寺迹二 共に此町の内にあり一は徳壽院と云文祿元年に眞精と云眞言の僧開基し光明山と號し道場小路觀音寺の末寺なりしとそ一は正壽院と云開基詳ならず天正己丑の亂に兵燹に逢て荒廢せしを蒲生秀行の時再興し宇都宮の産宥慶と云僧を住職とす大和町彌勒寺の末山なりしとそ共に住僧なきにより寛文九年に廢し蹟を町屋敷とす

神社

稻荷神社 此町の北頬にあり鎮座の初を知らず此町の持なり

寺院

實相寺 境内東西五十二間半南この町の北頬にあり安吉山と號す臨濟宗京師妙心寺の末寺なり始は甲賀町口部門の内に入り文祿元年蒲生氏城郭修理の時ここに移れり縁起に據るに開山を大光禪師と云元徳年中舊事雜考に元徳二年とあり葦名家の臣富田監物祐義か歸依により建る所なり禪師諱は宗巳字は復菴其所生を詳にせず元應元年三十七歳にて元に至り天目山に登り中峯の法を嗣き嘉曆元年に歸朝せり或云元亨三年當時異朝の人に贈れる書あり曰故郷再還隨緣放蕩頃年奥州有二箇信士一山下縛茅屋ヲ曰

實相と信士と指すは富田祐義かことにや祐義先祖は惠日寺耶麻郡川西組本寺村にあり盛なりし時彼寺の武士にて子孫葦名家の臣となり四天の宿老の巨魁なり故に此寺部内にありし時は大刹にて西は興徳寺に隣り東は甲賀町口の部門にあたり三十餘年を経て文和三年に佛殿山門經藏僧堂まで造營皆備はれりと云舊事雜考至徳三年の記に實相寺佛殿供養とあり疑らくは再建の事なるへし此寺に雲水多く集れりと見え首坐寮規勝の文傳はれり又尊氏將軍よりも參究ありし故復書あり延文二年に詔ありて召せ共辭して出てす其時の繪旨あり共に其寫なり寶濃州永元寺寂室か幾度人天推不_レ出物の部に出す又篋遺問道指紳書と云偈を作て禪師によせしこと寂室録に見ゆるも此時の事なるへし又禪師に半輪天目山頭月萬世扶桑國裡燈と云偈を贈しことも見ゆ延文三年九月二十六日禪師寂す同五年勅して大光禪師の諡を賜へり其後二十一世秦夫か時關東十刹に列す二十三世の住職を桃林契悟禪師と云世に殘夢と稱す希代の僧なりもと何れの人と云ことを知らず雲遊所を定めす下野國那須雲巖寺より天文中この地に來り當寺に住す又此地に無無と云道人あり殘夢この道人を尋て歌を詠す

なしなしといふもいつはり來て見れば
あれはこそあれ本のすかたて
無無返しに なしなしといふもことわり我すかたある
こそなきの始なりけれ

殘夢暫く有て曾我兄弟夜討の翌別れしままならんと云無無うなつけり是より人其常人にあらざることを知る殘夢自稱して呼白といひ又秋風道人と稱す斯る風顛漢なれ共信すへきこと多し檀家の請あれば高下となく齋におもむくこと一日に幾許と云ことを知らず又連日食はされ共饑るとなし數年衣を更へす若これを施す者あれば敢て辭せず舊衣の蟲を扱ひ新衣に放てこれを着せり自ら云一休を友として其禪機を得たりと又人と元曆文治の戰を語て義經に此事あり辨慶に彼事あり平氏と某の所に合戰ありしなと皆世の傳へざる所にて親く見るか如し人これを怪て詰り問へは忘れたりと云年を尋る者あれば百五六十歳なりと云人怪めは又れ忘たりと云又往往前知の事あり或時盗人忍入て土藏の壁を鑿ち藏る所の錢子をとらんとす殘夢其事を知り侍者を呼て盗人あり錢を與へよと云侍者驚て見れば果して盗人來て土藏に入んとす師の命ある故錢を與ふへし壁を鑿となかれと云盗人羞て逃されり侍者其事を報すれば殘夢

何とて錢をあたへさるとつふやきけるとそ又或時典座炊くへき米なきを憂て殘夢に告ぐ殘夢暫く待へしと云て坐禪する事須臾人みな怪み思ふに米自ら至れり又或日大衆に與ふへき米乏きよし告るに今有所の米幾くそと問ふ半座に與ふるに過ぎすと云へは殘夢うなつき任麼ならば先つ半座に與へよと云て又坐禪すること頃刻餅或は麵類なと炊かすして喫すへきものを贈來る又新に死する者ありて送來れば預め知て沸湯を設置き沐浴せしめしとそ又相傳ふ殘夢入院の初一怪事あり僧堂の戌亥の隅に古柱あり中夜人至れば手を出してこれを捕ふ庵主怖て殘夢に告ぐ殘夢曰これ亡執の致す所なり意ふに先に柱の中に金を藏て死せる者あるへしと即行て檢するに果して然り因て件の金を取り先に藏る者の爲に冥福を修せしかは其怪竟に止みしと云又或僧猫兒を失て行方を知らず兎角して竟るに佛檀に安せし無量壽佛の寶蓋の上に踞り居れり人皆羽翼なくして登ることを訝る後日に此の如し人人彌怪て其故を殘夢に問ふ殘夢曰この猫兒もと寶蓋の施者なり微業ありて畜中に墮在す彼前世寶蓋を作るの日白銀を中に籠しを心に忘るる事あたはずして然り若件の白銀をとらは猫兒必去んと云依て寶蓋を打破り白銀を取出せしに猫兒去て

所在を失へしと云又同じ頃城東天寧寺南青木組 天寧村の住僧善恕と云者殘夢と友とし善し或時善恕一千の學徒を聚て江湖を興行せしに既に本則を掛れば伶利の徒墨を以書消すこと數廻善恕患て密に殘夢か許に來り此事如何すへきと問ふ夢それは如何なる事を書給ふや恕云是是なりと夢聞て廣庭に立出て梯を軒に架しみつから走升り倒に下て善恕に示す善恕其意を得得して歸りぬ扱再ひ本則を書改しかは更に書消すこと克はさりしとそ又福仙とて鏡磨を業とする者あり人家やとへは價にかかはらす人其鏡を磨くに拙なきを笑へは我もと鏡を磨くに心なし何そ其拙きを免れんとて意に挟ます殘夢福仙を見て彼は昔義經の旗を持し者なりと云福仙も人に語て殘夢は常陸坊なりと云へり又牛墓村に舜岳と云し行人の塚あり或時自焼ると數月人怪み恐る殘夢其處にゆき香を燒き偈を唱て曰光明業元無明光融性海一最堪吹錢湯爐炭踰跳シテ後八角磨盤豈立シテ錐シテ其火忽ち熄と云墓今に存す瀧澤組牛墓村の條又嘗て亡者あり殘夢下火を唱る時俄に空曇り暴雨迅雷起り鬼火の車に乗來り棺を奪ひ去んとす殘夢高聲にゆるせゆるせと唱るに鬼空中に答ていやいやと云殘夢又いやならば置てゆけと呼はるに鬼忽ちうせて空晴れ亡者も恙なかりしとそ天正四

年三月二十九日親ら位牌を執て日月法名を記し且伽陀を書して曰墮シテ在無間シテ五逆開シテ雷喝シテ下瞞驢死眼豁開と書畢て筆を擲ち棺に入て寂せり後文祿のころ壙を啓て見れば只空棺のみなりしと云其後越後國にて殘夢を見し商人あり又保科鞠負と云者肥後守正光弟親負正重と云者あり元和九年京師に卒す若この三穗松原にて殘夢に逢ひ源平の事を問へは殘夢曰我と共に見し者なければ假令語る共人信せし義經は醜男にて辨慶は美僧なり今世の傳る所違へり此類多ければ語ても詮なしとて何事も云はて別れしとそ世に智識高僧の事を記せる多くは此類にて信しかたき事なれ共世俗の傳る儘に此に録す子院凡て十二法雲塔開山大光の塔種名修理大夫盛高の影堂なり盛高を常勝院と號す盛高の影堂を好み當寺二十一世泰夫に參禪せし故あらかしめ祠ありしか承應の火災に燬は燒て畫像は今に存せり富潤菴文今の地に移り承應揚雲菴 藥師を安す銅像にて往古は當山の頃までありしとそ揚雲菴末寺に安置せしか其寺廢して堂のみ残りし故此院に安置し文祿に今の地に移り慶長の頃大院廢して今は別堂にこの銅像と木像の地藏及觀音を安す用菴 文祿に今の地に移り寛文に今の地に移り常徳院今の地に移り海藏庵同金珠庵 同壽聖庵 同眞珠庵 同是なり時廢すと云

又十境あり般若水安禪石法雲塔臨月橋等なり町内甲賀 町通の條下を照し葦名氏のとき寺領寄附せし文書あり共其寫 なり寶物

菩提元無樹明鏡亦非臺本來無一物何處有塵埃泉南道淨蘆水此像需悟則位非本花

の部に 天正文祿の頃に至て中村領三十貫瀧澤領七貫中河領十五貫の收納と云蒲生秀行の時百五十石の地を領せしより今に至るまで寺産百五十石なり

圓相 一幅落款に秋風道士(花押)とあり
以籌說 一幅其文如左
印 以 籌

制札 門外西にあり
客殿 八間半に七間南向本尊釋迦葦名泰盛同盛宗の位牌あり泰盛の位牌に種徳院殿梁岩棟公大禪門と記し盛宗の位牌には實相寺殿泰嶺雲興大居士と記せり年

凡宗旨之活法運籌於帷中則直立動用策皆是展陣如開旗佛國乾坤特地建立高峰在其內默々兮築眞空城止々兮耕涅槃里圓頓之花覆彼此岸菩提之菓抽無何鄉又是三尺之亭未來永却用不盡底之正命令之置以籌兩字猶一偈云以策工夫鶴亦翔幄中唯築法王城虛空翻擲豁飛眼不假詞場萬馬兵

年孟蘭盆ことに香奠を供す
鐘樓 客殿の辰巳の方にあり二間半四面鐘徑二尺四寸

維時更文念橫目歲舍旃蒙草閱夷刻日南山秋風道

銘あり其文如左
日本國奥州路會津縣安吉山實相禪寺大鐘貞治三年甲辰九月初六日鑄造

士桃林印 契悟 叟書于醉月下印

大工 圓覺 藤原氏女淨仙
大檀那 富田祐義 住持比丘 廣育
稻荷神社 境内にあり 藥師堂 同上

怡雲說 一幅其文如左
印 怡 雲

六祖大師畫像 一幅大光禪師元に至りし時天目山普應師國より贈りし所と云普應の書あり如左

凡佛國之教海者慈雲施法雨又祖苑之禪河者怡天醞清虛吉祥之鄉在其中宗旨之眼目無不慶快照破四更下淨名如入去口說脚行脚行口說皆是默然故不觸諱別稱之號命之可謂怡雲高峯聳處必有福山之喜色忱忱然而智惠花先笑而賦一偈云祥雲涵影琉璃國佛日

祖輝皆屬緣舜若開顏工欲咲森羅萬象展眉遷
于時先文龍集歲次乙卯夷則念有日南山秋風道士桃

林 契悟 叟書于醉月下 ㊦

殘夢書 七通其文如左

新右衛門殿 實相寺

せかきはけさ致候とく御越候へと御催促致候
(不詳)しき昨日はさうく歸にて口惜候今朝せかき
候間被越候様に御意見候へく候まゝわたり候ハねは
はやく被歸候今日は是又御越候へと御意見尤候其後
者不申承候御床敷存候きす早々御平愈候哉細々可申
承候間用(不詳)く入候しく

新右 回字

明日侍中又者其方御隙に候は、十九日も尤候

前日者夜裏御歸路口惜候某は殊外酩酊致候哉候又侍
中へいまゝて無沙汰申背本意候明後日と申き十八は
寺中難回避候候令失念候然明後日可參候某へ之野若
者只今延引候必と明日御さ右可申候急候間一筆令申
候かしこ

急候間一筆令申候

侍中今日邊御入候へく候若無其儀候者ゆへと存間如
何御返事承り候みのは殊外たやすく候思了外に候就
之も御懇承候忝次第候尙と懸御目に可申展候かし
こ

新右衛門殿 子

侍中へ未參候無沙汰之様候明日明後日間自是御さ右
可申候御同心所仰候其後者御床敷申候處如何被成候
哉吾候哉可有御意候かしこ

新右 秋風道士(花押)

返と明と後日之間可依御隙候其日之御活計は御き
らひ候哉

新右

昨暮は目撃侍中御三雄候はん目出度存候御雜談之時
始令存知候野寺へ御出之事御隙之由候はん自元何事
無之候先度之一冊卒度御不審之所聞度存候其方の御
隙は如何明日明後日間に御同心存候此程日と指合事
共候は、其日無沙汰に申背本意候かしこ

秋元殿 實相

返と只今御出まら申候
おほこたち御入候御酒はもたせられ候御隙候は卒度

知行所高目録

一八拾九石貳斗五升者

川沼郡 藤倉村の内

一六拾石七斗五升者

同郡 倉道村内

高合百五拾石

寛永六年 十月十日 ㊦

實相寺

繪旨 一通

後光嚴院より大光禪師に賜ふ所にて其寫なり 以下皆
これに

被

繪言俚迎天下太平之氣象得佛法紹隆之時節爰と居於
雲水馳聲於華夏以重傾叡心再命勅黃肥遁之志雖難蘊
輝之稱何隱早起蒲坐速調丹墀則協列聖尊崇之洪基正
爲佛祖出興之大旨嘉會既是一遇謙讓莫及三詔者繪言
如斯仍執達如件

四月十三日

左中辨時光

宗已上人御房

首坐寮規榜文 一枚其文如左

首坐寶榜

御出候て某に(不詳)之可申候早と御出存候尙と懸
御目可申述候かしこ

西庵參る

此程は隙外不申立候明日は早天に可蒙仰候返と未明
に御出待入候

盛高影像 一幅

花鳥圖 一幅落款に四明呂紀と書せし印あり

僊人圖 一幅唐人筆と云傳ふ

茶 釜 一箇蓋の紐瓜の形にて環を掛るところ茄子
の形なり殘夢醉茶と云四字を陰起にす

密附狀 三通其文如左

會津於分領知行百(不詳)如目錄全可有領知候恐と謹
言

慶長六年

十月十八日

秀行 ㊦

實相寺參

會津川沼郡之内を以て知行高百五拾石事目錄別紙相
副令寄附畢全可有收納之狀如件

寛永六年

十月十日

明成(花押)

實相寺

三條椽下七尺單前便是道人安身立命處也日用十二時中安住不動如須彌山以己躬下大事因緣自參自究日間不許出村落夜裡不許離堂中有故犯者不同條請座元禪師悅衆禪師日夜提綱諷經放參一應寺務勿令遺失望內外肅靜易成道乘也是垂慈啓迪之一端耳野叟復菴敬白復菴文書 一通其文如左

答于 御問之趣研味再三不勝感激之至候凡雖レ做工夫當疾病之時不レ得力者以平生工夫不レ得一故也病苦之時不能レ作主至死岸頭一則必不レ得自由矣永嘉曰假使鉄輪頂上旋定惠圓明終不レ失此語可レ爲覺道人龜鑑父母未生已前那箇是我本來面目十二時中就話頭上猛着精彩一念深切如救頭燃可自參自究給候工夫熟時節到忽然穿透虚空便是本來面目現前時節也正當是時何迷可レ滅何悟可存何生可レ度何佛可レ成生死涅槃猶如昨夢天堂地獄逍遙自在有什麼閑工夫純一不純一乎但在猛決一耳至祝至祝以此趣可令申入給候恐々謹言

正月廿二日 復庵宗已判

謹上源庵下尊氏公 貴答

列關東十刹牒 一通古河公方左馬頭政氏の與る所にて寫なり

奥州安吉山實相寺之事
可爲關東十刹之列之狀如件

永正十一年甲戌
三月廿日

左馬頭(花押)

當寺住持奏夫和尙

寄附狀 十八通其文如左
奉寄進安吉山實相禪寺 陸奥國加納莊內鷺田村內中在家一宇同空性房在家一宇拜仁針生村內笠張在家一宇合三間之事坪付

右所者高明重代相傳所領也然間爲高明菩提大光禪師爲開山依有志件田在家限永代所寄進申彼寺也若於此所子孫中有爲違亂煩輩者爲不孝仁當村內雖段步知行分於一圓仁申給可爲寺家進退也敢不可有妨狀如件
康安元年辛丑十月六日領主佐原十郎高明實相禪寺
右狀坪付

奉寄進安吉山實相禪寺 陸奥國賀納莊鷺田村內中在家同空性房在家合二間坪付之事

九貫文 中の在家一宇作人佛玄

參貫文 空性房屋敷田中 合拾二貫文

此内 百貳十四文 九月いやさわのまとのつかいの方へ

康安二年十一月二日

左衛門尉基清

奉寄進安吉山實相寺

陸奥國會津郡内八角之田地坪付在別紙之

右件田地者康秀重代相傳之所領也然間爲開山大光禪師劃分當村之内依有志停止諸公事以彼田地限永代所寄進彼寺申處實正也若於康秀之子孫之中爲違亂煩之輩者爲不孝仁當村內雖爲段步以知行之分一同申給可爲寺家進退者也其上觸申守護之御方之上者敢不可有他妨之狀如件

貞治二年癸酉十月廿六日

三善康秀

大あひつやすみのむらの内 實相禪寺の寺りやうてん

三千三百かりの注文在之

右かの所はさきだてかうやまのせん又六やすひでじつさうぜんじにきしんせしむるあひだしけのちきやうさういなきところにそろいささかけいやくのきあるによつてかの所のほんしゆかうやまの大たいらの

壹貫文 ふゆぎなつの分に領家方へ

百文 領家のてまる

合壹貫貳百十四文 公事分

定得分 拾貫七百七十六文

康安元年辛丑十月廿日

領主佐原十郎高明

寄進たてまつる實相寺領陸奥國會津蜷河しやうかやつの村のうちもときよがちぎやうぶん在家二字田三町の事

右のところは基清ぢうだいさうでんの地たる間大くわうぜんして此間の數字盡 當村のうちちきやうぶんを一ぶんものこさずかの實相寺へ永代きしん申とてろなり田さいけのいんじゆ本もんしよに見へたりつきに御かう事をひてはせんれいにまかせそろそのさたあるへくそろもしかのところをひて基清かしその中に一ふんもけいぼうをいたさんともからはふけうのじんたるべし此ほかひぶんの仁として一ぞくの中にいぎを申事ありといふとも後日のきけうのためには守護方へふれ申うへはあへて他のさまたげあるへからす仍寄進狀如件

はやとのすけやすなの寺しそく五郎もりただにあつ
けをくあひだだいくはんを入をわんぬよつてぜん日
のきしんじようめいばくたるうへはあへていきにを
よばさるところなりしかれば五郎はんぎやうをくわ
ふるあひた寺家のさたとしてゑいたいりやうちので
うしさいあるへからさる状如件

貞治三年三月日

五郎もりた
さへもん尉氏盛

奉寄進奥州會津八角村内乘願作伍百刈
實相寺永代令寄進所也仍寄進狀如件

貞治三年甲辰九月十五日

氏盛

沽却 陸奥國會津河沼郡藤倉村内了仙在家一字田一
町事

右件田畠在家者景兼重代相傳之地當知行于今無相違
處也然而依有要用直錢十枚貫文限永代所令手繼證文
等相副沽却實也但於御公事者京進用途爲八十文毎年
役惣領方可被出候萬一於子孫等中致違亂煩輩出來者
任法可被申行所當罪科若於向後下地煩出來候者訴公
方景兼所持自餘所帶可被押知行申候其時就公私惣別

不可申一言子細候仍爲後日放券之狀如件

貞治三年甲辰十月七日

賣主

大葉帶刀左衛門景兼

奉寄進大會津郡小高木惣領帶刀左衛門景兼之知行分
田地之事

合田四百刈者 惣領屋敷之前早田也

右件之田者依有志前住實相寺紹豐和尚爲月忌料限永
代奉寄進實相寺者也若於彼田地有違亂申子孫者爲不
幸之仁不可持景兼之跡者也仍爲後日龜鏡寄進狀如件

貞治四年乙巳九月十六日

平景兼

奉寄進陸奥會津門田實相寺一切經輪藏田地事

合長橋在家一字田一町三千刈畠二面在所付

右所者奥州會津蜷河莊内萱津村一分之地頭平井次郎
三郎日奉明秀重代相傳知行于今無相違所也然間知行
分内在家一字田一町畠二面大會津郡内門田奉向實相
寺一切經輪藏永代寄進申所也其志者代亡父并仁舍
兄次郎太郎有信爲菩提也此之上者明秀子孫一族等中
爲他人共於彼寺領者不可致異儀敷到末代背命於輩者
不孝之仁として明秀跡を一分なりとも知行すへから
ず違亂輩之跡をそへて實相寺一切經輪藏被成御領候
可有永代御知行候仍永代寄進狀如件

貞治二乙巳十一月十三日

萱津村一分地頭平井次郎三郎日奉明秀

陸奥國會津大沼郡矢木澤村内福泉寺別當職事

任大貳法橋成慶之寄狀進旨於實相寺可致沙汰狀如件

貞治五年七月十七日

前伯耆守武連

奉寄進實相寺

陸奥國會津石塔村内藥師堂堂田并半在家一字田

畠以下事

右所者爲實相寺末寺之奉寄附之處也任凡海越前入道
性觀例不可有相違之狀如件

貞治六年九月二日

沙彌義一

奉寄進實相寺長老可被早領掌陸奥會津郡加納莊内上

野村勝滿寺領田畠事

右以彼寺務職所寄附之也者任先例可有御知行狀如件

應安二季二月廿七日

左衛門尉平詮盛

奉寄進奥州大沼郡之内橋爪村高藏寺觀音堂同堂職免
事

右於彼堂并堂職免者依有志門田實相寺所奉寄附也且
祖母爲且亡父菩提雖爲末代敢不可有子細仍寄附之狀
如件

應安二年卯月九日

兵部少輔盛代

奉寄進會津實相寺

陸奥國會津大沼郡中河村内正智房在家一字事

右所者盛親當知行無相違地也然而爲亡母聖妙大師并
聖心禪尼之菩提奉寄進實相寺處實正也若号盛親子孫
成違亂妨者永可爲不孝之仁仍爲後日寄進狀如件

應安二年九月五日

刑部大輔盛親

寄進會津門田實相寺輪藏 陸奥國會河加納莊鷺田村

内海法屋敷同往番田千刈事

右所者高明重代相傳于今無相違地也然而依有志永代
所奉寄進彼寺輪藏實也若號高明子孫成違亂妨者永可
爲不孝之仁仍爲後日寄進狀如件

應安辛二亥

九月十二日

佐原十郎高明

奉寄附大會津東田連内阿彌陀堂事

右於當寺者實相寺之末寺所奉寄附也御領知不可有相違仍於祈禱者守先例可被致精誠之狀如件

康曆二年三月九日

彈正少弼詮盛

得分六貫百文 此内壹貫文阿彌陀堂附之

奉寄進實相禪寺 門田くわうやの内うたがはの九郎

之跡毎年得分拾貫文所をにしどのの御はんゑんし

うの御はんにてゑんたいかひ 所をたゞし淨仙壹

期之後はついぜんのためにじつさうじへきしん申

所也仍後日のために狀如件

康曆三年辛酉五月二十七日

禪尼淨仙

高巖寺 境内東西一町十八間南北

一町二十七間半免除地 此町の北頬にあり淨土宗京

師智恩院の末寺なり山號を盛道山と云初發傳と云僧福

田無量寺に住し斗藪の志あり跡を晦してこの地に來り

茅庵を結ひ念佛三昧に入て歲月を送る其徒弟發天師を

尋てこゝに來り文明六年にこの寺を建立せり仍て發傳

を草創として發天を開基とせり大永二年葦名遠江守盛

舜其父修理大夫盛高の位牌を當山に置て菩提所とし寺

領を附す當時山號を成道と云しをこれより改て盛道に

作ると云又當寺に黒谷法然の木像あり相傳ふ陸奥國司

藤原秀衡法然に歸依し謁見せんことを願とも路へたり

到るへき由なければ其眞像を模し遙に拜せんことを請ふ

法然鏡に向ひ佛工をして其眞像を寫さしめ奥に赴かし

む像を負者會津神指原高久組神指村の地なりに至り俄に重くして

移すと能はず仍て其所に一字を建立し來迎院と號け其

像を安置す今法然原と稱する所其地なり其後洛陽百萬

遍智恩寺住持岌州岌州か事河沼郡青津組青木村條下に詳なり當寺に寓し來迎

院の荒廢をうれへ法然の像を請て當寺に移し七日の法

談をなし再び洛に登れり天正己丑の亂に葦名氏亡て後

寺産絶たり寛永四年宰相蒲生忠郷を當寺に葬り影堂を

建て見樹院と謚す蒲生氏亡て加藤明成のとき見樹院香

花の爲に寺料百石を附す其後台徳院殿薨御の時も當寺

に於て千部の淨經を修し大法會を行へり今に猶寺産百

石を附し當寺に隸せる道場封内二十八箇寺に及へり

制札 門外西の方にあり

總門 三間半に三間

客殿 十一間に十間南向本尊彌陀の坐像運慶作長三尺

三寸脇立觀音勢至定朝作の立像各長三尺五寸舊事雜考元久

元年の記にこの三尊の像もと登津村蓮華寺にありし由なり

按するに河沼郡牛澤組上茅津村昔は登津村と云し由見ゆ同

組に中茅津村ありまた坂下組に下茅津村

あれ共皆蓮華寺と云寺ありし事を傳へず又葦名盛高の位

牌を安す常勝院殿天祥麟公と記せり年年孟蘭盆の時

香奠を供す

庫裡 十二間に五間

鐘樓 客殿の東南にあり懸る所の鐘は延寶中改め鑄所

なり徑二尺五寸其銘左の如し

東奥會津縣盛道山高巖寺大鐘爲二利満足鑄造焉諸行

無常是生滅法生滅滅已寂滅爲樂惟時元和九癸亥年十

月二十五日大檀那藤原朝臣從三位宰相忠郷公第八世

法蓮社發念善立上人延寶五丁巳年六月十四日治工早

山常次第十三世行蓮社發懷誌と彫付あり

忠郷墓 客殿の北にあり封土のほとりに渠を繞らし上

に杉三株あり枝葉繁り森々たり忠郷慶長十七年九月

封をつき寛永三年參議に任せられ同四年正月四日痘

瘡を患て卒す年二十五同二十三日當寺に葬る法號を

見樹院得譽玄光と云舊事雜考に玄光を元光に作る

同影堂 總門を入て右にあり束帶の木像を安す享保十

年に明年忠郷百回忌のためこの像を作ると云前に五

輪塔あり高二間五尺寛永第四稔丁卯正月施主敬白と

彫附あり其餘の文字剝落して見えず又年々孟蘭盆に

香奠を供す

觀音堂 境内にあり塗籠にて三間に二間半法然の木像

をも此に安す

辨天堂 同上

稻荷神社 同上相殿一座あり

熊野宮 此町より移せり

塔頭

見樹院 總門を入て右にあり往年火災に罹り今は三間

に二間の假屋なり

寶珠院 見樹院の北にあり火災の後再建ならず

傳法院 寶珠院の東にあり別院と稱す 同上

寶物

文珠畫像 一幅唐筆なり

佛畫 五幅二幅は二十五菩薩と十三佛の畫二幅は彌陀

及び釋迦の像一幅は善導圓光の圖共に古筆なり

菅天神畫像 一幅自畫と云傳ふ

山水墨畫 三幅二幅は東坡筆と云傳ふ

花鳥掛物 二幅對舞學筆

人物畫 一幅古畫なり剝落して其狀分明ならず
和歌 一幅忠郷の書なり

忠郷肖像 一幅

贈序 一篇其文如左

(印)

贈那伯巨翁姚老先生善政序 嘉靖二十九年侍御
兼山孫公奉命來按茲土舊歲十月抄及瓜代去故事當甄別
境內官員淑慝以示勸懲管伏讀
憲綱有云勸懲得體人自敬服余那伯巨川公光明磊落學博
行懋賞善刑淫養民如子蓋之如天容之如地
莅任至今裁數月敝補滯興百度具舉政實甚良可以冠絕
諸郡固當首薦者兼山公以公歷任尚淺移檄旌之以彰優
異府學掌教盛君繼縣學掌教袁君奎暨諸生李廉帖鳳輩
將以頌公功德而無繇廼私于余余曰古所謂賢者以任官
稱職爲差非所謂積日累久也若果賢歟奚在于久果不賢
歟雖久何益顧今以逾年爲久以數月爲近彼此觀望相沿
成俗亦拘矣雖然監察者固舉刺之要臣以風爲觀將以納
民于軌物者也故曰講事以度軌量謂之軌取材以章物采
謂之物不軌不物謂之亂政政亂可乎故有德必賢賢者必
旌旌以示義義以出禮禮以行政政以正民是以政成而民
聽否則生亂公之賢彰彰自在不係于旌與不旌旌之無加

天德 唐元愷 張相 廖希頴 陳壽賢 唐天龍 王瑞 朱邦玉
謝鑰 端銓 魯一貫 王廷選 徐夢賢 陶世榮 吳仲選 端整
邢之彥 孫鎮 謝九功 謝良臣 陶世榮 吳仲選 端整
鄭鄉 黃應中 祖瀛 涂世忠 徐鋒 耿宗孝 黃衣 殷輅
蔡思頴 林且 楊希縮 耿宗信 徐衮 倪近思 吳
仲儒 鄒相 謝重光 周杜 葉惟新 楊圻 王謨 孫應先
楊章 楊森 耿宗友 祝重華 孫尙賢 吳淳 謝用 邢時
敷 趙冕 董仲賢 朱衮 張講 羅冕 邢時邢 徐弼 黃
應龍 孫重新 李九錫 蕭杞 徐銓 陳所學 楊惟幾 沈
江 倪孝思 夏九川 楊翌 孫儒 謝祈 陳郊 謝良弼
王自紫 吳鑰 楊崇業 張梓 羅寅 谷峯 耿宗瀛 江惟
恕 謝脫 謝九華 陳敬 吳邦正 陳允正 林承魁 孫邦
奇 祖詠 凌九峯 孫紹芳 谷中寬 先希頴 谷有恒 孫
尙先 孫學詩 孫承讓 吳仲文 朱昱 梅勝 許希賢 李
濟 楊重儒 孫濟遠 王訓 濮繼章 童鑰 陳翰 林懋官
吳應麟 陶模 尹賢 尹滾 張璇 侯惟屏 羅星 張立本
謝襄 孫健 吳卿 邢時諒 姚凌 張四腮 王嘉言 王嘉
會 吳鶴鳴 耿中孚 李承嗣 顧宗光 方光慶 徐有沐
王成周 張旗 同贈
范遠 林立

天德 唐元愷 張相 廖希頴 陳壽賢 唐天龍 王瑞 朱邦玉
謝鑰 端銓 魯一貫 王廷選 徐夢賢 陶世榮 吳仲選 端整
邢之彥 孫鎮 謝九功 謝良臣 陶世榮 吳仲選 端整
鄭鄉 黃應中 祖瀛 涂世忠 徐鋒 耿宗孝 黃衣 殷輅
蔡思頴 林且 楊希縮 耿宗信 徐衮 倪近思 吳
仲儒 鄒相 謝重光 周杜 葉惟新 楊圻 王謨 孫應先
楊章 楊森 耿宗友 祝重華 孫尙賢 吳淳 謝用 邢時
敷 趙冕 董仲賢 朱衮 張講 羅冕 邢時邢 徐弼 黃
應龍 孫重新 李九錫 蕭杞 徐銓 陳所學 楊惟幾 沈
江 倪孝思 夏九川 楊翌 孫儒 謝祈 陳郊 謝良弼
王自紫 吳鑰 楊崇業 張梓 羅寅 谷峯 耿宗瀛 江惟
恕 謝脫 謝九華 陳敬 吳邦正 陳允正 林承魁 孫邦
奇 祖詠 凌九峯 孫紹芳 谷中寬 先希頴 谷有恒 孫
尙先 孫學詩 孫承讓 吳仲文 朱昱 梅勝 許希賢 李
濟 楊重儒 孫濟遠 王訓 濮繼章 童鑰 陳翰 林懋官
吳應麟 陶模 尹賢 尹滾 張璇 侯惟屏 羅星 張立本
謝襄 孫健 吳卿 邢時諒 姚凌 張四腮 王嘉言 王嘉
會 吳鶴鳴 耿中孚 李承嗣 顧宗光 方光慶 徐有沐
王成周 張旗 同贈
范遠 林立

寄附狀 三通其文如左

寄進狀之事

右門田之莊東黑川之内高巖寺屋敷并門前田百五十町合
三貫文之所守護不入末代令寄進者也於子々孫々不可有
相違仍狀如件

新編會津風土記卷之十七 陸奥國若松之四

隆匪旌亦無損當道者固將借公一人以風人人焉爾已夫
公固諸郡之望也海內之英也人皆跂足而望傾耳而聽久
矣今一聞其旌莫不曰當道之知人如此又莫不曰賢者果
受知于當道如此薰其德而聞其其風有弗善良者乎故曰
樹之風聲風也者感物而易動者也風之象爲巽巽之入爲
深旌一人以風人人其善觀風者乎詩曰視民不佻君子是
則是傲公以之孝子不匱永錫爾類孫公以之
嘉靖三十一年歲次壬子仲春二月吉
賜進士第文林郎南京太理寺正前監察御史當塗治楊東頓
首拜撰

陳智樂

蔡紹先

大平府儒學教授盛繼

訓導 凌養元 施恩 梅鳳

當塗縣學教諭袁奎

訓導 薛立

生員 吳國寶 李廉 魯一文 張性魯 儲釜 篤學 帖鳳

周珊 張寰 郭郭 黃詔 錢周 胡楷 吳印 徐有

淮 先知 譚琥 王柯 謝愷 李昂 孫應 吳都 閔運

楊紳 郭鳴鳳 周悉 謝恂 注懷義 陳文 瘦吉 魯鑰

黃榮 王極 楊烈 陳東山 楊恭 陶唐 邢宗仁 高尚志

陶允恭 梅岩 張世先 楊煦 喻效慶 邢在 圭言 曹津

曹淑 林丕 林互 許範 董仲選 卞麟 許符 張完 邢

啓蘭 夏實 江湘 周楠 謝亮 金光 王姿 謝袋 倪伯

端鉄 沈直 張勳 魯東山 楊芋 謝衣 楊址 潘梁 沈洪

端鉄 邢時諒 喻效龍 邢時言 丁增 夏玘 陶廷蓮 楊

(大) 太永貳年壬午三月廿八日

盛舜(花押)

圖

右永代賣渡中候屋敷事彼在所者高巖寺大門大町面石塚
屋敷南は石橋迄也從路東三間口地子參百文自路西仁間
口地子四百文是に賀藤屋敷之内壹間四差添地子百廿五
文也大門之西東を合以上六間口地子八百廿五文之所永
代諸役夫公事御免守護不入に代物五貫參百文に永代賣
渡申候事實也於子々孫々全此下地不可有相違者也仍爲
後日之狀如件

天正十三年乙酉三月七日

賣主 三瓶上野守 同 虎丸

高巖寺學天和尙

參

會津山之郡稻田村之内を以知行高百石令寄附畢全可有
收納者也

寬永五年十月十八日

高岩寺

明成(花押)

褒善

次右衛門 老病の母あり朝とく起て食を調へ諸用のつかへさる事を計り其後人の家に行て椀の塗下の細工をなし晝は還て晝飯を進め又暮前に還て夕飯を營めり冬に至ればある限の食母に打させ其身は常の衣一をまとひて夜を明し總て母の奉養に心を盡し又職業を缺かず親類の内に彼か貧を察し母を是我方に養ふへければ如何なる人の聲ともなり身を立へしと云へと親の跡を絶ち母のもとを離れんは本意ならずとて肯はず常に國の掟に違ふことなく町内の人に和順し親族に睦しかりければ寛延三年賞して米を與ふ

孝行者又八 享保十七年賞して米を與ふ
孝行者エム 傳之丞妻なり元文五年同上
孝行者小四郎 同上
孝行者總兵衛 天明八年同上
孝行者サム 總兵衛妻なり寛政十二年同上
貞節者リノ 善助妻なり寛政十二年同上
貞節者ツ子 此町に住る間民傳兵衛妻なり文化二年賞して米を與ふ 間民とは貧民の戸籍に入さるものを云

新編會津風土記卷之十七終

新編會津風土記卷之十八
陸奥國若松之四

郭外
上町下
ウハマチ
カフカ
甲賀町
カフカ
大工丁
六日町
博勞町
鳥居町
杣丁
楓町
堅三日町
本郷町
中六日町
野伏町
中
六日町横丁
堀江丁
横三日町
行人町
南横町
屋敷町
愛宕町
阿彌陀町
臺町
寺町
東名子
屋町
組町
組町に上町の數にあらす便
組町によりて之に附す

馬場町の東に並ひ甲賀町口の郭門を出て北の方瀧澤町組町に通す長五町十間餘幅四間家數九十五軒浦生氏就封の

後江州日野より従來る者を置きし所故日野町と號く井上淨光寺の所藏本願寺準如か與る加藤明嘉明封に就て日火稱書に會津若松日野とある是なり
同きを忌て同州の郡名に改め甲賀町と名く今は商家を置き南端に土屋敷一軒あり
客館 此町の東端堅三日町の北角にあり南に門あり
青藍舎 此町の南端東端にあり師範を置き佐助數員是に隸す家人の班卑き者より足輕同心等の子弟まで此に入れ誦師に就て業を受しむ俊秀なる者あれば考試して國學に升せ又習書數學等の稽古をなさしむ國學日新館に隸す

神社
稻荷神社 境内五尺四 此町の西端にあり勸請の年代を詳にせず鳥居あり
別當梅檀院 本山派の修驗なり開山覺秀より現住憲意まで十七世と云傳ふ

褒善
小七 十五年さき大工の弟子となりしか其師は夫婦と老母ありて子三人をそたて朝夕の烟も乏しくまた五年前より中風を煩ひしに小七一人の働にて家内の衣食を扶け暇あれば師の病をあつかひ長き勞りの中たえず夙に

起き醫師の許に行て藥を乞ひ行先に珍味あれば包み歸て進む此頃瀧澤町法華寺にて庫裏を更め作りしに檀越相謀り小七をもて棟梁とせり事終て人人年若き身にて棟梁勤むるは面目なりと云ひしに師の睦しき大工集り扶を得たるなれば全く師の力なりとて其身を立る意なく只管師の業を扶け案内和睦せしかは享保七年褒賞して米を與ふ

與八郎 人の家をかりて住みける上に父母長病にて彌増困窮せしか兎角して身を苦め孝養を卒り兄は前に仙道へ行き年を経て歸らす其後盲目となりし由を聞き尋ね行て伴ひ歸りしか手足叶はされは朝とく起て食事を調へ晝の料をも營み其身は近村に行き職事を勤め夜は又晝の勞を忍で語り慰めけり常に夏は涼き處に伴ひ冬は古衣を調ひ與へ己は薄衣をも厭はず親の如くに養へり兄弟共に酒を好めとも求め叶はざる時は己は飲みしさまにて兄にのみ進めしと云これより前に妻を娶りしか窮苦に迫り兄の養ひ疎かに成ん事を恐て離別せりかかる奇特の事とも聞えければ享保九年褒賞して米を與ふ

傳助 兄を茂兵衛と云家貧しく兄弟椀の「きそけ」と云事をなして母を養へり母かつて會津三十三所の觀音に順

禮せん事を望しかは兄弟職業を務め其料を儲け七箇年の間に七度まで詣てさせ其素願を遂しめけり茂兵衛も近頃盲目となり朝夕の煙絶え絶えなるを見て人傳助に母と兄との中一人は外にある姉妹の方に託すへしと云へは女は夫に身を寄すれば萬心に任すへからすとて家業をはけみ辛うして二人を養ふ母死して後は日夜に兄を養ひ飲食起居二親に事るに異ならず享保十四年褒賞して兄弟に米を與ふ

佐々木彌五右衛門 此町と博勞町の檢斷を勤しか上を敬し下を憐み懇に教誡を加へしかは司る所の町町能歸服せり父母共に老病にて起居心に任せざるを妻と共にこれを扶け冬夏の養ひ朝夕の食に心を盡して育ひけり弟藤助もこれに倣ひ父母老て耳疎ければ常に冊子を懐にしめつらしきを聞に隨ひこれを記して見せしむ後隣家より火いてし時も彌五右衛門は町の長なれば此彼走り廻て火を救ひ家には妻と弟とのみありしか頓て火かかりしかは唯父母の怪我あらんとを恐れ辛うして伴ひ出ぬされは朝夕の什器までも地を掃て烏有し愈貧さ増りしかとも彌五右衛門か純孝妻と弟に及び奉養愈厚ければ延享三年褒賞して米を與へ其子また彌五右衛門と稱し父におとらぬ至行なり母の中風をやみしを重く

いたはり又父病に染し後も醫療に力を竭せしか期りあれは共に世を去れり其後は自ら影像を畫き忌日朔望には必ず拜し若し事ありて出るときは斯と知せ歸れば仔細を告げ寒暑の時をかかひ四時の異味を供へ生るに事るに異ならず又他に養子となりし伯父の病に臥せしにも類なき看病を盡し父子跡を踵て奇特の行ひ著しければ寛政三年褒賞して米を與ふ

次郎左衛門譜代せむ 材木町五右衛門と云者の娘なり次郎左衛門か養父玄心老て妻を失ひ病に就しに飲食湯藥より諸事に心を盡し若し出る時は衣をきせ帯を締め歸れば手を取て座につけ足を洗はせ二便に行は自ら抱て厠に上せ夜は頭をひねり足をなて二十二年の間介抱せりされは玄心もせむか忠勤に感し父母の方に生活の助をも贈りしとそ去年父重くやみしに常に夜更て暇を乞ひ家に行て介抱し明れば歸て又仕へぬかく心を盡せる甲斐ありて父の病平癒せしとそ寛延元年米を與て褒賞す

理右衛門妻キヨ 六十餘の舅ありしか中風を患へ姑は四年前より眼病に困み夫も多病なれば生活乏しく療養も心に任せさりしをきよ神佛に誓ひ鹽茶煙草を斷て其病を祈り勉て三人を養へりとりわき舅は中風の病なれば

朝夕の食をもくくませ口よりこほれ出る者は拾ひ食し自己の衣服僅にある所の者も質に典り世渡る營みとせり斯る奇特の行多きゆえ寶曆五年褒賞して米を與ふ
孝行者キノ この町の檢斷坂内喜左衛門娘なり享保五年賞して米を與ふ

貞節者ツヤ 清助妻なり寛保二年同上
善行者神山喜兵衛 安永四年同上
善行者喜兵衛 天明四年同上
善行者猪之吉 寛政九年同上
孝行者善右衛門 享和元年同上
孝行者ナヲ 佐々木彌五右衛門妻なり享和二年同上

大工町
甲賀町の南端より東の方本六日町まで長四十三間餘幅三間餘家數八軒此町蒲生家の時は土屋敷ありしか後工匠多く居りし故この名あり

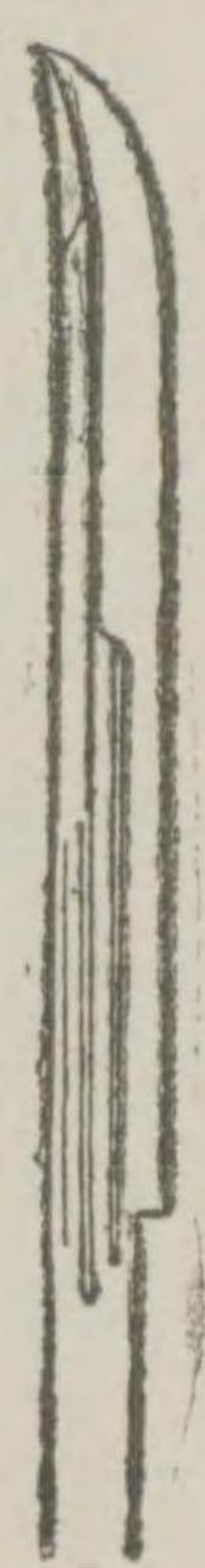
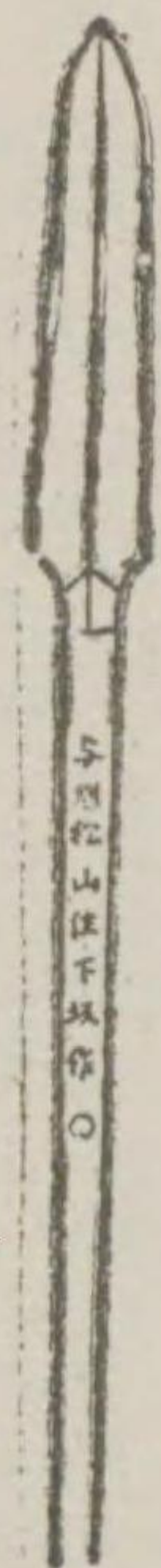
褒善
早助 此町に借屋して住めり母は失せて一人の老父あり彼か八歳の時家士野田與右衛門と云もの憐て養育せしに後浪人せしかは早助に向ひ吾身かく置所なければ何方にも主を求め營をなすへしと云早助畏て幼より孤にひとしき身のかく人となりしと皆君の惠なり如何なる

苦を重ねるとも共に力を盡さんとて主家の事を引受け日傭に出て朝夕の用度を補へり外にて魚鳥の類膳に出れば包み歸て主人の子共にあたへ餘あればこふて親の許に贈り常に一二日を隔ては必省みけり又主人の子共に文武の藝を學はしめしか皆彼か志に感し各學ひ得て人にも教ふる程になりしとそ延享三年褒賞して米を與ふ

六日町
甲賀町の東に並ひ六日町口の郭門を出て北にゆく通なり末は上二之町に至る長二町十五間餘幅五間家數四十九軒蒲生氏の時市日を定め此町にて六六の日に市を立てし故此名ありとそ此町の内大工丁より南を上六日町とし北を本六日町とす
大沼郡橋爪組本郷村の條下に天正中輩名盛氏岩崎より黒川城に歸住せし時此町も共に彼地より移りしと云傳ふ

舊家
下坂甚左衛門 其先甚兵衛爲康は近江國西坂本八郎左衛門康綱か縁者にて幼稚の時より隨從し悉く刀劍を鍛る秘訣を傳ふと云康綱か弟子三人あり三所に分れ住す所謂越前の下坂筑後の下坂伊豫の下坂なり伊豫の下坂は即甚兵衛爲康にて加藤家に仕へ鎗長刀を鍛ふ寛永四年

從て此地に來る明友石州所替の時浪々せり後又當家より月俸を與て家人の列に次せしより今の甚左衛門爲直に至る家に左馬形と稱へ鎗と長刀の形を藏む昔時左馬助嘉明戰場の利方を考かへ自ら此かたを製し先祖爲康に與る所と云長刀の形は長三尺一寸當時のままにて木造なり鎗の形は長一尺一寸即爲康か鍛へし所にて嘉明か與へしものは失へき其圖左に載す



褒善

孝行者治右衛門 安永三年褒賞して米を與ふ
孝行者忠三郎 安永七年同上
善行者カツ 忠三郎母なり同上
善行者新藏 同上
忠義者嘉右衛門 同上
孝行者虎藏 天明元年同上
孝行者吉太郎 同上

孝行者宇兵衛 天明二年同上
孝行者トノ 宇兵衛妻たり同上

博勞町

六日町の末に續き北は瀧澤町に至る其間五町四十二間餘幅五間家數百九軒此町蒲生家の時博勞多く住し故この名あり又近き頃まで此地に毎年馬市あり遠近の人多く集れり今は行人町に移せり東黒川上河原分の地雜はる

寺院

自在院 境内千五百五十歩免除地 此町の西頬にあり福聚山滿藏寺と號す會津眞言四箇寺の一にて江戸護持院の末寺たり相傳ふ應永三十年法印長嚴今の郭内諏訪神社の側に一蘭若を草創し十一面觀音を本尊とし天滿宮を鎮守とすと云其後第九世俊在宗門の義虎たるを以て密家の諸老相招て築波山智足院を領せしむ第十世行翁寺境狭くして衆徒領し難きを憂へ領主蒲生氏郷に請て今の地に移せり十一世尊慶か時秀行より寺産五十石を附せり其頃までは寶器古文書等多く有しか延享中災に罹て烏有すと云今寺領二十石を附し封内の末寺凡十九箇寺あり昔は門五之町にあり寶曆二年より此町に開けり
制札 門を右にあり
客殿 火災の後再建未だ成らず本尊大日

鹽谷雅樂助殿(一字虫喰)兼載

昨日致湯治候先日菊池方便風に進狀候其後細々雖申通度候何方にても無寸暇候まゝ乍存疎略之様候心外候非面者難申述候入道とのへも此よし申度候巨細此森殿に申候間令略候恐々謹言

兼載 花押

大日畫像 一幅紺地金泥にて頗る細畫なり肥後守正容

寄附す

菅神繪縁起 三軸

褒善

孝行者惣助 享保十六年賞して米を與ふ
孝行者久左衛門 享和元年同上
孝行者さむ 金兵衛妻なり同上

鳥居町

六日町の南端より東の方横三日町に至る東西二町一間餘幅三間餘家數三十軒此地昔は伊舍須彌神社の境内にて大なる石鳥居あり文祿中外郭營築の時社地を削り此町を置くと云件は應長十六年の地震に悉く碎け倒れて今礎石のみ存す加藤氏の時杉山某とて市井を司りし者此石往

庫裏 十三間に五間半
鐘樓 境内東の方にあり鐘の徑一尺四寸貞享四年次丁卯十月十五日法印宥山と彫付あり
經藏 鐘樓の西にあり四間四面三方に扉あり中央に輪塔を建て一切經律論を藏む傳大士及普成普建を本尊とす
觀音堂 鐘樓の北にあり二間二尺四面南向本尊梅檀の木像にて毘首獨磨作長五寸餘下に蓮華座あり頭上に十一面觀音を彫る納て厨子にあり
天滿宮 經藏の南にあり當院草創の時開山長嚴今の高久組天滿村より勸請し鎮護の神とす相傳て猪苗代兼載幼稚にして詠歌を好み當院に就て薙髮し恒に此神に祈り遂に連歌の宗匠たるを得しと云兼載か事耶麻郡川東組下に詳なり
鳥居 兩柱の間九尺
本社 四尺四面東向
幣殿 二間に一間二尺
拜殿 四間に二間二尺
寶物
兼載消息 一幅其文如左

來の巷にありて無用の物なり八角の境内に入へしとて人夫をして扱しむるに重くして動す能はず因て側の地を掘て其中に埋みぬ其夜杉山か女子俄に物に狂て口はしりけるは凡有司の職絶たるを繼ぎ廢れたるを起すを以て志とすへきに左は無して年久き鳥居の礎石を埋みそのかみの名残たになくせしと神慮をも憚らず有司の志にも背く之を罰せんか爲め汝か女子の命を斷ち七日の中に土中に埋んと云て猶顛ひ慄き狂ふと甚し杉山驚き中夜に人を馳て彼石を掘出し邊に埒を結廻し其上女子か命恙なくは速に鳥居を造立すへしと祈誓せしか神罰遁難く七日を過すして女子身まかれり爾せしより後人此石を懼れたふとむととなれり又往古より死者を葬るに社前を憚て此町を通さす押て通る者は必其家に祟ありと云

神社

伊舍須彌神社 境内東西十間南北二十一間免除地 此町の北頬にあり祭神は伊弉諾尊 伊弉册尊にて大同二年の創立なり相傳ふ人皇十代崇神天皇元年此神船に乗して天降り銚を此地に投す其銚化して八角の水晶となる因て社を建て伊舍須彌神と崇め宮を號して八角と云又傳ふ銚の落るところを名て銚田と云 今其所を乗る所の船化して石となる今の

制札 門を入て西に有り

寶塔 門を入て東にあり石にて是を造る五層高一丈餘

跗石周一丈餘永徳四年大旦那と彫附あり其餘文字あれとも分明ならず

鳥居 柵立作にて兩柱の間二間餘高二間五尺

銅燈籠二基 本社に行く路の左右にあり各長七尺餘周一丈奥州會津若松總領守伊佐須彌大明神龜鶴山萬切

寺享保三戊戌八月吉祥日治工早山掃部助藤原治次の數字を陰起にす

本社 七尺四面南向神體は深く秘して社僧と雖見こと能はずと云

幣殿 二間に一間半

拜殿 五間に二間半

文珠堂 境内にあり龜福院の本尊を安す

末社二座

稻荷神社 境内にあり

若宮八幡宮 同上

別當龜福院 境内二百五十歩免除地 本社の西につく龜鶴山と號す高野山南谷心南院の末寺眞言宗なり天正の頃阿闍梨

宥繁と云僧當社の別當となり再ひ絶たるを繼げり初は

瀧澤坂の船石是なりと 瀧澤組瀧澤村の條 一説に昔此地に一の龜あり其甲に八角あり故に社の名とす康暦元年葦名直盛鎌倉より下向の後城を小田山に築き安部某をして其地を鎮祭せしめ此神の來由に象て城を鶴城と號し當社を修整して龜宮と名け永命を祈りしと云その頃神宮社僧凡て六員ありて百八十間餘の廻廊を始宮殿の經營も巨宏なり社邊に田圃有て民居連り税を納る所千餘貫に至る 昔八角村と稱せしは 大沼郡高田村 高田 よりも禾三千五百束を收納せしと云大永元年の夏猪苗代氏 何人 事 心詳 黒川を侵す時に賊兵當社を掠立て陣營とす故に社僧皆逃亡す又神主峯岸なる者祝子と争論のとあり宮中に走入り火を放て自殺すここにおいて兩職共に絶え社領を失ふ然れとも高田村の神税三千五百疋は故の如く其他畑錢等葦名氏より若干を寄附し毎年八月十五日の祭禮に供し又十二月二十八日白餅三十枚錢百五十疋諏訪宮よりこれを供し湯本村 南青 木組よりも白幣紙を供せし故猶大廢に至らず天正己丑の亂の後伊達政宗當社の來由を聞き社領寄附等故の如し文祿元年府城修築の時社地を削り今の境内とす石鳥居御手洗等の遺跡いまにあり其後蒲生秀行の時社領五十石を附してより今に至

寶壽院と云何の頃にか今の號に改む又昔は龜を喜に作りしと云

實物

卷物 一軸異形の怪獸を圖せしものなり降魔の圖と稱し尊崇すると大かたならず

金磬 一枚中興宥繁か求しものにて黒川館内寶壽宥繁と云銘あり懸る所の簾に天正八季庚辰九月五日御東館内寶壽院求之權大僧都宥繁と書附あり又舊事雜考天正八年六月の記に八角宮の鐘成り黒川東館之内寶壽院宥繁と銘せし由を書せり今はなし

案するに舊事雜考至徳元年の記に舊くは黒川東館と記せしものあり葦名氏昔は父子東西に分居し小高木 今の小 田垣 今の高久組 の館を東館と稱し幕内 幕内村 或は小館 今の融通寺町城 安寺 今の地なり の地なり をは西館と稱せしなるへしとあり然は至徳元年城築の前は今の小田垣より此邊までなへて東館と稱し天正の頃まで其遺稱ありしにや古文書 二通其文如左

(朱印)
右用所あるによりかんのうのうちなみさくらの地米八駄之所ふうしゆ院へ永代うりわたし申候と更月しんさま御につはいのためかいをかれ候間たとひいか

様之儀候ともまつ代相違あるましく候爲後日 御は
んぎやう申うけあひわたし申候所實也仍如件
天正十四丙戌十二月廿二日

寶壽院

逸見宮内左衛門尉
實能(花押)

一大沼之内入田澤七貫文同おさはの内六貫面壹貫五百
文一せいくわんし分米仁十三駄御荷代物四百文一た
きさはする分三百六十文一いもたに權現分仁貫九百
文一しほい米四ツ一かんなるの内なみさくり三貫文
年貢此外に三貫文役錢に相除候以上右各々宛行所永
代不可有相違仍證文如件
天正十七己丑年十二月十四日

寶壽院

政宗(朱印)

勸進牒 一通今は失へり載て舊事雜考にあれば左に出
す

勸進之沙門

敬白 殊請攀十方檀緣令造營奥州會津八角宮神殿爲
勤行二世安樂大利狀

厥考諸佛出世成道衆生隨類應同六趣群迷指南濟度
利生方便也就中當社尊神者忝三世覺母之能生無戲
論如來之大士也貴哉金色世界之本主一閻浮提之聖
者也昔人王十代 崇神天皇即位元年至仲秋從西天
降來五種靈劍其一落留伊都南又者日光望浮陀洛高
嶺或天臨踰鶴羽嶮岳其形爲八角水精照耀三千國界
是皆和光利物妙用須彌上天分身也奇哉此尊神爲其
應迹宮名八角神奉崇伊舍須彌大明神誠大慈無窮垂
跡諸障魔拂靈神也云彼云此可敬可信厥後人王三十
五代 舒明天皇御宇命長二年來顯希代老翁建拜神
殿低奉幣首從爾以降萬卒傾馳連信敬袖民屋運步凝
渴仰恩云云伏乞垂三寶冥加顯加諸神威力早開成就
懇念嘆者哉依勸進修行旨趣蓋以如斯延德三年三月
十八日本願敬白

稻荷神社 境内東西二間半
南北二間免除地 此町の南頬にあり鎮座の年代を
傳へず修驗界藏院これを司る

褒善

孝行者伊兵衛 元文二年米を與て賞す

杣丁

鳥居町の北に並ひ東は折れ東に屈曲して横三日町に通
す長一町二十六間幅三間家數十軒 紺屋敷及東黒川靈養宮
村石町分の地雜はる

槻町

鳥居町の北に並ひ長一町五十三間餘幅三間餘家數十軒
又この町の中ころより中六日町に通する小路ありこの地
往古大なる槻あり故に町名とせり

褒善

孝行者嘉右衛門 享保二年米を與て賞す

善行者半助 享保四年同上

善行者務右衛門 半助弟なり同上

孝行者善吉 安永八年同上

貞節者たつ 清八妻なり寛政三年同上

堅三日町

槻町の北に並ひ東は千石町の木戸より西は甲賀町に至る
長四町四十一間餘幅四間餘家數十軒昔は此町にて
三三の日市立あり故に名く或は此町も天正中本郷村よ
り移れる所とも云

褒善

次郎左衛門 刀室を塗て世を渡れり或時父風と家を出て
行方を知らず次郎左衛門大に驚き此彼を尋しに遁世し
て鎌倉にありと聞き家の賢を母にあたへ暇を乞て尋登
りしに武州杉戸の驛にて父の松島の勝を見んとて三人

同行して下れるに遇ふ次郎左衛門涙を揮ひ行末を尋來
るよしを云と一ひ誓て家を出たれば汝は歸て母を養ふ
へしとて拒みしを同行の僧其孝心を感じ松島より相伴
て家に至るへしと約す果して父程なく歸り孝養を盡し
けり又外に嫁せし姉蹇となり稚子を具して離縁せしに
三十七年の間よく介抱し稚子七助をも育ひ家を分しか
多病なれば彼か相續のことまで扶助せしとを元祿三年
米を與て賞せり

五右衛門

父終て母のみあり常に酒を嗜みしかは買置し
かまた氣遣はんを恐れ兼て近隣に酒錢を託し彼か贈
れるさまして羞めしとを若し宴席に赴けは纔の物をも
包み歸り母或は宅に出るときは自ら背負て往返し冬は
雪舟に載せ引行くこと常なり又床をは夏は涼しくし冬
は温にし二便にも必伴へり母病に染し後は汚れの器を
も人手に懸けず湯藥心を盡せり死して後は厚く喪事に
事を修め死生共によく事へければ元祿四年賞して米
を與ふ

本郷町

堅三日町の北に並ひ東は行人町より西は中六日町に至る
長五十九間餘幅四間餘家數十軒この町も本郷村より
移せる所故此名ありとぞ

褒善

佐五右衛門 弟を佐五兵衛と云共に律義なるものにて人と交はるに實をもてし家貧しけれども食する心なく道を正し掟を守り母に事て孝行なり出るにも歸るにも必ず母に告げ菓子などを求め茶をすすめ世の中の事など細かに語り夜は草子など読み聞かせて其心を養ひけり常に兄弟の間睦しく物観ることあれば相譲り終には往かすして酒酌かはして母を慰めしとそ元文元年兄弟の者を褒賞して米を與ふ

中六日町

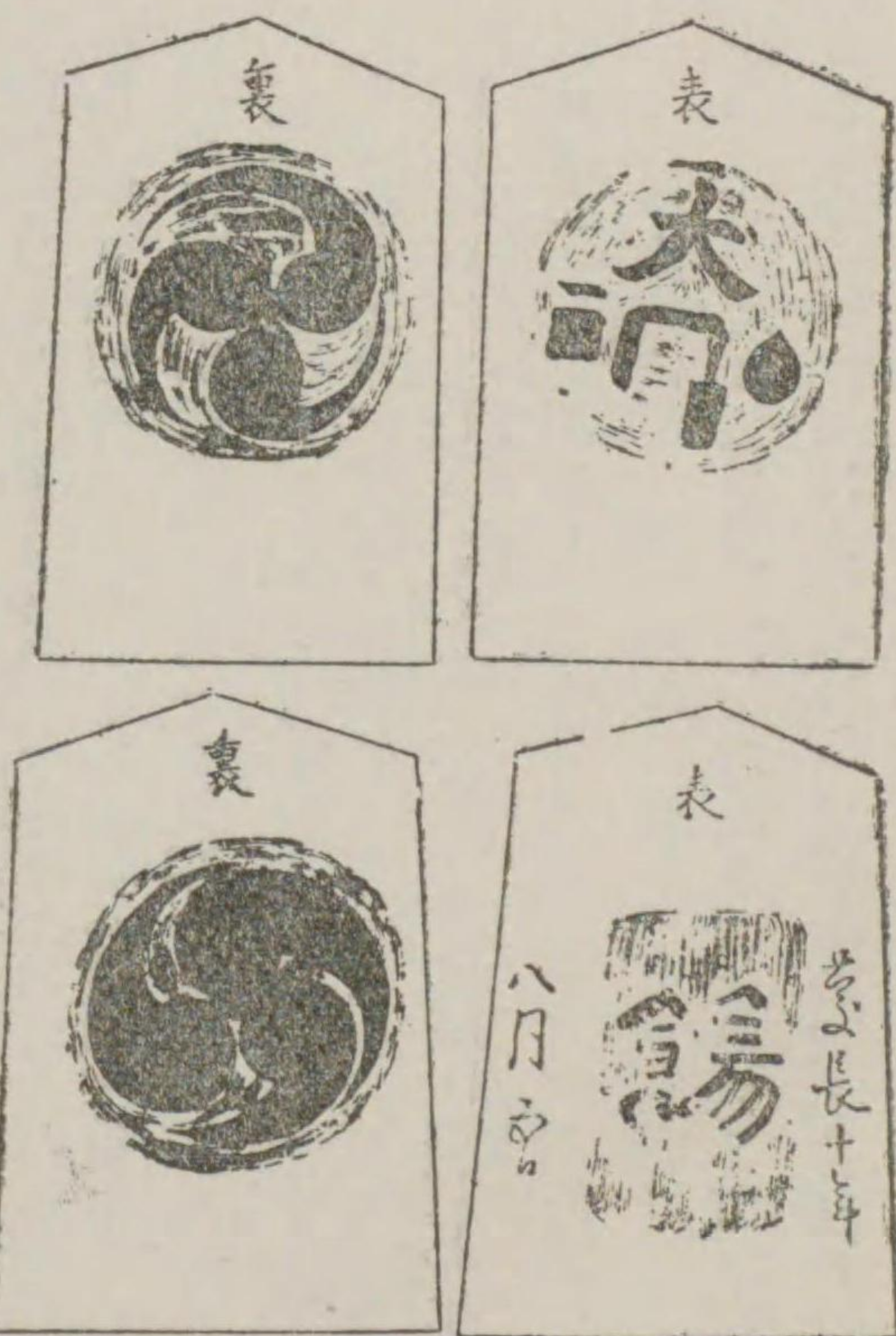
博勞町の東に並ひ南は本郷町より北は瀧澤組町に至る長四町二十七間幅四間家數九十九軒

舊家

五郎兵衛 長谷川氏にて此町に住り世次の初を傳へす世錫を商ひしと見え家に蒲生家より與へし焼印の板札二枚を藏む今も錫を煉て齧出す板札の圖如左 (下圖)

褒善

孝行者ちよ 宇兵衛妻なり享保十二年米を與て賞す
孝行者七郎兵衛 安永三年同上
孝行者大谷市作 此町の名主なり安永六年同上
同のよ 大谷市作妻なり同上



善行者宮森伊左衛門 寛政六年米同上

野伏町

本郷町の北に並ひ東は行人町より西は甲賀町に至る長二町五十六間幅三間家數二十五軒中六日町より東を上野伏町と云西を下野伏町と云もと本郷村岩崎の城下に在て弓組足輕の居なり故に此稱ありと云文祿に此に移せるにや若くは天正中盛氏岩崎より還りし頃移せしにや其詳なることは知す

寺院

圓満寺 境内八百七十歩免除地

此町の北頬にあり薬王山と號す醍醐松橋無量壽院の末寺眞言宗なり相傳ふ天文二年權大僧都宥元と云僧開基す其後何の頃にか院宇敗毀し殆ど廢せんとするに至れり時に宥繁と云者力を竭し頽廢を修理し堂塔を再建し舊觀に復せりこれを當寺の初祖とす本尊大日客殿に安す

藥師堂 境内にあり

褒善

善行者藤七 寛政五年褒善して米を與ふ

中六日町横丁

野伏町の北に並ひ東西一町四十八間餘幅三間餘家數五軒故に五軒町とも云

寺院

滿福寺 境内百九十八歩年貢地二百十三歩免除地この町の南頬にあり如意山と號す博勞町自在院の末寺眞言宗なり蒲生氏就封の始秀連と云僧此地を請て當寺を開けり本尊大日客殿に安す

舊家

中條道辰 此町に住し刀鍛冶を業とす其先を長俊と云三善藤四郎政長か弟子なり其子長重も又政長に隨て學びぬ長重か子道辰早歳にして政長か子長道か門に入り元

祿十四年京師に赴き伊賀守金道に就て奥秘を究むと云其後自ら造るところの太刀を朝廷に献し若狹守に任せらる歸郷の後月俸を與へ家人の列に次せしより今に至て猶道辰と稱し其業をつけり若狹守道辰に賜所の宣旨今に傳て家珍とす其文如左

上卿 樺笥中納言

元祿十四年五月七日宣旨

藤原道辰

宣任若狹守

藏人頭左近衛權中將藤原隆長 奉

褒善

五右衛門妻かむ 節地を織て姑と夫とを養ふ姑僻みて種種の好みを云しにかむ衣類を賣り又自朝夕の食を減し五錢十錢を餘しおき母の望に供せんとを計れり常に燈油さへ乏しく姑の寢し間は減しおくほとなから姑茶を好みしかは夜ふけにもこふときは必進め夫婦も共にのみて慰めけり又寒夜には臥所を暖め或はそひ寢をなし衣濡しは已か衣をぬきて着せしめ嬰兒を養ふとくせり五右衛門も近頃多病になりしに二人を養ふと至れりと

て元文五年褒賞して米を與ふ

堀江町

東黒川蠶養宮村八角分の民居にて中六日町横丁の北に並ひ東は行人町より西は中六日町に至る長一町十間幅四間家數三十一軒寛永十八年に置き堀江某と云者をこの町の長とせし故名くと云昔は遊女町にて繁華の地なりしか當家就封の後之を止めり即蠶養宮村八角分の地なり

褒善

孝行者善太郎 天明六年米を與て賞す

横三日町

六日町の東に並ひ南は三日町口の郭門より北は堅三日町に至る長二町三十四間餘幅五間家數五十九軒昔此町にも三三の日に市立あり故に名く

褒善

孝行者權次 明和二年米を與て賞す

行人町

横三日町の北に續き末は瀧澤町組町に至る長四町三十五間餘幅五間家數六十五軒東の方に小路二條あり南の小路は東名子屋町に通し北の小路は田間に通す文祿の頃行壽と云行人この地に住せし故町名となれり此町に年々馬市

あり蠶養宮村と八角分の地雜はれり

神社

稻荷神社境内九尺四方免除地

此町の西頬にあり神體は木像長八寸八分究て古物にて耳目鼻口の形も朽てさたかならず三蒲義連隨身の像と云相傳ふ義連當郡に封せらるるに及ひ赤沼内膳と云もの跡を追て鎌倉より來る義連これを善し此神體を附與し社頭を建立し内膳をして神職たらしめ神田許多を寄附せしと云自來赤沼稻荷と稱し士民の尊崇他に異なりしに星霜移りて漸漸に衰廢し伊達氏兵亂の後には愈荒廢せり文祿中蒲生氏市街を改めし時行人行壽其來由を訴へしかは即再興あり今に赤沼稻荷と稱す鳥居あり武石隱岐か司なり

褒善

彌右衛門 父は桶結にて日毎に市中を回れとも其業なく

空く歸ると多し彌右衛門八九のころよりこれを憂へ篩地を織る事を覺へ纒の賃錢を得ては酒を買置き父歸れば必勤めけり稍長するに及んで他に出れば多く賃錢を得れとも父母の側を離るるを厭ひ古業をもてかすかに世を渡れりされとも珍味初物は買求て勤め價貴き品は心を痛んことを恐れ隣家より贈りしとて是を供せり父

は七十に餘りて耳遠く母も六十餘にて腰膝冷へ夜も寝かねしに力を盡して能く養ひ一人の姉他に嫁して貧かりしをも心をはこひ陸しかりければ明和四年米を與て賞す

善行者森惣兵衛 延享二年同上

善行者藤吉 明和五年同上

善行者金田彌野右衛門 安永三年同上

孝行者新六 安永八年同上

孝行者森惣兵衛 同上

孝行者傳吉 同上

褒行者文吉 天明七年同上

忠義者つる 金左衛門妻なり寛政元年同上

南横町横

三日町の南端より東に折れ臺町に至る長二町幅四間家數三十六軒

褒善

山川十助 此町の酒屋にて弟を十三郎と云ともに孝心深く兄弟の間睦しく十三郎は下男とひとしく働いて兄の家業を輔けり曾て父重く病しに兄弟側に在て朝夕の食事二便の取始末まで奴婢の手觸れしめす常に夜深れば愛宕羽黒の山に詣て病を祈りし甲斐ありて辛うして蘇

れりされは十三郎か人柄を聞き聲に取て家を譲ると云者あれとも兄にそへて孝養を盡さんとて肯はずさらは外より妻を迎ふへしと云へは下使の内一人省て其かはりせんほとものものを迎へんとて頓て娶りしに富る者の娘なれ共夫に倣て飯炊水汲の業をもなし親族に睦しかりしとそ安永七年兄弟のものに米を與て賞せり

孝行者平三郎 寛政五年同上

孝行者ちか 平三郎母なり同上

孝行者ふさ 同人妻なり同上

屋敷町

南横町の北に並ひ長一町五十五間餘幅三間家數二十六軒そのかみ蒲生氏郷の老母居住せし屋敷の趾故町となる舊事雜考には彼徒を居きし由書せり今その時の用水なりとて井中を水底より石にて疊み上げ布を着せ黒漆に塗れる古井あり寛永の頃までは土屋敷ありしか改て市店とせり又加藤明成の時杉山某と云者此地に一寺を建立して杉林寺と云後杉山罪を得て蟄居し寺も亦毀たり寺蹟詳ならず

褒善

孝行者いね 盲人官都女なり文化二年米を與て賞す

愛宕町

屋敷町の北に並ひ長一町三十九間餘幅三間餘家數三十三

軒この町城東慶山村南青木組愛宕山に通る道にて別當金藏院世世ここに家居すゆえに名けり此町の中程より北の方堅三日町寺町をへて東名子町に出る小路あり

褒善

才右衛門妻とよ 夫癩疾に沈みしをよく養ひ扶け又老たる祖母の痛く歎きしを色色に云慰め十年あまり身一つにて人の衣を洗ひ或は篩地を織て營としよく孝養を盡せるにより安永七年米を與て賞せり

孝行者山口長左衛門 文化二年同上

阿彌陀町

愛宕町の東に續き千石町専福寺前通に至る長五十八間餘幅三間餘家數二十五軒昔いつの頃にか阿彌陀堂ありし故町名とせしと云

褒善

貞節者つき 六右衛門妻なり安永年米を與て賞す

臺町

南は從町願成就寺前通の末より北は阿彌陀町の角に至る長一町二十四間幅三間餘家數十七軒地高の處なる故名けり又屋敷町より北の方を淨光寺町とも云昔井上淨光寺此地にありし故名けり

寺院

藥師堂境内東西二十五間南北三十間免除地此町の東類にあり三間半四面南向縁起を按するに至徳元年葦名直盛小田山城營築の時鎌倉より移し城中の鎮護佛とし寛永十四年内郭修理の時瀧澤組瀧澤村八幡宮の側に移して別當延壽院四世秀純に屬して奉持せしむ正保三年秀海か時訴る旨ありて境内に移し世別當職たり

別當延壽院 本堂の西にあり一城山と號す醍醐三寶院の末寺眞言なり開山を亮圓と云慶長六年蒲生秀行再封の時密宗の僧侶八人をして國家安全を祈らしむ亮圓其一なり是に於て今の道場を開き蒲生家より寺産五十石を附せりと云二世亮榮宇都宮正福寺に移住して寺産を失ふ始は延命院と號せしか第四世秀純か時今の號に改む

善褒

孝行者喜太郎 明和七年米を與て賞す

寺町

堅三日町の北に並ひ東は餌指町千石の末より西は行人町に至る長一町三十八間幅四間餘家數二十八軒この地住昔寺院多し故に町名とせり

寺院

眞龍寺境内二百五十一歩年貢地二百九十五歩免除地此町の北類にあり京師西本願

奥州會津若松如空山本覺寺第十二世現住心蓮社良專比丘謹誌と彫付あり

褒善

加津右衛門 家貧しく母に事て孝なり母嘗て彼か妻を求めしに迎る妻もし心よからずは母の心を痛しめんとて從はず常に母の好む者は必求め其價を知らしめす又親族の内へ行んと云へは雨ふる日には負行き又時をはかり迎へに行とを常とせり斯く貧けれども冬夏の衣見苦からぬ程にまとはせ已六十に過るまで懈らず事へしに

褒善

文吉妻さよ 此町に家かりて住めり子二人あり夫は鍛冶を業とし僅に世を渡りしに近頃病に臥し其職なし難く今は烟の絶んとせしをさよは晝は篩地を織其賃錢を齎し暮に出て其日の味噌米薪を買求め歸て食を調し夫に羞めけり近隣にて府金をも乞ふへしと云しを如何に身を苦むるとも夫に事るは妻の道なり他の救を請へきにあらずとて愈貞節を盡せしとを娘のなか幼けれとも能く母の志を承繼き孝養厚かりしかは寛政三年さよを賞して米を與へなかも町奉行の署に於て褒美せり

孝行者りむ 六十郎娘なり享保十年同上

孝行者勘右衛門 寛保二年同上

寺の末山淨土眞宗なり天正のころ河井某と云者菩提心を發し攝州大坂に赴き本願寺顯如に就て髪を薙き名を慶善と改め晝像の本尊一幅を請受て歸り小庵を結て住すこれを當寺の開祖とす二世慶順しはしは京師に住來し寺號及顯如か影像木佛の本尊等を得て歸り勤行益怠るとなく相續て今に至れり本尊彌陀客殿に安す背後に慶長九辰年九月廿三日奥州會津郡後町眞龍寺と書せり又鐘一口あり徑二尺五寸寬延三庚午歲仲冬廿五日願主當舍第六世釋稱慶冶工早山清左衛門藤原伊次と彫付あり

本覺寺境内七百八十歩年貢地六百九十歩免除地眞龍寺の西に並へり如空山と號す下野國眞壁郡大澤圓通寺の末山淨土宗なり天正の頃洛陽東山禪林寺の弟子空山と云僧大沼郡羽黒城下三日町橋瓜に一字の小刹を建立す文祿の初氏郷市街宅地を定るに及て諸檀越と共に府下に移り後空と空圓と云僧相續て住せしか幾くも無して院宇破壊し再ひ修理する者なし元和四年の秋下野國小倉圓充寺の僧良乗と云者この地に來り忠郷の命に依て當寺に住し廢れたるを再興せり是に於て如空山本覺寺と號す故に良乗を第一世とす其後世相承て今に至る本尊三尊彌陀客殿に安す鐘一口あり徑二尺三寸餘于時元文五庚申年五月日

孝行者傳次天明七年同上

東名子屋町

寺町の中程より北の方田圃に出る通なり長一町十三間幅
三間家數十七軒八角分の地
倉屋敷 この町の末にあり家人に給する倉米を藏む

寺院

妙音寺境内東西三十六間南北十八間免除地此町の東頗にあり天台宗福徳山と
號す郭内延壽寺の末山なり開基の年月詳ならず船事雜
考元龜二年の記に若松福徳山妙音寺遺記に元龜二辛未
覺仙法印書すと云書付あり又當時談議所と稱せし由を
書せり今はなし今客殿の側に板戸二枚を遺せり大和人
形の畫にて挿刀衣服の製など大に今と異にして極て古
畫なり本尊釋迦客殿に安す
觀音堂 境内にあり

褒善

孝行者彌助 享保三年米を與て賞す

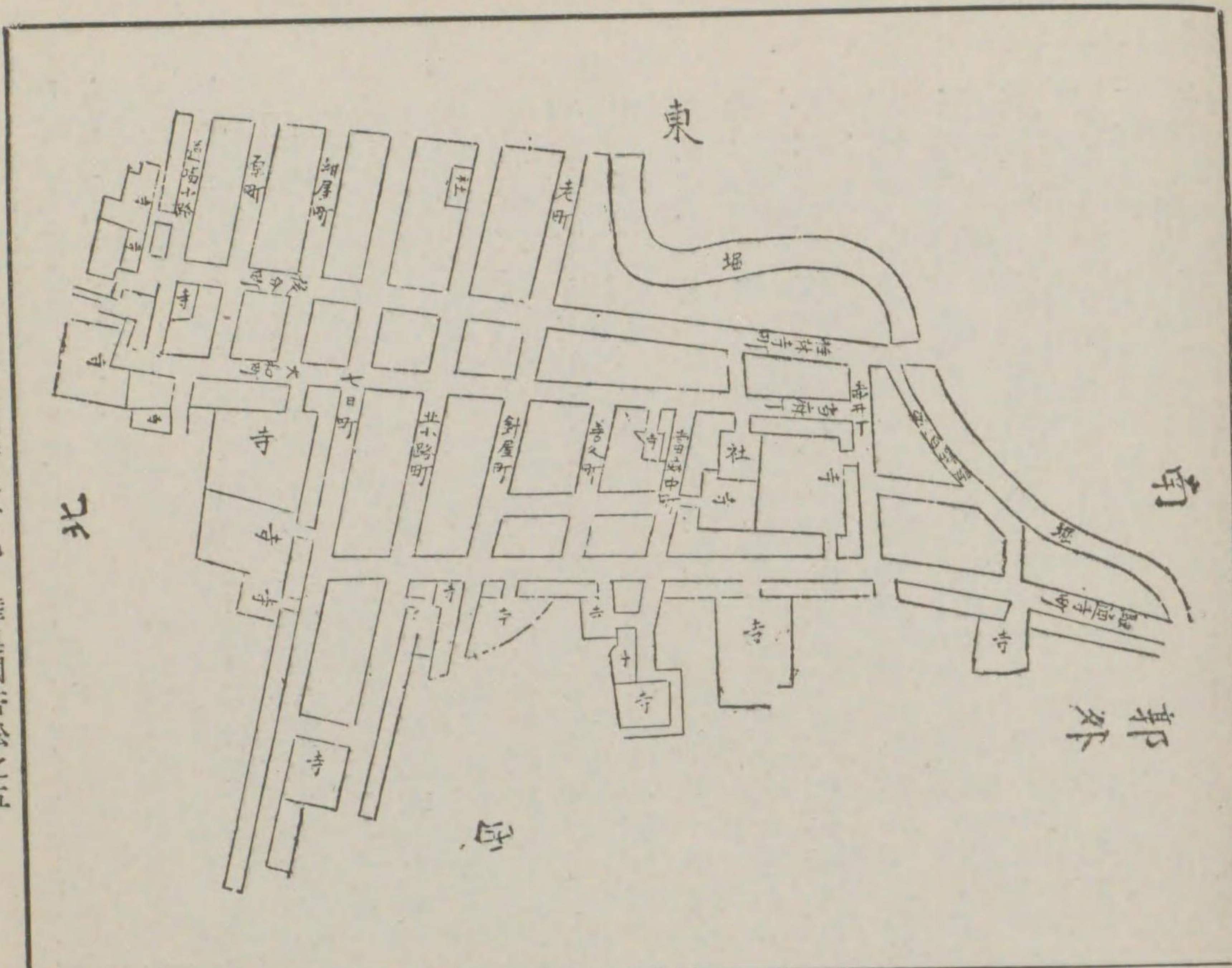
孝行者金次郎 享保十六年同上

組町

東名子屋町の末より東に行く通にて足輕同心の居なり長

五十七間餘幅九尺家數二十四軒北は倉屋敷にて東南は
田圃なり又此町より南に出る小路あり此邊を北花畑と稱
す近き頃置く所なり
角場 此町の東端にあり

新編會津風土記卷之十八終



新編會津風土記卷之十九 陸奥國若松之五

新編會津風土記卷之十九

陸奥國若松之五

- 郭外
- 下町 シタマチ
- 老町 オトナ 北小路町 キタコウジ 七日町 ニチカ 紺屋町 コンヤ 原町 ハラノ 道場 ミチバ
- 小路 コウジ 桂林寺町 ケイリンジ 後分町 コノブン 諏訪四谷 スハヨツヤ 赤井丁 アカキ 當 タイ
- 麻丁 マ 大和町 ヤマト 融通寺町 ユツウジ 西名子屋町 ニシナゴヤ 當麻中町 タイマナカ
- 針屋町 ハリヤ 善久門 ゼンキウ
- 下町 シタ
- 老町 オトナ

大町を除き西の町々を總て下町と稱すまた桂林寺町より
以西は郭内諏訪神社の後に當る故後町とも稱す

大町の南より西に折て末は大和町に至る東西二町三十二間幅三間餘家數三十一軒

舊家

川副勘左衛門 其先近江源氏にて備中守時親と云もの近江國神崎郡川副を領せしより子孫因て氏とす明應の頃裔孫に新太郎連頼と云ものあり室町家に仕て伊賀守に任せらると云 永祿八年五月十九日三好松永か亂起て後曾孫勘解由頼源浦生定秀の幕下に屬し近江國箕浦の合戦に屢定秀の危を援ひ遂に淺井か兵を破りしと云其子政信故ありて勘氣を受け籠居して死せり因て氏郷勢州に移封の時も一族従はずして本國に駐れり政信男子四人女子一人あり長男を長右衛門初久八と稱す重良と云浦生秀行の招に應し會津に來り岡半兵衛重政か姉を娶れり今に重政か墓半兵衛町極樂寺にありに彼か家にて香花を供するは是を以なりとそ次男を平左衛門初小八と稱す信充と云三男を三大夫初喜八と稱す 政國と云上杉景勝に從ひ羽州長谷堂の合戦に打死す四男を作吾政慶と云初筑州に至り黒田家を干し後仕を辭して會津に來る女子は徳子と稱し豊臣家に官事せり是等の因にて天正中諸役免除の書を與へらる重良か子を源六正勝と云子孫上杉浦生加藤三家に歴

仕し耶麻郡熊倉組熊倉村を領せしと見え其村の肝煎赤城長五郎か家に彼か租税を受取りし時の書を藏む熊倉村の條下を併見るへし加藤家石州吉長に移りし時彌平次政度と云もの浪人し此町に住せしより相續て今の勘左衛門政方に至りしと云

寶物

太刀一口半より折れしものにして國□と銘あり下の文字明ならず

古絹 一枚四尺四方計淡黄に白紋あり所所に血の染し痕見ゆ往時戰場にて首桶を裏みし者と云 豊臣家文書 一通其文如左

各々儀諸公事に令免除候之間可成其意候也仍如件 天正十貳 七月十日 筑前守 秀吉(印)

徳 母儀

河副久八とのへ 同 小八とのへ 同 作五とのへ 同 喜八とのへ

消息 一通兩邊は缺て完からず左に出す

一祖父川副源五郎と申候本國近江知行所高島郡但硯石

出申所にて御座候源五郎兄と知行之堺論いたし兄打殺申候就夫信長公かかんたうを仕法體いたし宗夫と申候其後下野殿に三年御扶持方申請其以後常陸佐竹吉信か扶持方請あれにて病死仕候其節拙者親七ツにて御座候故卒人仕候成任親に傳置不申候故親類尋可申様無御座候而罷有自然御先祖之御本國近江に而御座候てたとへつゝき不申共御床敷御座候間いつそ懸御目御物語承度御座候川副彌五兵衛殿と申仁會津に御座由承候とも右之仕合故于今尋不申候

川副清右衛門尉

褒善

勘助 父死て家傾き母と兄弟一所に此町に店借りかすかに世を渡れり叔父産業のために耶麻郡小荒井村に往きし時勘助にも其業を見習はせんとて伴ひ行きしに述にて兄病を受しかは母は親里に返し兄をは叔父の家に取りんと親族相謀れるを勘助僅十五歳なりしに斯く二人を別ち居かは母の思煩はんと安からず如何にもして一處にあり心計の孝弟を盡さんとて家に返り日ごとに村里に出て商をなし暇あれば麥粉を挽て營みの扶とし能く母に事へ長病の兄を養へるにより寶曆七年賞して米を與ふ

久兵衛 一人老母のありて中風の病に臥せしか妻と共に扶け養ひ奴婢多けれとも二便の穢まで自ら取をさめ朝に手洗ふ水を捧け夕に足すすく具を進め夜は寐入まで付そひて物語せり常に温泉に行んと云へは背おひ行き冬は寒に傷られんを恐れ樽をもて温泉をとりよせ風呂にたきていらせしとそ又叔父の惣右衛門か家に住みし祖母にも日毎に行て安否を問ひ米錢を送て急を繼しと云寶曆十年同上

貞節者まさ 八郎右衛門母なり延享四年同上

孝行者林兵衛 寛曆十年同上

善行者川副勘左衛門 明和五年同上

北小路町

老町の北に並ひ末は西黒川小黒川分の地に通す長六町五十間餘幅四間家數百三十八軒半 商家宅地の割餘を一軒に充課役を弛む桂林寺町 末は小黒川分の民居に續く即小黒川分河原町等比例に同じ 耶麻郡慶徳組耶麻郡慶徳組長三十一間幅三間家數五軒北小路四谷と云 新宮村に此町と道場小路紺屋町はもと 彼地にありし由を云傳ふ 秤座 此町の南頬にあり中村五左衛門と云守隨彦太郎か出座にて奥州一箇所の秤座なりとそ

神社

稻荷神社 境内東西三間半南

北七間半免除地 此町の北頬にあり草創の年代詳ならず相傳ふ往古此地に里人多く集り刈稻を商ひし故稲座明神と云慶長の頃までは社木に楓の大樹ありしか火災に逢て枯失せしと云鳥居あり安養院司なり

寺院

安養院 境内東西十三間半南

北十二間半免除地 稻荷社の境内に續く山號を稻座山と云醍醐遍知院の末寺眞言宗なり開基の年代詳ならず初は郭内延壽寺の地にあり慶長中蒲生秀行より寺領五十石を與て祈願所とし忠郷の時今の地に移ると云領寺なし本尊觀音客殿に安す

觀音堂 境内にあり

長福寺 境内百三十三歩年貢地 此町の南頬にあり萬松山と號す上野國白井雙林寺の末山曹洞宗なり慶長三年守應と云像開基す本尊釋迦客殿に安す

觀音堂 境内にあり堂中に姥神の像を納む

能野三所宮 境内にあり災に罹て再建未だ成らず

舊家

小池傳吉 世世此町の檢斷を勤む先祖は清和源氏にて小池左近源實利とて甲州小池郷に住し武田信玄に仕ふ實利か長男を實次と云初藤七と稱し後修理之介と改め會

津に來り葦名盛氏に仕へ弓大將となる其次を外池信濃と稱し又其次を内池備後とて二人共に蒲生氏郷に仕へり女子は金上遠江守盛備に嫁せり盛氏自筆の文書を以實次に宇地を與ふ是より此町に住し子孫相傳て今に至り盛氏會て其宅に宴し三階の樓に登り歡のあまり筆を授て北大樓と云額を題す盛氏修理大夫なるにより改て歌之丞と名乗るへき由を命す此時實次貞宗の短刀を獻せりと云盛隆の時に至り故有て仕を辭し南山榎原郷に蟄居する事八年蒲生氏郷封に就て信濃と備後かゆかりにより其名を聞き及て之を招くされと實次は盛氏の恩顧厚かりし故仕る事を願はず固く其聘を辭す此時氏郷より日月を彫たる硯と三足の蟾蜍の水滴を與へり今猶家嗣子雅樂之丞實忠仕て代官たり實忠死し弟雅樂之丞實家嗣て仕へしか蒲生家絶て浪人し其子傳吉實明加藤家領知を收公せられし時台命ありて諸士の家宅を引受漆蠟の府を守らしむ因て官より廢俸を賜りしと云當家入封の後家資を以て新田二百石の地を闢きし功により寛文七年に知行百石を與へ丁夫五人を率ひ戎事に従ふへきよしを命せり是より今に至て其子孫絶へす此所に住し檢斷を勤む盛氏の文書一通を藏む其文左に載す

其方屋敷之事うしろ町に可遣候請取早々使に被越可
在候左候は、合可遣候かしこ

止々齋判

小池方へ

赤城惣兵衛 其先藤原氏にて波多野氏部大輔經秀か後なりと云永正の頃赤城勘解由忠頼と云もの始て上野國赤城に住し後流落して此國に來り葦名氏に寄食し河沼郡野澤組夏井村に住せり其子玄蕃忠清中村備中忠義と云者の家を繼ぎ即夏井村に住し氏を夏井に改め其邊の河井東羽賀及耶麻郡西海枝荻野等の十五箇村を領し葦名氏に屬し天正十七年義廣奔敗の後浪人せり其時伊達氏の與へし文書ありなし忠清か子惣兵衛是忠氏を赤城に復し此町に住居す其子瀬兵衛是村と云もの此所の名主となり相續て今の惣兵衛方敬に至るまで五世なり

褒善

藤右衛門 父は石井平右衛門とて加藤氏の代或士の家來たり寛永中城主所替の刻逐電す其妻せん方なく子を俱して町の此藤右衛門と云者の許に再嫁す子成長の後繼父の名を襲て藤右衛門と稱す母老て病に伏し我身も中風を煩ひしに疾を勉て孝養し寒温を節にし臥床二便の

始末まで人手に懸けす夜も傍に臥し居て介抱し朝は早く起て手水を奉け食事も傍よりやしなひ食後茶を進め畢て後子の忠右衛門と食するを常とすされは次第に貧しくなり糧乏きときは老母にのみ食せしめ己親子は食せざることも多かりしとそ元祿十五年賞して米を與ふ

赤城惣兵衛 此町の名主にて勘解由忠頼か五世の孫なり父母に事て孝なり召仕ふ者多けれとも飲食湯沐自ら供し夜は枕もとに在て四方山のこと語り慰めぬ嘗て父の願にて温泉に近き天寧寺町に移せしに日毎に行て安否を問ひ萬の事に差圖を受しかは父も其勞を思ひ又本の家に歸れり其後は請て箒に乗る事を許されけり又目うとくなりては座中の歩行も必立添ひ殘方なく老養せり病革なるに至れば母をはまつ弟の家に移し衣帯を解かず夫婦側に在て看病し暇あれば必行て母の安否を問ひ父死て後葬祭を營み畢れば晝夜母の許に通て孝養せり其下に接するに善を進め惡を退け慈愛深く孤獨の窮民を救ひし事もまた多し享保四年褒賞して米を與ふ

小池傳吉 此町の檢斷にて實次か末孫なり少より父母に孝あり家豊なれとも家風の淳素著しとて數數褒賞にあつかれり常に書き讀ことを好み近里の童を教導き上を

重し下を恵み子弟の如くいさなひければ人も亦父兄の思をなせり其母に事る飲食は寒温を節し寢所は安からんとを欲し僮僕あれとも彼か手をからす如し出ることあれば妻子に向て母の事をいませしめおき歸ればすくさま母の前に出てさきさきのこと委しく語り時をも移せしと云又雨ふる日徒然なるをりは彼の學童を聚て種々の物語に母の心を慰め其篤孝人の美談たりしかは天明七年米を與て賞す

善行者渡部莊右衛門 天明八年同上

ナメガ 七日町

北小路町の北に並ひ大町札辻より西に往く通にて越後出羽兩國に通る街道なり旅籠屋多し長七町十六間幅四間家數百四十九軒西に小黒川分の民家連る七日町四谷と云長一町十二間幅三間餘家數二十軒即小黒川分町末より八町一間高久組高瀬村に界す又此町の末より北小路町に出る小路あり

寺院

常光寺 境内東西五十六間半

南北五十間免除地 此町の北頰にあり山號を松林山と云比叡山南光坊の末寺天台宗なり開基の初詳ならず舊事雜考に永和四年黒川淨光寺建と記し當寺の事なるへしと云へり初は律宗なりしか後眞

言宗となる元和中成秀と云僧又台家となり僧正天海に謁して叡山の直末となる因て成秀を中興とす本尊彌陀客殿に安す成秀護持の像にて古物なり

寶物

元三大師像 一軀尊敬法親王寄附長二尺二寸の座像なり如意輪觀音像 一軀行基作と云傳ふ長二尺五寸五分不動像 一軀日光山大樂院寄附なり長一尺六寸五分僧正天海文書 一通直末免許の狀なり其文如左

會津黒川今號若松常光寺雖爲大乘律近年紛亂之間屬舊規度之由就訴訟稱山門直末自今以後彌以御門流之顯密相續不可有怠慢之旨宜令承知者也
元和九癸亥年四月廿四日

山門探題大僧正天海判

吉祥院 境内東西二十四間南
北二十五間半免除地 此町の北頰にあり博勞町自在院の末寺眞言宗なり長命山と號す越後國の僧弘信と云者此地に來り慶長六年此寺を建つ本尊地藏客殿に安す地藏堂 境内にあり地藏像長一尺七寸又外に長一尺五寸の地藏あり此像もと當寺の西に堂を建て其内に安す何の頃にか廢して此に移せり共に古物なり

阿彌陀寺 境内千四百三
十四歩免除地 此町より北小路に通する小路にあり正覺山と號す下野國眞壁郡大澤圓通寺の末山淨土宗

一之町の條下
りと云と併見るへし

褒善

傳右衛門 彌右衛門甚左衛門とて二人の弟あり共に孝心深く二親の寢食に力を盡て奉養せり前に二人の弟に妻を迎へ家屋敷をも求め與へしか其儘に同居し兄の家業を助け何れも子數多ありて一家に十六人住しに能く和順し共に孝養を盡しければ享保二年兄弟三人を賞して米を與ふ

太右衛門 塗物を商て渡世とす母は別家に居しに毎朝往て安否を問ひ歸路姉のもとに過て告げ知らせ歸て佛前の勤を畢て食するを常とす其後母を迎へとりしか歩行叶はされは剛の扶まで必附そひ奉食せり又兄に太郎右衛門とて肴問屋あり彼等夫婦うせて其子生活に苦み家屋敷まで失ひしを遺憾に思ひ己か田畑をも質に入れ宿債を償ひもとの肴問屋となせり其外近里の貧しき者にも金錢を假與へ急を贍はすこと多かりし故寶曆十三年同上

周懿 此町に住し醫を業とし母に事て孝行なり母年老て積聚を患へある夜氣絶て氣附を用ひしに手も洗はず藥を進めしは不敬なり老たる親を養ふには心あるへしとて寢る時右の手を懷にせず二十餘年臂枕して臥せり母

なり開基の僧を良然と云眞壁郡の産にて本州安積郡郡山村普通寺に住し疾あるにより療治の爲め會津に來り數年寓居せり蒲生秀行の家臣倉垣某と云者會て良然と方外の知己なりし故秀行に請て慶長八年に此地に開けり其時倉田某近江國より來り此郷に家居せしか資財を出してこれを助く佛殿衆寮方丈小院巨麗にして皆備れり是に於て圓通寺の末山となり元和四年龍象一百三十餘員を集て大法會を設く四月より七月まで法間を修行す今に至るまで相傳て淨門の盛事とす良然後に見性寺を開て隱居せり其後當寺火災に焼亡し佛殿衆寮舊の如くならず唯彌陀の靈像のみ傳て客殿に安す良然護持の物と云

稻荷神社 境内にあり

觀音堂 同上

供養塔 二基共に境内西北の隅にあり一基は奉納大乘經一萬部所慶長九庚辰年新寺成就と彫り又中程に祐の字を鐫る一基は奉納大乘經五千部所慶長九庚辰年七月二十五日庫裏成就と彫り又中程に心の字を鐫れり一之町倉田藏之丞か先祖新右衛門爲實夫婦の爲に建しものなり此東に元和九年の五輪二基並へり文字分明ならず爲實の子新右衛門爲充夫婦の墓なり

床に臥して後は一月餘り晝夜暈を交へず常に好める酒をも飲まず介抱せしか終に失せぬ哀傷の深き吊ふ者涙を墮さざるはなし一年の間は魚肉を絶ち頂を剃らず寢間をも異にし墓詣の外は他に出てす斯る實行の者なれば安永四年周懿年八十三歳の時褒賞して子の彌右衛門に市人の名乗られ苗字を許し小野氏を稱せしめき

七日町の北に並ひ大町より西の方大和町に行く通なり長二町五十二間幅四間家數四十六軒そのかみ此町に紺搔多く家す故に名く

褒善

菅次妻いち 此町に借屋して住る者なり夫は罪ありて三年さきより禁獄せられしにいち晝は人に雇はれ夜は裁縫して賃をとりまた山に行て薪を樵り二人の子を養ふ總て獄につなく者の食は府より與ふる事なるにいち力の及はん限は自ら養はんと請ひ常に夫の好める物を調し子を負ひ娘の手をひき或は隣家に託して食物を持運ふと一日も缺となし近隣の者度か貞節に感し金二分を與へければやかて古衣を求め洗ひはりて夫に着せしむ親里にて稚き子をは引とり夫を扶持すへき米をも贈るへしと云にいかなる苦をなすとも夫の罪ゆるさるまでは食をも續んとて肯はずかくて菅次か罪徒罪に定りし後折々食を調して贈りしと云寛政三年褒賞して米を與ふ

忠義者新左衛門 享保四年米を與て賞せり
善行者ツル 甚左衛門妻なり寛保元年同上
善行者勝右衛門 明和元年同上
善行者與三郎 明和五年同上
孝行者虎吉 天明四年同上

紺屋町

悌順者彦右衛門 享保十二年同上
孝行者久右衛門 延享三年同上
孝行者新左衛門 天明七年同上
貞節者よし 又兵衛妻なり寛政三年同上

原町

紺屋町の北に並ひ長二町五十三間幅四間家數五十二軒そのかみ此を關きし時此地葭原なりし故町名となりしと云

舊家

國安太吉 姓氏の出る所を詳にせず先祖を清太郎光國と云近江國に住し濃州關の住志津三郎か傳を得て刀劍を鍛ふ天正十八年蒲生氏郷に従て會津に來り慶長中秀行のために佩刀并矢鏃を製せしに秀行を是を善し世々國安と銘すへきよしを命し且扶持米を與ふ尋て加藤家の時も給米を與へられ當家封に就て月俸を與ふ今に矢鏃をつくるを業とし家人の列に次せしむ昔時蒲生家より扶持米を與へられし時の文書家に傳ふ如左

返々兼定に被下米之儀候此段廻候以上

一書申入候然に兼定に米拾五石被下候由候清太郎と申銀治に御扶持方五人ふち被下候間可有御下行由御意候恐々謹言

慶長十六

七月九日

岡左衛門左

清長(花押)

石橋筑後殿

人々中

褒善

孝行者たつ 權兵衛妻なり享保十七年賞して米を與ふ
孝行者國安太左衛門 安永六年同上
孝行者五左衛門 寛政十一年同上
貞節者まつ 文右衛門妻なり享和元年同上
孝行者文次 同人子なり同上

道場小路

原町の北に並ひ長二町五十三間餘幅三間家數四十五軒此町郭内に在し時當麻の道場に近かりし故名けり或は昔此に窪道場寺是なり ありし故名けりとも云 此町半より東は上町に隸す

寺院

觀音寺 境内東西二十九間南此町の北頬にあり馬寶山千手院と號す醍醐三寶院の末山にて會津眞言四箇寺の一なり
明德三年武田大和守と云 何人なる事 者今の鳥居町伊舍須彌神社の邊に此寺を建立せり其頃密家の僧に法印仁鏝とて名高き沙門ありしを請して當寺の開山とし天文二十一年葦名遠江守盛舜の臣岡崎某大和田の地 其地を河沼郡代田組に大和田村あり若くは彼地を指すにや を割て寺領とす蒲生氏城郭修理の時今の地に移れりこれより先天正己丑の亂に十一

世信榮と云者難をさけて越後國に逃れし故古記を失て往昔のこと皆烏有せりと云今纔に傳るところ古文書數通あり又鐘一口あり徑一尺二寸餘天和三癸亥歲壬五月廿四日住持沙門秀弘と彫付あり
制札 門外西にあり
客殿 火災に罹て再建未だ成らず
庫裡 十二間に五間本尊大日を安す
觀音堂 庫裏の西南にあり
稻荷神社 觀音堂の北にあり

寶物

和漢朗詠集註 五卷末卷之跋に永祿六年甲子四月十七日於常州佐竹太田求之奥州會津柳津之住僧惡筆取入候後見之形々阿守一返頼入候治部卿實名眞榮とあり
按するに甲子は七年なり六年とあるは設ならん
提婆畫像 一幅裏書に天正十年乙酉閏八月廿八日修復
求持主良尊六十 遍照光院住良尊とめり
大威德明王 一幅筆者詳ならされとも極て古畫なり慶長二年卯月吉日北條妙性寺有尊寄進之小菅山大聖院常住物辨胤代也と云裏書あり
曼荼羅 一幅慶長十五年庚戌季秋十日素主有譽と云裏書あり

此外雜文の奥に文明文龜永祿天正等の年號を書せるもの數多あり煩を省て載せず

畫像 四幅一幅は普賢の圖一幅は摩利支天の圖一幅は如意輪觀音の圖一幅は不動の圖共に古畫なり

愛染明王 一軀古佛なり

古文書 三通其文如左

右觀音寺無緣所候間人之寄進之地買得之地不可有違亂仍爲後日之狀如件

大永三年癸未九月二日

盛舜(花押)

觀音寺

右大和田の地ニ付て末代諸公事不可有之候於子々孫々如此たるへくもしこの旨そむき候は、此狀を先として仰分られへく候仍爲後日如此候

天文廿一年壬子拾二月九日

觀音寺へ

參

岡崎盛道(花押)

當山者吾祖弘法大師之御開基本尊則御作之靈像也然中絶成顯宗久没密咒至時賢明之清秀引尋其來由再還

此山密家傳聞斷廣澤之法流云々依之前別當此事雖願達 惣法務之上聞短命而不遂願望今別當繼其志遺志悲之爰以一天之惣法務仁和寺御室御所成直末猶上洛節遂言上令旨可申候者也仍爲後日如件
元和八年十月廿六日 高雄山上人龍嚴(花押)

柳津別當法印俊精御房

俊精は當寺十四世の住職なり河沼郡柳津村圓藏寺の緣起に慶長元和之際蒲生秀行の命によりて密宗の徒かはるかはる彼地虚空藏堂の司たるよし見ゆ柳津別當とあるはこれに因れり

褒善

貞節者いち 半左衛門妻なり寛政十年米を與て賞せり

桂林寺町

桂林寺町口の郭門を出て北の方七日町に至る長五町五十三間餘家數百二十八軒半昔何の頃にか桂林寺と云時宗の道場今其地をありし故町名とせり中程より當麻丁に出る小路あり東黒川千石町分の地雜はれり

淨光寺跡 此町の東頬陸際にあり寛文十一年徒町願成就寺前通に移し蹟を町屋敷とす

成就寺跡 淨光寺蹟の北にあり今は護摩堂屋敷と稱ふ天台宗郭内延壽寺の末山にて山號を如意山と云しとそ開基の始詳ならず什物に秘密灌頂式一軸ありて應永二十五年戊戌年本寺僧英海より如意山成就寺住持耀海に付屬すと云奥書ありしと云何のころにか廢して町屋敷となる

舊家

早山藤藏 藤原姓にて先祖を延時と云初左兵衛尉と稱し後掃部頭と改む本州白川の産なり

四條院延應元年南都東大寺の洪鐘を造んとて治工に命して鑄さしむるに成らず此時延時たまたま京師にありしかは治工に代り山に入て是を鑄せしに其功不日に成て頓て朝廷に達す因て勅して氏を早山と賜ひ是より世早山氏を稱すと云傳ふ其後數世の間譜第詳ならず永正の頃裔孫に掃部助兼次と云ものあり始めて會津に來り此町に住し大沼郡高田組高田村文珠堂鐘樓に懸る所の鐘の銘に大檀那平盛高永正十四年丁卯四月十九日大工掃部助兼次とある是なり其子を掃部助家次と云道金と號す耶麻郡川西組本寺村惠日寺の鐘に銘あり其子を主殿助善次と云郭内諏訪神社の鐵燈籠耶麻郡熊倉組上勝村勝福寺の鐘に銘あり其子を掃部助吉次と云是より相

襲て世世掃部助と稱す吉次か子を定繼と云河沼郡牛澤組柳津村虚空藏堂の罅口に銘あり其子を定次と云これも彼別當圓藏寺の鐘に銘あり是等皆名を金石に勒して人の知る所なり定次より今の藤藏由次に至て十五世の間治鑄を業とし封内神社の神器佛具を造り其名今に至て見るへし又旁ら戎器を製す今月俸を給て家人の列に次せしは往昔延時に賜所の給旨永く傳て家珍とせしか慶長十五年三月十五日の火災に失へしと云

褒善

半三郎 甚次郎と云者の奴なり主家初は富饒にして常に遊宴隙なかりしに後には家産傾き門問ふ者もなき中に猶半三郎は日毎に鹽を鬻て主を養ひ魚鳥の類までも好みに随ひ調進して聊も其勞に伐らす却て力の及ざるを憂とし頼母しき行ひありければ元祿二年米を與て賞せり

金藏 父久く癆症を患て家いやまし貧く弟龜次郎は幼し母は纔に裁縫の賃とりて姑を養ひ夫を介抱せしか夫遂に世を去れり今年金藏九歳なりしに痛く歎き日毎に墓に詣て泣き哀むさま成人にまさり今は次第に乏くなりしかは人みな母に後の夫を迎へよと云とも姑の心に叶はずは如何せんとして肯はず金藏胎幼れとも調饌の勞

針線の業常に母の力を助け龜次郎も寒暑を避けす市中を回り元結油なと賣捌き歸ては薪水に力を添ひ常に異味を見れば兄弟疾くとのへて母に羞め朝夕の食も母の箸あくるをまちて食せりかく母子の行ひ相踵て人に超へければ天明四年三人に米を與て賞せり

後分町

桂林寺町の末に續き北の方糠塚町に通る路なり長二町二十一間幅四間家數十三軒後町に隸する故此名あり 西黒川 赤岡分の地雜はれり

寺院

泉明院 境内東西三十八間南北十七間免除地 此町の西頼にあり道場小路觀音寺の末寺眞言宗なり壽寶山と號す開基を詳にせず舊東黒川の地にあり其地詳ならず 文祿元年城郭修理の時此に移り本尊不動客殿に安す 荒神社 境内にあり

威徳院 境内東西二十四間南北三十間半免除地 此町の末にあり中光山と城す博勞町自在院の末寺眞言宗なり開基の年代詳ならず昔は郭内諏訪神社の邊にありしか文祿元年沙門實尊蒲生氏に請て此に移り堂宇を中興せり本尊大日客殿に安す

圓福寺 境内二百三十六歩免除地百十三歩年貢地 威徳院の南にあり眞言宗道場小路觀音寺の末寺なり醫王山と號す文祿元年清譽と云僧蒲生氏に請て一字を建立す又西黒川石堂分の地に地藏堂あり年を経て毀廢せしかは其像を此寺に納むと云本尊大日客殿に安す又藥師の像一軀ありもと東黒川小黒川分の地藥師堂河原にありしを寛文中この寺に移せりと云

寶物

五大明王畫像 一幅空海筆と云傳ふ

諏訪四谷

桂林寺町の南端より郭内諏訪神社の後外隍に傍ひ屈曲して融通寺町に出る小路なり長三町十四間家數二十二軒此地昔は諏訪神社の境内なり文祿年中外郭の隍を掘切し時土居を回らし郭外に屬せしか今に諏訪神社の界域とす昔より此町にて死せるものあれは相聚りて其家を扶け葬器など自らもちて葬を送る中程に小路ありて北の方赤井丁に出つ其東に土屋敷五軒あり 東黒川八角分の地雜はれり

褒善

孝行者善助 寶曆九年賞して米を與ふ

赤井丁

諏訪四谷の北に並ひ桂林寺町より西の方融通寺町にゆく通なり長三町十四間餘家數四十八軒この地葦名盛氏の臣赤井因幡か郎等との居し所故此名あり又西光寺の境内に家數二十三軒あり窪内と云 專福寺蹟 此町の北頼にあり寛文中餌指町に移せり 寺院 西光寺 境内東西四十八間南北一町二間半免除地 此町の北頼にあり或は窪寺と稱す相州藤澤清淨光寺の末山時宗なり山號を平等山と云祖師一遍第三十世の法嗣遊行他阿彌か草創なり縁起を案するに永祿九年他阿彌本州に來り蘭若を開んとて地を葦名盛氏に請ひ同年八月此道場を創むもと大町にあり後此に移る中ころ災に罹りて古記烏有し事實の詳なることを知らず 客殿 九間に七間南向本尊三尊彌陀 地藏堂 境内にあり四間に三間寛延元年結縁のため諸人の請に應し江戸回向院に於て開帳す靈驗ありしに より竹姫君より斗帳并挑燈を賜はる又地藏并二童子の畫像一幅あり今に於て日限地藏と稱し人の歸依多し

褒善

熊野宮 境内にあり

孝行者中條徳十郎 天明七年褒賞にて米を與ふ
孝行者しゆ 窪内に住る卯之助妻なり寛政四年同上

當麻丁

桂林寺町の西に並ひ南は赤井丁より北は大和町に續く長
二町四十五間餘幅四間家數七十八軒往古此町に當麻山東
明寺ありし故この名ありとそは大町東明寺の縁起に
はこの事を傳へず

神社

白山神社 境内東西二間五尺

此丁の西頬にあり鎮座の年代
詳ならず瀧澤町修驗南岳院司なり社の傍に南岳院か宅
趾あり明和五年瀧澤町に移り其地を本山派修驗の墓所
とせり

褒善

善兵衛 質米を舂き世を渡れり生質實義にして諸人に睦
く父母に孝あり母は中風にて手足かなはされは二便の
器をもとり納め食味も望に任せ醫療をも盡しけり寺院
又は近きわたりに行んと云へは背に負行き温泉に伴て
は湯坪に抱入れ常に遠近となく佛神に祈をかけしかと
驗なく身まかれり父善六か病し時も醫療の扶け諸事の
介抱母に異ならず凡て貧苦の事を父母の耳に入れすよ
く養く終へしとて寶曆十三年米を與て賞せり

孝行者左次右衛門 享保五年同上
孝行者その 醫師稻毛玄琢妻なり延享二年同上

大和町

當麻丁の末に續き長四町三十三間幅四間餘家數八十軒町
末より西にをれて高久組諸村にゆく道あり此より十一町
五十九間中明村に果す此町葦名盛氏の時佐瀬大和か郎等
ともを置し所故此名あり赤岡分の
地雜れり

寺院

金剛寺 境内東西四十五間南

此町の西頬にあり醍醐松橋無量
壽院の末寺眞言宗なり寶珠山華藏院と號す昔は郭内米
代其地詳にあり城郭修理の時この地に移れり開基の僧
を長宥と云草創の年月 應永十八年葦名盛久より耶麻郡
慶徳組山崎村を以當山の寺領とし院宇を修造し世世守
護の祈願所たらしむ故に其時の住職賢日をもて中興と
す永正の頃宥鏝と云僧再び醍醐寺に登り密宗の奥旨を
明らむ葦名盛高深く之に歸依し又慶徳組岩澤村を寄附
して寺料とせり天文中本山より僧正俊聰この寺に下向
し灌頂を修行せり天正の頃宥安と云者より始は高野山
遍照光院に住せしか葦名家の宿老富田か一族なるによ
りこの寺の住職となり伊達氏の亂を避て小田付組耶麻郡

觀音畫像 一幅 牧溪筆

遊魚畫 一幅 雪村筆

涅槃像 一幅 唐人筆

鐘馗像 一幅 雪村筆

山水屏風 一雙 雪村筆と云傳ふ

彌陀像 一幅 慧鎮筆

妙澤不動像 一幅自畫自贊なり落款に妙澤老人筆施密
中察侍奉持とあり贊文如左

我聞不動使者毘盧遮那化身外現威怒相内御正法輪按
劍提素出牙緊唇一々制伏魔事常々衛護行人大哉慈風
浩々至矣德化彬々應須一持之者必轉釋天洪鈞

壬戌孟秋妙澤贊 □□

和漢朗詠集 一部 尊道親王筆

紺地金泥華嚴經 一卷 筆者を知らず唐人筆

華嚴經 一卷 空海筆

御成敗式目 一卷 鳥飼筆

歌 書 一卷 心敬筆

十問最秘抄 一卷 兼載筆

墨畫 竹 一幅 東坡筆と云贊あり如左

文全空得墨君名似蓼如楊未寫生一派曾分蘇老子穢材
收去向彭城

菅天神畫像 一幅
和漢朗詠集 一卷 伏見院宸筆
大般若十六善神畫 一幅 土佐光茂筆

岩崎村大用寺に通るこの時寺産を失ひ什寶も又多く烏
有せり蒲生家の時今の地を開けり本山大僧正堯圓下向
の時も當寺に寄宿す今に至て會津眞言四箇寺の一なり
安永中災に罹り今は庫裡書院のみにて再建未だ成らず
大日を本尊とす又鐘一口あり徑二尺一寸寸寶永三丙戌
年霜月天赦日當寺第十九世法印秀善欽白と彫付あり
制札 門外左にあり

寶物

貝多羅葉 一枚小田町淨光寺にある所と全く同じ包紙
に奉寄進多羅葉元和第八十月廿六日楊津別當法印和
尚俊精御房前住屋島後住高雄龍嚴上人とあり

豊臣家神號 一幅 落款に秀頼書之とあり

青面金剛 一幅

十三佛畫像 一幅

不動畫像 三幅 空海筆と云

金胎大曼荼羅 二幅 彩畫最密なり裏書に天文四乙未

年に洛陽醍醐開山聖寶尊師直筆土佐刑部大輔光茂を

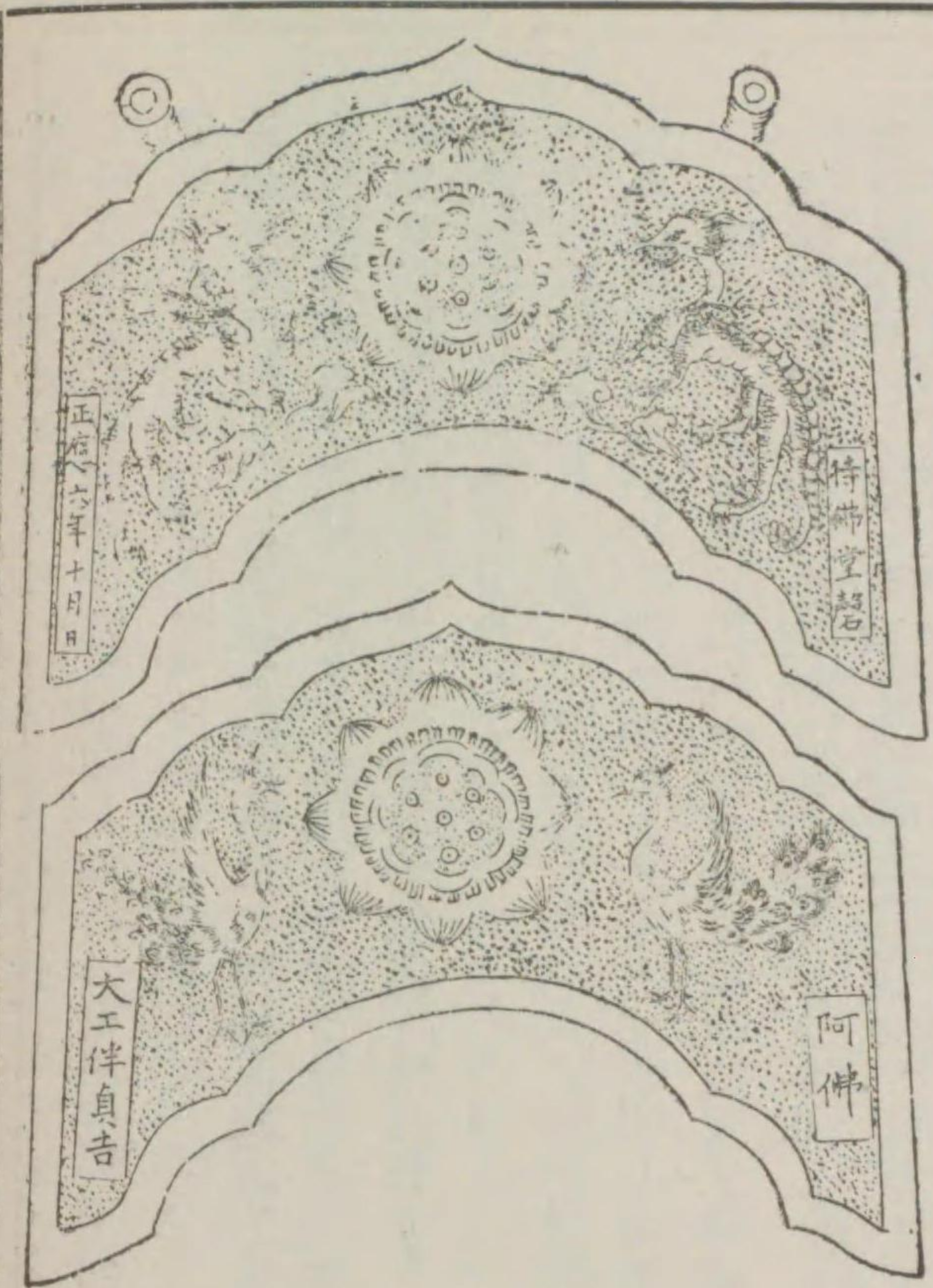
して模寫せしむとありしと云今は見えす

菅天神畫像 一幅

和漢朗詠集 一卷 伏見院宸筆

大般若十六善神畫 一幅 土佐光茂筆

源氏物語 一卷 爲相筆
 藥師像 一幅 空海筆
 青面金剛 一幅 筆者を知らず
 古 筆 二卷 共に尊圓親王筆
 菅天神名號 一幅 同上
 布袋畫 一幅 雪村筆
 磬・一枚銘に阿佛持佛堂磬大工伴貞吉正應六年十月日
 とある懸る所の麓に奥州會津若松寶蓮院大僧都旭榮
 造立之慶長十五年庚戌正月吉日と書す其圖左に載す



案するに當寺に寶蓮院と云號ありしとを傳へす又
 慶長中の住持に旭榮と云僧なし寶蓮院旭榮とある
 詳ならず
 古文書 四通其文如左
 金剛寺之内明王坊買得之地付段錢并錢子只(借カ)等
 不寄甲乙於末代も致無沙汰於違亂輩者縱令退散在地
 何方候共爲先此一書可被催促事尤不可有餘儀候於龜
 若丸も存知之事候又時代移替至于亂世得世ても毛頭
 不可相替候者也仍爲後證加所判形如件
 (大)
 太永五年乙酉霜月廿三日 平盛舜(花押)

金剛寺之内明王坊

(筆名盛舜)
(花押)

於若澤權現之御領分并矢流鑄馬役田等棟役段錢如前
 可爲皆免許候爲後證所書進也仍後日之狀如件
 大永二年壬午十一月日

使僧并蠟燭百挺到來遠路志事被悅思食候也

三月廿四日

(豐臣秀次)

柳津圓藏寺

楊津とあると道場小路觀音寺の條下に照見るへし

爲見舞利季一折到來候懇志之至候別而令祝着候猶森
 權六可申候恐々謹言
 十一月六日

羽藤三
秀行(花押)

楊津別當坊

大安寺 境内九百六十五步免除 町末にあり五之町高巖寺の末
 地百三十七步年貢地 山淨土宗なり念法山と號す文祿三年岌正と云沙門草建
 す本尊彌陀客殿に安す
 辨天堂 境内にあり
 光明寺 境内七百一十步免 此町より高久組にゆく通の北頬
 除地九步年貢地 今其所を 天正九年此に移れり淨土眞宗西本願寺の末
 山なり本尊彌陀客殿に安す
 太子堂 境内にあり
 褒善

孝行者宇右衛門 寶曆七年米を賞與せり

孝行者つき 宇右衛門妻なり同上

孝行者忠藏 享和四年同上

融通寺町

融通寺町口の郭門を出て北にゆく通なり末は西名子屋に
 續く長三町九間餘幅四間家數九十四軒そのかみ今の町
 融通寺此地に在し故町名となれり町の中程より南の方に
 半兵衛町に出る小路あり

寺院

城安寺 境内東西三十一間南 此町の西頬にあり融通寺の末山
 北三十八間免除地 淨土宗なり小館山と號す即融通寺の舊地なり文祿元年
 融通寺の僧文譽大町に移りし其徒弟をして住せしめ
 城安寺と名け相續て今に至る本尊彌陀客殿に安す 融通
 寺の
 條下に照し
 見るへし

觀音堂 境内にあり

稻荷神社 同上

寶物

幽靈掛幅 一軸蒲生秀行の乳母の像なりと云其頃は此
 寺に住持もなく覺夢と云道心者住しけるか彼乳母ゆ
 かりやありけん兼て身後の事を託しおけり然るに乳

母讒に遇て秀行の母堂に罪を得刃に罹て死せしかは遺言に任せて此寺に葬りしに妄執霽れさりしにや此女の幽靈晝夜となく寺中に現はる因て繪師をして圖せしめしと云今も此畫を見るものは必妖ありとて漫りに見ることを許さす

大般若經 一卷 光明皇后の御筆と云官醫松本善甫寄附なり

舊家

久右衛門 此町に住める蠟燭掛なり先祖を星久右衛門宗義と云慶長六年蒲生家再封の時商家一軒の諸役を免除せられしより世世此所に住し相續て七世今の久右衛門義章に至ると云家に蒲生家の文書の寫あり左に載す
當町蠟燭掛三拾人之事如前々町諸役被成御免候條有
其心得可被申候恐々謹言

後霜月廿八日 町野左近助 判
岡半兵衛尉 判

河野九郎左衛門殿
石岡 所左衛門殿

御宿所

褒善

巳之助 家貧しく父は常に人に雇れ文書を持って越後國蒲原郡津川町に往來する事を業とせしに病に罹り其事なし難ければ十三の時より父に代て十四里に餘れる路を往返して一家の饑渴を助け今年十六歳に及へり父は次第に衰へしかは飲食二便のとまて心を盡し父の嗜む所をは遠近を云す其儘賒得て差め療養を加ふれとも猶介抱の盡さざるを歎き去年除夜津川より歸る時雨痛く降りけるは人人里荷を負て夜行する事覺束なしと云しに父吾か歸るを待へしとて其夜の中にたち歸り履をも脱かす先づ春の設けの物とも買求め心地よく年を重ねんとて父を喜はしめしとそ三次郎とて一人の弟あり是も多病なりしか慈愛を垂れ偏に父の心に叶はん事を願ふ元文五年米を與て賞す

吉兵衛 姉の夫茂兵衛と云者の養子となりしか七年この

かた茂兵衛中風を病みしに能く事へ死して後は偏に養母を養ひ何事も其心に從へり常に慈愛の心深く老者のよるへなきを憐み貧きものを助けしとそ養母かむは若き時より舅姑に孝を盡し夫中風を煩ひしより春は花邊に透ひ夏は涼しき木陰をえらひ秋は月下に床を移し一家打まとひて酒くみかはし近邊の者をも招て其心を慰ましめ貞節を守りよく子や孫を教て家業に懈らさら

しむ因て家産も全かりしとそ吉兵衛か妻をつきと云是も夫は中風を病て足たたりしを養ひ扶け老たる姑にもよく事へ夜は姑と夫との間に臥して二人の用をきき終夜快寝せず朝は早く二人の穢はし物なと取をさめ家内を掃除し多くの商人の人來るを待しとそ吉兵衛か子を善兵衛と云渡世の勞劇き中に病人の父と祖母とに能く事へ療治の道ありときけは遠きを厭はず必尋求め凡の事自專にせず父母と祖母の意を承順せり善兵衛か妻つよも亦祖母と舅姑に孝を盡し夫にもよく仕へ姑外へ

出る時は祖母と舅の側にありて二便のたすけより諸事みな姑のなす如くし心を盡し奉事せり常に己か多病にて姑の力をのみ勞せるを嘆きしとそ又此家に仕ふる八助と云者あり河沼郡野澤組原町の産なり二十九年の間まめやかに事へ毎日商の爲め城下を巡り暮に歸ても休息せず主家の事を勤め又父兄をも疎末にせず己か給金は悉く贈りしとそ總て一家孝悌の者多く人の美談たりしかは延享三年共に褒賞して米を與ふ

市太郎 祖父母と母とあり纔の營をもて世を渡りしか十歳頃より手みやけにもらひし僅の錢子を儲へ置て商のもと手とし十三歳の頃より諸物を鬻き朝より日暮までせりありき辛うして三人を養へり隣家相謀り府金を

乞て窮を救んと云へとも辭して肯はず同町の古衣商ふ者に兼て纔つつの錢を託し置き綿入一つを買て祖父に衣せ祖母と母にも兎角して寒からぬやうに計へり年僅に十五歳にて親族に睡しく朋友に厚かりしかは安永六年に米を與て其孝を賞す

文次郎 家貧しく父多病にして時時湯本村温泉に浴し病を養ひしに常に迎にゆき道すから物語に心をなくさめて伴ひ歸れり父酒を好めは貧き中に必求めしか心をかかん事を計り外より贈れるなりとて差めしとそ又母の老病を養て至らざる所なし或は外に嫁せし姉と共に童踊のさまを見做ひ舞たはふれて慰めけり其後姉病に冒されし時も毎夜丑の時まうてし平愈を祈りしと云天明二年米を與て賞す

悦之助 父を市大夫と云貧に安んし信義を守りよく子を教へ導けり兄文次郎も先に孝行の譽ありて天明二年米を與て賞せり父日商に出ればいつも迎に出て歸れば酒を羞て其日の勞をいたはれり或時父と兄と商の旅に出て留主の用として資を與へおきしに悦之助幼けれともわつかの業を勵て日を送り其料を餘せりとそ文次郎は渡世の勞煩はしければ悦之助家にありて孝養かくとなく兄は弟を慈み弟は兄を敬ひ世に交るとも疎ならず

因て天明八年悦之助に米を與へ市太夫文次郎をも賞せしめき

孝行者宇兵衛 元文二年米を與て賞す

善行者甲島利左衛門 寛政三年同上

善行者甲島太右衛門 利左衛門子なり同上

孝行者茂兵衛 寛政五年同上

孝行者まつ 茂兵衛妻なり同上

孝行者孫三郎 寛政十年同上

西名子屋町

融通寺町の末に續き赤井丁の角より北の方七日町に出る通なり長五間廿三間餘幅四間家數八十四軒

寺院

長命寺 境内東西一町十間 南北四十間免除地

此町の西頰にあり淨土眞宗京師東本願寺の坊地なり江戸築地淺草兩坊と同く掛所と稱す本願寺十二世教如の時清生秀行に請て一字を營み輪番の地とす其時は今の甲賀町の地にあり院地狹隘なるにより寛文中に請て此に移れり初參河國の僧祐金と云者輪番として當寺に來り其後相續て諸國の僧輪番せり肥後守正之此地に封せらるゝに及て出羽國最上泉德寺住職幸甫と云者長命寺と號し此地の留主居となりき然

るに年久く祖師親鸞等身の影像とて本願寺の木像を摸寫せる畫像なかりしを幸甫より五世の法孫幸觀寛政中京師に登り本願寺より請受て此に安置す昔此邊に花藏院とて眞言宗の寺ありしか後に廢せり意ふに當寺其舊迹なるへし

總門 東向北に番所あり前に高七尺計の石を建て本願寺御門跡掛所と刻めり

中門 四間に一間半

本堂 十間に八間本尊彌陀外に七高祖并に聖德太子の畫像祖師親鸞等身及び列祖の影像を安し十字名號一幅親鸞を掛く歴代の帝號并に今上皇帝の尊儀を安置し奉る此本堂の飾は掛所の驗なりと云

鐘樓 本堂の南にあり延寶の頃植木重嗣と云商人あり風塵を厭ひ當麻山東明寺町の境内に草庵を結て住し稱名念佛の外他事なかりしか三鐘を鑄て本州福島淨土寺と耶麻郡五目組上三宮村願成寺と當山とに寄附せり延寶八歲次庚申初冬十五日植木吉兵衛重嗣と彫れり當山第八世幸胤か作る所の銘あり煩はしければ略す

但心寺 門を入て左にあり八間に四間當寺の塔頭なり泉德寺 破壊の後再建未た成らず

正圓寺 同上

寶物

親鸞影像 一幅

顯如影像 一幅 本願寺釋教如慶長十五庚戌年四月十日

七日奥州會津郡門田莊若松と云裏書あり

教如影像 一幅 裏書に本願寺釋教如元和二丙辰十二月十二日奥州會津若松と記せり

宣如眞筆之書 一冊

蓮如眞筆名號 一幅

親鸞繪傳 四幅對 裏に大谷本願寺親鸞聖人傳繪釋教

如慶長十六辛亥年四月十四日奥州會津郡若松とあり

法然一枚起請 一幅 後鳥羽帝宸翰と云傳ふ

猫畫 一幅古法眼元信筆

中丸石 當寺の庭前泉石中の一なり寛文の頃家士關藤

右衛門と云ものあり郡奉行をつとめしか私欲寡なく

常に民事に力を盡せり初村民用水にくるしみ田畝少

かりしを藤右衛門深く憂へて新に渠を穿ち水田闢け

て大に利を得たり村民其德あふき時の郷頭中丸某と

云ものに謀り中丸石と名くる 此石を運ひ來り中庭の

歡娛となさん事を請ふ藤右衛門云けるは余さきに渠

を開きしは國の爲にて専ら汝等かためのみにあらず

今更報を得へき理なし然りと云へともかかる大石を

二十里に餘れる行程を経てはこひ來れるに受さるも

本意にあらず長命寺は余か祖先の菩提所なれば彼寺

にをさめんとて頓て當寺に轉送せしとを後渠の邊に

碑を建てこれを祭る今に至て村民參詣して香花を供

すといふ碑は大沼郡大石組本名村にあり併見るへし

秀翁寺 境内東西五十四間半 南北二十二間半免除地

此町の西頰にあり針西山と號す大町融通寺の末山淨土宗なり文祿二年良善と云僧越

州より來り建立すと云本尊三阿彌陀客殿に安す

興性寺 境内五百三十三步免除地 此町の西頰にあり東本願寺の

末淨土眞宗なり永祿二年願明と云僧開基し光性寺と號

せしを後改めて興性寺に作る初は善久町にあり元祿六年

ここに移す本尊阿彌陀客殿に安す

寶物

彌陀影像 一幅本山第九世實如の裏書あり文字消て明

ならず

蓮如影像 一幅慶長十九年免許十二世教如の裏書あり

養善

八右衛門 一人の老母ありて歩行かなはざるを朝夕心を

盡して奉養し五人の兄弟ありしか懇に誠て中睦く母に

事へしむ又母方の祖母別家に住めるにも能く事へ近里にて商の左手を失へる者又は身を立難きものあれば金銭を借て教戒し或は家に雇ひ賃錢をもて營の扶とせしめ常に貧者に衣食を與て饑寒を救ひしと多かりしとそ因て寶曆十三年に賞して米を與へき其後も益す母に孝を盡し善行怠らす奇特の事とも聞えければ安永四年重て米を與て褒賞せり

- 孝行者久右衛門 寛延元年米を與て賞す
- 孝行者とよ 久右衛門妻なり同上
- 孝行者久右衛門 寶曆五年同上
- 孝行者文助 明和七年同上
- 孝行者重左衛門 文助弟なり同上
- 孝行者山本八右衛門 寛政二年同上

當麻丁より西に折れ未は西黒川分に通す長一町四十八間幅四間家數三十二軒當麻丁より別るる通故此名あり又此町の中ころより善久町を経て針屋に出る小路あり中町と云長一町四十二間家居一軒小黒川分の民居なり此町の末に續くを家風と云家數二軒

長泉寺 境内東西二十三間南此町の南頬にあり珠得山と號す

大町東明寺の末山時宗なり相傳ふ東明寺の中興文峯と云もの慶長二年に此寺を建立して退隱の地となさんとせしに明年上杉景勝封に就て眷顧厚かりしかは其旨を請ふ事を得ず弟子權宗に命して假に住せしめ同六年文峯景勝に隨て米澤に移り同十二年當寺に歸隱し間もなく遷化せり因て文峯を開山とし權宗を第二世に列すと云本尊彌陀客殿に安す

正蓮寺 境内東西十六間南此町の北頬にあり東本願寺淨土眞宗なり天正元年了善と云僧本願寺に至り寺號と本尊とを受け地を領主に請て一寺を草創す時に城西河原町の邊にあり舊事雜考文祿元年の記によれば當寺もと材木町にありしと見ゆ後今の地に移せり本尊彌陀客殿に安す

彌陀影像 一幅裏書に本願寺釋顯如とあり年號を記せし所分明ならず
蓮如影像 一幅慶長甲寅年六月十九日奥州會津若松正蓮寺常住本願寺釋教如願主釋淨了と裏書あり
大運寺 境内東西三十間南北正蓮寺の西に並へり廣博山と號す江戸増上寺末山淨土宗なり元和三年寂譽と云僧草創す本尊彌陀客殿に安す

善久町の北に並ひ長二町四十七間幅三間餘家數五十七軒そのかみ針屋小路と稱す針工多く住せし故名くと云

西蓮寺 境内二十四間半四方免除地此町の北頬にあり京師東本願寺の末寺淨土眞宗なり天正二年幽善と云僧本願寺に至り本尊并に寺號を請受け歸て當寺を開く本尊彌陀客殿に安す

親鸞影像 一幅慶長十九年の裏書あり
見性寺 境内東西三十六間南北十七間年實地西蓮寺の西に並へり山號を願求山と云元和五年七日町阿彌陀寺の僧良然か開基にて即彼寺の末山淨土宗なり本尊彌陀殿に安す

吉田甚藏 其先を甚左衛門某と云世世鍛冶を業とし鎖を製す天正十八年蒲生氏郷當郡に封せられしより相續て加藤家の時に至るまで口量を扶助せらる當家就封の後中絶せしか甚左衛門より八世今の甚藏明吉に至り廢したるを再興せり因て月俸を與て家人の列に次せしむ

- 孝行者十三郎 享保十八年米を與て賞せり

孝行者久次 天明七年同上

當麻中町の北に並ひ長二町四十二間幅三間餘家數三十一軒葦名家のころ佐瀬大和か名子名子とは方言に譜代の男女別宅して世を渡る者を云の者居し故大和名子屋町と稱ひしか光法院を善叶寺と號せし故中頃より叶善町と呼ひしを後善久に改む

法光院 境内東西二十六間南地藏山と號す大和町金剛寺の末寺眞言宗なり舊事雜考文明元年の記に密徒宥尊黒川に地藏山善叶寺法光院を建とあるは是なり本尊地藏客殿に安す
地藏堂 境内にあり靈驗ありて事を祈るに善叶ひしとて世人叶地藏と云寺号これに因とそ

新編會津風土記卷之十九終

新編會津風土記卷之二十

陸奥國若松之六

郭外

天寧寺町

徒町

上長丁

中丁

東大工丁

成就寺前通

千石町

一番丁

丁通

外小田垣

下長丁 薬園前通 新丁 一乗寺前通

淨光寺前通 隄端通 下隄端 六軒丁

淨光寺前通 法林寺前通 横通 願

清水丁 高井丁

中間町 専福寺脇片原丁 高井

専福寺前通 薬師寺前通 鷹匠町 餌指町

隄端一番丁 同二番丁

小田町

組町 厩町

英寺河原通

天寧寺町

天寧寺町

長柄町 横通 長柄町 小田町 宗

極楽寺前通 河原新丁

外郭の東にて天寧寺町口の郭門を出て東に行く通なり長

五町三十四間餘幅三間餘家數百四十軒本郡南青木組天寧

寺に近き故此名あり小路三條あり一は宗英寺通とて南の

方宗英寺の門前に通る小路なり一は正教寺通とて北の方

徒町正教寺の門前に通る小路なり一は石挽道とて北に指

し本郡南青木組慶山村の方に通る道なり寛文中加藤氏城

郭修理の時城東の慶山より大石多く切出し此道を挽て郭

内に運送せし故此名ありとそ町末より十間餘天寧村に界

す此町は天正十七年葦名氏の置きし所にて當時は冬坂

本郡南青木組院内 越へ本州白川に通る街道なりしと云

村の地内にあり 又東端黒川堰に架する石橋あり萬年橋と號く 町分の地な

寺院

寶藏院 境内三百四十 此町の北頬にあり延命山と號す眞言

宗博勞町自在院の末寺なり文祿四年權大僧都忍宥此寺

を開けり

大日堂 境内にあり當寺の本尊を安す

地藏堂 大日堂の東にあり

宗英寺 境内東西二十間南 此町の南黒川の岸にあり瑞雲山

と號す大沼郡胃組尾岐窪村龍門寺の末山曹洞宗なり縁

起を按するに當寺もと葦名盛氏の影堂なり天正八年六

月十七日盛氏卒し瑞雲院殿竹岩宗關大庵主と謚し南青

木組小田村の地に葬りに併見るへし 影堂を造營して盛

氏の木像を安す同十七年磨上の軍散して後義廣件の木

像を奉して常陸に赴けり義廣卒して後觀悅と云僧又此

木像を携て本郡に歸り府下の市中に庵室を結て奉祭せ

しを 其地今詳ならず又大沼郡南青木組穂谷 葦名家の舊臣

此地に散在する者力を勤めて修理を加へ瑞雲院と號す

と云慶長七年今の地に移れり觀悅遷化の後住職絶るこ

と屢なり元和六年八月より初て瑞雲山宗英寺と號し相

繼て今に至りき

制札 門外左にあり

客殿 八間に六間西向本尊大日

盛氏影堂 境内にあり

伊勢宮 同上

玉泉寺 境内東西二十三間 此町の南頬にめり圓通山と號す糠

塚町松圓寺の末寺眞言宗なり開基の年月詳ならず本尊

大日客殿に安す

觀音堂 境内にあり

褒善

惣吉 家貧くして七十餘の老母ありて冬も火爐を設くへ

き便なればは火箱と云物を抱かせ夜の中にも度々起て

火を増し炭を添へ兎角して寒を凌かせ夏は涼しきやう

に床をこしらへ心を盡して孝養せり元より鍛冶を業と

せしか店を開くへき力なければ人の許に雇はれ行き賃

錢を取て世を過けり風雨烈しき折は早く歸て母の起居

を問ひ翌日は未明に行て昨の不足を償へり近隣にて妻

を娶るへしと勸れとも母の扶助さへ心に任せず妻迎ん

と本意ならずとて肯さりしとそ元祿九年賞して米を與

ふ

飯岡七左衛門 此町の檢斷にて養母に事て孝行なり母は

二十年來別屋に隠居せしか朝夕の膳は夫婦自ら給仕し

て畢て各食するを常とす母外に出る時は杖をとり履を

直し門外まで見送り己出る時は其由を告げ歸ては先の

事細かに語り他の招に應ずれば菓子カシの類携へ歸て進めしかは幼童も見るに習て珍味を得れば必まつ祖母に進めしとそ人となり謙遜にして人を疎にせず一家和睦し奴僕をも慰み朋友の困窮せるを見ては己も貧しけれと力を盡して是を救ひけりされは觸下に争論ありて無事を調ふるに従はずと云者なし本より人の善を好むと切にして觸下に孝行なる者あるを見ては其事を府に告げ褒美を得れば悦て同町の者共に語り聞せて善行を奨めしと云寶永五年賞して米を與へき

與兵衛 九歳の時より塗師又右衛門か方にありて其業を學ひ年を経て人並の職人となりしか又右衛門年老ひ一人の子あれとも病のために家業をなし得されは師の恩を報せんため十年か間己か力を以て家内を扶助し其後は又右衛門を我方に迎取り家の傍に別屋を構へ朝夕の膳には夫婦と子清左衛門代る侍食せり師の先祖の忌日には勞に代て佛事を營み家内精進して酒肉を絶しと云元文元年米を與て賞す

善行者宮森久右衛門 延享三年米を與て褒賞す
善行者太郎兵衛 明和五年同上
善行者喜左衛門 同上
孝行者六兵衛 天明四年同上

孝行者徳太郎 天明七年同上

徒町

外郭の東北にて通數條あり蒲生氏の時徒の者を置し所故此名ありとそ今も多くは徒の者住し外に家人の居宅多し
上長丁 此一區の大通にて上下の稱あり東は藥園前通より西は法林寺前通に至る長一町五十九間幅六間家數十八軒中に小川あり西に流れ下長丁を経て郭内五之丁に入り車川となる

下長丁 上長丁の末につつき西は横三日町の南端に至る長三町五十間幅六間家數五十八軒

藥園前通 上長丁の東端より南に折れ一乗寺前通に至る南北一町十七間幅二間餘家數十一軒

別墅 此通の東端にあり中に藥草を栽るゆえ藥園と稱ふ東は南青木組北は千石町分の田圃に連る

祭田 別墅の後に數頃の田畑あり毎年此所にて籍田の式を行ひ穀熟するに及て稔盛に供す祭田と稱へ常に注連を張て不淨を遠さけり

念佛清水 藥園の北にあり周七間計末は徒町に注き清水川と云此川に水苔を産す
新丁

稻荷神社 同上

寶物

掛幅 一軸嵯川新右衛門一休に與る書なり其文如左

借用申地水火風返辨申今月今日

かり置し五つ物を四つ返し本來空に今そおもむく

生死去來棚頭傀儡一線斷時落々磊々

いつの日のいつまで爰て出年坊すい代してはは本

と敷島てまいすてつゝは集てところふ姿はもとの木の

きい

一休老衲 (不詳)

正教寺 境内東西十六間南一乗寺の東にあり豫州松山妙樂寺北二十五間年貢地
の末寺淨土眞宗なり元和九年釋榮と云沙門東本願寺に至て寺號を請受け此寺を開けり本尊彌陀客殿に安す

中丁

藥園前通の西に並ひ北は上長丁より南は一乗寺前通に至る長一町廿間幅四間家數廿一軒

淨光寺通

中丁の西に並ひ天寧寺町の末より北の方上長丁に出る通にて西頼は外郭の隍なり長二町二十五間幅四間家數十三軒又表丁とも云

藥園前通の中程より東に折れ末は南に廻り一乗寺前通に出つ長一町十七間幅三間家數十七軒 千石町分の地雜れり

一乗寺前通

新丁の南に並ひ天寧寺町の北にあり東は正教寺の門前より西は淨光寺通に至る長一町三十間幅二間餘家數十四軒又東端より南に折れ天寧寺町に通する小路あり正教寺通と云 千石町分の地雜れり

寺院

一乗寺 境内東西二十三間 此通の東端にあり淨土宗野州大澤南北十五間年貢地

圓通寺 末山なり頓教山と號す縁起を按ずるに開山格傳は常州笠間の産なり早歳にして披薙し圓通寺の會下により第十三世良信に師とし事ると年あり時に良信格傳か勤業懈るとなきを善みし行基の作る所の彌陀の木像を附與す後格傳靈夢の告により彼像を背にして諸國を行脚し本州に來り河沼郡柳津虚空藏に詣て通夜せしに相識るもの出來て府下に伴はれ暫く其人の家に寓居し彼佛像の來由及ひ先の靈夢の事など具に語るに人々凡下の僧にあらざる事を知り蒲生家の臣等相議して領主に請ひ即此寺を開かしむ時に慶長十五年なり本尊彌陀客殿に安す

觀音堂 境内にあり

陸端通

上長丁の南に並ひ浄光寺通の中程より西に折れ外郭の陸に傍て片頼丁なり西は法林寺前通の末に出つ長一町二間幅三間餘家數五軒

下陸端

陸端通の末に續き西は六軒丁に連る長一町四十七間幅三間家數十二軒之も片頼丁あり

六軒丁

下陸端の末に續き屈曲して北の方下長丁に出る通なり長一町三十一間幅二間家數十一軒千石町分の地雜れり

東大工丁

上長丁の東より北の方千石町分の田甫に通す長一間三十三間幅三間家數二十五軒昔は工匠を置し所故此名ありとそ

浄光寺前通

東大工丁の西に並ひ井上浄光寺の門前より上長丁に出る通なり長三十五間幅三間餘家數五軒

法林寺前通

浄光寺前通の西に並ひ北は願成就寺前通より南は陸端通まで長一町十九間幅二間計此通みな東西の地雜れり

横通

法林寺前通の西に並ひ北は願成就寺前通より南は下陸端に至る長一町二十九間幅二間餘家數五軒

願成就寺前通

長丁の北に並ひ東は浄光寺前通より西は臺町上まで長二町五十五間幅六間家數二十六軒

寺院

浄光寺境内東西三十六間南此通の東端にあり京師西本願寺北四十三間免除地末山浄土眞宗なり善性比丘二世の末流權大僧都教尊と云僧草創す縁起を按するに善性姓は井上氏にて越後守たりしか承元元年親鸞越後國に流されしに及て請して法談を聞き菩提心を發し披剃して善性比丘と號し信濃國高井郡井上村に移住し承久二年二月二日寂す是よりの相承て第七世周觀に至り始て井上浄光寺と號し努て一宗を興隆せしかは當時呼て一派の中興とす故に本願寺より親鸞周觀か像を合圖して之を與へり其後教尊信濃國を去て越後國頸城郡柳崎村に至り小庵を結び又井上浄光寺と號す後又同州三島郡飯塚村に至て一字を建立し又井上浄光寺と云故に柳崎村の寺を改て淨福寺と云又同州長岡に至て一字を建て井上浄光寺と號し飯塚村の寺を改て明鏡寺と云文祿元年教尊始て本郡に來りしに氏郷の諸臣意を傾る者多かりしかは各相謀て

是も教尊か時與る所にて准如か慶長九年の裏書あり

七高祖畫像 一幅裏書同上

教尊影像 一幅准如か與る所にて慶長十九年の裏書あり

善導圓光畫像 一幅蓮如筆

草書六字名號 一幅地金泥にて親鸞筆なり

草書六字名號 一幅法然筆墨痕剝落し隱隱として僅に見るへし往昔熊谷直實か所持の物にて戰陣に赴くとに兜鞆の内に藏め敵に向ふに一度も後れを取らず故に勝軍名號と名くと云

草書六字名號 二幅共に蓮如筆

念佛口傳式 一軸親鸞筆と云傳れとも文詞筆勢甚俗醜なり

親鸞和歌 一幅自詠自筆なり

(虫喰)の尾の有無をはなるゝ中のみちくるかたもなし行かたもなし

珠數 一連水精と桑とを交へ貫けり蓮如所持の物と云そのかみ教尊に贈りしにや蓮如か消息あり左に載す

去は實にほとけをおもふこゝろあらハ 現世もくわのきのじゆす

聖徳太子影像 一幅上に書せる文如左

吾爲ニ利生ニ出ニ彼衡山ニ入ニ此日域ニ降ニ伏守屋之邪見ニ終顯ニ佛法之威徳ニ

親鸞周觀畫像 一幅上に親鸞か偈を書す

本願名號正定業至心信樂願爲因成等覺證太涅槃必至減度願成就

此畫像は教尊か時本願寺より授し所にて縁起に所謂再圖して與ると云ものなり慶長十三癸申九月廿一日信濃國高井郡井上郷浄光寺常住物也釋准如判願主釋教尊と裏書あり

地を領主に請受け寺を建て又井上浄光寺と云今の浄光寺町は其舊迹なり是に於て又長岡の寺を改て徳宗寺と云其頃府下に太子守宗多く其黨熾なりしに教尊悉く諭して改宗し本山の末寺たらしむ本山其功を好みし祖師親鸞已下十二世の法名を連書し先に親鸞周觀か畫像兵燹に罹て烏有せし故これも再圖して併せ與ふ實物の部に載す慶長七年蒲生秀行の命によりて郭北桂林寺町に遷し寛文十一年又此地に移り今に内陣の列に齒す善性比丘より現任泰巖に至て凡て二十世なり

客殿 六間半四面本尊彌陀

實物

親鸞周觀畫像 一幅上に親鸞か偈を書す

本願名號正定業至心信樂願爲因成等覺證太涅槃必至減度願成就

此畫像は教尊か時本願寺より授し所にて縁起に所謂再圖して與ると云ものなり慶長十三癸申九月廿一日信濃國高井郡井上郷浄光寺常住物也釋准如判願主釋教尊と裏書あり

聖徳太子影像 一幅上に書せる文如左

吾爲ニ利生ニ出ニ彼衡山ニ入ニ此日域ニ降ニ伏守屋之邪見ニ終顯ニ佛法之威徳ニ

親鸞周觀畫像 一幅上に親鸞か偈を書す

本願名號正定業至心信樂願爲因成等覺證太涅槃必至減度願成就

此畫像は教尊か時本願寺より授し所にて縁起に所謂再圖して與ると云ものなり慶長十三癸申九月廿一日信濃國高井郡井上郷浄光寺常住物也釋准如判願主釋教尊と裏書あり

聖徳太子影像 一幅上に書せる文如左

吾爲ニ利生ニ出ニ彼衡山ニ入ニ此日域ニ降ニ伏守屋之邪見ニ終顯ニ佛法之威徳ニ

親鸞周觀畫像 一幅上に親鸞か偈を書す

本願名號正定業至心信樂願爲因成等覺證太涅槃必至減度願成就

是は貴僧へ進候我等のかたみと御おもひ(虫喰)とあり

存如書 一幅

法名釋善忠 文安二年八月十一日 本願寺存如判とあり

准如消息 二通其文如左

從兩講中江戸金貳兩髓請取候難有こそ候へ就其安心の事一心に彌陀如來後生たすけ給へとふかく頼申入は十人も百人も皆悉淨土に往生あるへく候初心なる方へもかやうにすゝめられ候へかしこの外には別の子細有間敷よく心得られ候はん事肝要候也穴賢

二月十五日

准如(花押)

會津若松日野

廿四日講衆中へ

廿八日講衆中へ

從講中爲志銀子貳百拾五匁髓請取候難有悦入候就其安心の事さらに男女老少をもゑらはす只もろくの雜行雜修をすて一念に彌陀如來をひしと頼み申せ

上卿花山院大納言

慶長十九年九月二日宣旨

權大僧都教慧

宜轉任法印

藏人右中辨藤原共房 奉

明光寺 境内二十間 淨光寺の南にあり開山道味と云僧元和

年中京師本願寺に至り本尊并寺號を請ひ歸て地を加藤氏に請て此地を開く時に寛永六年なり京師東本願寺の末寺淨土眞宗なり本尊彌陀客殿に安す

寶物

親鸞畫像 一軸本願寺准如か元和八年の裏書あり

法林寺 境内東西三十六間 南此通の北頬にあり稻臺山と號す淨土宗京師智恩院の末寺なりもと下野國宇都宮にあり轉陽山法輪寺と号す蒲生氏再封の時從てこの地に來る鐘樓に懸る所の鐘徑二尺銘文なし

客殿 七間に六間南向本尊三尊彌陀

稻荷神社 境内にあり

觀音堂 同上

願成就寺 境内東西四十八間 南法林寺の西にあり叶山と號す北一町六間免除地

京師智恩院の末寺淨土宗なりもと耶麻郡五目組上三宮

新編會津風土記卷之二十 陸奥國若松之六

はふかくよろこひ候て光明のうちにおさめをかるゝによりて淨土の往生は治定なりと心得られ候て佛恩報謝のために常念佛可申事肝要候也穴賢也

二月十六日

准如(花押)

奥州會津若松

廿四日講衆中へ

同

廿八日講衆中へ

和讚 一幅古筆なり

太子木像 一軀親鸞作と云長一尺六寸

彌陀木像 一軀長一尺五寸作者を知らす

宣旨 二通其文如左

上卿花山院大納言

慶長九年九月廿四日宣旨

權大僧都教尊

宜叙法印

藏人頭右大辨藏原光廣 奉

村にありて加納山願成就寺と號す上三宮村の條慶長四年

二十二世良翁上杉景勝の命に因て今の地に移り此寺を

開き即願成就寺の號を用ひ加納山を改て叶山と號す故に

良翁を以て開山とす二世尊譽に至て堂宇の制初て備る

故に之を中興とす寛永二十年肥後守正之封に就に及て

出羽國淨土寺の僧靈徹從てこの地に移り當寺の住持職

となれり是を第七世とす是時寺領百石を附せり寺號就

の字を加へしは正保二年靈徹洛に赴き勅を蒙て改めし

所と云傳ふ

制札 門外西にあり

總札 二間に一間餘南向

外繫 門を入て左にあり二間に一間半

客殿 八間半に七間半南向本尊三尊彌陀此北に四間に

三間の所あり 台徳院殿 文昭院殿 有章院殿 惇

信院殿の靈牌を安置し奉るまた傍一段卑き所をしつ

らひ當家の位牌を藏む

書院 八間に三間半

庫裏 十三間半に十間半

清水町

上長丁と願成就寺前通の間にあり東は淨光寺前通より西

は法林寺前通に至る長四十六間餘幅二間家數六軒南頰にあり此丁念佛清水薬園前通の末流注く故此名あり

高井町

願成就寺前通より北の方千石町に出る通なり長四十八間幅四間家數十三軒

千石町

徒町の北にある一區にて通數條あり蒲生家の時知行百石を領せし者十人居住せし地故此名ありとそ今多くは足輕同心の居とす

一番丁

願成就寺前通の北に並ぶ東西の通なり長一町四十七間幅二間家數七軒西端より北に折て二番丁に出る小路あり

二番丁

一番丁の北に並ひ長一町三十八間幅四間家數三十五軒西は專福寺前通より東は田圃に通す此丁に千石町大通とも云千石町分の地雜れり

寺院

角場 此丁の北頰にあり千石町分の地なり

千手院 境内東西十間南北十六間年貢地 此丁の東端にあり補陀落山と號す大町一桂院の末寺眞言宗なり文祿二年高濂と云僧開けり本尊千手觀音客殿に安す

觀音堂 境内にあり

中間町

二番丁の北に並ひ通二條あり南を一番丁と云東西一町二十九間幅二間家數四十六軒北を二番丁と云東西一町二十九間幅二間家數三十七軒中間共の居所なり千石町分の地雜れり

專福寺脇片原町

中間町二番丁の北にならひ東西五十四間餘幅二間家數十一軒東端より南に折て中間町二番丁に出つ東黒川千石町分八角分の地雜れり

高井丁通

高井丁の末に續き前の數丁の東にある小路なり長一町餘家數三軒千石町分の地なり

專福寺前通

前の數丁の西にて藥師前通の末に續く小路なり長一町二

十六間餘北は專福寺の門前に至る此通皆東西の丁の裏行なり

寺院

專福寺 境内東西四十間南北二十五間免除地 此通の北端にあり淨土眞宗京師西本願寺の末山なり應永の頃助觀と云僧能登國より此

に來り本郡南青木組一堰村に一字を結び遍く世俗を教化せり天文年中助觀より三世惠昌か時火災に罹り佛像經卷殘なく燒失せり永祿の始葦名盛氏惠昌か孫慶心と云者に命して寺を今の郭内米代の地に移さしむ今其地詳ならず

文祿元年助慶か時蒲生氏の命によりて赤井丁下に移れり元和六年助慶大谷本願寺に至り准如に謁し當寺の來由及び天文中大災に罹りしを訴へしに准如即彌陀像親鸞の影像及宗門の縁起等を授與し世世内陣に列せしむと云寛文中災に罹り今の地に移れり

客殿 六間に五間半西向本尊彌陀

鐘樓 客殿の西にあり鐘徑二尺五寸寛文中改め鑄る所

なり奥州會津若松縣專福寺大鐘寛永三丙寅曆仲冬十八日寛文七年未四月晦日願主釋覺源造治工早山恒吉と彫付あり

寶物

親鸞畫像 一幅裏に慶長七年壬寅三月廿八日奥州會津郡門田庄若松專福寺常住物也本願寺釋准如願主釋助

慶とあり

聖德太子畫像 一幅裏書同上

七高祖畫像 一幅同上

顯如影像 一幅元和三年丁巳五月廿四日奥州會津門田郷若松專福寺常住物也釋准如判願主釋助慶と云裏書あり

聖德太子木像 一軀長二尺五寸自作の由云傳ふ

藥師前通

徒町願成就寺前通より北の方臺町藥師堂の門まで長三十二間左は西に轉し臺町に出つ長五十三間右は屈曲して專福寺前通に通す長五十二間又はしめの通の中程より東に指たる行留りの小路あり長三十間餘總て藥師前通と稱す家數三十一軒千石町分の地雜れり

鷹匠町

專福寺前通より西に折れ臺町の北に續ける小路に出る通二條あり南は一町十一間餘幅二間家數十七軒北は一町九間餘幅二間家數十七軒蒲生氏の時鷹匠を置し故名けり今も多くは鷹匠の居なり千石町分の地雜れり

餌指町

前の二條の北に並ひ長一町六間餘幅二間家數二十一軒蒲生氏の時餌指の者を置し所故名けり今も此に居住する者多くは餌指の者なり

外小田垣

外郭の東南にあり古郭内の小田垣と同く小高木と稱せし地なり郭内小田垣の條下と併見る今士屋敷を置く通二條あり

隍端一番丁

小田垣口の郭門を出て隍に就き東の方小田垣組町に出る通なり長一町五十七間餘幅四間餘家數八軒南類にあり西端より南に折て河原新丁に出る通あり

同二番丁

隍端丁の南に並ひ長一町五十二間幅三間餘家數十六軒東は組町に通し西は南に折れ河原新丁に出る通にて組屋敷三軒あり

小田垣

外小田垣の東南に繞て數條の通あり總て是を小田垣と稱す多くは組町にて外に小田垣と稱し商賈の家居あり組町及極樂寺前通の條下に小田垣と註するものは是を指す

組町

外小田垣隍端丁の東より南に折れ河原新丁に出る通あり長四十五間幅九尺家數十三軒隍端丁の東に續き小田垣に出る通に家數八軒あり河原新丁より北に折れ東に廻り又河原新丁に出る小路あり家數八軒

厩町

組町の東北にあり東は極樂寺前通より西は外郭の隍端に至る長一町餘幅三間家數廿四軒

長柄町

厩町の北に並ひ長一町餘幅二間家數十九軒長柄組の者居る故に名けり千石町分の地雜れり

横通

前の二條の中頃にあり南は小田垣より北は極樂寺の後に至る行留の小路なり長一町餘幅二間家數五軒士屋敷雜れり

長柄町

外小田垣二番丁の南に並ひ二條の通あり北を一番丁と云長五十間幅二間家數二十軒南を二番丁とす長三十一間餘幅二間家數二十八軒東は河原新丁に通し西は少し北に折て一番丁に通す中頃にも河原新丁に出る小路あり又二番丁の南に袋丁あり家數三軒是も長柄組の足輕居住する故名く

小田町

河原新丁の東に續き西南より東北にめぐりて極樂寺前通に至る長四町七間幅二間餘家數五十九軒即商賈の居なり町南にて本郡南青木組小田村に界ひ黒川を限とす千石町分

宗英寺河原通

小田町の東に續き長一町八間家數十一軒東は天寧寺町宗英寺通に通す南を黒川流る故に河原と稱す昔此通の内に刑伐場ありしと云千石町分の地にて組屋敷の地雜はれり

極樂寺前通

小田町の東端より北に折れ末は徒町淨光寺前通に續く長一町餘幅三間家數二十二軒千石町分の地なり

寺院

極樂寺 境内東西四十二間半南北二十八間免除地此通の西類にあり京師西本願寺の末山淨土眞宗なり永祿七年淨顯と云僧本願寺に至り寺號と本尊とを請受け歸て地を領主に請て當寺を開く本尊彌陀客殿に安す

寶物

新編會津風土記卷之二十 陸奥國若松之六

六字名號 二幅 一幅は親鸞筆一幅は蓮如筆

親鸞影像 一幅 元和七辛酉曆九月廿日奥州會津若松

古川極樂寺常住物釋正誓と裏書あり

蓮如影像 一幅 裏書同上

蓮如隆齒 一枚相傳て開山淨顯初本寺願蓮如に師とし

事ふ明應八年蓮如死に臨て親鸞筆と自ら書せし所の

六字名號に己か隆齒一枚を加て附與せり是に於て淨

顯奉して會津に來り永祿七年當寺を開き別堂を建て

此隆齒を安すと云今玉塔の如きものを造て納む蓮如

上人御齒明應八己未年三月上旬釋淨顯と刻めり

大鼓 一箇昔時より傳る所にて究て古物なり

淨光寺 境内東西一町十六間南此通の東類にあり甲斐國身延

山久遠寺の末山法華宗なりもと信州高遠にあり妙法山

長遠寺と號せり寛永十二年肥後守正之實母神尾氏卒し

て當寺に葬り時の住持日蓮をして導師たらしめ即法諡

して淨光院殿法紹日惠と云肥後守正之羽州最上に移封

の時日蓮をして彼地に移らしめ一精舎を營み号して法

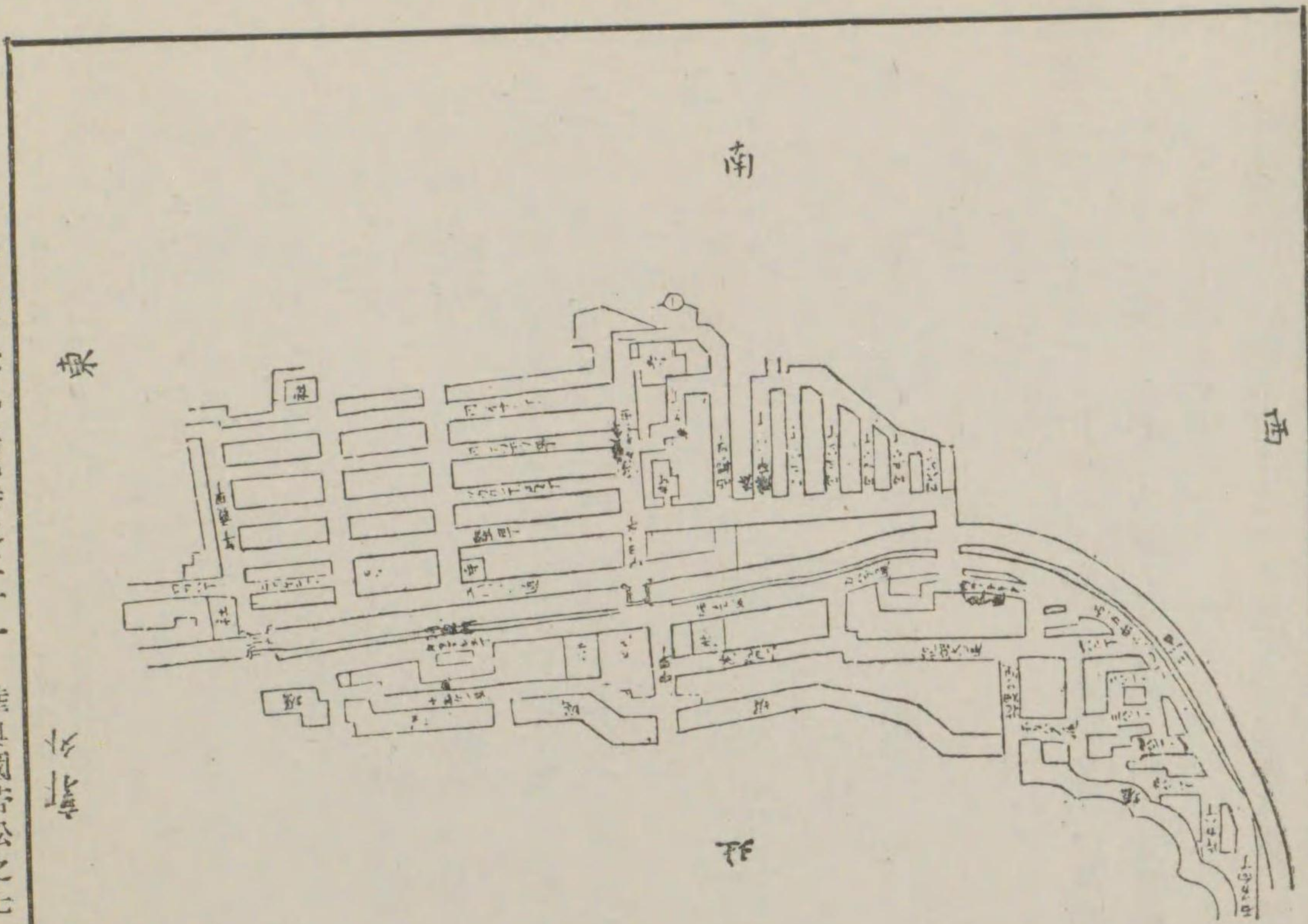
紹山淨光寺と云故に日蓮を以て當寺の開山とす寛永廿

年癸未二世日陽此地に來り城南の地に住せりと云今其所を詳に萬治三年三世日然今の地に移れり世世寺領百石を

附す 門外南にあり
 制札 二間半に二間西向
 總門 門を入て左にあり二間に二間半
 外繫 九間半に八間西向大曼茶羅を本尊とす
 客殿 客殿の東にあり九間に三間半
 書院 客殿の北にあり九間に七間半
 庫裏 客殿の南より十二間の廊下を経て此に至る三間
 靈屋 半四面當家の位牌を安す
 妙隆寺 總門を入て左にあり七間四面當寺の塔頭なり
 釋迦堂 境内の西方にて一構の所なり堂三間四面四方
 に庇縁あり
 三十番神社 釋迦堂の東南にあり三間四面
 寶物
 貝多羅葉 一枚寛永の頃石橋加兵衛と云もの漂流して
 西域に至り後緒縁について此貝葉を贈りしを家士某
 か方に轉送せり其後肥後守正容を誕せし榮壽院に獻
 せしかは當寺に納て寺寶とす長七寸幅二寸計蠻字に
 て兩面に經文を彫れり
 日蓮眞筆 一幅草書にて滅是法性滅釋迦多寶(二字虫喰)
 生死の數字を書す

稱名寺 境内東西十七間南
 北三十一間免除地淨光寺の南に並へり徒町法林寺末
 寺淨土宗なり山號を一行山と云慶長年中の草創なり此
 地昔は法林寺の墓地なりしか本山に從事せし沙門教譽
 と云者開けり本尊彌陀客殿に安す
 觀音堂 境内にあり
 河原新丁
 小田町の末につつき西は天神橋の詰に至る長四町五十七
 間幅二間餘家數四十九軒此北に並て家數八軒あり八軒町
 と稱ふ東黒川南町分
 天神橋 此丁の西端黒川に架す南町年貢町の
 條下に詳なり

新編會津風土記卷之二十終



新編會津風土記卷之二十一

陸奥國若松之七

- 郭外
 南町
 中町 花畑通 晒屋町 十五軒町 河原新丁 中
 横町 常慶寺町 十軒丁 西横町 堅町 湯川端
 通 二十軒町 年貢町 若葉丁
 象眼町
 弓丁 鐵炮町 稻荷丁
 漆原組町
 一番丁 二番丁 三番丁 四番丁 五番丁 六番
 丁 堅町通
 花畑

大町 オホ 花畑口通 ハナバタケクチ 隄端通 ホリバタ 西通 ニシ

花畑組町
河原通 カハラ 裏通 ウラ 一番丁 二番丁 三番丁 四番丁
五番丁 片頼丁 カタガハ 石塚向河原丁 イシヅカムカヒカハラ 石塚向丁 イシヅカムカヒ

南町 ミナミ

外郭の南にあり故に名く蒲生氏の時置く處と云傳ふれとも詳ならず若くは此時町割を改増せしにや通數條あり

南町口の郭門を出て南の方屈曲して大橋の詰に至る長一町十四間幅四間餘家數三十三軒

大橋 オホハシ

此町の南端黒川に架す長十間幅三間勾欄あり此橋を経て中横町に通す

褒善

喜三郎 屋上葺くをわさとし能く家業を勤む其妻たむ又貞順なり子の三郎次も父と業を同せしか寒暑には父に代て力を盡し家貧といへとも初物の類は早く求て是を進む其弟四郎次も父兄の教を守り嫂を敬ひ諸行を

嗜なみ家業懈らす又三郎次か妻よねも夫の教を承け能く舅姑に事へ家内和順せしかは安永七年喜三郎并其子三郎次には褒美として米を與へ其妻及四郎次をも共に町奉行の署において賞せり是より先喜三郎か妻夫の幼きより伯父喜左衛門に養はれ人と成りし故彼等夫婦に事へ終身報養を全うせしかは寶曆九年米を與へて賞す

孝行者權七郎 正徳二年米を與へて賞す

孝行者喜法院 此町の修驗なり寶曆七年同上

孝行者とめ 喜法院妻なり同上

善行者理八 明和五年同上

貞節者いは 太左衛門妻なり安永四年同上

貞節者きち 良助妻なり天明六年同上

善行者利右衛門 天明八年同上

善行者久兵衛 寛政四年同上

善行者本田傳内 寛政六年同上

貞節者某 富右衛門妻なり同上

孝行者善次 寛政七年同上

孝行者く 善次妻なり同上

花畑通 ハナバタケ

中町の中頃より西に折て花畑大通に通す長五十九間餘幅

二間餘家數九軒

寺院

長樂寺 境内東西十八間半南 此通の南頰にあり淨土宗大町融通寺の末寺なり山號を鷲鷹山と云天正中萬機と云僧開基す本尊彌陀客殿に安す

觀音堂 境内にあり

辨天堂 同上

晒屋町 サライヤ

中町の南端より西に折れ黒川の北岸に傍て花畑組町河原通に行く通なり長一町二十間餘幅一間餘家數十五軒此地昔布を多く晒せし所故名けりと云

褒善

孝行者造酒兵衛 享保三年賞して米を與ふ

十五軒町 ジュウゴケン

中町の北端より東に折れ外隄に傍て熊野口の前に行く通なり長一町四十六間餘幅二間家數二十二軒足輕同心の居なり

河原新丁 カハラシン

小田町河原新丁の末に續き黒川の北に傍て西の方大橋の詰に至る長三町四十間餘幅三間家數廿一軒中頃僅の裏通あり東西の端より此丁に出つ其形鏝に似る故俗鏝丁と

云南町分の地雜れり

長福寺趾 此丁の北頰にあり加藤氏の時彼家の菩提所に

て西本願寺の末山淨土眞宗なり加藤左馬助嘉明寛永八年九月十二日江戸に於て卒し火葬して骨を高野山に送て塔を建て後此寺にて送葬の式を營み龜蓋等飯寺河原本郡南青木組飯に送り彼地にて茶毗す 舊事雜考には村木寺村の西を云

あ棺は六方龜にて天蓋燈籠等は皆綿繡を以て飾り石塚

觀音堂の前より飯寺河原にて道の兩傍に青竹の埒を結

ひ又長柄を左右に建連子其間に白布を敷詰にして通行

せしと云後加藤家石州吉長へ所替の時供すへきよし明

成強て命すと雖其勢微々なるに因て行肯せず明成深く

憤を含むと云後幾くも無して廢寺となれり

建福寺趾 長福寺趾の地にあり延寶八年本郡南青木組青

木村に移れり

寺院

文明寺 境内東西十八間半南 もと長福寺と建福寺とのありし

地なり高遠山と號す醍醐松橋無量壽院の末寺眞言宗な

りもと信州上伊奈郡高遠莊にあり開基の年月詳ならず

れとも文明中の草創故寺號是に因と云山を高遠と號せ

しは莊名によれり天正の頃堯存 或作 行尊と云僧保科彈正忠

正直に隨ひ籌策の臣たり其血戰汗馬の勞あるに當て先鋒して常に堅きを陥れ戰功頗る多し後慶長中肥後守正光に從て總州多胡に遷り寛永十三年肥後守正之羽州最上に遷るに及て從て彼地に赴く同二十年正之封をこの地に移せし時又從て移る其頃は今の花畑の地にあり延寶中今の地に移り世世當家の祈願所にて寺料百石を附す

制札 門外にあり
客殿 八間に六間南向本尊不動
庫裏 十二間に四間

觀音堂 境内にあり千手觀音を安す相傳ふ先に總州香取郡五郷内村に稻荷山樹林寺と云寺あり往古より安置するところ觀音の金像一軀ありこの寺回祿に罹り堂宇一時に灰燼となれり近鄰の人人あはてて餘煙を冒し觀音の像を覓るに得ず後かの堂の蹟に夕顔一莖を生す爰に一人の農夫あり日ころ觀音を信心せしかこの時靈夢の告ありて日にかの夕顔の處に至り灌培懈る事なくやかて實を結ひしかは農夫采て家に歸り割て見れば其内に觀音の金像一軀あり農夫不思議の事に思ひ人を集て是を見せしむるにまさしく先に失ふ所の觀音の像なりここにおいて人みな奇異の思

をなし即ち樹林寺の故基に就て茅茨を結ひ一字を構て其金像を安置せしかは人舉て信仰すると斜ならず因て夕顔觀音と稱す肥後守正光深く彼觀音を信し新に其像を寫し鑄さしめ堯存をして此を守らしめしと云

西龍寺 境内九百四十四歩免除
地四百四十二歩年貢地 文明寺の東にあり淨土眞宗京師東本願寺の末寺なり元龜三年了岩と云沙門參州味崎村に一字の小庵を營み西龍寺と號し住持すると幾くも無して弟子良圓に附屬せり其後鳥居彦右衛門尉元忠甲州に移封の時諸檀越の招に應し甲州に行き又總州に移る後又左京亮忠政の命により本州岩城に移住し又羽州最上に移れり寛永二十年此地に來り住せりと云本尊彌陀客殿に安す

寶物
親鸞眞影 一幅裏に慶長十乙巳年六月四日本證寺錄徒三州播豆郡吉良莊味崎郷大谷本願寺釋教如判願主良田と記せり
七高僧眞影 一幅裏書に元和三丁巳曆九月十三日(虫喰)石城郡平門西龍寺常什物也本願寺釋宣如判願主釋(虫喰)とあり
聖德太子眞影 一幅裏書同上

文書 二十通本願寺より與る處なり煩しければ其要を撮て左に載す

又小袖到來候懇意悦入候以上
爲志黄金九兩貳分到來候誠意之至有難覺候就其連々如聽聞信心決定候上には報謝の稱名無油斷被相嗜今度の報土往生をとけらるへき事肝要候穴賢

十月廿七日 宣如(花押)

惣門徒衆中

御門跡様へ爲志布壹端少き小袖面壹進上候趣別而被思食神妙に候隨て安心之儀無油斷被相嗜今度てらを報土往生事肝要之旨被仰出候者也

正月十七日

奥州岩城
鳥井左京殿内
高須彌介

御門跡様へ爲志布壹端少き小袖面進上候趣具進披露候處に即被成御印書候別而忝く存可有頂戴候先は此事御無事に候間可御心安候次私は代五十文進上候無冥加事候旁期御上ふ之時候恐々謹言

新編會津風土記卷之二十一 陸奥國若松之七

正月十七日 純教(花押)

奥州岩城

鳥井左京殿内
高須彌介へ

御所様へ御志として甲州判金壹匁綿八拾七匁并同綿五拾匁進上のとをりひろう申候ところにあんろ御こんしのほとしくへうにおほしめされ候しかれはれん／＼ちやうもめんのとくかんしんけつちゆうのうへはほうしやのせうみやうゆたんなく御たしなみあるへき事かんようのよし被仰出候仍御印をおさせらるゝ所如件

二月廿六日 あせち法印 重政(花押)

吉田助右衛門 内儀
鈴木五左衛門 内儀

御門跡様へ爲志金子壹分四ツ進上之道具遂披露候處懇意の至別而御感被思召候由能々相心得可申下旨被仰出候就其連々如聽聞信心決定之上は佛恩報

謝之稱名無油斷可被相嗟事肝要之旨御意候仍被顯御印候也

九月廿日

松尾左近 三頭(花押)

鳥居左京殿内

吉田千松殿

中横町

大橋の詰より南の方弓丁の角に至る長一町一間餘幅三間餘家數十八軒

大橋 此町の北端に架すに詳なり

褒善

孝行者さよ 善野右衛門母なり寶曆七年米を與て賞す

常慶寺町

中横町の南に續き末は西に折て馬橋に至る長一町十四間幅三間計家數三十九軒醫徳山常慶寺ある故町名とす南端を古川流る石橋を架し東黒川南町分馬橋通に通すの地雜

別墅 此町の南端東頰にあり東南は東黒川南町分の田圃なり

寺院

常慶寺 境内七百三十三歩免除 此町の西頰にあり曹洞宗上野國白井雙林寺の末寺なり山号を醫徳山と云越後國常慶寺の住持慶岩と云僧上杉景勝就封の後檀越の好を慕ひこの地に來り當寺を建立す時に慶長四年なり後程なく回祿に罹り悉什寶を失ふ本尊釋迦客殿に安す

白山神社 境内にあり相殿一座あり

稻荷神 此町より移せり

舊家

三善藤四郎 其先藝州廣島の産にて藤四郎長國と云初宗左衛門と稱す幼にして父に後れ伯父播磨守輝宏に育はれ備前長義か流を酔て刀劍の工を學へり子を藤四郎政長と云初は理右衛門正長と稱す天正中加藤嘉明に招かれ父と共に伊豫國松山に至り寛永四年從て此地に來れり政長か子を藤四郎長道と稱す銘に陸奥大掾三善長道と彫し是なり是等世の知る所にて其業頗る秀たり長道より今の藤四郎長道に至て六世相續し月俸を與て家人の列に次せしむ

褒善

金右衛門妻とて 老母と一人の稚き子ありて夫婦四人の生計なりしか失癩疾を患て窮苦に迫れるをとり一人の營にて姑夫の心を慰め懇に取扱ひけり金右衛門妻の年

す鳥居あり

相殿二座

伊勢宮 地主神なり

八幡宮 此町より移せり

神職弓田山城 家傳を按するに其先を飯篠山城守直家と云刀槍の術に長せり後伊賀守長威齋と改む神道流の始祖なり直家より六世七郎大夫盛枝と云者先世より傳ると所伊勢八幡の神體を奉し廻國の序此地に來る葦名盛詮其神體を勸請し今の相殿の盛枝を神職とせり後讚岐守盛貞と云者故有て弓田と稱す今の山城長郡は盛貞より七世の孫にて刀槍の秘訣及び傳書等家に傳ふ

寺院

靜松寺 境内東西一町十二間 靜松寺前通の西頰にあり臨濟宗南青木組慶山村大龍寺の末寺なり山號を長壽山と云も

と羽州最上郡にあり寛永二十年當寺の始祖西堂と云僧檀越の縁を慕て此地に來り今の道場を開けり本尊觀音客殿に安す

觀音堂 境内にあり

明榮寺 境内東西二十八間 明榮前通の西頰にあり淨土眞宗京師東本願寺の末寺なりそのかみ鈍的と云僧此地に庵を

若して空く老朽んとを憐み改め嫁せんを謀れとも肯はず思やかに姑夫に事へ二心なきを賞し安永七年米を與て賞す

孝行者佐與吉 享和三年賞して同上

十軒丁

常慶寺町より西に折れ南に廻り又西に轉し西横町に出る小路なり長三十三間家數十軒丁名もこれに因れり足輕同心の居宅なり

西横町

中横町の西に並て北は黒川の岸より南は古川の邊に至る長一町四十七間幅三間餘家數四十三軒

褒善

貞節者某 辻右衛門妻なり寛延元年賞して米を與ふ

孝行者太藏 辻右衛門子なり同上

堅町

黒川の南にて東西の通なり東は年貢町より西は漆原堅町通まで長六町二十二間幅四間餘家數百四十四間東の方に靜松寺前通西の方に明榮寺前通とて二條の小路あり共に南は組町に通し北は黒川の南岸に出つ

稻荷神社 境内四間四 此町の北頰にあり勸請の年代詳なら

新編會津風土記卷之二十一 陸奥國若松之七

結て住せしか文祿三年宗觀と云僧越後國より來り此庵を修理し其後廢壞せしを寛永中宗察と云比丘再興せり本尊彌陀客殿に安す

福泉寺 境内東西二十一間南 此町の末南頼にあり淨土眞宗西本願寺の末山なり慶長五年法善と云沙門草創せり本尊彌陀客殿に安す

林昌寺 境内七百八十四歩免 此町の末北頼にあり榮長山と號す常慶寺町常慶寺の末山曹洞宗なり慶長三年安作と云僧常慶寺の開山慶巖に従ひ越後國より此に來り草庵を結て住せり是を當寺の祖とす後松朔尊説と云二人の僧相續て住す本尊釋迦客殿に安す

庄吉 老たる母に孝行なり常に貧き姿を見せず力を盡して母先望に適へり夏月も蚊を防ぐへき具なく又母紙帳を厭ひしかは終夜枕元に臥し居て追拂ひ寝ざる間は種々の物語に心を慰めぬ人庄吉か妻なきを見て娶るへしと勧めしに迎るもの順従ならずは如何せん又彼が律義なるに感し推擧をもすへしと云へは既に忠臣たれば孝子たることを得ず如何なる辛苦を重るとも膝下に在て朝夕の養を盡さんとて諾せざりしとそ斯く貧しけれとも其道に非れは一介の微も私に取るをなく義を守

喪善

彌野右衛門 大工を業とし妻と共に老母に仕へしか妻世を早くし母の悲歎大かたならされは如何にもして其憂を除んと家業を擲ち常に附添ひ妻の仕へしに代て心を盡し養ひけり斯く定りし職業を棄しかはいつとなく貧くなり行を母の見聞んことを恐れ墻屋の修理より日用の米薪に至るまでも兎角して貧しからぬさまにもてなし其心を安せしむ又二便の取扱も穢少きやうに意を用ひ夜毎に側にありて世の中の物語し母の眠るを見て休息しけり是等のこと聞えければ延享三年褒賞して米を與ふ

熊次郎 家貧く父は病に染しかは貧人扶持を乞て饑を凌きけり今年纔十五歳なりしか朝夕の孝養に心を盡し夜夜神詣てして平愈を祈りけり常に日傭に出て父を養ひしに出る時は必諸事の備をなし先にも能く働きしかは人人憐を加へ衣なと與るに其身には纏はずして父に打着せ又物食ふにも菜あれば包み販て父に羞め臥床を和け藁を敷て寒を防ぎ側にあり物語して慰めけり父は斯る病に幼き者を苦め扶持米を賜はる事本意なしと云しを熊次郎云けるは人人も父を養ふを憐てこそ拙き吾

齊をも雇ひけれ如何にもして病を愈し共に營をなすへしとて孝養懈らざりしかは明和七年米を與へて賞せり

棚木善兵衛 此町の檢斷なり上を重し法を守れり人子弟を誡て棚木某に告んと云へは行を改め若し従はざる者は善兵衛か許に於て教るに皆善に移りしと云常に惣町にて訴訟あれば皆善兵衛に就て理非を決せしとそ固より貧者多き町にて商の營に階なき者あれば各もとてを貸し又夏の價賤き間に炭買て冬月直貴き時初め買し直をもて賣渡せり斯る事繁き上に家も豊ならされとも養母に事て孝心深く奇特の事とも多かりしとそ天明元年米を與て賞す

孝行者三次郎 寛保元年同上

忠義者與助 染屋勝太郎か分限内なり寛政七年同上

湯川端通

豎町の北の並ひ黒川に傍て片頼に住す東は天神橋の詰より西は西横町の端に至る長六町二十間餘幅の廣狹齊しからず家數二十軒黒川を俗に湯川と稱する故此名あり 東黒川千石町分の地雜れり

ニツケン

二十軒町

新編會津風土記卷之二十一 陸奥國若松之七

湯川端通と豎町との間にあり東は年貢町より西は靜松寺前通に至る長一町六間幅二間餘家數二十軒町名これに因ると云

年貢町

天神橋の詰より南の方田畝に通す長一町五十間餘幅二間家數三十一軒町の南端にて本郡南青木組北青木村に界ふ 南町分の地なり

天神橋 此町の北端黒川に架す長十六間餘幅二間勾欄あり天満宮の側なる故此名あり此橋を踏て河原新丁に出つ

神社

天満宮 境内二十間四方免除地 此町の東端黒川に傍て一段高處にあり葦名直盛鎌倉より下向の時深澤天神を勸請し此地に祭りし故に深澤天神と稱す當社の北なる黒川の邊をも深澤と稱ふ鳥居拜殿あり

末社五座

伊勢宮 本社未申の方にあり

山王神社 伊勢宮の南にあり

稻荷神社 山王社の南にあり

摩利支天神社 稻荷社の南にあり

天王神社 摩利支天神社の南にあり

別當威徳院 境内にあり永命山と號す郭内延壽寺の末寺天台宗なり當社勸請のとき延壽寺の弟子英順と云僧をして奉祭せしむ是當寺の元祖なり其後數世を経て寛永十二年の頃灌英と云僧住して荒廢を修理す故に是を中興とす本尊彌陀客殿に安す

褒善

和右衛門妻みよ 七歳の男子あり夫は前より癩病を煩ひ渡世の營も成かたかく飢渴に及んとせしかみよ心を盡して介抱し常に縫針の業をなし其賃をとり親子三人辛うして生計をなせり朝夕の食物も己は悪きを食ひ身には破れたる衣を纏ひ夫には皆よきを譲り髪を結び月額を剃ことまでも心をつけしとを或時和右衛門みよに向て年頃の養ひ報ふへき辭なし我か病終に愈へきにあらす年若きうちに子を具して何方へも嫁すへしと云みよ涙を流し斯ること承るも皆我か誠の足らざるに因れり假令逐ひ出さるとも去るへき心なしとて愈貞節を盡せしとそ延享三年褒賞して米を與へき

若葉丁

年貢町天満宮の南より東にゆく通なり長一町九間餘幅二間計家數五軒南は南青木組の田圃に連る東の方に植溜屋敷と稱ふる樹木の圃あり南町分の地雜れり

象眼町

堅町の南に並ひ東は年貢町より西は中横町に至る通三條あり總てこれを象眼町と稱す昔いつの頃にか象眼師多く居住せし故この名ありとそ今は足輕同心の居とす

弓丁

三條の北端なり長四町五十二間餘幅九尺餘家數八十九軒弓組の足輕多く居る故名とす

的場 此丁の北頬にあり

鐵炮町

弓丁の南に並ひ長四町五十四間餘幅九尺餘家數九十七軒鐵炮組の足輕多く居る故名とす南町分の地雜れり

稻荷丁

鐵炮町の南に並ひ長四町五十五間餘幅九尺餘家數九十七軒内に横通二條ありて南は田圃に出て北は堅町の方に通す南町分の地雜れり

神社

稻荷神社 境内東西七間南三間半免除地 此丁の東横通にあり松本稻荷と稱す此地往昔葦名家の長臣松本某と云者居をトせし處にて當社は即彼か勸請なりしと云今社料米三斗餘を寄附す

角場 此丁の末古川の岸にあり南町分の地なり

四番丁

三番丁の西に並ひ長五十間餘幅九尺家數十七軒南町分の地雜れり

五番丁

四番丁の西に並ひ長四十二間餘幅九尺家數十四軒南町分の地雜れり

六番丁

五番丁の西に並ひ長四十三間餘幅九尺家數十四軒南町分の地雜れり

堅町通

堅町の末に續き前の六條の通の北にあり漆原堅町とも稱す長一町五十間餘幅九尺家數十七軒南町分西黒川小黒の地雜れり

角場 此丁の末北頬にあり

花畑

外郭の南にて土屋敷一區あり蒲生氏の時花園ありし地故此名ありと云又いつの頃にか此邊に刑伐場有し由云傳れと其處を詳にせず今の町割は文祿中定る處なりとそ大通

東は南町花畑通の末より西は組町一番丁に至る長四町十三間餘幅三間餘家數二十八軒南町通とも云葦名氏の頃此邊に虚無僧多く住し故暮路屋小路と云しとそ

鳥居 兩柱の間八尺

本社 九尺四面西向

幣殿 三間に二間

拜殿 五間に二間

神樂所 拜殿の側にあり

文殊堂 境内にあり

別當良泉院 本山派の修験なり中興善學より今に至て

二十三世と云

漆原組町

西横町の西に南北の通二條あり南端の東西の通は古川の岸にて家居なし總てこれを漆原と云昔は此地川に傍て漆木多く有しを蒲生氏今の町割を定め歩卒の居とせり今も足輕同心の居なり

一番丁

南は古川の岸より北は堅町通まで長一町三十二間餘幅九尺家數三十一軒南町分の地雜れり

二番丁

一番丁の西に並ひ長一町三十三間餘幅九尺家數三十二軒

三番丁

二番丁の西に並ひ長一町三十三間餘幅九尺家數三十二軒

友善舎 此通の南類にあり家人の班卑きもの此に於て學
はしむ其制總て甲賀町青藍舎に同し國學日新館に隸す
夫丸小屋 此通の南類に一構の處あり内に小屋數軒あり
小者を置く所とすりて抱へおく小者を云
文明寺跡 此通の東の方にあり延寶中南町河原新丁に移
せり

花畑口通

花畑口の郭門を出て大通に出る通なり南北一町十間餘幅
三間餘家數五軒

隍端通 花畑口通より西に折て西通に至る長四十間幅三
間家數四軒

西通 隍端通の西に並ひ長一町十九間餘幅三間餘家數八
軒南は大通より北は組町五番丁に至る

花畑組町

前の土屋敷の西南にあり足輕同心の居にて通數條あり
河原通

晒屋町の西に續き黒川の岸に傍て石塚向河原丁に通す長
三町四十五間餘幅二間家數二十一軒東の方に土屋敷三軒
ありて大通に出る小路あり 東黒川村木町分南
角場 此通の南類黒川の岸にあり
的場 此通の末にあり

片類丁

五番丁の末より北にゆく通にて長一町十四間の小路なり
家數十五軒末は外郭の隍につきて西に折れ石塚向丁に通
す昔は片類に住せし故此名あるにや 材木町分の
地雜れり

石塚向河原丁

河原通の西に續き黒川の岸に傍て東西の通なり長五十間
幅二間家數十六軒 材木町分の
地雜れり

石塚向丁

河原丁の末に續き南北の通にて末は中河原町に至る南の
方は西に黒川を受けて家居東につらなり北の方は東に外隍
ありて西類に家居す隍端と稱ふ長三町五十間道幅廣狹齊
からす家數三十八軒 材木町分の
地雜れり

褒善

孝行者とめ 此丁に住める盲人成都嫁なり元文二年褒賞
して米を與ふ

新編會津風土記卷之二十一 終

裏通

河原通の北に並ふ小路なり長二町二十三間餘家數三十一
軒 土屋敷
軒雜れり 此より河原通に通する小路四條あり又北の方大
通に出る小路あり 材木町分南町
分の地雜れり

一番丁

花畑大通の西に續き長五十五間幅四間家數十四軒石塚向
丁に通す

二番丁

一番丁の北に並ひ東の端は北に折て三番丁に通し西は石
塚向丁に出つ長五十六間餘幅一間家數十軒

三番丁

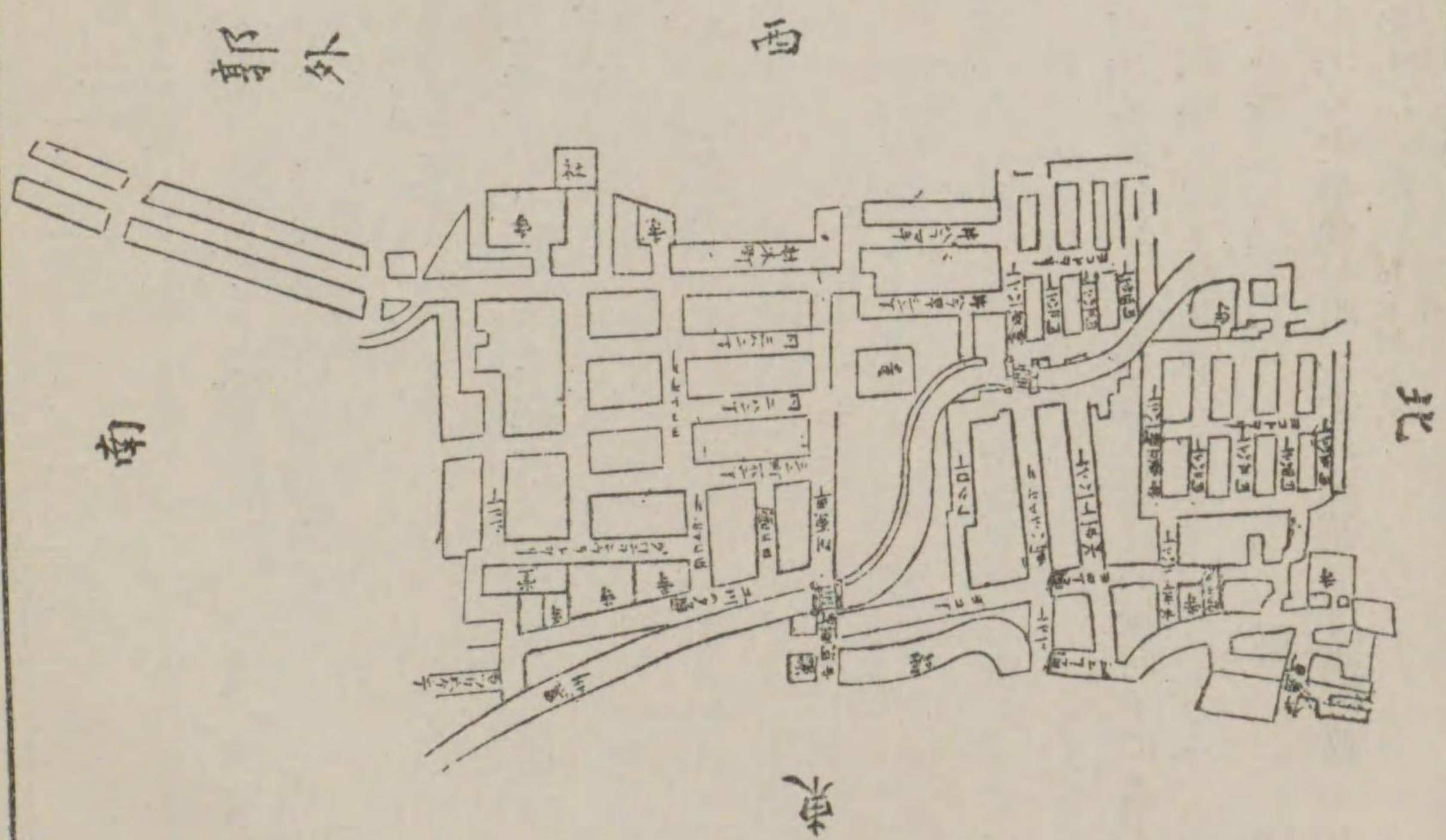
二番丁の北に並ひ東は西通に通す長五十二間幅一間家數
十三間西端に横通あり北は四番丁より南は石塚向丁に通
す

四番丁

三番丁の北に並ひ東は西通より西は石塚向丁に通す長一
町三十三間幅二間家數九軒

五番丁

四番丁の北に並ひ長一町三十六間餘幅二間家數二十一軒
末は石塚向丁に至る 材木町分の
地雜れり



新編會津風土記卷之二十二

陸奥國若松之八

郭外
石塚 イシヅカ
石塚六軒丁 イシヅカロクケン
新町 シン
湯川端通 ユカハタ 横通 一番丁 二番丁 三番丁 横通
観音裏通 クワンオンウラ 新丁
河原町 カハラ
材木町 サイモク
河原町新丁 カハラマチシン
片原町 カタハラ
柳原組町 ヤナギハラ

一番丁 二番丁 三番丁 四番丁 横通 柳原町 ヤナギハラ
半兵衛町 ハンヒヤウエ
烏橋通 カラスハシ 水主丁 横丁通 新丁通 新丁 横丁
袋丁 フクロ 中河原町 ナカカハラ
半兵衛町組町 ハンヒヤウエ
一番丁 二番丁 三番丁 四番丁 五番丁 横通
手明町 テアキ
極樂寺北通 ゴクラクジキミ

石塚 イシヅカ
黒川の西新町の東にあり其名の從て起る處を詳にせず或は傳ふ天應元年陸奥大掾石川淨足伊治公昔麻呂か亂を避け本州宮城郡多賀城より來奔し堂家 タカケ 牛墓村の地と云處に潛み居しか終に彼こにて身まかりぬ後其子孫分れて三家となり一は堂家と稱し一は石部と稱し一は石塚と稱して三浦氏の時まで猶當時の勢家たり此地は彼の石塚か館ありし所故此名残ると云

石塚六軒丁 イシヅカロクケン

黒川の西岸にあり南北の通にて長三十六間軒三間家數六軒相傳ふ此地もと黄檗宗の寺ありいつの頃にか廢絶し本郡南青木組一塚村に大坊とて太子守宗の比丘ありしか親鸞か法間に歸依し改て淨土眞宗となり此に移て光正寺と號せしとその後數世を経て寛文中廢寺となり趾に材木藏を置き又黒川に近きゆえ船を藏る處とせしか近き頃土屋敷とせり

寺院

観音堂 境内東西三十一間南 此丁の西に續く縁起を按するに康曆年中葺名直盛の草創なり其後蒲生忠郷の母堂深く此観音を信し再ひ堂宇を造立し壯嚴を極め常に參詣して渴仰他に異なりしとそ今に至るまで石塚観音と稱し遠近尊崇すると大方ならず慶長十八年此堂を金剛寺の住僧宥傳に附異して別當たらしめり六月十六十七日會式あり會津三十三所順禮の一なり
二王門 三間に一間左右に力士の木像を安す
制札 二王門を入て右にあり
本堂 五間四面東向「とち葺」にて四方に庇縁勾欄を設く皆黒漆の堅地にて種種の彫鏤彩飾あれとも外面は風雨の爲に斜て完からず本尊十一面観音三浦義連隨

身の像と云長一寸八分又千手観音の像あり長三尺一寸忠郷の母堂納る所なり鰐口一口を懸く奥州會津若松石塚観音堂(梵字あり)奉掛御寶前鰐口大領主源氏女御寄進御願如意満足慶長十九甲辰年八月廿八日大工天命野口外記長谷川勝右衛門と彫付あり
鐘樓 本堂の東南にあり二間半四面鐘徑二尺五寸餘寛延三庚午年十一月十七日本山金剛寺二十四世現住法印宥道石塚山院代法師宥英冶工星宗七喜起と彫付あり銘あれとも載せず

別當蓮臺寺 本堂の北にあり眞言宗石塚山と号す開基詳ならず慶長年中大和町金剛寺の末山となる 道場小路
観音寺の縁起に因に當寺もとは彼寺の末山なりしか慶長三年上杉景勝奪て他の僧をして別當たらしむ観音寺十二世信悅深く憤を含み蒲生家再封の後具に狀を訴へしに因り再ひ彼寺に隸せり時の住僧憤を發し火を放て殿宇を燒き我身も共に其中にありて焦死せりと云後改て金剛寺に屬す

東昌寺 境内東西二十三間南 観音堂の北に並へり山号を俊芳山と云南青木組北青木村惠倫寺の末山曹洞宗なりもと越後國にありて上杉景勝其考妣を祇れる寺なり景勝移封の時量外と云僧此地に來り此より西北の方に當寺を建しか慶長六年景勝に隨て羽州米澤に赴き其徒弟壽尊

を留て住持たらしめ加藤氏の時今の地に移せり本尊觀音客殿に安す

長善寺境内東西二十三間南東昌寺北に並へり淨土宗大寶山と號す慶長十九年貞運と云僧地を領主に請ひ草庵を結て住す二世教傳か時江戸増上等の末山となれり舊は黒川の東岸今の石塚向丁の地にあり寛永の頃今の地に移れり本尊彌陀客殿に安す

弘長寺境内東西四十五間南長善寺の北に並へり六照山と號す相模國藤澤清淨光寺の末山時宗なり縁起に康曆元年鎌食光徳寺の住僧葦名直盛に從て此地に來り一寺を營み又光徳寺と稱す數世の後稍廢せり慶長の始越後國上田弘長寺の住僧其阿と云もの上杉景勝に從ひ來り當寺に住し寺號を改て弘長寺と云しとそ本尊彌陀客殿に安す

褒善

次郎八 弘長寺の地をかりて住めり十二の時より人のもとに奉公せしに傍輩打よりて酒飲時己は其數にもれて其出すへき料をは親のもとに贈り佳辰或は遊日主人より錢を與れば聊己か用とせず父母の嗜物を求め携へ歸て羞めけり其後二親ともに病にそみ一人の兄又痰火の病にせめられしかは次郎八今は仕をやめ晝は醬油を

驚き夜は三人の病者をいたはり斯くしけき中に二三度の食は必歸て調ひ羞め祝の日には酒を求て父母の前にて酌み小歌など唄て慰めしとそ天明元年米を與て賞す

新町

外郭の西黒川を隔て數條の通あり總て新町と稱す士人の居宅なり寛永十二年加藤氏新に置し處故名けりと云

湯川端通

河原町大橋の詰より黒川に沿て南の方石塚に行く通なり長一町四十二間餘幅五間家數五軒西頰に住す

横通

湯川端通より西にさして一番丁に通する通二條あり北は長一町八間幅四間餘家數六軒南は一町十五間餘幅四間家數五軒

一番丁

湯川端通の西にあり南北二町三十一間幅四間餘家數十五軒

二番丁

一番丁の西に並ひ長二町三十一間幅四間家數二十軒

三番丁

二番丁の西に並ひ長二町三十間幅四間家數十九軒

横通

一番丁の中程より西の方林木町に出る通なり長一町三十六間幅四間家居一軒南端にも東西の通あり東は觀音裏通より西は材木町に至る長二町三十五間幅四間家數十軒

觀音裏通

一番丁の東に並ひ石塚觀音堂の後にあり長二町四十間幅三間家數五軒

新丁

觀音裏通の南端より西の方材木町に出る通なり長二町四十三間餘幅三間家數二十四軒延寶中置く處故新丁と稱す中程に南北の小路あり南は田畝に通し北は横通に出つ

河原町

此町慶長の頃まで黒川の河原に傍て南北へ斜に家居す故に名けり寛永八年大水有て人家悉く流亡せり因て今の地に移し東西の通とせしか猶舊名を用て河原町と稱す東は大橋の詰より西は材木町に至る長三町二十六間幅四間餘家數七十二軒半町東を黒川流れ川に傍て西北の方河原町新丁に出る裏通あり

大橋

町の東端黒川に架す長十五間幅三間勾欄あり此橋を経て中河原町横丁に通す

寺院

新編會津風土記卷之二十二 陸奥國若松之八

大法寺境内九百五十四歩免除此町の北頰にあり山號を妙了山と云甲州身延山久遠寺末寺華宗なり寛永二十年日如と云僧羽州最上より來り當寺法を草造す後正保元年日如甲斐國身延山に至り彼寺の末寺たらん事を請ふ此時久遠寺の貫主日祝は日如と同州の産にて舊好ありしかは喜て日如に告て今吾か宗徧く海内に廣まるといへとも奥羽の地最微にして夫た化し易からず今より後努て佛化を敷き祖師の法流を弘大にせよとて白紋の袈裟一領を與へ且待するに賓客の禮を以てし永永寺格となさしめ又別に法衣一襲本尊の掛幅一軸を與て歸しぬ今に至て寺珍とす

制札

門外西にあり

客殿

六間に五間南向

三十番神社

客殿の西にあり

褒善

孝行者さよ 宇左衛門妻なり享保二年褒賞して米を與ふ
孝行者勘右衛門 享保五年同上
孝行者もと 勘右衛門妹なり同上
孝行者かよ 彌右衛門妻なり寶曆五年同上
孝行者篠原新兵衛 明和二年同上
孝行者りむ 篠原新兵衛妻なり同上

材木町

昔府下の南の諸山より材木を伐鶴沼川に流し出すを賣買せし商家郭内米代の西にあり慶長十四年此に移して材木町と稱すと云河原町の末より南に折れ長十町十七間餘幅五間家數百十五軒末は東黒川材木町分の民居にて西に廻り南青木組の田圃に出て家數七十七軒即材木町分の地にて材木町の地雜はれり町末より一町二十五間本郡南青木組飯寺村に界ふまた西南の方田圃に通する小路數條あり町の西を應湖川流る柳土堤 此町の末につき西北より東南へ二十町計斜に廻れる土堤なり元祿中洪水ありて鶴沼黒川の二水合し人家許多を漂流せし故同十六年の頃此土堤を築て水災の防とす高九尺計上に柳樹を植ゆ因て名く

神社

住吉神社 境内二十間 四方免除地 此町の西にあり祭神は底土男命中土男命表土男命相傳て至徳年中大町肥前と云者勸請すと云 大町の條下に併見るへし 鳥居拜殿あり蠶養宮村佐瀬大隅か司なり
相殿二座
伊勢宮 此町より移す
幸神 同上

寺院

天照寺 此町の西頰にあり奇特山と號す天台宗東叡山の末寺にて封内行人の頭なり開基の初を詳にせず舊郭内にあり蒲生氏外郭營築のとき今の新町の地に移し 其地詳な寛永中又此に至る相傳ふ天文の頃權大僧都中圓と云者中興し天正十四年光海か時初て行人の頭となる配下の行人四人あり本郡及耶麻郡に散在す又慶安の頃天譽と云僧中圓か跡を追て起廢の功あり自ら五智如來の像を刻て佛殿に安し勤行怠るとなし是に於て東叡山の末寺となると云先に當寺に賜ふ處の繪旨あり左に載す

沙門形躰之事尤以神妙也彌以法可被致興隆之狀仍執達如件
元和六年七月日 右中辨(花押)

上人御采

住吉神社 境内にあり相傳ふ葦名氏入城の初勸請せしか中ころ火災に値て此に移せり此町の西に社蹟あり今其處を住吉河原と稱す相殿一座あり
稻荷神社 此町より移す

秀長寺 境内東西五十間半南 北二十九間半免除地 此町の西頰にあり越後國蒲原郡瀧谷付慈光寺の末山曹洞宗なり縁起に昔は隣松院とて

耶麻郡猪苗代にあり天文中文直孫と云僧開基す蒲生氏郷就封の後其長臣町野左近をして猪苗代の城主たらしむ隣松院七世の住僧廓傳と云者左近と方外の友たり且檀越の故を以て厚く遇せられしか後數度の火災に罹り永住するに能はず去て府下に來る此時左近遷て本州白川の城主たりしか深く是を憂へ其主秀行に訴へ今の地を請受て一字を營み亡父秀長か位牌所とす秀長か法名を龍雲院殿花陽秀長大居士と号せし故山を龍雲と号し寺を秀長と名く時に慶長十年の事なりとそ 隣松院に傳る所と異同あり 本尊釋迦客殿に安す

榮岸寺 境内七百三歩免除地 地七十七歩年貢地 此町の西頰にあり安養山と号す下野國大澤圓通寺の末山淨土宗なり慶長十八年隨天と

云僧開基す本尊彌陀客殿に安す
宗像神社 境内にあり

褒善

市十郎譜代新藏 八藏の時より市十郎か父彦右衛門に仕へしか父母死して身を寄るに處なく遂に彼か家の譜代となれり其後主人夫婦は失せ市十郎は多病にて家業漸く衰へ今は家をも賣て生計に苦みしを新藏畫は馬を遂

ひ夜は菜圃など鋤き兎角して多くの家内を扶助しけり或時市十郎新藏に向ひ我等多病にて斯く貧くなり汝か身を苦めんと本意にあらず暇を與ふへきまま何方へも行て身を立へしと云しに我狐獨の身幼より養育を蒙りし殊恩譬るに物なし今主家の貧きを見て棄去へきにあらず如何にもして休戚を共にし心計の扶をなさんとて愈忠勤を盡せしとそ元祿五年米を與て賞す

釋良念 榮岸寺の住侶にて出る處を詳にせず眞壁平四郎か悟道して其名唐土までも隠なきを聞き十七にして薙染せしか師の良教に敬事し朝夕の飲食手つから調へ臥床をも軟かにこしらへ我身も傍に臥し居て懇に語り慰めけり師素より酒を嗜みしかは常に貯ひ置て進め自らも酌かはして醉を催し其心を悦はしめ若し齋に赴く時は師を誘ひ其木履傘まで手に携へ又師一人出る時は履を直し杖を授け歸ると遅ければ必出て待迎ふ或人見て奇特のとなりといへは佛法は報を知るを本とす斯く師に事るは我身を思ふ故なりとて少しも誇る色なかりしとそ實永四年賞して米を與ふ

齋藤玄智 一人の母あり十二の年江戸に出て醫を學ひしに其業稍進みければ他より養子になさんと云しを固より斯る業を學ぶも故郷の老母を養はんためなりとて郷

に歸りしに頓て藥を求る者多く家の營もやや豊なりされは母の衰へて介抱の及はざるを痛み初て妻を娶り老の病を養へり又母の失せし後は妻の親里にありし三人の子を迎取り女子二人を嫁せしめ男子は諸藝を學はしめ常に親み深く醫藥のとも謝銀の厚薄に拘らすわきて貧家の病を助ると厚し享保二年銀若干を與て賞せり

森右衛門母ろう 家士栗田平右衛門か家に仕ふ祖父平治兵衛本郡水門口の番成を勤めし頃より下女となり縫針の暇には菜園の働き山野のかせきまで朝夕の助となり主の娘にも女功のよまて教へ導けり子平八及び平右衛門兄弟をも我子の如くいつくしみ平八は公務に暇なきに極老の父と二人の幼子ありしか平八は公務に暇なきにろうか身一つにて懇に養育し後役義やみて城下に移りし片數數の費重り給分も與へかたければ此處に留るへしと云へとも附添來て憂苦を共にし三世の間凡四十三年懈なく勤めければ安永三年米を與て賞せり時に七十歳なり

孝行者鈴木鞠負 蠶養國神社の下社家にて此町に住す正徳三年賞して米を與ふ

孝行者八左衛門 享保六年同上

忠義者喜太郎 延享三年同上

孝行者ひさ 五兵衛妻なり明和六年同上

善行者濱崎左次助 天明五年同上

善行者林和右衛門 寛政二年同上

忠義者彌兵衛 寛政八年同上

河原町新丁

材木町の北端あり屈曲して北の方柳原組町に出る通にて土屋敷なり長一町二十二間餘幅二間中ほとに小路ありて黒川の岸に出つ家數十七軒此一區新町より後に置く處ゆえ俗に出來新町と云西黒川小黒川分の地雜はれり

片原町

小黒川分の民居にて河原新丁の西に並ひ長一町二十二間幅三間餘家數三十軒もと高久組西柳原村と幕内村の端村なりしか元文二年小黒川分に屬す即小黒川分の地なり西柳原幕内兩村の條下と照見し

褒善

孝行者牛吉 寛政三年米を與て賞す

柳原組町

半兵衛町より黒川を隔て西にあり東西の通四條南北の小路數條あり凡て是を柳原と云足輕同心等の居處なり外に柳原町と稱し商賈の家居一町あり昔此邊に柳樹多く有し

故名けりと云

一番丁 半兵衛町烏橋通の末に續き東は烏橋の詰より西は柳原町に通す長一町四十間餘幅三間家數三十九軒西の端を應湖川流る石橋を架す側に商家六軒あり小黒川分の地雜れり

二番丁 一番丁の北に並ひ長一町四十間餘幅九尺家數四十二軒

三番丁 二番丁の北に並ひ長一町四十間餘幅九尺家數四十二軒

四番丁 三番丁の北に並ひ長一町三十間餘幅九尺家數三十四軒小黒川分の地雜れり

的場 此丁の北頬にあり

角場 同上

横通 前の四條の中ころに南北の通あり長一町餘幅九尺北は四番丁より南は一番丁に至る又東西の端に小路あり家數十軒あり小黒川分の地なり

柳原町 一番丁の末に續き西は高久組柳原村に連る長一町三十間餘家數二十二幅即商人の居なり

半兵衛町

外郭の西北融通寺町の西に通す數條の土屋敷あり此地蒲生家の臣岡半兵衛と云者の裝束屋敷ありし故この邊穀略稱となれり外に新丁横丁中河原町とて小黒川分の民居あり半兵衛か傳極樂寺の條下に載す

烏橋通

東は新丁の末に續き西は烏橋の詰に至る長一町四十間幅三間餘家數十一軒西を黒川流る川に傍て北の方組町に出る小路あり

烏橋 黒川に架す長二十間幅三間勾欄あり此橋を経て柳原組町に行く

水主丁

烏橋通の北に並ひ東西の通二條あり南を一番丁とす東は新丁通より西は黒川の岸まで長二町五十七間餘幅三間家數二十二軒北を二番丁とす東は新丁通より末は組町に續く長一町四十四間幅三間家數九軒岡半兵衛か水主の者を置し處故この名あり

横丁通

前の二條の通の中ころに南北の通あり南は烏橋通より北は組町に續く長二町九間餘幅二間餘家數二十軒末の方八軒は組町

の地に 西頬にゆき留りの小路あり家數四間組屋敷なり

新丁通

極樂寺北通より南に折れ屈曲して新丁に出る小路なり長二町十間餘丁の裏行なり

寺院

極樂寺 境内八百五歩免除地この小路の西頬にあり淨土宗本州岩城郡山崎專稱寺の末寺なり菩提山と號す慶長十三年大聽と云僧草創せり大聽もと岩城郡の産なり早歲釋門に入り鎮西善導か法流を汲み出羽國米澤極樂寺に住して大に僧徒を集め法幢を建て法威を一宗に奮ひ妙譽を遠近に馳すと云り後居を本郡に卜せんとす時に岡半兵大聽と舊好あり因て爲に地を領主に請て此寺を開き舊號を用て極樂寺と稱す三尊彌陀を本尊とし庫裏に安す

五輪一基 境内にあり高一丈計江塞石照大禪定門慶長十八年丑十二月八日と彫付あり岡半兵衛重政か墓なり重政は蒲生家の臣にて越後國蒲原郡小川莊燒山の館に住し三萬三千石を領し此邊に裝束屋敷ありて常に騎馬の者七十人を置しとそ後慶長十八年罪ありて駿府に召され遂に彼地にて戮せらる如何なる罪狀に

か其故を知らぬし 武徳編年慶長十九年の記には重政に背き外池信農良重と彼地を退くよし駿府に聞え五月十日蒲生五郎兵衛郷春に津川の城を賜はりしと見ゆ 初半兵衛燒山の館を修理せんとて暫く此裝束屋敷に移り居しか日毎に人もも俱せず何くともなく出て行き日暮に歸り或は深夜に歸りしに其體甚た興に入しかは妻怪て人をして窺ひ見せしむるに高久組神指村なる如來堂の林中に至て其行方を失ひしと云妻愈怪み半兵衛か歸をまち其故を詰り問ひしに半兵衛笑て云吾先に神指村の如來堂に至るに深き林の中に笑語の聲聞えしかは不審に思て伺ひ行に女兒八九人計なみ居て酒波かはせしか吾名を呼て坐に伴ひ酒肴を進めて饗しぬ日暮れ酒闌に及て今は歸りなんと云を衣裾にすかりて止めしかは又の日を約して歸り後其興忘るる能はず日毎に彼處に行て遊ふなりと語る妻熟熟聞て猶不審晴れず人をして行て見せしむるに但堂中古額一版あり女兒の遊せる圖なりと云妻聞て扱こそと思ひ人を馳て件の額を取かくせり其後半兵衛かの處に至り先の女を覓るに蹟形もなかりしとそ人始て其怪異を覺れり後幾くもなくして戮に就けりと云彼額書者を詳にせされとも妙手の筆する處なり

とて近き頃まで後分町圓福寺に納め置しか災に罹りて失せしとそ

新丁

小黒川分の民居にて融通寺町の南端より西に行く通なり長五十九間幅三間家數二十軒末は半兵衛町烏橋通に續く即小黒川分の地なり

横丁

又小黒川分の民居にて新丁より南に折て中河原町に行く通なり長一町五十間幅三間計家數三十軒即小黒川分の地なり

褒善

龜次 十二三の頃より父にそひて挑灯を造りしに父は五年このかた老耄し母も病に臥して共に起居叶はざるを力を盡し朝毎の盥漱衣服のいたはり稚子を見るか如くし嗜めるものは羞め好るとは致せり夜も寢覺かちなれば種種の物語に夜をふかし手足を拊循し安く寢んことを心とし外に出るときは父母の心休むる友を招きおき歸るとき酒を買て父にも友にも羞めしとそされとも日を追て病重りければ石塚觀音に詣て父母の目覺ぬさきに歸ると一朝もかくとなし天明五年賞して米を與ふ

袋丁

横丁の中程より西に折れ對北に廻り末は烏橋の詰に至る昔は行留りの小路なりし故この名あり長一町二十七間幅九尺餘家數二十七軒 土屋敷組屋敷小黒中河原町

小黒川分の民居にて河原町口の郭門を出て西の方大橋の詰に至る長五十間餘幅五間家數五軒 即小黒川分の地なり

半兵衛町組町

半兵衛町土屋敷の北に並ひ東西の通三條ありすへて是を半兵衛町組町と云足輕同心等の居處なり

一番丁

半兵衛町水主丁の北に並ひ東西一町四十間幅九尺餘家數四十一軒 材木町分の地雜れり

二番丁

一番丁の北に並ひ長一町五十間餘幅九尺餘家數四十四軒

三番丁

二番丁の北に並ひ長一町五十間餘幅九尺餘家數四十二軒

三番丁の北に並ひ長一町五十間餘幅九尺餘家數四十四軒

四番丁の北に並ひ長一町五十間餘幅九尺餘家數三十七軒

小黒川分の地雜れり
 的場 この丁の北頬にあり
 横通 前の五條のところに南北の通あり長一町三十間幅
 二間東の端にも南北の通あり長一町三十間幅二間南端より東に折れ半兵衛町横丁通に出る小路あり家數十四軒一番丁の末より北に折れ五番丁の末に通する小路あり家數七軒又四番丁の末長源寺の北に一區あり家數十五軒東に小路あり四番丁の末に通す小黒川分の地雜れり
 角場 三箇處にあり一箇處は長源寺の西にあり二箇處は共に五番丁の西北田圃の間にあり

寺院

長源寺 境内五百七十三歩免除地四十七歩年貢地四番丁の西にあり淨土宗山號を深岸山と云と云岩城郡專稱寺の末山なり開基詳ならず寛永の初天台曹洞等の諸僧かはるかはる住して宗旨一ならず是に於て檀越離散し堂塔破壊せしか其頃半兵衛町極樂寺に寓居せる良圓と云僧領主の命に依て當寺に住し廢れたるを興し相續て今に至れり三尊彌陀を本尊とし庫裏に安す
 觀音堂 境内にあり
 手明町

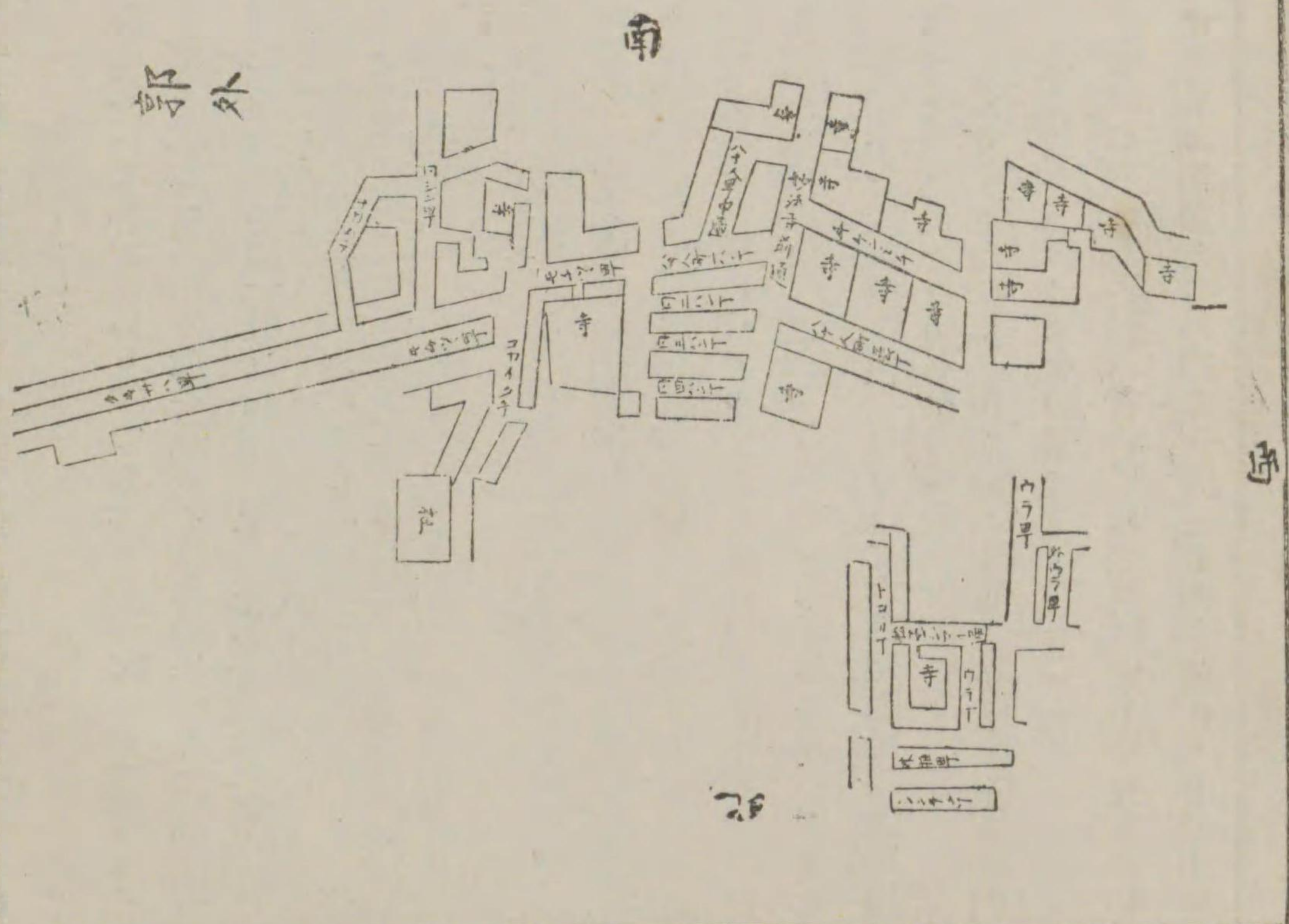
半兵衛町の東北にあり昔岡半兵衛か手明の者徒手廻のを置し所ゆえ名くと云小路數條あり赤井丁の西につつける小路長四十八間此小路より北に折て行く通三條あり東は長三十間餘家數五軒次は長五十三間家數十五軒次は長三十二軒家數十軒又南に折れし小路一條あり其末西に轉して半兵衛町新丁通に通す長一町十三間家數十八軒又此數丁の西に南北の通あり南は新丁通に續き北は西に折れ小黒川分の田圃に通す長一町三十八間幅二間計家數十三軒小黒川分の地雜れり

寺院

寶泉寺 境内東西十七間半南北三十六間半免除地西の横通の北端にあり郭内五之丁與德寺の末山臨濟宗なり福聚山と號す慶長十七年定光と云僧開基す初蒲生忠郷の家臣池田和泉といふもの定光と檀越の好あり領主に請ひ己か居宅を毀ち此寺を創むと云本尊觀音客殿に安す
 虚空藏堂 境内にあり虚空藏の木像及脇士不動毘沙門を安す又三十五佛の木像あり
 常念寺 境内東西三十四間南北四十二間免除地 寶泉寺の西南にあり慶長年中相模國藤澤清淨光寺の門葉但阿と云僧本郡に來り池田和

新編會津風土記卷之二十二終

泉と方外の知音たり故に和泉か請に因て此地を開き聚德山常念寺と號す即清淨光寺の末寺時宗なり三尊彌陀を本尊とし客殿に安す
 極樂寺北通 極樂寺の北に東西の小路二條あり南は長五十間餘家數九軒北は長五十間餘家數四軒小黒川分の地雜れり



新編會津風土記卷之二十三

陸奥國若松之九

郭外

瀧澤町

妙法寺前通 八十八人町長丁 同中丁 同一番丁

同二番丁 同三番丁 同四番丁 持筒町 四軒丁

同心町 瀧澤町 蠶養口 中村

千軒道

紫雲寺前通 木戸千軒道

糠塚町

通丁 松園寺前通 裏町 外裏町 裏町 木椎町

新田丁

瀧澤町

上町の北にて通數條あり總てこれを瀧澤町と云瀧澤村に往來する道故此名あり此一區多くは組町にて外に瀧澤町と稱し商人の家居一町あり

持筒町中村等の條下に瀧澤町と註せるものは是を指す

妙法寺前通 甲賀町の末に續き北の方東黒川上河原分の田圃に通す長二町十間餘幅三間家數八軒

寺院

久福寺 境内三百四十 此通の西頬にあり長照山と號す佐州

蓮華王山妙宣寺末寺法華宗なり慶長九年日圓と云僧開基す

三十番神社 境内にあり

妙法寺 境内東西五十一間半南 久福寺の北に並ぶ寶塔山と號す法華宗日什派の本山なり日什は本郡瀧澤村の産なり

緣起に據に父を石塚某と云初め子無きを憂へ同村八幡宮に祈て此日什を設く妻安産の後其神徳に感し夫婦一

簀の土を運て山を築き神廟を營む即今の一簀山に瀧澤村

是なりと幼にして自ら台岳に登り傳教の玄旨を明らめ

又傍諸宗に通せり晩年開悟する所有て法華に歸依し後

圓融院永徳元年京師に赴き一派の立義を奏し勅を奉し

曼荼羅 二幅一幅は文永六年日蓮と記し一幅は備後尾

通石原佐治右衛門授之永徳二年甲子四月三日の數字

纒に見ゆ

獅子香爐 一箇 後圓融院より宸筆の連歌百韻と獅子

香爐を賜りしか連歌は焼失せて此香爐は今に傳て寺

珍とす

猫畫 一幅 (徳川秀忠) 台徳院殿御筆慶安二年官より寄附せられ

し處なり

天蓋 一箇これも承應元年に官より寄附せらる

鬼子母神掛幅 一幅古法眼元信筆

相傳牒 一通葦名盛高の書なり今はなし其文舊事雜考

判 奥州會津東十二村南瀧澤内波多野近江守盛泰之知行

分之内石塚屋敷并田地六百七十刈所合直錢拾四貫文

永代法華宗妙法寺之住持日戒賣渡申所實也

右於此所私公事并就細事等不可有違亂候但公方段

錢者可爲如御法候仍爲後代之狀如件

延徳二年庚戌十月十五日

消息 二幅共に日蓮筆其文如左

て洛の妙滿寺遠州見附の玄妙寺を開けり故に當寺を合せて一派の三本寺と稱し他寺の管轄を受けず又當寺に住する者無官と雖世世上人と稱せり明徳三年二月廿八日日什當寺に寂し瀧澤村の地に葬る妙國寺の廟塔是なり瀧澤村の條下に傳あり併見るへし 當時葦名氏より寺領若干を寄附し寺境も廣大なりしか天正己丑の亂に侵掠せられ中絶すると數年文祿三年に至て蒲生家より今の地を與へり

舊地詳ならず

本堂 六間四面餘東向

書院 六間に三間半

庫裏 六間に五間

開山堂 本堂の北にあり三間四面餘

大黒堂 本堂の前にあり

鐘樓 大黒堂の北にあり鐘徑二尺二寸五分明和七庚寅

歳八月吉祥日當山三十六世嗣法日蓮と彫付あり

樹林院 境内にあり七間に四間もと當山の塔頭十二字

ありしか漸漸廢して今は此一宇のみ遺れり

三十番神社 本堂の南にあり三間四面餘

寶物 大黒畫 一幅日蓮筆文永三年卯月二日と云奥書あり

先度佛器參せ候此度ハ此尼御前又大事の御馬を乗給て候由承候此に過たると志哉是殿の者にて女房の志か昔儒道齋申せし齋ハ五莖の蓮花を五牧の金錢を以て買取て定光齋七月七夜豆を供養玉て女人あり瞿夷と名て二莖の蓮花二牧の金錢を以買得て供養而凡夫にて有時ハ世々生々夫婦となり佛に成時ハ同時に佛なり今此誓朽事なし九十一切か間夫婦となり結句儒童齋ハ今の釋迦如來なり昔の瞿夷ハ今の耶羅女今此法花經勸持品には具足千萬光相如來なり悉達太子檀德山に入給わ金泥駒帝釋の化身なり摩騰迦竺法蘭の經を漢土に渡せしに十如刹刹來化て白馬木となり給此馬も法花經の道なり百二十年の間榮て後靈山淨土に來て世尊の御前に參馬ハ是しなり穴賢

建治二年六月十四日

日蓮(花押)

兵衛志殿

御返事

一切者小劫也經若狗等者墮下賤

智光寺 境内七百十六步免除地 此通の東頰にあり金剛山と號

す江戸新智恩寺の末寺淨土宗なり慶長十七年領主忠郷の臣河野備中某岌穆と云僧をして此寺を開かしめき本尊彌陀客殿に安す

龍眼寺 境内東西一町一間半 南北十四間半免除地 此通の北端西頰にあり貴光山と號す五之町高巖寺の末寺淨土宗なり永祿二年貞穆と云僧草創すと云傳ふ本尊彌陀客殿に安す

寶物

曼荼羅 一幅當時二十三世靈運大和國當麻寺の全圖を模せる處にて表装とも長四間餘幅二間半餘靈運もと佛畫を善し圖する處當寺に傳はれるもの猶百有餘幅に及へり此曼荼羅は其中の一にて工を積むと凡二十餘年を閱て經營完く備はりしと云光彩甚密なり 涅槃畫 一幅これも靈運か繪く處にて鳥獸蟲蟻みな名號をもて圖せり

千手觀音木像 一軀此木像は本州安達郡大倉山千體佛の一にて靈運か時不測の靈夢に因り彼地より贈り來る處と云榎の木像にて長三尺七寸處處虧損し又面は剝落して耳目の形さたかならず厨子に納て客殿に安す

ハチジウニシマチナガ 八十人町長丁

妙法寺前通より西に折れ南に廻り木戸千軒道に出つ長二町十二間幅九尺家數四十二軒

角場 此丁の北頰にあり八角分の地なり

同中丁

妙法寺前通の南の方より東に廻り北に折れ一番丁に通す長一町餘幅九尺餘家數十八軒

同一番丁

妙法寺前通の程より東に折れ持筒町に出る通なり長一町十間餘幅三間半家數二十五軒西黒川石堂分の地雜れり

同二番丁

一番丁の北に並ひ長一町十三間幅九尺家數二十五軒

同三番丁

二番丁の北に並ひ長一町餘幅九尺家數二十二軒

同四番丁

三番丁の北に並ひ長五十間餘幅九尺家數十九軒この丁の東端より南に折れ持筒町に出る小路あり

角場 此丁の東端にあり

持筒町

八十人町一番丁の東に續き中ころにて少北に折れ又東の方瀧澤町に通す長三町餘幅三間餘家數六十軒中ころよ

り南に折れ中六日町に行く通あり東黒川蠶養宮村八角分の千石町分の地雜れり

寺院

法華寺 境内東西五十一間半 南北一町十二間免除地 此町の北頰にあり隆國山と号す房州小湊山誕生寺の末山法華宗なり開基の年代詳ならず寛永中加藤成明の室豫州より日榮と云僧を召て住せしむこれを中興開山とす鐘樓に懸る處の鐘徑二尺九寸寛永三年辛亥冬十月吉辰日妙代と彫付あり銘は略しぬ

三十番神社 境内にあり

寶物

宣旨 一通其文如左

上卿 中山大納言

文祿五年正月十三日宣旨

權少僧都日政

宣轉任權大僧都

藏人頭右大辨藤原資胤 奉

日蓮消息 一幅處々虫喰て讀へからす裏に御眞筆三行半三十三字無類者也伊與國松山妙向山法華寺教法院

日榮爲寺中相續且越繁昌之祈禱附與之元和七辛酉曆六月吉日若州長源寺日侃判とあり

屏風 一雙古帝王興亡の圖にて古畫なり

寶昌寺 境内九百四十三年貢地 此町の東頰にあり金龍山と号す上野

國白井雙林寺の末山曹洞宗なり元和四年密宗の僧良善と云者此地に草庵を營み中村庵と号し住すること僅に八年にして遷化す時に越後國魚沼郡浦佐組干溝村林泉庵の僧隣道と云者この地に來り中村庵に住し密宗を改めて洞家とし金龍山寶昌寺と號せり是に於て林泉庵六世益傳を請て開山とす本尊釋迦客殿に安す 勢至堂 境内にあり

四軒丁

持筒町の北に並ひ長一町餘幅九尺家數十一軒 八角分蠶養宮村の地雜

りれ

同心町

持筒町より南に折れ行人町の末に通す長二町十一間幅三

間餘家數六十六軒 八角分蠶養宮村の地雜れり

瀧澤町

蠶養宮村八角分の民居にて持筒町の東に續き長二町三十三間家數六十四軒皆商賈の居處なり町中にて瀧澤組牛墓村

に界ふ又中ほとを小川流る綿掛澤と云橋を架す長四間幅二間五尺勾欄あり 即蠶養宮村八角分の地なり

寺院

南岳院 本山派の修驗なり世系の初を詳にせず慶長の頃秀譽と云者初て大先達の号を下し賜り會津四郎本山流の修驗これに隸す相續て八世今の元敬に至る元は田島組田島村にあり後當麻丁に移り明和五年今の地に移ると云古文書一通あり如左

急度以脚力申届候仍此度令出陣候處ニ爲届鍵を給候目出祝着之至候將又此度政宗可決實否之處ニ自岩城被及媒介(之間カ)先以任其意候萬々追て可申宣候間不能具候恐々謹言

七月廿三日

(華名) 義廣(花押)

永沼殿

褒善

忠義者惣吉 此町の兵七と云ものの譜代なり寛政二年賞して米を與ふ

蠶養口 東黒川の民居にて持筒町より此に折て行く通な

り長二町二十間餘幅三間家數二十六軒 蠶養宮村八角分千石雜れ

蠶養國神社 此通の東頰にあり 蠶養宮村の條下に出す

中村 東黒川八角分の民居にて同心町より東に折れ北に廻りて瀧澤町に出る小路なり家數九軒又同心町の西に小路あり家數四軒西中村と云 蠶養宮村の地なり

地藏堂 東の小路の中にあり 八角分の條下に出す

千軒道

瀧澤町妙法寺前通より西の方紫雲寺前通に至る長一町五十六間幅二間此邊昔は家數一千軒ありし故名くと云今は寺院のみにて他の家居なし 下家數を註せざるものは是に倣ふ

寺院

蓮華寺 境内東西一町南北 此通の北頰にあり淨土眞宗京師

西本願寺の末山なり始は郭内米代なり 其地今詳にありて壯麗の寺なりしか天文の頃無頼の住持ありて寺寶を携て

出奔す一族了誓と云もの葦名氏に請て再興す故にこれを中興の祖とす文祿中城郭修築の時今の地に遷れり本尊彌陀客殿に安す

淨國寺 境内東西四十四間南 蓮華寺の西に並へり古今山と號す大町融通寺の末山淨土宗なり相傳ふ京師東山禪林寺の學侶空山といふ者文祿元年この地に來て開けり本尊彌陀客殿に安す

觀音堂 境内にあり 定善寺 境内六百九十三歩免除 淨國寺の西にあり山號を光明山と云下野國大澤園通寺の末寺淨土宗なり慶長十六年利圓と云僧この寺を草創す本尊彌陀客殿に安す

白山神社 境内にあり 紫雲寺前通 馬場町の末より北の方西黒川石堂分の田圃に出る通なり長一町三十二間幅二間 非人小屋 此通の西紫雲寺の北にあり寛永中置所なり 此地は西名子屋町長命寺の茶毘處なり

寺院

紫雲寺 境内四百三十歩免除地 この通の西頰にあり山號を龍淵山と云南青木組天寧寺の末山曹洞宗なり文祿元年中税と云僧建立し相傳て四世に到れとも宗旨定らず後幾も無して堂宇荒廢せしを天祐と云者再興し天寧寺の住僧恕山を請て開山とせり本尊地藏客殿に安す

福證寺 境内六百八十六歩
除地三十六歩年貢地紫雲寺の南に並へり京師西本願
に懸る處の鐘あり徑二尺三寸安永五丙申四月奥州會陽

地藏畫像 一幅義經を慕ひ來りし女子の携ひし所と云
馬場町と大町との間にありて東西の通なり兩端に木戸あり故にこの名あり

城北福證寺釋智充冶工星野宗七重喜と彫附あり

清林寺 境内東西五十四間半
南北二十八間免除地此通の東頼にあり照光山と号す

東雲寺 境内東西十九間半
南北二十六間免除地 この通の北頼にあり境澤山と號す村木町秀長寺の末山曹洞宗なり始は高久組界澤村にありと云傳ふれとも其詳なるを知らず天正のころ殿宇荒廢せしを存祝と云僧領主に請てこの地に移す故に存祝を以て中興とす本尊釋迦客殿に安す

寺院

淨土宗五之町高巖寺の末寺なり天文十九年憐海と云者草創す初は東典寺とて府城の西南にあり三世岌鷲と云僧文祿中外郭修理の時此地に移し今の寺号に改む本尊三尊彌陀長二尺六寸脇立各長一尺六寸六分惠心作客殿に安す縁起に往昔源義經梶原か讒に因て都を落ち本州に竄る一女子蹟を戀て此地に來り義經既に高館城にて生害すと聞き河沼郡代田組藤倉村の難波地に身を投て死せり時に彼女のゆかりの者跡を追て藤倉村に至り其始末を聞き悲哀に堪へず池邊に堂を建て女か携來る所の三尊彌陀を安置す其後數多の星霜を経て堂宇廢毀し慶長中當寺に移せり今の本尊是なりと云 此事藤倉村の所皆鶴か事蹟に似たり併見るへし

滿福寺 境内東西四十三間半
南北十九間免除地 東雲寺の西に並へり淨土眞宗京師東本願寺の末寺なり天文六年清玄といふ僧京師に至り本願寺十世證如に橋て寺號を受け城南黒川の傍に一寺を建て中島滿福寺と號す第三世重玄水災を患て領主に訴へ文祿元年此地に移れり本尊彌陀客殿に安す鐘樓門あり懸る所の鐘徑二尺二寸餘寶永七庚寅年八月初二日釋敬圓比丘と彫附あり

鐘樓 境内にあり鐘の徑二尺五寸七分寬延三庚午曆仲夏望日沙門良感圓遠欽白と彫附あり

本光寺 境内東西二十一間半
南北三十八間免除地 滿福寺の西に並へり淨土眞宗京師西本願寺の末山なり永祿三年唯心と云僧地を葦名氏に請て當寺を開き本願寺と號すと云又相傳ふ天正中蒲

宗像神社 同上

寶物

に請て當寺を開き本願寺と號すと云又相傳ふ天正中蒲

生氏郷本郡に移るに及て江州堅田慈教寺の住僧訴る旨あり氏郷慈教寺に命し子弟の内一人木地挽を率ゐて會津に供すへしとあり三男了性と云者木地挽頭佐藤和泉其子新助等五人と共に本郡に來る此時當寺無住なりし故了性をして住せしむ今所所の木地挽當寺の且越たる者多きは此因ある故なりとそ 木地挽の事耶麻郡川東組殿川野村の條下を併見るへし

町三十間餘幅一間餘家數五十六軒 西黒川石堂分赤岡分小黒川分の民居雜れり

本尊彌陀客殿に安す

松園寺前通 シヨウエンジマヘ

寶物

寺院

正像末和讚 十三首親鸞筆と云傳ふ

間家居一軒

本行寺 境内東西三十五間半
南北二十一間免除地 此通の北頼にあり寶壽山と號す瀧澤町妙法寺の末山法蓮宗なり文祿元年日受と云僧建立す

松園寺 境内千五十歩年貢地 此通の北頼にあり稻荷山と号す醍醐松橋無量壽院の末寺眞言宗なり寛永元年日舜と云沙門無量壽院に至り堯圓に就て密法を學ひ歸て當寺を開く寺号松の字は松橋の松の字にて堯圓か與る所と云本尊大日客殿に安す

立す

觀音堂 境内にあり

三十番神社 境内にあり

稻荷神社 同上

糠塚町 ヌカヅカ

裏町 ウラ

大町の末にありもと原組赤井村の境内に糠塚と云處あり蒲生家の時新田を開き歩卒を置しかほとなく此地にうつし號て糠塚町といふ今も足輕同心等の居とす通數條ありすへて糠塚と稱す西北は西黒川赤岡分の田畝なり

後分町の末より西に折て松園寺前通に出つ長一町五十間餘幅三間家數四十四軒

通丁 トホリ

外裏町 ソトウラ

大町の末より羽州米澤に通る裏街道にも通にて南北二

前の裏町の西に並ひ南北の通なり長一町二十間餘幅二間家數十軒南は小路ありて田圃に通し北は松園寺前通の末に通す

角場 此町の西にあり

に通す

新編會津風土記卷之二十三 陸奥國若松之九

三四五

裏町 ウラ
松圓寺前通の中ほとより北に折たる小路にて末は木椎町に通す長四十間餘幅二間家數十三軒
角場 此町の西にあり

木椎町 サイツチ

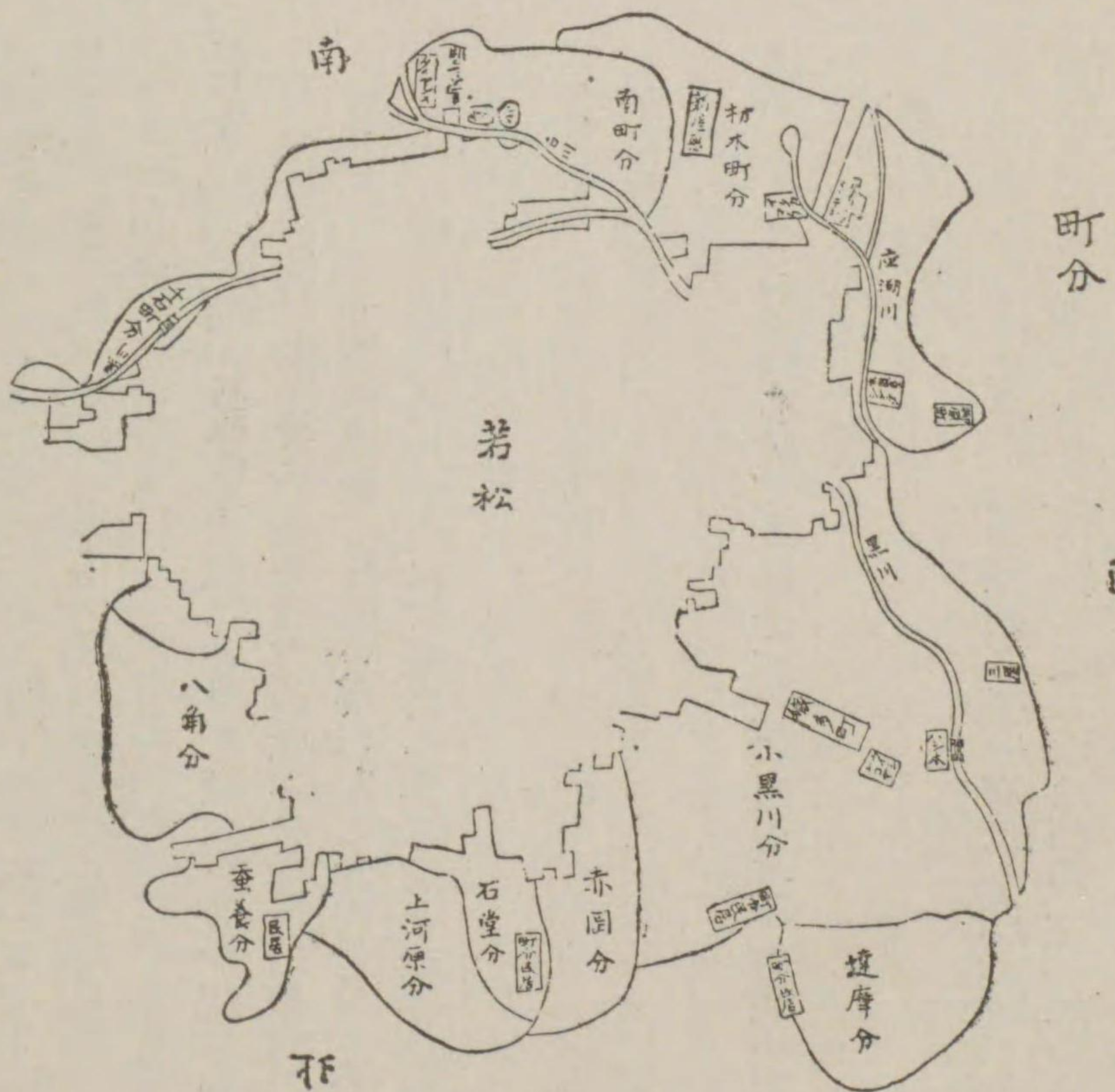
松圓寺前通の西の方より北に折て長四十間餘幅二間家數十三軒末は左右に轉す東は通丁に出て西は赤岡分の田圃に通す長五十間幅一間家數十四軒總て之を木椎町と稱す狀似たる故此名あり

的場 此町の西にあり

新田丁 シンテン 通丁より西に行く通にて木椎町に並ぶ末は田圃に通す長四十間餘幅二間家數八軒

角場 此丁の末にあり

新編會津風土記卷之二十三終



新編會津風土記卷之二十四

陸奥國若松之十

蠶養宮村附町分 マチブン

府下の四方に東西黒川と稱し數箇の年貢地あり其地分散して居民多くは府下の四方に續き或は雜居し完く一區をなすものなし因て府下に連なるものは其處に附して是を註し此にも亦其大較を擧ぐ煩重に似たりと云へとも見るに便あらんことを欲する故なり田圃少く諸物を鬻て産業とすされは其民村里の俗にも異にして肆鄙の習はし多きに居れりまた蘭草を植へ席に織て生計を資く俗これを融通寺表と稱す西黒川より多く出せり東黒川に屬するもの五區西黒川に屬するもの四區總て此を町分 肆店條の下に 某分の地雜れりと 肆店條の下に 註するもの是なりと稱す代官を置て支配せしむ本郡中荒井組中荒井郡役所に隸す

東黒川

- カミカハラ 上河原分
- ヤスミ 八角分
- コガヒミヤ 蠶養宮村
- センゴクマチ 千石町分
- ミナミマチ 南町分
- イシダウ 石堂分
- ダルマ 達磨分
- コウロカハ 小黒川分
- アカナカ 赤岡分
- イタカ町 穢多町

東黒川

上河原分

瀧澤町の北にあり地面東西五町二十四間南北九町三十四間東は蠶養宮村に界ひ西は高久組上荒久田村に接し北は瀧澤組藤原村に隣る家數三軒瀧澤村に雜居す
黒川堰 蠶養宮村の方より來り田地を潤し二派となり一は瀧澤組北柳原村の方に注ぎ一は西黒川石堂分の地を経て高久組上荒久田村の方に注ぐ
古碑 地面の東の方に甲賀町の北四町三十間餘田圃の中にあり高三尺餘梵篆一字を彫れり來由を詳にせず

神社

古諏訪神社 境内東西六間南北六間半免除地 古碑の西南に並ぶ鎮座の年代

詳ならず鳥居あり博勞町修驗大寶院これを司る

褒善

善行者久右衛門 享保十五年米を與て賞せり

八角分

上町の東に續く地面東西四町十間南北七町二十間東は本郡南青木組慶山村及び瀧澤組牛墓村に界ひ南は千石町分に交はり北は蠶養宮村の地に接す民居凡て七十一軒瀧澤町の南に住するを中村と云家數九軒即瀧澤町の條下に附す外の六十二軒は市中に雜居す

寺院

地藏堂 境内東西十二間南

北十六間年貢地

中村にあり草創の年代詳ならず

慶長七年宗海といふ沙門修造す後再び頽破し寛永十六年加藤氏の臣杉山某と云もの再建せり

別當光明院 中六日町に住す本山派の修驗なり何の頃

にか祐慶と云修驗當院を開き現住龍譽に至て六世と云

蠶養宮村

此村東黒川に隸し俗に蠶養分と稱ふれとも自ら村と稱して町分の數に非す府城の北に當り行程十四町五十間餘家數九軒東西四十二間南北二十五間四方田圃なり此より已

午の方一町三十間計に家數四十軒あり蠶養口と云瀧澤町の條下に附す其餘は市中に雜居す東二町五十一間瀧澤組瀧澤村に界ふ西は上河原分に交はり南は府下に續く北四町十一間瀧澤組藤原村に界ふ此村に屬する民居凡て九十四軒あり

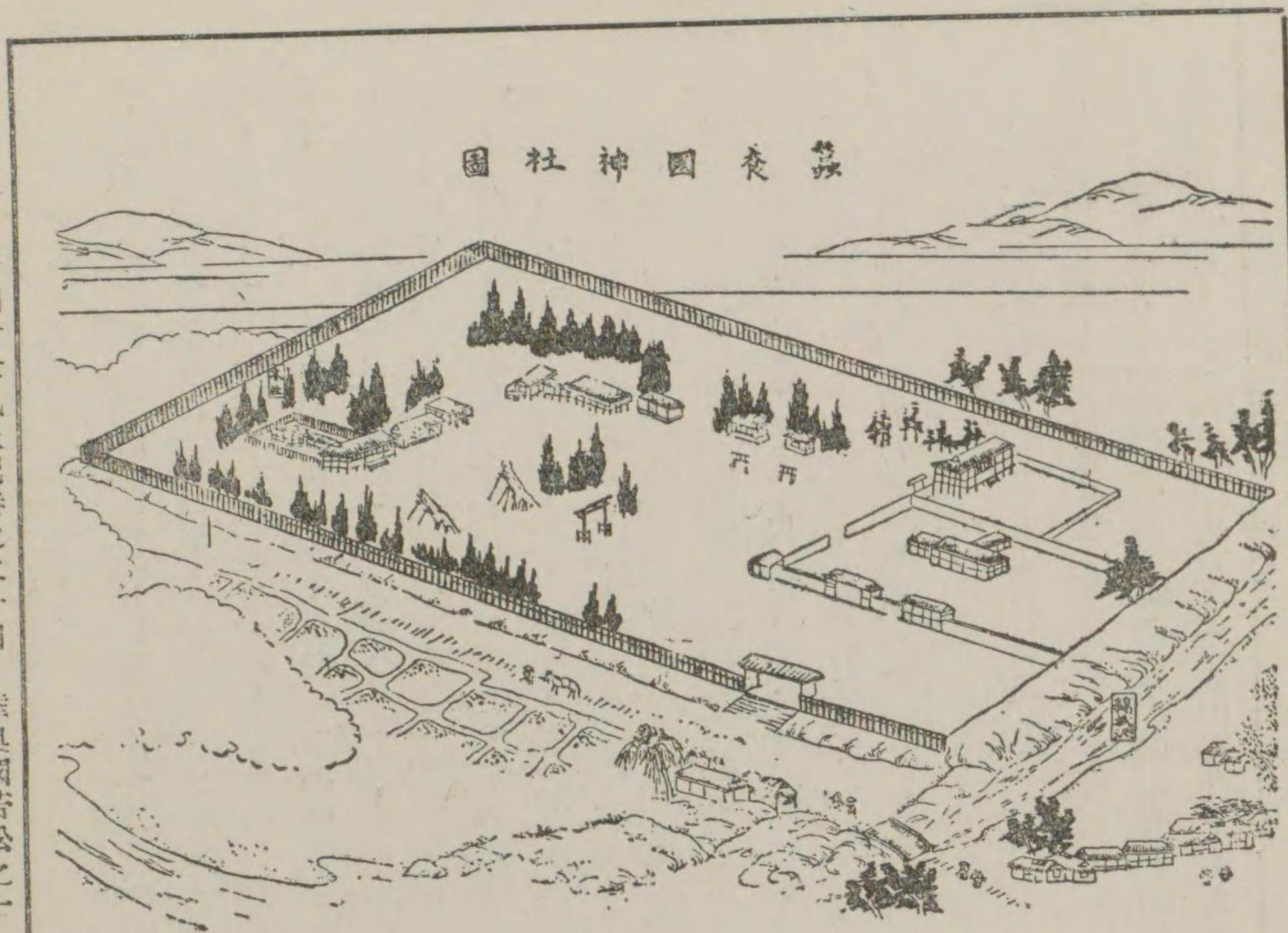
神社

蠶養國神社 境内東西三十七間南

北三十二間免除地

蠶養口にあり祭神は稚産靈

神延喜式陸奥國一百座の一なり此社久く頽顛し文献の徵すへきなれば履歷の詳なることを知らずされとも昔は社地も廣大にして華構壯麗をきはめ瑞籬玉垣等のまうけ巨宏にして其礎石中古まで往往此邊田圃の間にありしと云又其頃は神祝も許多ありて左計の大社なりしに何の頃にか兵火に燒夷せられ神官社僧も離散し再修の功を計るものなく社跡の西二十歩許に榎の古木二株ありしを神體にかたとり里人力を勸せて形はかりの小祠を造營せしにこれも天文の頃大風に吹倒され社頭の荒廢此に極る肥後守正之封に就て後これを憂へ件の祠跡に就て社地を廣め宮殿を營し神體をは吉川惟足をして天羽車に封せしむ寛文四年より同八年に至て其功成り同年五月十一日郭内諏訪神社の祝部大膳權亮平常尙をして神職たらしめ同九年十一月二十九日正遷宮の



新編會津風土記卷之二十四 陸奥國若松之十

式あり同十年六月二十七日始て大祭を行ひ後毎年此日を以て祭日とす又鳥居の前に枯たる樺の古根二株あり中は腐盡して周圍のみ遺れり往古よりの神木と云實に數百年のものなり
制札 門を入て東にあり
鳥居 兩柱の間九尺
本社 一間二尺四面南向春日造にて三方に瑞籬を線らせり
幣殿 三間に一間半
旅所 本社の東にあり二間四面
拜殿 五間半に二間
神供所 旅所の東にあり四間に二間
宗源殿 本社の東南にあり八間に三間三檀行事の式を行ふ處なり
寶藏 稻荷神社の北にあり
末社四座
稻荷五社神社 本社と旅所の間にあり三間四面南向鏡宮と稱ふ又相殿の神十二座あり神號詳此社肥後守正之江戸箕田の邸に祭りおきしを寛文十一年十一月當社の末社とす
稻荷神社 寶藏の南にあり相殿五座あり

鬼渡神 石堂分より移す
護忠靈社 稻荷社の南にあり肥後守正之筑前守正經肥後守正容三世に歴仕せし老臣西郷近房と云者の靈を祭れり元祿十六年末社とす
瀧直靈社 護忠社の南にあり當社中興の神職大膳亮常尙か靈を祭れり正徳二年末社とす

木像 二軀一軀は柿本人丸の坐像にて冠を著け曲几に倚れり長五寸頓阿作と云一軀は菅天神の像長八寸作者を知らず古物なり
猿田彦假面 一枚
四神像 共に古物なり

神職佐瀨大隅寛文中當社再興の時大膳常尙をして神職たらしめしより今の大隅常壽に至て六世なり世世大宮司と稱す郭内諏訪神社の條下笠原か家の傳と照見るへし
褒善
孝行者仁右衛門 安永七年褒善して米を與ふ

千石町分
外郭の東に環り地面東西七町十間南北三町十間餘東は本郡南青木組天寧寺村に界ひ南は本郡南青木組小田村に隣り北は八角分に續く民居凡て二百五十四軒あり百四十軒

は天寧寺町に住し即天寧寺町の條下に出す餘の百十四軒は分散して府下の町町に雜居す
黒川俗に湯川 地面の南の方にあり本郡南青木組院内村の界より來り同組小田村の地を過ぎ小田町の南を未申の方に流ると六町四十間餘南町分の境内を経て花畑の方に行く廣十六間計
新橋 小田町の南黒川に架する假橋にて南青木組の諸村に通す長十七間幅一間半餘
南町分 南町の南に續き地面東西十町二十間南北九町十間東は本郡南青木村に接し西は材木町分に隣り南は本郡南青木組井手中野兩村に界ふ民居凡て八十七軒あり常慶寺町の南に一區あり家數十軒東西二十九間南北二十七間馬橋通と云北端の古川に架する石橋を馬橋と稱す故に此稱あり此より南七町五十間に臺屋敷とて家數十軒あり東西四十二間南北四十間寛政五年に關く其餘は南町及び小田町の中に雜居す各其條下に附す
古川 南青木村の境内より來り田間の小渠合し馬橋通の北を過ぎ斜に戌亥の方に流ると八町三十間常慶寺町の末を経て黒川に入る夏月水邊に螢火多く納涼によし
館迹 古川の南にあり今半は弘眞院の境内となる西南に

隍形残れり葦名家の巨松本右馬允某と云もの住せりと云今に此邊の字を允殿館と稱す塔寺村八幡宮長帳明應七年の記に右馬允兄弟等と同じく此館にて生害せしよし書せりされとも其事實を詳にせず

神社 境内東西十間南北二十二間免除地 館迹の北にあり鎮座の年代を傳へず鳥居あり弘眞院司なり

成願寺 境内東西四十八間南北五十八間免除地 古川の南岸にあり正覺山と號す京師妙心寺の末寺臨濟宗なりとも江州日野にあり天正十八年住持陽春と云僧氏郷に従ひ來る此時南青木組小田村寶積寺無住なりしかは氏郷命して彼寺に住せしめ猶舊名によりて成願寺と號せり文祿三年五月十一日氏郷の母卒し當寺に葬り法諡して華嚴盛春大姉と云陽春導師たり因て寺領二百石を寄附す慶長中郭内本二之丁に移る第二世九峯か時に至て寺領争論の事あり初陽春二百石の内五十石を分ち其弟子林首座死して九峯彼か弟子を賣め彼五十石を返さんとを求む因て領主に訴へ遂に五十石を沒收せられぬ寛永十三年加藤家の命に依て此地に移る寺領今猶百五十石なり
制札 門外東にあり

客殿 八間に六間北向本尊彌陀

寶物 一幅帳思恭筆蒲生家の寄附なり
羅漢畫 二幅對顏輝筆
達磨畫 一幅僧貫休筆
寄附狀 四通其文如左
會津於分領知行貳百石進覽候如目錄全可有御領知候恐惶謹言
慶長六十月十八日 (蒲生) 秀行(花押)

成願寺 參
會津山之郡半在家村之内を以知行高百五十石令寄附畢狀如件
寛永五年十月十八日 (加藤) 明成(花押)

以上
一書致啓上候路次惡敷と存候へ共屋敷迄御出被成候様にと被申候爲其申入候恐惶謹言

二月五日 興徳寺様 守岡主馬佐 一長(花押) 成願寺様

孝心中不殘貴僧へ被遣候間其方勝手次第御請取候て建立可有候以上

寛永拾九年霜月 守岡 主馬 恒川又右衛門 成願寺

弘眞院 境内二千八百 成願寺の西にあり妙覺山と號す山城五步免除地 國醍醐三寶院の末寺眞言宗なり慶長の頃秀榮と云僧蒲生秀行に從て下野國宇都宮より來り郭内正覺寺 郭の條下を併見るへし 秀行鷹狩に出し時此處に伽藍を建へき由を命せしか幾くもなうして卒せり因て此地に葬り當寺を建立し秀榮をして院主たらしめ寺領二百石を寄附し又影堂を建て玉藏院今はと號し別に五十石を附し崇敬他に異にして

院宇も壯麗なりしか第二世宣應か時に至り蒲生家斷絶して寺産を失ひ漸漸に頽破せしを榮辨と云僧再興す本尊藥師庫裏に安す 藥師堂 境内にあり 蒲生秀行墓 藥師堂の南にあり五輪高九尺餘奉造立五輪塔者過去弘眞院殿前拾遺覺山靜雲大禪定門奉爲昌地多一心也乃至法界平等普利慶長十七年壬子文月五日 孝子等 日敬白 と彫付あり上に屋を架し四面に柵を繞らす 秀行は氏郷の長子にて文祿四年鶴千代とて十三歳の時父の遺領百萬石を賜はり藤三郎秀朝と稱し又秀隆と改む後飛驒守從四位下侍從に任せらる慶長三年故あつて所領を沒收せられ下野國宇都宮にて十八萬石を賜り同五年上杉氏を征伐し給ふ時舊領の地なれば先陣して野州氏江驛に至りしに上方にて石田等か亂起りて後は留て宇都宮の城を守り景勝を押ふ同六年再此地に封せられ六十萬石の地を賜り同十七年壬子五月十四日三十歳にて卒し此に葬る毎年孟蘭盆に香奠を供す 安兵衛 己か田地を耕す暇には傭作して老母を養ひしか目も明ならず足も起されは起臥に手を添へ腰を抑へ夜

は側に臥し居て介抱す田圃に在ても日の中に數たひ立歸り他に雇はれ行ても傍輩の休息する暇には必歸て安否を問ひ人の妻娶らん事を勸むるをも肯はず身一つにて孝養す其後母は八十六にて失せぬ安兵衛五十に近き齡なりしに哀慕する事嬰兒に異ならず其後は別家に住し兄の疾に臥せしを迎へとり敬ひ事ること母に異ならず斯ることの聞えければ元祿九年賞して米を與ふ 喜野右衛門 家貧しく七十餘の老母ありて中風を病めり喜野右衛門は桶を結び傘を張り妻さきも勤苦してかすかに日を送りしか毎朝夫婦子を俱して母の安否を問ひ湯を煖て手足を洗はせ髪をあげ膳を調して食を羞め子は煙草に火をうつして祖母にすはせ卒て三人食せしか猶倦る色あれは口にありし食をも吐て命を請け其後妻は茶を點し側に圍ひ居て語り慰めぬ母常の言に我病に臥して手足叶はされとも子の外に出て世の中のこと語り慰めしかは自見聞くよりも猶娛しと云ける當に寒暑の牀に體を養ひ四時の色に目を悦はしめ貧苦の中に孝養を盡すと尋常に超へしかは寶曆十三年夫婦を賞して米若干を與ふ 寺田新左衛門 南町分の肝煎なり母は長病なりしに力を盡して介抱し死て後は猶後生を吊ふ志厚しとて人皆感

せしとそ能く家を治め下を憐て慈愛深く常に民の田畑に心を盡し用水乏きときは南青木組雨屋村の堰まで二里計ありしを馳行て水を注ぎ水増す時はせきとめて他に移し利を開き害を閉ちぬ先より荒地多くして遠近利を失ひしかは便地を發て受取へしと諭し其來府に請て免され上下大いに利を得たり又用水の道理まり田毎に不用の水湛へしを人夫を出させ浚はせければ皆其害を免かれしとそ天明三年賞して米を與ふ 孝行者新助 寶曆五年同上 孝行者よし 新助妻なり同上 力田者莊藏 天明二年同上 材木町分 材木町の西南に繞れり地面東西九町二十五間南北七町十二間東は南町分に接し西は本郡南青木組飯寺村に界ひ南は本郡南青木組徳久村に隣る民居總て百五十軒あり府下材木町の末に續けるもの家數七十七軒即材木町と稱す多く胡桃を剝て他邦に鬻出す材木町より辰巳の方三町餘に一區あり家數六軒東西三十間南北四十二間新屋敷と云寛政二年に開く材木町の西裏に並て家數三軒あり東西二十二間南北一町八間芋葦新田と云又裏新田ともいふ材木町の北端より西に折れ應湖川を隔て一區あり家數十一軒

東西一町南北十八間太郎兵衛新田と云野菜を鬻ぐ者の居る處にて朝ごとに青物の市あり其餘は府下市店の中に雜居す各其條下に附す

應湖川 飯寺村の境内より來り材木町の西を北に流るる

と十一町十間餘西黒川小黒川分の界に入る廣六間

清水二箇所 一は材木町の東菜圃の中にあり周十間計蘆

葭生す一は太郎兵衛新田の東南にあり周一町餘末は西北に注て應湖川に入る

住吉堰 スミヨシ 此地面の西北の方にて應湖川を引き高久組西柳

原村の方に注く

對馬館 地面の東北の方にて今日圃の字に遺れり松本對

馬某と云者住せしと云對馬は南町分允殿館に住せし松本右馬允か叔父にて明應九年二月六日薨せらると云如何なる罪狀にか詳ならず

舊家

山浦茂助 姓氏の初を傳へす先祖を江口市之承義次と云

蒲生家に仕て物頭を勤め足輕三十人を預りしと云慶長

三年秀行に従て下野國宇都宮に移り同六年再封の時ま

た會津に來り寛永四年蒲生家斷絶の時浪人す其子善右衛門義勝山浦氏に改め材木町分の肝煎となりしより相

續て今の茂助義重に至て猶此處の名主を勤む家に武器數品を藏めしか往年火災にかかり今餘す所蒲生家の文書三通あり左に載す

於宇都宮領内四百五十石令扶助了如目錄全可領知者也

慶長三八月十日

秀隆 印

江口市承とのへ

爲母衣加増於宇都宮領内百石令扶助訖如目錄全可領知者也

慶長三八月十四日

秀隆 印

江口市承とのへ

於會津分領爲加増知行三百石令扶助訖如目錄全可領知者也

元和八十月十八日

印

江口市承とのへ

褒善

留次郎 家貧くし十四歳より染師の許に七年を限り弟子となりしか期滿て後も師恩を報んとて暇をこはす師の家事に力を盡し又父母に孝ありて四季施に受る衣日用の錢をも父母の方にのみ贈り常に二三夜を隔て必省み肩を撫て夜明けに歸て又仕へけり此町は府下の西端にて寒風はけしく家家に遠垣と云物を造りしに留次郎師の爲に村里にさせる時松の木二本つつ買來り破れたる蕤菰など張て其害を防ぎ雪深き時は夜中にも來りて拂ひ夏は反古をあつめ紙帳を造りて父母に贈りしとをされば親族も彼か孝心に感し米など贈り扶けしと云寛政三年賞して米を與ふ

孝行者傳次 天明三年賞して同上

善行者市川彦一 同上

善行者藤吉 太郎兵衛新田に住めるものなり寛政五年賞して同上

孝行者彌右衛門 享和元年賞して同上

西黒川

石堂分

糠塚町の北にあり地面東西三町一間南北三町二十五間東は東黒川上河原分に界ひ西は赤岡分に隣り北は高久組上荒久田村に接す民居總て十九塚あり糠塚町の北一町五十

間餘に家數十塚あり東西二十八間南北五十六間餘の九塚は糠塚町の末に連る昔この地に石堂某と云者住せりと云舊事雜考に或記を引て貞治六年石堂殿下向シツト文字合戦ありと記せしは此人の事にや松川組音金村の條下を併見るへし鬼渡林 糠塚町より上荒久田村に行く道の側に一株の櫟あり周數圍高十丈餘此地もと鬼渡神社あり寛文中蠶養國神社の末社稻荷神社の相殿とせし故此名残れり今土俗誤て鷄林と稱す咳嗽を患るもの此樹に願をかけ鷄の繪を奉り尊崇する事となれり

達磨分

小黒川分の北に並ひ地面東西五町四間南北八町四十間東は高久組中明村に隣り西は高久組平澤村に接し北は高久組上高野村に界ふ家數六塚東西二十一間南北四十六間中明村の西に續く此より三町二十間餘に家數二塚あり東西十一間南北十八間

小黒川分

下町の西にあり地面東西十三町二十一間南北二十四町五十五間南は材木町分に交はり北は高久組藤室村に連り西は高久組東城戸村に續く民居凡て二百六十塚あり穢多町

の西黒川の東岸に家數五軒あり東西二十八間餘南北二十
二間柳橋の側に住する故俗に橋本と稱す此より未申の方
四町十間餘に家數七軒あり東西三十一間南北四十四間餘
三屋と云大和町の末より戌亥の方に家數五軒あり東西一
町十五間南北七間餘若岡と稱ふ其餘は市中に雜居す各其
條下に

藥師堂河原 柳橋の西北にあり東西三十九間南北二十一
間舊此地に藥師堂あり故に名とす寛永十五年後分町圓
福寺に移す

黒川 府下半兵衛町の界より來り此地の西の方を斜に西
北の方に流ること二十一町四十間餘高久組平澤村の
境内に入る

柳橋 橋本の側後街道黒川に架す長十七間餘勾欄あり
橋邊に柳樹多し故に柳橋と稱す

黒川堰 府下後町の地より來り田地に漑き高久組上荒久
田村の方に注く

中明堰 橋面の西の方にて黒川を引き田地の養水となし
高久組藤室村の方に注く

平澤堰 地面の西北の方にて黒川を引き田地を潤し達磨
分の地を経て高久組平澤村の方に注く

刑伐場 越後街道の北藥師堂河原にあり加藤氏就封のこ
ろまで郭の南黒川の邊にありしか後ここに移せりと云
切支丹塚 藥師堂河原の東にあり相傳ふ寛永十二年耶蘇
の徒横澤丹波何人なる事と云者及び其族を捕へ此地に
出し高く倒に懸るに皆二日を経して死す此時丹波か
宅の壁中に隠れ居し伴天連をも索出し同く倒に懸るに
一七日を経て死しぬ頃穢多町の側に小屋を設て壁を
作さす多く癩人の耶蘇となれる者を置き風霜に曝して
殺す其後彼死人を同穴に埋て此塚を築くと云

赤岡分

後町の北にあり地面東西一町四十四間南北九町十三間
東は石堂分に界ひ西は小黒川分に並ひ北は高久組上荒
久田村に連る民居九軒糠塚町に雜居す

いたか町

材木町の東町分の地にあり即材木町分
の地なり東西一町餘幅二
間家數八軒もとは此より東の方黒川の岸にありしを慶
長の頃材木町の末に移し後又此に移せしと云昔いたか
の住し所故此名あるにやいたかの業とする處詳ならず職
人歌合に俗形の如き者小き卒都
婆形を露く體を圖して穢多と番はせた
れはいたかの稱も古き稱とは見えたり今も此町の者をは
いたかと稱し他の商賈に混せず恒に飴を煉て商ふ又年

年夷鐘馗毘沙門等の畫像を府下及村里に配り穢多の福
よしの如きとを唱ふ其詞鄙褻なれとも傳るままに左に
載す

かほと目出度御大黒祝ひ申候では戸に立てはきちてう
てんまほりの御經にうたひかひなし棟に押ては火ふせ
となり舟の中にては龍浦島藏の中てはうが大黒商の利
をとり數の寶と御積あれ

また寛永中の文書の寫あり因に録す

請取錢之事

合貳貫文は 上錢但京錢

右者ゑひす大夫上ケ申錢也但湯淺兵助取上ル寛永四年
分相濟也

寛永四年十月晦日

ゑひす大大夫中參

佃野小右衛門印判

穢多町 此町一つの頃置くと云を詳にせされとも蒲生
氏の時既にありしと云七日町四谷と藥師堂河原の間にあ
り東西二町十三間餘幅五間家數七十一軒みな穢多の居な
り革細工を業とす又往古より毎年正月福よし蠶種算など
いふ事を唄ひ府下の家家及び村里を巡て米錢を乞若松の
條下に
照見る 町末を黒川流る
癩人小屋 此町より少し離て西にあり一つの頃置と云事

を詳にせず癩疾にかかりて寄邊なき者は凡て此小屋に
入れ乞食して身を終へしむ此小屋の構の内に假埋場と
て諸罪人の牢死せる者を假に埋おく所あり癩人をして
守らしむ又蒲生家の時より預りしと云錢釜二口あり罪
人を煮たる釜なりと云

褒善

甚右衛門 此町の穢多にて假に肝煎役を勤し者なり若き
より父に事て殊勝の行とも多し父母失せし後は朝夕佛
前の勤懈らす子の源右衛門其妻いそも孝心深く折にふ
れて珍しき食物等あれば價の高卑をいはす夫婦衣類を
鬻ぎても求め進めけるに甚右衛門先す父母の靈前にす
すめ小の供るよしを告後みつからも食しけるとそ先に
甚右衛門か父恒に云けるは我我穢多町にすみて良民の
交りもなしかたし責ては心を正直にし上を敬ひよき行
あらはやと教へさとしけるされは甚右衛門より源右衛
門夫婦までかかる篤行ありしにこそ延享二年三人に錢
若干を與て賞せり

孝行者利八 寶曆十年褒賞して錢を與へり

孝行者しち 利八妻なり同上

新編會津風土記卷之二十四終

新編會津風土記 自卷之一至卷之二十四 要目

卷之一	一	土產(在名)	九
提要之一	一	方言	一〇
總論	一	釋門	一一
郡數(在名)	六	卷之二	二
鄉數(在名)	六	提要之一	二
莊數(在名)	六	古器圖	二
組數(在名)	六	卷之二	二
町數(在名)	七	提要之二	二
村數	七	家士古文書	二
戶數	七	西鄉賴母所藏七通	二
驛數	七	神保內藏助所藏二通	二
社數	七	原田伊市郎所藏二十六通	二
寺數	七	原田又助所藏六通	二
口留番所數	八	卷之三	三
舟番所數	八	提要之三	三
高山(在名)	八	家士文書	三
大川(在名)	八	一柳新三郎所藏四通	三
廣野(在名)	九		
		廣川力四郎所藏五通	四
		加須屋左近所藏十七通	四
		小森與兵衛所藏六通	四
		梁瀬源次郎所藏十六通	四
		大竹孫右衛門所藏一通	四
		丸山右次馬所藏九通	四
		山内瀧口所藏六通	五
		卷之四	五
		提要之三	五
		家士古文書	五
		浮洲次郎左衛門所藏十通	五
		坂本學兵衛所藏二通	五
		龍造寺舍人所藏三通	六
		竹本登所藏五通	六
		神尾才八所藏四通	六
		黑河内織左衛門所藏一通	六
		松澤喜右衛門所藏十七通	六
		神尾長藏所藏二通	六

卷之五	六
提要之三	六
家士古文書	六
堀源之助所藏十通	六
安積市之進所藏十五通	七
小山田多門所藏四通	七
三坂五郎左衛門所藏二十四通	七
福王寺辰四郎所藏三十六通	八
卷之六	七
提要之三	七
家士古文書	七
黑河内重助所藏一通	七
水野主典所藏四通	八
小田切三之丞所藏四通	八
堀内作右衛門所藏一通	八
猪狩惣右衛門所藏十五通	九
松本與大夫所藏四通	九
飯島大助所藏一通	九
栃木勘左衛門所藏六通	九
中村儀右衛門所藏二通	九
上島川兵衛所藏二通	九
浦野勝平所藏四十一通	九
安惠熊次郎所藏二通	一〇三
福井舍人所藏二通	一〇四
卷之七	一〇四
提要之四	一〇四
村民古文書	一〇五
府下河原町半兵衛所藏二十	一〇五
九通	一〇五
會津郡中荒井組中荒井村鄉	一〇五
頭小森與兵衛次所藏一通	一一
同郡同組今泉村肝煎伊久右	一一
衛門所藏五通	一一
同郡熨斗戶組熨斗戶村鄉頭	一一
星谷右衛門所藏二通	一一
同郡同組吉高村修驗大法院	一一
所藏一通	一一
同郡古町組古町村修驗圓乘	一一
院所藏五通	一一
同郡黒谷組長濱村清吉所藏	一一
一通	一一
耶麻郡小荒井組小荒井村修	一一
驗小洗寺所藏八通	一一
卷之八	一一
提要之四	一一
村民古文書	一一
大沼郡永井野組永井野村善	一一
十郎所藏一通	一一
同郡同組八木澤村名主丈助	一一
所藏一通	一一
同郡東尾岐組東尾岐村名主	一一
清吾所藏一通	一一
同郡大谷組砂子原村伊惣次	一一
所藏一通	一一
同郡大鹽組山入村名主門次	一一
右衛門所藏二通	一一
河沼郡笈川組笈川村鄉頭磯	一一
部近内所藏一通	一一
同郡坂下組坂下村幸左衛門	一一
所藏一通	一一
同郡同組塚原村肝煎左衛門	一一
所藏五通	一一
同郡同組長井村肝煎佐藤惣	一一
左衛門所藏九通	一一
蒲原郡津川町勘之丞所藏二通	一一
魚沼郡鹽澤組鹽澤村大割元	一一

井口組右衛門所藏一通	二五
卷之九	二七
提要之五	二七
陸奥之國河沼郡牛津組塔	二七
寺村八幡宮長帳	二七
自文和三年甲午	二七
至寬永十年癸酉	二七
卷之十	四七
提要之六	四七
越後國蒲原郡鹿瀬組實川	四七
村農民所藏	四七
日光山緣起上	四七
日光山緣起下	五一
卷之十一	五七
若松	五七
本町	五七
横通	五七
米代	五七
小田垣	五七
權現下郭	五七
上町	五七
下町	一五
天寧寺町	一五
徒町	一五
千石町	一五
外小田垣	一五
小田町	一五
南町	一五
象眼町	一五
漆原組町	一五
花畑	一五
花畑組町	一五
石塚	一五
新町	一五
河原	一五
材木町	一五
河原新町	一五
片原町	一五
柳原組町	一五
半兵衛町	一五
半兵衛町組町	一五
牛明町	一五
瀧澤町	一五
持筒町	一五九
四軒町	一五九
千軒町	一五九
糠塚町	一五九
府城	一五九
本丸	一五九
帶郭	一六〇
二之丸	一六〇
三之丸	一六〇
北出丸	一六〇
西出丸	一六〇
卷之十二	一六四
外郭	一六四
本丁	一六四
本一之丁	一六四
本二之丁	一六五
諏訪神社	一七〇
天王神社	一七〇
白山神社	一七〇
城森神社	一七〇
伊勢宮	一七〇
稻荷神社	一七〇

忠彦靈社 一七〇
神職諏訪近江 一七〇
神職佐久上總 一七九
神職笠原幸之丞 一八〇

卷之十三

本三之丁 一八四
本四之丁 一八五
五之丁 一八五
興德寺 一八六
稻荷神社 一八八
氏郷肖像 一八九
横通 一九二
寶積寺通 一九二
三日町通 一九二
六日町通 一九二
甲賀町通 一九二
大町通 一九三
桂林寺町通 一九四
諏訪通 一九四
融通寺町通 一九四
米代 一九五

卷之十四

米代 一九五

米代一之丁 一九五
米代二之丁 一九五
米代三之丁 一九五
米代四之丁 一九五
日新館 一九六
小田垣 一九六
一番丁 一九六
二番丁 一九六
袋丁 一九六
權現下郭 一九六
五軒丁 一九六
東照宮 一九六

卷之十五

郭外 一九六
福吉の詞 一九六
蠶種數の詞 一九六
上町 一九六
大町 一九六
彌勒寺 一九六
融通寺 一九六
稻荷神社 一九六
一桂院 一九六

卷之十六

持寶院 二〇四
誓願寺 二〇四
實成寺 二〇四
東明寺 二〇八
熊野宮 二〇九
築田仙右衛門 二一一
古川近江 二一七
管慶傳右衛門 二一八
馬場町 二一九
觀音堂 二四〇
坂内孫右衛門 二四〇
一之町 二四一
倉田藏之丞 二四一
二之町 二四三
角田彦右衛門 二四三
風間久兵衛 二四三
三之町 二四四
荒神社 二四四
正福寺 二四四
四之町 二四四

卷之十七

川副勘左衛門 二七六
北小路町 二七九
稻荷神社 二八〇
安養院 二八〇
長福寺 二八〇
小池傳吉 二八〇
赤城惣兵衛 二八一
七日町 二八二
常光寺 二八二
阿彌陀寺 二八二
紺屋町 二八四
原町 二八五
國安大吉 二八五
道場小路 二八五
觀音寺 二八五
桂林寺町 二八七
早山藤藏 二八七
後分町 二八八
泉明院 二八八
威徳院 二八八
諏訪四谷 二八九
西光寺 二八九
當麻丁 二九〇

卷之十八

稻荷神社 二四四
地藏堂 二四四
萩原小隅 二四五
五之町 二四五
稻荷神社 二四六
實相寺 二四六
高巖寺 二五五
甲賀町 二六〇
稻荷神社 二六一
大工町 二六二
六日町 二六三
下坂甚左衛門 二六三
博勞町 二六四
鳥居町 二六五
伊舍須禰神社 二六六
柚丁 二六八
槻町 二六九
堅三日町 二六九
本郷町 二六九
中六日町 二七〇
野伏町 二七〇

卷之十九

圓滿寺 二七一
中六日町横丁 二七一
滿福寺 二七一
中條道辰 二七一
堀江町 二七一
横三日町 二七一
行人町 二七一
稻荷神社 二七二
屋敷町 二七二
愛宕町 二七三
阿彌陀町 二七四
台町 二七四
藥師堂 二七四
寺町 二七四
眞龍寺 二七四
本覺寺 二七五
東名古屋町 二七六
妙音寺 二七六
組町 二七六
下町 二七七
老町 二七七

白山神社	二九〇
大和町	二九〇
金剛寺	二九〇
大安寺	二八三
光明寺	二九三
融通寺町	二九三
城安寺	二九三
稻荷神社	二九四
久右衛門	二九四
西名子屋町	二九六
長命寺	二九六
但心寺	二九六
泉德寺	二九六
當麻中町	二九八
長泉寺	二九八
正蓮寺	二九八
大蓮寺	二九八
針屋町	二九八
西蓮寺	二九八
吉田甚藏	二九九
善久町	二九九
法光院	二九九

卷之二十

天寧寺町	三〇〇
寶藏院	三〇〇
宗英寺	三〇一
玉泉寺	三〇一
徒町	三〇一
新町	三〇一
一乘寺前通	三〇一
一乘寺	三〇一
正教寺	三〇一
中丁	三〇一
淨光寺通	三〇一
隄端通	三〇一
下隄端	三〇一
六軒丁	三〇一
東大工丁	三〇一
淨光寺前通	三〇一
法林寺前通	三〇一
橫通	三〇一
願成就寺前通	三〇一
淨光寺	三〇一
明光寺	三〇一

法林寺	三〇七
願成就寺	三〇七
清水町	三〇七
高井町	三〇八
千石町	三〇八
一番丁	三〇八
二番丁	三〇八
千手院	三〇八
中間町	三〇八
專福寺腸片原町	三〇八
高井丁通	三〇八
專福寺前通	三〇八
專福寺	三〇九
藥師前通	三〇九
鷹匠町	三〇九
餌指町	三〇九
外小田垣	三〇九
隄端一番丁	三〇九
隄端二番丁	三〇九
小田町	三〇九
組町	三〇九
厩町	三〇九
長柄町	三〇九

卷之二十一

橫通	三二〇
小田町	三二一
宗英寺河原通	三二一
極樂寺前通	三二一
極樂寺	三二一
淨光寺	三二一
稱名寺	三二二
河原新丁	三二二
南町	三二三
中町	三二四
大橋	三二四
花畑通	三二四
長樂寺	三二五
晒屋町	三二五
十五軒町	三二五
河原新丁	三二五
文明寺	三二五
西龍寺	三二六
中横町	三二八
常慶寺町	三二八
常慶寺	三二八

三善藤四郎	三二八
十軒丁	三二九
西横町	三二九
堅町	三二九
稻荷神社	三二九
靜松寺	三二九
明榮寺	三二九
福泉寺	三三〇
林昌寺	三三〇
湯川端通	三三一
二十軒町	三三一
年貢町	三三一
天満宮	三三一
若葉丁	三三一
象眼町	三三一
弓丁	三三一
鐵炮町	三三一
稻荷丁	三三一
稻荷神社	三三一
漆原組町	三三一
一番丁	三三一
二番丁	三三一
三番丁	三三一

卷之二十二

四番丁	三三三
五番丁	三三三
六番丁	三三三
堅町通	三三三
花畑	三三三
大通	三三三
花畑口通	三三三
花畑組町	三三三
河原通	三三三
裏通	三三三
一番丁	三三三
二番丁	三三三
三番丁	三三三
四番丁	三三三
五番丁	三三三
片頼丁	三三三
石塚向河原丁	三三三
石塚向丁	三三三
石塚	三三三
石塚六軒丁	三三三
觀音堂	三三三

東昌寺	三三七
長善寺	三三八
弘長寺	三三八
新町	三三八
湯川端通	三三八
横通	三三八
一番丁	三三八
二番丁	三三八
三番丁	三三八
觀音裏通	三三九
新丁	三三九
河原町	三三九
大橋	三三九
大法寺	三三九
材木町	三三〇
住吉神社	三三〇
天照寺	三三〇
秀長寺	三三一
河原町新丁	三三一
片原町	三三一
柳原組町	三三一
一番丁	三三一
二番丁	三三一

三番丁	三三三
四番丁	三三三
横通	三三三
半兵衛町	三三三
烏橋通	三三三
水主町	三三三
横丁通	三三三
新丁通	三三四
極樂寺	三三四
五輪一基	三三四
新丁	三三四
横丁	三三五
袋丁	三三五
中河原町	三三五
半兵衛町組町	三三五
一番丁	三三五
二番丁	三三五
三番丁	三三五
四番丁	三三五
五番丁	三三五
長源寺	三三六
寶泉寺	三三六
常念寺	三三六

卷之二十三	三三六
瀧澤町	三三八
久福寺	三三八
妙法寺	三三八
三十番神社	三三九
八十八町長丁	三四〇
同中町	三四一
同一番丁	三四一
同二番丁	三四一
同三番丁	三四一
同四番丁	三四一
持筒町	三四一
法華寺	三四一
寶昌寺	三四二
四軒丁	三四二
同心町	三四二
瀧澤町	三四二
南丘院	三四二
千軒道	三四三
蓮華寺	三四三
淨國寺	三四三
定善寺	三四三

紫雲寺前通	三四三
紫雲寺	三四三
福證寺	三四四
清林寺	三四四
木戸千軒道	三四四
東雲寺	三四四
滿福寺	三四四
本光寺	三四四
榎塚町	三四五
通丁	三四五
松圓寺前通	三四五
松圓寺	三四五

裏町	三四五
外裏町	三四五
裏町	三四六
木椎町	三四六
卷之二十四	三四七
町分	三四七
東黒川	三四七
上河原分	三四七
古諏訪神社	三四七
地藏堂	三四八
蠶養宮村	三四八

蠶養國神社	三四八
千石町分	三四〇
荒神社	三五〇
成願寺	三五〇
弘眞院	三五二
材木町分	三五三
山浦茂助	三五三
石堂分	三五五
達磨分	三五五
小黒川分	三五五
赤岡分	三五六
いたか町	三五六

新編會津風土記

自卷之一要目 終

昭和七年二月五日印刷
昭和七年二月十日發行

大日本地誌大系 新編會津風土記一

非賣品

版權所有

編輯者 蘆田伊人

發行者 東京市麴町區飯田町六ノ二三
長坂金

印刷者 東京府戶塚町下戶塚一三
上田榮吉

東京市麴町區飯田町六ノ二三

發行所

雄山閣

振替東京二四二二七番
電話九段二三一四番

